

目 次

第 1 部 総 則

1 「岐阜県教育」の展望 -----	1
第 1 章 教育委員会 -----	4
1 教育委員会の組織 -----	4
2 教育委員会の会議 -----	4
3 条例及び教育委員会規則 -----	7
第 2 章 教育委員会事務局 -----	8
1 本庁の分掌事務 -----	8
2 教育事務所の分掌事務 -----	11
第 3 章 教育機関 -----	11
1 教育機関の所掌事務 -----	11
2 県立学校 -----	12
第 4 章 附属機関等 -----	12
1 教育委員会の附属機関 -----	12
2 教育に関する知事の附属機関 -----	13

第 2 部 教育予算

第 1 章 教育予算の概要 -----	14
第 2 章 教育委員会予算の概要 -----	15

第 3 部 管 理

第 1 章 学校管理 -----	35
第 1 節 平成24年度公立学校施設整備事業の計画 -----	35
第 2 節 公立小・中学校 -----	35
1 小 学 校 -----	35
2 中 学 校 -----	36
3 学校の新設・統廃合 -----	37
4 施設の概況 -----	38
第 3 節 公立高等学校 -----	40
1 全日制課程 -----	40

2	定時制課程	41
3	通信制課程	41
4	入学定員と進学率	41
5	県立高等学校の施設の概況	42
6	授業料等	43
7	修学支援	43
第4節	特別支援教育	44
1	特別支援学校の現況	44
2	特別支援教育	47
第5節	へき地教育	48
1	へき地教育の振興	48
2	へき地指定校	50
3	寄宿舎の開設	50
4	スクールバス・教員宿舎等の整備	50
第6節	教職員の人事	51
1	概 要	51
2	教職員定数	51
3	平成24年度人事異動	52
4	教職員の給与、勤務条件等	57
5	教職員の免許	78
6	教職員団体	81
第7節	公立幼稚園	81
第8節	私立学校	82
1	幼稚園	82
2	小・中学校	83
3	高等学校	83
4	専修学校・各種学校	83
5	その他	84
第2章	調査統計	84
1	教育調査統計	84
2	平成23年度の教育調査統計	84
3	平成24年度の教育調査統計計画	85
第3章	広報・広聴活動	85
1	概 況	85
2	平成23年度の事業	85
3	平成24年度の事業計画	86
第4章	表 彰	87

1 岐阜県教育委員会表彰	87
2 岐阜県教育委員会教育長表彰	89
第5章 教育改革	89
1 「岐阜県における教育改革の行動指針」の策定	89
2 「岐阜県における教育改革の行動指針」策定以降の取組	91
3 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定	91
第6章 研 修	92
第1節 平成23年度の事業	92
1 施設・設備の概要	92
2 平成23年度の事業概要	92
第2節 平成24年度の計画	94
1 基本認識	94
2 総合教育センター事業の内容	94

第4部 学校教育

第1章 平成24年度学校教育指導の方針と重点	101
1 幼稚園教育指導の方針と重点	101
2 小・中学校教育指導の方針と重点	103
3 高等学校教育指導の方針と重点	108
4 特別支援学校教育指導の方針と重点	111
第2章 各分野の教育	115
第1節 生徒指導	115
<小・中学校>	
1 平成24年度の重点	116
2 施 策	117
<高等学校>	
1 平成24年度の重点	118
2 施 策	118
第2節 進路指導	118
1 平成24年度の指導の重点	118
2 平成23年度の事業	119
3 平成24年度の計画	120
第3節 科学教育	120
1 現 況	120
2 平成24年度の計画	122

第4節 産業教育	124
1 現 状	124
2 平成23年度の事業	125
3 平成24年度の計画	125
第5節 飛び出せスーパー専門高校生推進事業	125
第6節 へき地教育	126
1 現 況	126
2 平成23年度の主な事業その他	126
3 平成24年度の計画	126
第7節 定時制・通信制教育	127
1 現 況	127
2 定時制・通信制教育での諸制度の活用	128
3 定時制・通信制教育実施のための諸事業	128
4 平成24年度の施策の重点	128
第8節 幼稚園教育	129
1 現 況	129
2 平成24年度の計画	130
第9節 特別支援教育	131
1 現 況	131
2 平成24年度の計画	131
第10節 学校図書館教育	133
1 現 況	133
2 平成24年度の指導の重点	135
3 平成24年度の計画	135
第11節 学校人権教育	135
1 現 況	135
2 平成24年度の計画	136
第12節 道徳教育	137
1 現 況	137
2 平成24年度指導の方針と重点	137
第13節 国際理解教育	138
1 農業高校生海外実習派遣事業	138
2 外国語指導助手（ALT）招致事業	138
第14節 情報教育	139
1 平成24年度の計画	139
第15節 子ども支援	139
1 児童生徒の優れた能力と個性の伸長を図る支援	139
2 幼児・児童生徒に関する教育相談	140

第3章 指導計画 -----	141
第1節 平成24年度研究開発事業等 -----	141
<小・中学校>	
1 教育研究推進の基本的方向 -----	141
平成24年度研究指定校及び指定市町村 -----	142
<高等学校>	
1 教育研究推進の趣旨 -----	144
2 研究指定校 -----	144
3 平成24年度文部科学省研究指定事業等 -----	144
4 学校活性化プロジェクト推進事業 -----	145
5 ステップアップカリキュラム研究開発推進事業 -----	145
第2節 訪問指導 -----	146
<小・中学校>	
1 平成23年度の事業と実績 -----	146
2 平成24年度の重点と具体策 -----	146
<高等学校>	
1 平成23年度の事業と実績 -----	148
2 平成24年度の重点と具体策 -----	148
第3節 教育課程講習会 -----	148
1 小・中学校 -----	148
2 高等学校 -----	149
3 特別支援学校 -----	150
第4節 年間研修計画 -----	151
1 平成24年度幼・小・中学校研修事業の運営 -----	151
2 平成24年度高等学校・特別支援学校関係研修計画 -----	160
第4章 平成24年度公立高等学校入学者選抜 -----	161
1 日 程 -----	161
2 学力検査 -----	162
3 出願者と合格者の状況 -----	162
第5章 教育研究団体 -----	163
1 現 況 -----	163
2 平成24年度の研究主題 -----	164
第6章 教科書の採択 -----	167
1 平成25年度使用の教科用図書の採択 -----	167
2 平成24年度教科書センター及び分館 -----	168
3 平成24年度使用教科書 -----	169

第5部 社会教育

第1章 平成24年度社会教育の方針と重点	171
第2章 重点事業の概要	173
第1節 総合指導	173
1 読書活動の推進	173
2 青少年の地域活動や自然体験活動の促進	173
3 関係機関の連携強化	174
4 指導者研修の内容充実	174
5 地域課題の解決を目指す総合的社会教育事業の充実	174
第2節 家庭教育	174
1 家庭教育学級リーダー研修会の内容充実	174
2 企業・事業所と連携した家庭教育の支援	174
第3節 地域教育	174
1 地域による学校支援の充実	174
2 放課後子どもプランの推進	174
第4節 社会教育施設	175
第5節 成人教育	175
1 公民館事業の推進	175
2 P T A活動の奨励	175

第6部 文化

第1章 平成24年度文化振興の方針と重点	177
第2章 芸術文化活動の振興	178
第1節 事業の概要	178
1 幼児、児童生徒の創作活動の奨励と発表機会の充実	178
2 幼児期から発達段階に応じて優れた芸術文化に触れる機会の充実	178
3 学校等が推進する文化活動への支援	179
4 その他の芸術文化振興を図るための事業	179
第2節 平成24年度事業計画	180
第3章 文化財保護	181
第1節 事業の概要	181
1 指定文化財件数	181
2 埋蔵文化財届出事務	182
3 文化財の調査指導及び保護管理に関する事業	183

4	特別天然記念物カモシカ対策に関する事業	183
5	文化財愛護思想普及に関する事業	183
6	文化財調査記録作成に関する事業	184
7	銃砲刀剣類登録に関する事務事業	184
第2節	平成24年度事業計画	184

第7部 スポーツ

第1章	平成24年度スポーツ推進の方針と重点	185
第2章	スポーツ推進	185
第1節	生涯スポーツ	186
1	現況	186
2	平成23年度の事業実績	186
3	平成24年度の施策	186
4	平成24年度の主な事業計画	186
第2節	競技スポーツ	187
1	現況	187
2	平成23年度の事業実績	187
3	平成24年度の施策	190
4	平成24年度の主な事業計画	190
第3章	財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	191
1	平成23年度の事業実績	191
2	平成24年度の事業概要	199

第8部 健康教育と学校体育

第1章	平成24年度健康教育の方針と重点	205
第1節	学校保健	205
1	現況	205
2	平成23年度の事業実績	205
3	平成24年度の施策	206
4	平成24年度の主な事業計画	206
第2節	学校給食	207
1	現況	207
2	平成23年度の事業実績（資料編参照）	208

3	平成24年度の施策	209
4	平成24年度の主な事業計画	209
第3節	学校安全・部活動	210
1	現 況	210
2	平成23年度の実績	210
3	平成24年度の施策	210
4	平成24年度の主な事業計画	211
第4節	学校体育	211
1	現 状	211
2	平成23年度の事業実績	211
3	平成24年度の重点	212
4	平成24年度の主な事業計画	212

第1部 総 則

1 「岐阜県教育」の展望

【基本理念】《めざす「ぎふの人間像」》

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

岐阜県では、未来を担う子どもたちに、自ら考え行動できる力、コミュニケーション能力や協調性といった「人とつながる力」、豊かな人間性・社会性、規範意識など、社会人としての基礎的な資質・能力をしっかりと身に付けさせます。また、生涯を通して自ら学び、能力・個性を磨き高める自己開発能力を身に付けさせるとともに、高い志とグローバルな視野をもって、夢や目標に向かって挑戦し続ける力を育成します。こうした資質・能力を基盤として、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築いて、助け合いと知恵のネットワークを広げ、公共心と自治意識をもって、地域の福祉、子育て支援、防災、教育、文化の継承、持続可能な環境づくりなどに主体的に関わり、互いに協働して地域の課題解決に取り組むとともに、産業活動を担い、未来を切り開く新しい価値を創造し、安全・安心で活力ある地域づくりに貢献する「地域社会人」を育成します。

【3つの力】

この基本理念に基づいて、岐阜県の子どもたちには、自立力・共生力・自己実現力の3つの力を、一体としてバランスよく育成していきます。

【自立力】

自分に自信をもち、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応していく力

【共生力】

思いやりや助け合いの心、コミュニケーション能力や協調性をもち、人や社会とつながり、豊かな人間関係を広げ深めていく力

【自己実現力】

高い志とグローバルな視野をもち、問題解決能力や創造力を発揮し、夢に向かって挑戦し続けるとともに、新しい価値を創造し、地域や社会の発展に貢献できる力

【政策の基本方向】

- ▶ 基本方向1 確かな教育力で県民の期待に応える学校づくり
 - 社会人としての基礎的な資質・能力と自己開発能力の育成
 - 社会を知り、社会とつながる教育の推進
- ▶ 基本方向2 ふれあい豊かな地域で子どもたちをはぐむ「県民総参加教育」
 - 多様な体験・ふれあいの場を広げる教育コミュニティづくり
 - 自己肯定感の育成

重点目標と主要施策の概要

重点目標 1 きめ細かな教育の推進

- 確かな学力の育成
- 幼児期からの教育の支援
- 心の教育・人権教育の充実
- 豊かな体験活動の推進
- いじめや不登校児童生徒への対応
- 健康・体力づくり、食育の推進
- キャリア教育・産業教育の充実
- 情報・環境・国際理解教育の充実
- 読書活動の推進

《平成24年度の主な施策》

- ・基礎学力の向上及び定着に向けた取組の実施 **重点**
- ・少人数教育の推進等教職員配置の充実 **重点**
- ・自分の命を守る力を高める防災教育の推進 **重点** **新規**
- ・幼保小及び地域との連携を意識した幼児教育の推進
- ・地域や家庭と連携した道徳教育・人権教育の充実
- ・いじめや不登校に対する教育相談体制の充実 **重点**
- ・栄養教諭を中核とした食育の推進
- ・高等学校における就職支援の充実 **重点** **新規**
- ・専門高校における地域に根ざした産業教育の推進
- ・清流の国づくりに向けた環境教育の充実
- ・実践に即した外国語教育の充実
- ・子どもの読書意欲を高める取組の推進

重点目標 2 優秀な教員の確保と資質の向上

- 優秀な人材確保のための採用選考の推進
- 教員の資質と指導力の向上
- 適材適所の人事システムの充実

《平成24年度の主な施策》

- ・教員の大量退職に対応した教員採用選考の工夫改善
- ・教科指導力の向上等、教員の継続的な研修の充実及び校内研修の活性化
- ・学校の活性化及び教員の資質・能力が生きる人事異動の実施
- ・事務の見直しによる教員の負担軽減の推進

重点目標 3 安心して学べる教育環境づくり

- 特別支援教育の充実
- 外国人児童生徒の教育の充実
- 学校施設の整備、学校の安全確保の推進
- 修学支援の推進
- 学びの再チャレンジができる教育環境づくり

《平成24年度の主な施策》

- ・特別支援学校の計画的な整備 **重点**
- ・特別支援学校における就労支援の充実 **重点**
- ・外国人児童生徒に対する適応指導の充実 **重点**
- ・教育環境改善のための県立学校施設改善の実施
- ・経済的な理由によって修学困難な生徒に対する修学支援の推進
- ・自分の命を守る力を高める防災教育の推進 **重点** **新規** [再掲]

重点目標 4 地域の特色を生かした活力ある学校づくり

- 学校マネジメントの向上
- 開かれた学校づくりと学校評価
- 魅力ある学校づくり
- ふるさと教育の充実
- へき地教育の振興

《平成24年度の主な施策》

- ・各県立学校の課題解決に向けた自発的な取組への支援
- ・学校の改善につながる学校関係者評価の実施
- ・教育施策の充実につながる広聴活動の実施
- ・地域の特色を生かしたふるさと教育の推進

重点目標 5 学校種間の連携

- 幼保小、小中、中高との連携推進
- 特別支援学校と幼保小中との連携推進
- 大学等との連携推進

《平成24年度の主な施策》

- ・地域における幼保小連携に向けた支援
- ・特別支援学校のセンター的機能の充実
- ・校種間における教員交流の推進
- ・教職大学院等における教員研修の実施

重点目標 6 家庭教育の支援

- 地域や企業等と協働した家庭教育支援の充実
- 教育と児童福祉との連携強化

《平成24年度の主な施策》

- ・企業・事業所と連携した家庭教育支援の推進
- ・PTAが行う家庭教育活動の支援
- ・地域における子育て支援ネットワークの構築に向けた支援

重点目標 7 社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティづくり

- 地域の教育力の向上
- 地域と連携を図った防犯対策の充実
- 規範意識の醸成
- 文化活動、生涯学習の推進
- 文化財の保存・活用の推進
- 「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」に向けた取組の充実

《平成24年度の主な施策》

- ・「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の成功に向けた取組の強化・充実 **重点**
- ・「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を契機としたスポーツの推進 **重点**
- ・「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を盛り上げる特別展覧会等の開催 **重点**
- ・国体関連施設改修工事の実施 **重点**
- ・地域ぐるみで子育てを支援する仕組みの充実
- ・地域と連携した学校安全（生活・交通・防災）教育の推進〔一部再掲〕
- ・いじめや不登校に対する教育相談体制の充実 **重点**〔再掲〕
- ・国・県指定文化財の保存・活用に対する支援と教育普及活動の実施
- ・子どもたちの体力向上に向けた体制の整備

時代や社会の変化に対応した岐阜県教育の新たな方向性を示し、施策の総合的・計画的な推進

《平成24年度の主な施策》

- ・第2次岐阜県教育ビジョン（仮称）の策定 **重点** **新規**

第1章 教育委員会

1 教育委員会の組織

岐阜県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところにより、岐阜県における教育行政の執行機関として設置されている。

県教育委員会は、6人の委員をもって組織され、氏名および任期は次のとおりである。

（平成24年4月1日現在）

職名	氏名	任期
委員長	土屋 嶮	平21. 7. 18～平25. 7. 17
委員長職務代理者	野原 正美	平24. 4. 1～平28. 3. 31
委員	月村 時子	平21. 10. 15～平25. 10. 14
委員	稲本 正	平23. 3. 17～平27. 3. 16
委員	森口 祐子	平24. 3. 24～平28. 3. 23
委員（教育長）	松川 禮子	平21. 4. 1～平25. 3. 31

2 教育委員会の会議

県教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、岐阜県教育委員会会議規則の定めるところにより行われている。

会議は、定例会議と臨時会議とし、定例会議は毎月1回開催されている。

平成23年度は定例会議が12回、臨時会議が1回開催された。

平成23年度 教育委員会報告、議案一覧

開催年月日	報告・議案	議 事
4月定例 (H23. 4. 27)	報 告	1 職員の表彰について
	議 案	1 岐阜県教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について 2 平成23年度岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命について 3 平成24年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準について 4 平成24年度使用県立高等学校用教科用図書の採択方針について 5 平成24年度使用県立特別支援学校用教科用図書の採択方針について 6 「平成24年度岐阜県立高等学校入学選抜」及び「平成24年度岐阜県立特別支援学校高等部入学選考の方針」について 7 岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について 8 博物館登録の抹消について
5月定例 (H23. 5. 23)	議 案	1 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について 2 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について 3 平成24年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準について 4 岐阜県現代陶芸美術館協議会委員の任命について
6月定例 (H23. 6. 8)	議 案	1 教育に関する事務に係る予算に対する意見について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 3 岐阜県社会教育委員の任免について 4 岐阜県博物館協議会委員の任免について 5 岐阜県スポーツ振興審議会委員の任免について
7月定例 (H23. 7. 19)	報 告	1 教育委員会事務局職員の人事異動について 2 市町村立学校管理職の人事異動について 3 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 4 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 5 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について 6 岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について
	議 案	1 岐阜県教育功労者の表彰について 2 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について 3 岐阜県図書館協議会委員の任免について 4 岐阜県生涯学習審議会委員の候補に関する意見について
8月定例 (H23. 8. 2)	報 告	1 職員の表彰について
	議 案	1 教育に関する事務にかかる議案に対する意見について 2 公文書の部分公開決定に対する審査請求に係る裁決について 3 岐阜県博物館協議会委員の任免について

開催年月日	報告・議案	議 事
9月定例 (H23. 9. 7)	報 告	1 職員の表彰について 2 教職員の懲戒処分について
	議 案	1 教育に関する予算に係る議案に対する意見について 2 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 3 教育委員会の点検評価について
10月定例 (H23. 10. 27)	報 告	1 教育委員会事務局職員の人事異動について
	議 案	1 平成24年度公立高等学校の入学定員について 2 岐阜県文化財保護審議会委員の任命について 3 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
11月定例 (H23. 11. 24)	報 告	1 教育に関する予算に係る議案に対する意見について 2 教育委員会事務局職員の人事異動について
	議 案	1 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 2 岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則について
12月定例 (H23. 12. 19)	議 案	1 職員の懲戒処分について 2 教育委員会事務局職員の人事異動について 3 不利益処分に関する不服申し立てにかかる事務の委任について 4 給与の支給に関する不服申し立てにかかる事務の委任について
1月定例 (H24. 1. 18)	報 告	1 職員の表彰について
	議 案	1 教育に関する事務に係る議案に対する意見について 2 職員の懲戒処分について
2月定例 (H24. 2. 8)	報 告	1 市町村立学校管理職の人事異動について
	議 案	1 平成24年度岐阜県教育委員会の基本方針について 2 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止及び教育に関する事務に係る議案に対する意見について 3 教育に関する事務にかかる議案に対する意見について
3月定例 (H24. 3. 1)	報 告	1 教育委員会事務局職員の人事異動について 2 職員の表彰について 3 教育に関する事務に係る予算（平成23年度3月補正分）に対する意見について 4 教育に関する事務に係る予算（平成24年度当初予算分）に対する意見について
	議 案	1 退職教職員の表彰について 2 条例による事務処理の特例に係る議案に対する意見について 3 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について 4 岐阜県重要文化財の指定及び岐阜県重要無形文化財の認定について

開催年月日	報告・議案	議 事
3月臨時 (H24. 3. 22)	報 告	1 職員の表彰について
	議 案	1 平成24年度定期人事異動について 2 職員の懲戒処分について 3 「平成25年度岐阜県立高等学校入学選抜」及び「平成25年度岐阜県立特別支援学校高等部入学選考の方針」について 4 岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について 5 平成25年度県立高等学校における学科改編について 6 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 7 岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について 8 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について 9 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について 10 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について 11 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則を廃止する規則について 12 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーに関する事務の委任等について 13 平成25年度開校予定の飛騨北部地域特別支援学校および飛騨南部地域特別支援学校の校名案について

3 条例及び教育委員会規則（平成23年度公布のもの）

【条例】

- 岐阜県図書館条例（23年岐阜県条例第40号）
- 岐阜県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（23年岐阜県条例第41号）
- 岐阜マリンスポーツセンター条例を廃止する条例（23年岐阜県条例第42号）
- 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（24年岐阜県条例第37号）
- 岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例（24年岐阜県条例第38号）
- 岐阜県図書館条例の一部を改正する条例（24年岐阜県条例第39条）
- 岐阜県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例（24年岐阜県条例第40号）

【規則】

- 岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（23年岐阜県教育委員会規則第3号）
- 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（23年岐阜県教育委員会規則第4号）
- 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則（23年岐阜県教育委員会規則第5号）
- 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則（23年岐阜県教育委員会規則第6号）

- 岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する等の規則
(23年岐阜県教育委員会規則第7号)
- 岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
(23年岐阜県教育委員会規則第8号)
- 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則
(23年岐阜県教育委員会規則第9号)
- 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 (23年岐阜県教育委員会規則第10号)
- 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
(23年岐阜県教育委員会規則第11号)
- 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (23年岐阜県教育委員会規則第12号)
- 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
(23年岐阜県教育委員会規則第13号)
- 岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則 (23年岐阜県教育委員会規則第14号)
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (24年岐阜県教育委員会規則第1号)
- 岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
(24年岐阜県教育委員会規則第2号)

第2章 教育委員会事務局

県教育委員会の権限に属する事務等処理させるため、県教育委員会に事務局が置かれている。事務局には8課（本庁）及び6教育事務所が置かれている。

1 本庁の分掌事務

教育委員会事務局本庁の各課の分掌事務は次のとおりである。

教育総務課

管理調整係	公印、予算経理、物品出納、庶務、秘書、文書、事務局等職員 の人事・給与、勤務評定、定数、服務、栄典、表彰
政策企画係	教育ビジョンの進行管理、行政改革、各種振興計画の連絡調整、 法令審査、訴訟、情報公開、議会窓口、公益法人、教育委員会
義務教育企画係	義務教育に係る重点課題の総合調整、中高一貫教育の推進、多 文化共生に関すること
中等教育企画係	高等学校の入学定員・学科改編、県立学校の将来構想
調査広報係	広報、広聴、報道機関との連絡調整、教育調査・統計
予算係	予算の編成・配当・決算

教育財務課

管理調整係	物品出納、庶務、国費会計事務
経理係	県立学校の予算・決算経理、授業科、修学奨励事業
施設係	県立学校の建設、施設整備、営繕、災害復旧、公有財産管理
助成係	市町村立学校施設の施設整備費国庫負担（補助）事業
技術係	建設指導、技術指導、耐震補強整備

教 職 員 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、県立学校の事務職員人事
小 中 学 校 係	小中学校の教職員人事、服務、採用試験、学級編制、小中学校の設置廃止届の受理、市町村教委の指導、市町村立学校の組織運営の指導、小中学校の管理運営、教育改革
高 等 学 校 係	県立学校の教職員人事、服務、採用試験、教職員定数、公立専修学校・公立各種学校の設置・改廃・県立学校の管理運営
給 与 係	教職員の給与・勤務条件
免許・公務災害係	教職員免許授与・検定、更新、公務災害補償、争訟
調 整 係	共済組合の予算経理・物品出納
厚 生 係	互助組合の予算経理・物品出納、共済貸付、宿泊所
年 金 係	共済年金
健 康 管 理 係	健康管理、人間ドック、特定健康審査、特定保健指導
給 付 係	共済短期給付、互助短期給付

教 育 研 修 課

管 理 調 整 係	予算経理、物品出納、庶務、庁舎管理
研 修 企 画 係	研修企画、資質向上研修、ALT配置・活用
基 本 研 修 係	研修運営、経年研修、職務研修、幼稚園教育
専 門 研 修 係	専門研修、派遣研修（海外派遣、国内派遣）、研修支援（出前講座、自主研修土曜講座、アフタヌーン講座）
情 報 化 推 進 係	ICT活用支援、情報セキュリティ及び情報モラルの指導、岐阜県まるごと学園コンテンツの管理運営、県立学校情報基礎整備
情 報 研 修 係	情報研修、遠隔授業・研修、学校間総合ネットの運営管理

学 校 支 援 課

管 理 調 整 係	課内調整、予算・決算、物品出納、国費会計事務
総 合 支 援 係	学校経営、総合的な学習の時間、特別活動、進路指導、キャリア教育、環境教育、国際教育、道徳教育、へき地教育、幼稚園教育、通学区域、高等学校入学者選抜、教育研究団体の支援、定時制・通信制に関すること、高等学校卒業程度認定試験
教 科 教 育 係	教科教育、学力向上総合推進事業、教育課程の指導、図書館教育、教科書事務、学校支援訪問
産 業 教 育 係	産業教育施設・設備整備計画、インターンシップ、消費者教育、飛び出せスーパー専門高校生推進事業、農業高校生海外派遣、産業教育振興事務
生 徒 指 導 係	生徒指導に関すること、学校適応対策、不登校対策、児童生徒の問題行動等の報告
教 育 相 談 係	教育相談に関すること、能力開花支援事業
人 権 教 育 係	人権教育に関すること

特別支援教育課

管理調整係	課内調整、予算執行、物品出納、就学奨励事業
特別支援教育係	特別支援教育の振興（体制整備、教育内容の充実等）、就学指導、教育課程の編成、生徒指導、高等部入学者選考、教育相談、特別支援教育研修
特別支援学校整備係	「子どもかがやきプラン」の推進、特別支援学校の施設整備（高等特別支援学校含む）、スクールバスの整備
自立支援係	進路指導、就労支援、職業教育の充実、雇用企業の拡大

社会教育文化課

管理調整係	予算経理、物品出納、庶務及び会計
家庭・地域教育係	社会教育調査、社会教育主事等の研修、県図書館、生涯学習（他課の所管に属さないもの）、家庭教育、地域教育、成人教育、PTA、少年団体、PTA・青少年教育団体共済法
教育文化係	芸術文化事業、ユネスコ活動、著作権、国語問題、高等学校文化連盟、岐阜県美術館、美術館美術品取得基金、岐阜県現代陶芸美術館
伝統文化財係	有形文化財・無形文化財・民俗文化財の指定・解除・保護、補助金、重要伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、世界遺産、ユネスコ無形文化遺産、銃砲刀剣類登録、文化財愛護思想の普及、岐阜県博物館、博物館・学芸員
記念物保護係	埋蔵文化財の保護、史跡・名勝・天然記念物の指定・解除・保護、重要文化的景観、登録記念物、補助金、カモンカ調査、県内遺跡試掘調査、遺跡地図、高山陣屋、岐阜県文化財保護センター

スポーツ健康課

管理調整係	予算経理、物品出納
企画管理係	県有スポーツ施設整備・管理、条例・規則、県議会
学校保健給食係	保健指導、保健管理、学校給食管理・指導、食育
学校体育安全係	体育・保健体育、学校安全、学校運動部活動
スポーツ振興係	生涯スポーツ・競技スポーツの振興、広報、後援、「高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン」開催支援
イベント・スポーツ振興事業団派遣	産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションの誘致・開催、優秀選手の育成・強化、県有体育施設の管理運営

2 教育事務所の分掌事務

教育委員会及び教育長の権限に属する事務を分掌させるため、教育事務所6カ所を設置している。教育事務所の名称、分課、分掌事務は次のとおりである。

名 称	分課	係	分 掌 事 務
教育事務所 （ 岐 阜 ） （ 西 濃 ） （ 美 濃 ） （ 可 茂 ） （ 東 濃 ） （ 飛 騨 ）	学 校 職 員 課	管理調整係	所内庶務、出納保管・会計経理、給与、福利厚生、教育調査・統計、連絡調整、他課に属さない事務
		学校人事係	人事、研修、表彰、学校改革、市町村教育委員会・市町村立学校の組織運営の指導助言、免許（含検定）
	教 育 支 援 課	学校教育係	教育課程・学習指導・職業指導・教科書その他の教材等の取り扱い指導助言、産業教育の振興、学校保健、学校安全、学校給食、食育
		生徒指導係	生徒指導、地域教育の振興、不登校対策、教育相談、青少年教育・女性教育、地域の人材活用
		社会教育係	社会教育の振興、公民館の事業、社会体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興、芸術の普及向上、文化財の保護

第3章 教育機関

岐阜県教育委員会の所管に属する教育機関及び所掌事務は、次のとおりである。

1 教育機関の所掌事務

教育機関名	所 掌 事 務
図 書 館	図書館資料の収集・利用相談、図書の閲覧・貸出、郷土及び県民生活に関する情報・参考資料の紹介、他の図書館との資料相互貸借・連携、映画会・資料展示会等の開催、学校等との協力援助
高山陣屋管理事務所	国史跡高山陣屋跡の公開・維持・管理、資料の収集・管理・展示、高山陣屋に関する教育普及
文化財保護センター	国・県・機構の開発事業に係る埋蔵文化財緊急発掘調査、埋蔵文化財等の調査及び研究、埋蔵文化財等に係る開発事業との調整、埋蔵文化財保護に関する技術の指導及び研修、出土品の保存管理、收藏、埋蔵文化財等に関する資料の収集、保存及び刊行、埋蔵文化財等の保護思想の普及
博 物 館	博物館資料の収集・保管・展示、利用の助言・指導・普及、資料の調査研究、解説書・目録・図録・年報等の刊行、他の博物館や教育機関等との連絡・協力・交流
美 術 館	美術品及び美術資料の収集・保管・展示、利用の助言・指導・普及、美術品等の学術的調査研究、解説書・目録・図録・年報等の刊行、他の美術館や教育機関等との連絡・協力・援助
現代陶芸美術館	陶芸美術及び陶芸資料の収集・保管・展示、利用の助言・指導・普及、美術品等の学術的調査研究、解説書・目録・図録・年報等の刊行、他の美術館や教育機関等との連絡・協力・援助

2 県立学校

高等学校	63校	全日制課程のみ	54校
		定時制課程のみ	1校
		全日制課程と定時制課程の併置	6校
		全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置	1校
		定時制課程と通信制課程の併置	1校
特別支援学校	17校	視覚障がいを対象とする特別支援学校	1校
		聴覚障がいを対象とする特別支援学校	1校
		その他 特別支援学校	15校（うち分校 2）

第4章 附属機関等

1 教育委員会の附属機関

岐阜県地方産業教育審議会

- 平成23年度未開催

岐阜県教科用図書選定審議会

- 平成23年度の審議事項
 - ・採択基準の審議答申
 - ・地区採択協議会の設置要項の審議
 - ・選定資料の審議
 - ・公正確保について
- 審議会開催回数…2回

岐阜県スポーツ推進審議会

- 平成23年度の審議事項
 - ・「ぎふ清流国体」を契機としたスポーツ推進について
- 審議会開催回数…1回

岐阜県文化財保護審議会

- 平成23年度審議事項
 - ・文化財の指定・解除について
指定・解除の諮問 2件
指定・解除の答申 2件
 - ・文化財の保護施策について
- 審議会開催回数…2回

岐阜県図書館協議会

- 平成23年度の審議事項
 - ・平成23年度岐阜県図書館改革アクションプラン「図書館評価」について

- ・平成24年度「図書館改革アクションプラン案」について

- 協議会開催回数…2回

岐阜県社会教育委員の会

- 平成23年度の審議事項
 - ・公民館活動のあり方について
- 開催回数…3回

岐阜県博物館協議会

- 平成23年度の審議事項
 - ・博物館の現状報告
 - ・地震等の自然災害への対応について
 - ・平成24年度の特別展等について
- 協議会開催回数…1回

岐阜県美術館協議会

- 平成23年度の審議事項
 - ・美術館の概要について
 - ・平成23年度美術館の事業報告について
 - ・平成24年度美術館の事業計画について
 - ・美術館のリニューアルについて
- 協議会開催回数…1回

岐阜県現代陶芸美術館協議会

- 平成23年度の審議事項
 - ・役員の選出について
 - ・平成23年度の事業報告について
 - ・平成24年度の事業計画について
 - ・美術館運営について
- 協議会開催回数…1回

2 教育に関する知事の附属機関

岐阜県私立学校審議会

○平成23年度の審議事項

・私立学校の設置、廃止等

幼稚園の設置認可	1件
幼稚園の廃止認可	1件
幼稚園の収容定員変更認可	2件
小学校の設置認可	1件
高等学校の廃止認可	1件
高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可	2件

高等学校の学科廃止認可	1件
専修学校の設置認可	2件
専修学校の設置者の変更認可	1件
専修学校の目的変更認可	1件
各種学校の設置認可	2件
各種学校の廃止認可	3件

○審議会開催回数…3回

第2部 教育予算

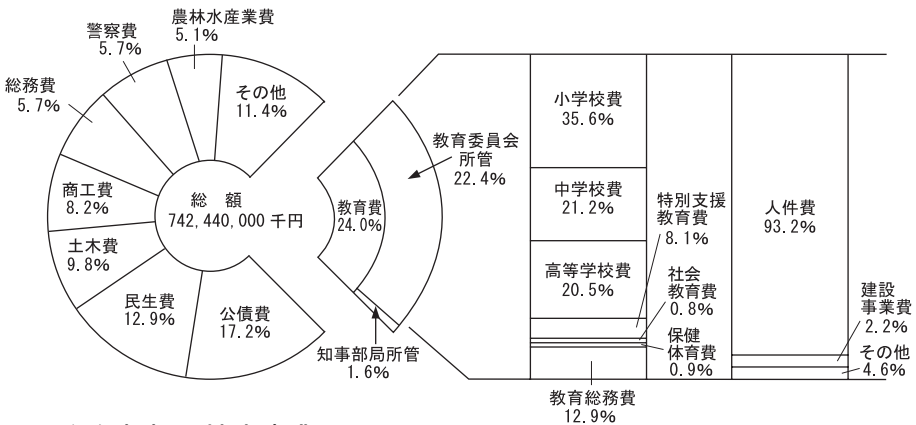
第1章 教育予算の概要

平成24年度教育委員会関係予算 総額で1,664億8,649万円

3月の定例県議会会で議決された平成24年度の本県の一般会計当初予算は7,424億円で、前年度当初予算に比べ0.5%の減となっている。

教育委員会関係予算は、教育ビジョンに掲げる「地域社会人」の育成を基本理念に、7つの重点目標に沿った重点施策を中心として、総額は1,664億8,649万円で、前年度当初予算に比べ1.1%減となっている。

平成24年度 県予算と教育費



主な新規・拡充事業

★基礎学力定着支援事業 589万円

指導改善実践校による成果の普及等による基礎学力の定着状況を把握するため、基礎的・基本的な知識・技能についての問題を中心とした学習状況調査を実施

★グローバル・コミュニケーション能力育成支援事業 800万円

新学習指導要領に則った高校英語の指導方法を研究・実践し、教員の資質、英語力の向上を図る

★外国語指導助手等設置費・活動費 12人、5,342万円

外国語教育の充実と国際理解教育、国際化に対応した教育を推進するとともに、高い英語運用能力を備えた将来の社会のリーダーとして活躍する人材を育成するため、県立学校12校に重点的に外国語指導助手を設置

★外国人児童生徒適応指導員配置事業費 10人、2,540万円
外国人児童生徒の母国語が使用できる指導員を関係教育事務所に配置し、管内の対象校を巡回して日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導や日本語指導を実施

★スクールカウンセラー設置費 21,229万円
いじめ、不登校問題等に対応するため臨床心理士等によるカウンセリングを実施

★就職指導緊急サポート事業費 389万円
生徒の自立を促し、望ましい勤労観・職業観の育成を図るため、就職に関する専門知識をもったキャリアカウンセラーを普通科高校を中心に配置し県立高校における就職指導を支援する

★子ども自立支援トータルサポート事業費 2,483万円
ライフステージごとの重要課題を焦点化した支援を行うとともに、障がいのある子どもが自立して社会参加できるよう、就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育を推進

★特別支援学校整備費 13億9,022万円
飛騨吉城特別支援学校 校舎工事、体育館工事
下呂特別支援学校 校舎工事、プール工事
岐阜希望が丘特別支援学校 実施設計、造成工事設計、地盤調査

★防災教育推進事業費 350万円
防災教育推進校での研究及び防災教育フォーラム等での発表で、防災教育を普及、充実

★ロンドン五輪ホッケー予選大会開催費補助金 1,500万円
ロンドン五輪男女ホッケー予選大会に対する補助

第2章 教育委員会予算の概要

重点目標 1 子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切に、きめ細かな教育を行います

1 確かな学力の育成

- 少人数学級の継続 教職員176人
・1学級35人以下となる少人数学級編制を小学校2年生及び中学校1年生で実施
(小学校1年生は平成23年度より本則定数化)
- 少人数指導の継続 教職員560人、非常勤講師535人
・個に応じたきめ細かな指導を行うことにより学力の定着を図るための少人数指導を実施

- 基礎学力定着支援事業費 589万円
 - ・指導改善実践校による成果の普及等による基礎学力の定着状況を把握するため、基礎的・基本的な知識・技能についての問題を中心とした学習状況調査を実施
- 学力向上総合推進事業費 1,056万円
 - ・児童生徒に確かな学力を身に付けさせるため、指導方法や教材の研究、興味・関心や優れた能力を伸ばすセミナーやコンテストの開催、学び直しの支援等を実施
- 学力向上実践研究推進事業費 127万円
 - ・「確かな学力」を育成するための実践研究を推進し、その成果を普及することにより授業を改善
- グローバル・コミュニケーション能力育成支援事業費 800万円
 - ・新学習指導要領に則った高校英語の指導方法を研究・実践し、教員の資質、英語力の向上を図る

2 幼児期からの教育の充実

- 幼児教育推進事業費 350万円
 - ・幼児期の子どもが充実した幼児教育を受けられるよう、岐阜県幼児教育アクションプランをもとに総合的に支援するとともに、モデル地域を指定し調査研究を実施

3 心の教育の充実

- 道徳教育徹底指導事業費 106万円
 - ・児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るため、学校・家庭・地域社会が連携し、地域ぐるみの道徳教育を充実

4 人権教育の推進

- 人権教育振興費 539万円
 - ・児童生徒の人権感覚の向上と地域ぐるみの人権教育の推進を図る

5 いじめや問題行動の未然防止と早期対応、不登校児童生徒等への教育相談体制の充実

- 主幹教諭の配置 教職員34人
 - ・学校が直面する課題について、組織を有機的に生かし、迅速かつ本質的に解決
- いじめ、不登校対応教員の配置 教職員32人
 - ・いじめ、不登校が深刻化した生徒指導の困難校に配置（校内の指導体制の確立、教員の指導・研修、他機関との連携、保護者の啓発等を担当）
- 地域担当生徒指導充て指導主事 教職員13人
 - ・警察、各学校の生徒指導主事及び各種協議会と連携し、補導業務や不審者対策等地域の広域的な生徒指導を担当

- いじめ対応講座の実施
 - ・いじめの早期発見、早期対応について、演習形式の実践的な教員研修を実施
- 生徒指導総合連携推進事業費 90万円
 - ・市町村等を単位とし、学校、家庭、地域住民、企業、民間団体、関係機関が一体となって地域が抱える生徒指導上の問題に対し、実践的に取り組む
- 教育相談業務専門職等設置費 2,110万円
 - ・総合教育センター等に配置し、来所、電話相談を実施
- いじめ相談24電話相談事業費 547万円
 - ・いじめによる自殺等を未然に防止するため、児童生徒や保護者からの相談に24時間体制で対応
- 生徒指導緊急サポートチーム派遣事業費 200万円
 - ・学校だけでは対応が困難な案件について、学校、市町村教育委員会の要請に応じ、専門的な知識・技能を持つ外部人材によりサポートチームを編成し派遣
- スクールカウンセラー設置費 2億1,229万円
 - ・いじめ、不登校問題等に対応するため臨床心理士等によるカウンセリングを実施
- 学校適応対策推進費 334万円
 - ・教育相談専門医による巡回相談を実施（生徒、保護者の相談も実施）
- 小中連携による教育相談力強化事業費 693万円
 - ・市町村に自立支援会議を設置し、教育相談コーディネーター（臨床心理士等）を中心に小中学校の連携を強化し、スクールカウンセラーや教育相談員の相談力を向上

6 健康・体力づくりの推進

- 学校保健課題解決支援事業 83万円
 - ・児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた具体的取組に対する支援
- 学校体育指導事業費 87万円
 - ・児童生徒が運動に親しみ、体力が高まるよう指導方法について研修を実施
- 強化運動部指導者派遣事業費 982万円
 - ・高校の運動部活動の活性化、強化のため、専門的技量を有する社会人指導者を派遣
- 中学校体育大会補助金 132万円
 - ・中学校の運動部の活性化を図るため、県総合体育大会及び地区大会（6地区）の開催を支援
- 東海地区中学校体育大会負担金 78万円
- 全国中学校体育大会開催推進事業費補助金 170万円
 - ・大会開催前年度に全国大会を視察するとともに、準備委員会を発足し準備を進める経費に対する補助
- 県高等学校体育大会補助金 200万円
 - ・高校の運動部の活性化を図るため、県高等学校総合体育大会、県高等学校新人大会、県高等学校定時制通信制総合体育大会の開催を支援

- 全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金 1,647万円
 - ・保護者及び学校の経済的負担軽減と高校生のスポーツ振興を図るとともに、ぎふ清流国体において選手を中心となる高校生をより高いレベルの大会で競技力向上を図るため、選手・監督の派遣を支援
- 東海高等学校総合体育大会負担金 100万円
- 県立高等学校運動部活動振興費補助金 726万円
 - ・県立高校及び特別支援学校高等部の運動部活動に支援し、生徒、保護者の負担を軽減

7 食育の推進

- 栄養教諭の配置 教職員126人
 - ・学校現場における食育の推進のため、栄養教諭の配置を拡充
- 食育充実のための栄養職員の加配 教職員 8人
 - ・学校の食の安全面、安心面の管理が行き届くよう、食の衛生管理の充実
- 食育推進プラン事業費 184万円
 - ・栄養教諭を中核に食育にかかる先進的な取組を実施
- 県立学校給食運営事業費 8,708万円
 - ・児童生徒の健康の保持増進と体位向上のために栄養バランスのとれた学校給食を提供

8 キャリア教育の充実

- 高校生インターンシップ推進事業費 210万円
 - ・すべての県立高校において、就業体験を通じて主体的な進路の選択能力を育成できるインターンシップの推進体制を構築
- 就職指導緊急サポート事業費 389万円
 - ・生徒の自立を促し、望ましい勤労観・職業観の育成を図るため、就職に関する専門知識をもったキャリアカウンセラーを普通科高校を中心に配置し県立高校における就職指導を支援

9 産業教育の充実

- 農業科実習費 1億9,053万円
 - ・生徒が育てた農畜産物の売り上げを活用し、農業高校において実習を行う
- 飛び出せスーパー専門高校生推進事業費 500万円
 - ・専門高校生が、日頃の学習で得た知識や技術を活用し、地域の方々と連携して実践的な課題解決等の活動に取り組むことで、地域や地元企業を知り、将来の本県を担う産業人を育成
- 産業教育振興設備充実費 7,866万円
 - ・産業教育の充実を図るため、特別装置（10,000千円以上の装置）を整備
- 岐阜県の産業人育成支援事業費 1,592万円
 - ・産業教育の充実を図るため、実習装置や設備の修繕等を実施

- 農業高校生海外実習派遣費 604万円
・生徒が育てた農畜産物の売り上げを活用し、農業後継者育成のため、農業高校生をブラジル・オランダへ派遣

10 情報教育の充実

- コンピュータ教育支援 教職員15人
・授業中にコンピュータを活用したり、情報モラル教育を推進するための中心となる教員を配置
- 情報教育機器更改費 672万円
・時代に即した多様な高度な教員研修等を実施し、ICTを自在に活用できる人材育成を行うため、効率的に研修用の環境を整備し保守・管理を行う
- 学校間総合ネット管理運営費 1億638万円
・県内の小、中、高、特別支援学校を光ファイバーで接続（平成14年から稼働）
- 校務用パソコン整備費 4,882万円
・県立学校の教員が校務で使用するパソコンの整備

11 読書活動の推進

- 読書活動推進費 25万円
・県図書館の活用を中心に、子ども図書館探検、岐阜大学共催講座「楽習会」、県読書感想文コンクール等の事業を展開

12 国際理解教育の推進

- 外国語指導助手等設置費・活動費 5,342万円
・外国語教育の充実と国際理解教育、国際化に対応した教育を推進するとともに、高い英語運用能力を備えた将来の社会のリーダーとして活躍する人材を育成するため、県立学校12校に重点的に外国語指導助手を設置
- 農業高校生海外実習派遣費（再掲） 604万円
・生徒が育てた農畜産物の売り上げを活用し、農業後継者育成のため、農業高校生をブラジル・オランダへ派遣
- 外国人児童生徒適応指導員配置事業費 2,541万円
・外国人児童生徒の母国語が使用できる指導員を関係教育事務所に配置し、管内の対象校を巡回して日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導や日本語指導を実施
- グローバル・コミュニケーション能力育成支援事業費 800万円
・新学習指導要領に則った高校英語の指導方法を研究・実践し、教員の資質、英語力の向上を図る

重点目標 2 子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります

1 優秀な人材確保のための教員採用選考の推進

- 教職員採用試験費 573万円
 - ・人物重視の採用を行うために充実した面接試験を行うとともに、実践的指導力を推し量る実技試験等を実施
- 団塊シニア人材バンク
 - ・企業や行政等で長年活躍し退職された団塊の世代の方で、教員免許状を所有し、豊かな経験を教育の場で生かす熱意のある方を登録できる人材バンクを設置

2 教員の資質と指導力の向上

- 教育関係職員研修費 75万円
 - ・公立学校校長、教頭、女性管理職、公立小中学校事務職員等の研修等を実施
- 他県人事交流費 172万円
 - ・鹿児島県に教職員を3年間派遣する人事交流を実施
- 教職大学院及びその他の大学院における研修 教職員7人
 - ・学校教育に関する理論と実践の両面から研究を深め、教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養成
- 岐阜大学大学院（教職大学院）における研修 教職員16人
 - ・平成20年度から設置された教職員大学において、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を兼ね備えた地域や学校の中核となるスクールリーダーを育成
- 長期社会体験研修 教職員2人
 - ・学校以外での体験を積み視野を広げ、学校教育に還元
- 指導改善研修 教職員3人
 - ・指導が不適切な教員に対して、総合教育センターにおける研修で教材研究や授業づくりについて実践的に研修し、学校現場での実習を通じて実践力を身につけさせるとともに、自分の指導力について自己認識を図る
- 資質向上研修等代替非常勤講師設置費 1,493万円
 - ・指導が不適切な教員が研修等を行うために、その後補充として指導力のある教員OB等を非常勤講師に任用し配置
- 初任者研修 教職員154人
- 初任者研修非常勤講師設置費 2億3,267万円
 - ・学校ごとの新規採用教員の配置に応じて、指導教諭を配置するとともに、初任者が校外研修を受講する際の後補充非常勤講師の設置
- 教員免許事務費 656万円
 - ・大学卒業者の免許授与及び現職教員等の他免許状、上位免許状の取得に係る検定の実施
 - ・隣接校種免許状の取得及び特別支援学校教諭免許状の取得のため、岐阜大学の指導のもと免許法認定講習を開講

- ・免許取得に係る説明会の開催
- 健康診断事業費 1,979万円
 - ・県立学校職員及び事務局職員等の定期健康診断等を実施
- 人間ドック検診事業負担金 5,393万円
 - ・健診機関及び病院で受診する人間ドックにかかる経費の公立学校共済組合岐阜支部への負担金
- メンタルヘルス対策費 176万円
 - ・教職員の心の病に対応するための専門医による相談窓口を設置
- 研修事業費 593万円
 - ・3年目教員、6年目教員、12年目教員、新任校長、新任教頭、新任主幹教諭、新任教務主任、新任特別支援学級担任、新規採用栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭等の研修を実施し、専門性を高める。
 - ・専門的知識を高めるための研修、喫緊の教育課題を解決するための研修を実施
 - ・常勤講師を対象として、教職員の職務に応じた研修を実施
 - ・学校組織マネジメントについて実践的な研修を実施
 - ・教頭等を民間企業等へ派遣し、学校とは異なる人事管理、経営管理を研修
 - ・教員が育休復帰後、職場への適応が円滑になるよう研修を実施（受講しやすいよう託児所を開設）
- 新規採用公立幼稚園・学校栄養職員指導員設置費 370万円
 - ・新規採用公立幼稚園職員として、基礎的な知識の習得と専門職としての実践的指導力の育成及び資質の向上を図るため、指導員を配置し、園内・校内研修を充実
- 初任者研修事業費 2,728万円
 - ・新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定と理念に基づき、現職教育の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる
- 多文化共生に関する教員研修講座の実施
 - ・総合教育センターの教員研修講座に多文化共生に関する講座を開設し、幼稚園から高等学校までの教員を幅広く受け入れて、異文化理解や学校への適応などを内容とする研修を実施
- 学校体育指導事業費（再掲） 87万円
 - ・従来から行っていた「子どもの体力を向上させるための学習指導のあり方に関する実技研修」に加え、中学校における武道の必修化などに対応した取組を実施

3 教員免許更新制の円滑な実施と内容の充実

- 教員免許事務費（再掲） 656万円
 - ・大学卒業者の免許授与及び現職教員等の他免許状、上位免許状の取得に係る検定の実施
 - ・隣接校種免許状の取得及び特別支援学校教諭免許状の取得のため、岐阜大学の指導のもと免許法認定講習を開講

- ・免許取得に係る説明会の開催
- 教員免許管理システム維持管理費** 343万円
 - ・免許更新制の導入に伴い導入した教員免許管理システムの維持管理費

重点目標3 すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

1 特別支援教育の充実

- 「一人一人の可能性を引き出す自立支援教育『子どもかがやきプラン』」の推進
 - ・平成20年度に策定した改訂「子どもかがやきプラン」に基づき、地域に根ざした特別支援教育の充実や、職業教育のあり方を具体化

【特別支援学校の整備計画】

- ・「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に、「総合化」「地域化」「センター化」「一貫化」「専門化」を方針として整備する
- ・整備の実施状況、児童生徒数の推移等を見ながら、毎年見直す。
- * 既存施設を有効活用して整備を進める予定のもの
 - <平成25年4月の開校を予定>
 - 飛騨古城特別支援学校（飛騨市：旧古川小学校跡地に新設）
 - 下呂特別支援学校（下呂市：現飛騨特別支援学校下呂分校を改修）
 - <平成27年度の一部開校を予定>
 - 岐阜希望が丘特別支援学校の再整備（岐阜市：現伊奈波中学校）
- * 今後整備場所を決定し、平成28年度の開校を目指すもの
 - 岐阜南部地域に新設（羽島市地内）
- * 特別支援教育体制の充実に向け、開校・完成を検討するもの
 - 職業教育を重視した高等特別支援学校を新設

- 特別支援学校整備費** 13億9,022万円
 - うち、飛騨古城特別支援学校施設整備事業費 7億1,074万円
 - うち、下呂特別支援学校施設整備事業費 6億3,476万円
 - うち、岐阜希望が丘特別支援学校施設整備事業費 4,460万円
- 新設特別支援学校等教室備品等整備費** 4,130万円
 - ・平成25年4月開校予定の飛騨古城特別支援学校及び下呂特別支援学校等に教室備品を整備
- スクールバス購入費** 5,950万円
 - ・長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、片道の乗車時間が概ね60分以内になるようスクールバスを順次配備
- スクールバス運行委託費** 1億3,200万円
- 特別支援学校情報機器更改費** 768万円
 - ・障がいのある児童生徒の学習及び自立や社会参加の基礎的訓練を行うためのパソコン等を整備
- 特別支援教育医療的ケアサポート事業費** 64万円

- ・特別支援学校に在籍する医療的なケアが必要な児童生徒が、学校の授業や校外学習等に安全に参加できるよう、医療的ケアの実施体制を整備
- 子ども自立支援トータルサポート事業費 2,483万円
 - ・ライフステージごとの重要課題を焦点化した支援を行うとともに、障がいのある子どもが自立して社会参加できるよう、就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育を推進
- 就学奨励費 2億7,336万円
 - ・特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減
- 理療科臨床実習事業費 116万円
 - ・岐阜盲学校において、理療師としての専門的な技術・態度等を錬成するため、外来患者を対象に臨床体験学習を実施
- 特別支援学校高等部職業教育実習事業費 960万円
 - ・高等部の生徒が社会の一員として障がいに応じて積極的に自立、社会参加するために、勤労の意義について学習するとともに職業生活に必要な能力を高めるために実習及び作業を実施
- 高等学校発達障がい専門家緊急派遣事業費 76万円
 - ・発達障がいのある生徒に対し、対応が困難な事例の発生が予測される場合や、深刻な問題が発生した初期段階で、学校の要請により個々の事例に応じて専門家を派遣
- 特別支援学校のセンター的機能の充実 教職員6人
 - ・特別支援教育における地域のセンターとしての機能を発揮するため、教員を配置
- 医療的ケア看護師の配置 常勤看護師3人、非常勤看護師30人
 - ・特別支援学校における近年の障がいの重度重複化傾向による、痰の吸引、経管栄養、導尿等医療的なケアが必要な児童生徒の増加に対応し、常勤または非常勤の看護師を配置
- 通級指導 教職員103人
 - ・通常学級に在籍しながら、特別な指導を行う必要がある児童生徒に対して、週1～3時間専門教室において指導
- 小中適応支援非常勤講師の配置 4,508万円
 - ・障がいのある児童生徒が在籍する通常学級に対し配置し、チーム・ティーチングにより指導
- 特別支援教育充実のために養護教諭の配置 教職員2人
 - ・近年のADHDやLDなど発達障がいに対する支援体制の強化策として、心身
 - ・医療的側面から専門的に指導・援助ができる養護教諭を配置
- 特別支援教育担当充て指導主事の配置 教職員5人
 - ・障がいのある幼児、児童生徒に関する相談、就学指導や小中学校における特別支援教育体制整備への支援を実施
- 特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金 75万円
 - ・特別支援学校ふれあいスポーツ大会への補助

2 外国人児童生徒の教育の充実

- 高校入試における外国人生徒への配慮
 - ・外国人生徒の高校への就学希望に応えるため、県立高校における受入上の課題や志望状況等をふまえ、外国人生徒等に係る入学者の選抜制度について改善を検討
- 小中学校における日本語指導教員等の配置 教職員27人及び4,913万円
 - ・校内に設置した「日本語指導教室」で外国人児童生徒に対して日本語指導や、学校生活への適応指導、家庭との連絡などを行う
- 高等学校における外国人生徒支援教員の配置 教職員4人
 - ・日本語指導の必要な外国人生徒が複数名在籍する高等学校に対して教員を配置し、外国人生徒を対象とする選択科目の開設や、放課後、空き時間の日本語指導に対応
- 外国人児童生徒適応指導員配置事業費（再掲） 2,541万円
 - ・外国人児童生徒の母国語が使用できる指導員を関係教育事務所に配置し、管内の対象校を巡回して日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導や日本語指導を実施
- 母語による進路情報の提供
 - ・「高校入学者選抜要項」の母語訳を関係市町村に配布し、外国人生徒の進路指導を充実

3 学校施設の整備の推進

- 学校建設費 31億9,610万円
 - ・うち、老朽校舎等の屋上・外壁・庇の改修 15億9,559万円
 - ・うち、特別支援学校整備事業費 13億9,022万円

4 学校の安全確保の推進

- 県立学校緊急保安警備委託費 2,750万円
 - ・外部からの侵入者や生徒の問題行動への緊急対応や夜間・休日の防犯・防火警備を警備会社に委託し、学校の安全と危機管理体制を強化
- 学校建設費 31億9,610万円
 - ・うち、老朽校舎等の屋上・外壁・庇の改修 15億9,559万円
- 防災教育推進事業費 350万円
 - ・防災教育推進校での研究及び防災教育フォーラム等での発表で、防災教育を普及、充実
- 県立学校AED整備事業費 277万円
 - ・心肺停止時における救急救命の観点から、県立高等学校や特別支援学校にAEDを設置
- 日本スポーツ振興センター共済掛金・給付金 2億983万円
 - ・学校の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、障害、死亡に対して、医療費、障害見舞金、死亡見舞金を支給

- 学校安全ボランティア組織養成研修事業費 10万円
 ・学校安全ボランティア養成研修会の実施

5 修学支援の推進

- 県選奨生奨学金 1億8,083万円
 ・学業成績が優秀であり、かつ、心身が健全であって経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与
- 高等学校奨学事業費 3,365万円
 ・勉学意欲がありながら、経済的理由により、高等学校等での修学が困難な生徒に対して、成績要件なしで奨学金を貸与
- 子育て支援奨学金（公立高等学校分） 2,700万円
 ・教育費の負担が大きくなる高校生の時期に、子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の生徒を対象に、成績要件や所得要件なしに奨学金を貸与
- 定時制・通信制課程修学奨励費 806万円
 ・高等学校の定時制通信制課程に在学する生徒に対し、修学奨励費を貸与（卒業を条件に返還義務は免除）
- 県立高等学校授業料無償化
 ・家庭の状況にかかわらず、全ての高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、県立高等学校授業料を「不徴収」とすることにより無償化

6 学びの再チャレンジができる教育環境づくり

- 定時制・通信制課程修学奨励費（再掲） 806万円
 ・高等学校の定時制通信制課程に在学する生徒に対し、修学奨励費を貸与（卒業を条件に返還義務は免除）
- 定時制修業年限弾力化 教職員2人
 ・修業年限3年を希望する生徒の増加に対応し、特設授業を開設
- 定時制通信制教科書等給与費補助金 192万円
 ・勤労青少年の高等学校定時制通信制課程への修学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、必要な教科書購入費を補助
- 岐阜県定時制通信制教育振興会補助金 80万円
 ・高等学校定時制及び通信制教育の普及・振興を図るため、振興会を支援

重点目標4 地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます

1 学校マネジメントの向上

- 主幹教諭の配置（再掲） 教職員34人
 ・学校が直面する課題について、組織を有機的に生かし、迅速かつ本質的に解決を図る
- 特別非常勤講師設置費 709万円

- ・学校教育の多様化と活性化に対応するため、地域の各分野で優れた知識や技術を有する人を学校長の裁量で選定し、非常勤講師として配置

○学校活性化プロジェクト推進事業費 500万円

- ・学校課題を踏まえ、創意工夫した先進的プロジェクトを具現することにより、生徒の個性を伸ばし学校の活性化を図る

2 開かれた学校づくりと学校評価

○教育広報活動費 65万円

- ・教育委員会の基本方針、施策、予算等をわかりやすく広報するため、「岐阜県の教育」、「教育のすがた」（リーフレット）、「学校教育の指針」（リーフレット）を発行

○「スクール・ミーティング」の開催

- ・学校における課題やニーズを把握し、「子どもの目線」での教育施策を推進するため、教育長が学校現場を訪問する折に、児童・生徒や教職員、学校評議員などとの意見交流の場を設定

○学校評議員等設置費 122万円

- ・教員の意識改革、県民の意見を反映した学校改革の観点から、県立学校に地域住民等で構成する学校評議員等を設置

○学校関係者評価の実施

- ・学校評議員、保護者、地域住民等による学校関係者評価を実施し、学校運営の改善を図るとともに、説明責任を果たす

3 魅力ある学校づくり

○高校の再編で整備された「新しいタイプの高校」をはじめ、県立高校の現状と諸課題を検証

「新しいタイプの高校」

全日制単位制高校	各務原西高校、本巣松陽高校、不破高校、東濃高校、中津高校
総合学科	岐阜総合学園高校、岐阜城北高校、大垣養老高校、郡上高校、土岐紅陵高校、恵那南高校、益田清風高校、飛騨神岡高校
3部制単位制高校	華陽フロンティア高校、東濃フロンティア高校
ぎふ総合型選択制高校	海津明誠高校、関有知高校、飛騨高山高校
情報科・福祉科	岐阜各務野高校、大垣商業高校、大垣桜高校、坂下高校
連携型中高一貫教育校	揖斐高校、八百津高校、郡上北高校、飛騨神岡高校

○単位制・総合学科成績管理システム運営費 1,539万円

- ・単位制、総合学科の高校の出欠管理や履修登録、成績管理等を効率化

○県立高等学校に教育目標や課題の改善方法等を明示したマニフェスト等を導入

- ・学校課題を明確化し、教育方針・重点目標等を含む学校の教育目標や、何を、いつまでにどのくらいまで取り組むのかマニフェスト等に明示し、それに基づいた学校運営を進める。取組の結果については、自己評価を行うとともに、その結果を踏まえた学校関係者評価を行う

4 ふるさと教育の充実

- 「岐阜県ふるさと教育表彰」の実施
 - ・各学校における「ふるさと教育」の充実を図るため、ふるさと教育の優れた実践校を表彰し、実践事例を普及・啓発
- 「岐阜県ふるさと教育週間」の設定
 - ・ふるさにと親しむ日を設け、「郷土」「環境」「食」について学ぶ取組を、学校や地域において積極的に展開
- ふるさと教育の推進
 - ・郷土の文化・歴史・自然に関心と愛着を持ち、ふるさとを愛する子どもたち・県民を育てるため、学校における総合的な学習の時間等や、博物館や美術館など文化施設における各種教育普及事業を通して、豊かな自然、貴重な文化財、優れた文化芸術に触れ親しむ機会を充実

5 へき地教育の振興

- へき地教育振興会補助金 36万円
 - ・へき地教育の環境改善に取り組んでいる振興会への支援

重点目標5 子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、学校種間の連携を図ります

1 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校との連携推進

- 中高一貫教育推進事業費 138万円
 - ・中学校と高校の滑らかな接続による生徒の個性伸長と、地域の生徒を地域で育てる地域の学校づくりを行うため、連携型中高一貫教育を充実
- 幼児教育推進事業費（再掲） 350万円
 - ・幼児期の子どもが充実した幼児教育を受けられるよう、岐阜県幼児教育アクションプランをもとに総合的に支援するとともに、モデル地域を指定し調査研究を実施
- 小中連携による教育相談力強化事業費（再掲） 693万円
 - ・市町村に自立支援会議を設置し、教育相談コーディネーター（臨床心理士等）を中心に、小中学校の連携を強化しスクールカウンセラーや教育相談員の相談力を向上

2 特別支援学校のセンター的機能を生かした、幼稚園、保育所、小・中・高等学校との連携推進

- 特別支援学校のセンター的機能の充実（再掲） 教職員 6人
・特別支援教育における地域のセンターとしての機能を発揮するため、教員を配置
- 子ども自立支援トータルサポート事業費（再掲） 2,483万円
・ライフステージごとの重要課題を焦点化した支援を行うとともに、障がいのある子どもが自立して社会参加できるよう、就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育を推進

3 大学等との連携推進

- 教職大学院及びその他の大学院における研修（再掲） 教職員 7人
・学校教育に関する理論と実践の両面から研究を深め、教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養成
- 岐阜大学大学院（教職大学院）における研修（再掲） 教職員16人
・平成20年度から設置された教職員大学において、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を兼ね備えた地域や学校の中核となるスクールリーダーを育成

重点目標 6 家庭が子育てと教育の責任・役割を十分に果たせるよう、社会全体で家庭教育を支援し、その充実を図ります

1 地域や企業等との協働による家庭教育支援の充実

- 企業・事業所と連携した家庭教育の支援
・岐阜県経済同友会との間で締結した協定に基づき、会員企業が実施する家庭教育に関する社員研修に、県及び県教育委員会がテーマに応じた講師を派遣
- 家庭教育推進員設置費 1,759万円
・乳幼児から家庭教育の充実を図るため、各教育事務所に非常勤専門職を配置
- 家庭教育学級リーダー研修事業費 22万円
・家庭教育学級に関する情報交換やリーダー相互のネットワークづくりを支援することを目的に、研修会を開催
- 高等学校PTA連合会事業費補助金 87万円
- 県PTA連合会事業費補助金 121万円

重点目標 7 多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもをはぐくむ教育コミュニティづくりを進めます

1 地域の教育力の向上

- 生徒指導総合連携推進事業費（再掲） 90万円

- ・市町村等を単位とし、学校、家庭、地域住民、企業、民間団体、関係機関が一体となって地域が抱える生徒指導上の問題に対し、実践的に取り組む
- 放課後子ども教室推進事業費補助金 2,200万円
 - ・地域の方々の参画を得ながら、放課後の子どもの健やかな活動場所の確保を目的とした「放課後子ども教室」を実施する市町村（中核市である岐阜市を除く）を支援
- 放課後子どもプラン推進事業費 42万円
 - ・放課後子どもプランの推進を図るため、行政、学校、福祉及び社会教育関係者、有識者等がプランの具体的な進め方を検討するとともに、指導者、コーディネーター等の研修会を実施
- 社会教育振興研修事業費 31万円
 - ・市町村の社会教育主事や図書館司書等を対象に、社会教育に関する知識、技能の向上を図るため、研修会を開催
- 社会教育関係研修会開催費 49万円
 - ・公民館職員の資質向上を図る「公民館研修会」と地域の社会教育に携わる関係者の連携強化と資質向上を図る「社会教育委員等研修会」を開催
- 総合型地域スポーツクラブ支援事業費 1,327万円
 - ・総合型地域スポーツクラブの設立・育成・定着を支援

2 地域と連携を図った防犯対策の充実

- 学校安全ボランティア組織養成研修事業費（再掲） 10万円
 - ・学校安全ボランティア養成研修会の実施

3 規範意識の醸成

- 道徳教育徹底指導事業費（再掲） 106万円
 - ・児童生徒の豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るため、学校・家庭・地域社会が連携し、地域ぐるみの道徳教育を充実

4 青少年の健全育成の推進

- 県子ども会育成事業費補助金 78万円
 - ・地域における子どもの学校外社会活動を促進するため、県子ども会育成連合会が実施する事業を支援
- 岐阜県ボーイスカウト・ガールスカウト事業費補助金 41万円
 - ・スカウト活動等学校外活動の充実を図り、青少年の健全育成を促進するため、岐阜県ボーイスカウト岐阜県連盟・ガールスカウト日本連盟岐阜県支部が実施する事業を支援
- ボーイスカウト岐阜県連盟野営大会事業費補助金 50万円
 - ・ボーイスカウト日本連盟岐阜県支部が実施する「東海三県連盟合同野営大会」への派遣を支援

5 文化活動の推進

- | | |
|---|---------|
| ○県立高等学校文化部活動振興費補助金 | 450万円 |
| ・文化部活動の強化、推進を図るため、県立高校文化部活動へ補助 | |
| ○岐阜県美術展開催費（青少年部） | 317万円 |
| ・広く県内の幼児・児童・生徒から作品を公募し、一般に公開 | |
| ○岐阜県高等学校総合文化祭開催費 | 132万円 |
| ・高校生相互の交流を通して、高等学校における文化活動の振興を図る | |
| ○岐阜県特別支援学校文化祭開催費 | 10万円 |
| ・児童・生徒の社会自立の意欲を育て、芸術や創造活動の向上、発展を図る | |
| ○全国高等学校総合文化祭派遣費 | 100万円 |
| ・文化創造活動への意識高揚と文化部活動の活性化を図るため、全国高等学校総合文化祭へ派遣 | |
| ○図書館活動推進費 | 142万円 |
| ・幼い子を持つ保護者が図書館を利用しやすくするため、託児事業を実施 | |
| ・身体障がい者への図書等の郵送貸出など、障がい者に対するサービスを充実 | |
| ・サポーター研修会、視覚障がい者サービス協力者研修会を開催 | |
| ○図書館ネットワーク推進費 | 282万円 |
| ・県の中核図書館として市町村の図書館活動を支援 | |
| ・県内市町図書館・公民館図書室職員を対象に、各地域の図書館等へ出向いて地区別意見交換会や研修会を開催し、県内図書館のレベルアップにつながる支援 | |
| ・連携を強化するとともに資料援助等を実施 | |
| ・市町図書館と学校図書館との連携を図るため、調べ学習用図書・朝読書用図書セットの貸出を実施 | |
| ・遠隔地の県民に対して、市町図書館34館を経由して県図書館資料の貸出・返却を実施 | |
| ・子どもの読書活動推進のため、市町図書館職員等を対象に児童サービスの実務研修会を開催 | |
| ○書誌情報システム保守運用費 | 2,729万円 |
| ・図書の貸出・返却・検索や図書の発注・整理・図書データ作成等図書館の基幹システムの運用・維持管理費 | |
| ○図書資料費 | 3,900万円 |
| ○読書活動推進費（再掲） | 25万円 |
| ・県図書館の活用を中心に、子ども図書館探検、岐阜大学共催講座「楽習会」、県読書感想文コンクール等の事業を展開 | |
| ○地図資料活用推進費 | 426万円 |
| ○地図資料情報システム維持管理費 | 52万円 |
| ・各種データを組み合わせたオリジナル地図の提供 | |
| ・地図の展示による県民への地図啓発と活用の促進 | |
| ・児童・生徒が地図に興味や関心の持てる環境の提供 | |
| ○博物館特別展開催費《ふるさと再生基金》 | 1,135万円 |
| ・岐阜県の国宝・重要文化財を多数展示する特別展を開催 | |

- 美術館教育普及活動費 168万円
 - ・開かれた美術館を目指し、県民文化の振興のため、実技講座や美術講座等の多彩な教育普及活動を展開
- 広域美術館事業費 59万円
 - ・県、市町村の施設を活用し、より多くの県民が美術品を間近で鑑賞できる機会を創出
- 美術館展示費 3,078万円
 - ・「郷土性の重視」と「世界への広がり」を基本姿勢に、充実した所蔵品展示と国内外の多彩なテーマの企画展を開催
- 芸術文化展示費《ふるさと再生基金》 1,985万円
 - ・開館30周年記念の展覧会を開催
- 現代陶芸美術館推進費 5,230万円
 - ・県民文化や地域産業の振興に資するため、収蔵作家に対する理解や鑑賞の大切さの普及を図る
- 現代陶芸美術館展示費 1,755万円
 - ・「陶芸の現代」という現代陶芸美術館のテーマに沿った企画展を開催
- 陶芸文化展示費《ふるさと再生基金》 744万円
 - ・美濃陶芸の現況を紹介する展覧会を開催
- 県有5文化施設における高校生以下の観覧料無料化
 - ・子どもたちが本物の文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会を拡大するため、県有5文化施設の高校生以下の観覧料を全て無料化
- 文化の日における県有5文化施設の無料開放
 - ・11月3日文化の日を「岐阜～ふるさとを学ぶ日」として、県有5文化施設を無料開放するとともに、県内各地域の文化施設にも協賛を仰ぎ、郷土作家の展覧会やワークショップ、自然観察会や里山ウォッチングなどを開催

6 文化財の保存・活用の推進

- 高山陣屋跡保存修理事業費 1,430万円
 - ・昭和45年から3次にわたる復元整備事業を実施したが、整備後10年以上経過し、痛んだ箇所が目立つようになったことから、順次修理を実施
- 高山陣屋整備検討委員会開催費 10万円
 - ・今後の保存整備について、歴史、建築、史跡整備の専門家から意見をいただき、高山陣屋跡の適正な保存管理のあり方を検討し、入場者にとって安全・安心で快適な環境整備に活用
- 文化財保存事業費補助金 2,920万円
 - ・国・県指定の文化財の保護修理事業に対する補助
- 岐阜県文化財保護協会補助金 190万円
 - ・文化財愛護思想の普及啓発と文化財の保護・活用を図るため、文化財保護協会の事業に対する補助
- 国指定文化財管理費補助金 200万円
 - ・国指定文化財の防災設備保守点検、差し茅、防蟻防虫、雪おろし、小修理等の維持管理に対する補助

- 県内遺跡試掘確認調査費** 200万円
 - ・国や県の開発事業計画策定に伴い、埋蔵文化財の所在の有無、本発掘調査を実施すべき範囲等を確定するため、調査を実施
- カモシカ食害対策事業費** 1,007万円
 - ・カモシカの安定的維持、食害対策のための調査を実施
- 文化財保護巡視事業費** 200万円
 - ・県内の主な国指定文化財を巡視し、管理状況を把握
- 無形民俗文化財伝承事業費補助金** 320万円
 - ・無形民俗文化財の保存・伝承のため、「地歌舞伎」「文楽・能」大会及び伝承教室の開催を支援
- 埋蔵文化財発掘調査費** 5億970万円
 - ・国の開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
- 文化財保護センター運営費** 688万円
 - ・親子で参加する「タイムスリップ探検隊」、一般県民を対象とした発掘調査報告会の開催
- 埋蔵文化財保護に関する基礎的研修の実施**
 - ・市町村の埋蔵文化財保護行政職員に対する基礎的な研修を実施

7 スポーツの振興

- レクリエーションスポーツ普及支援事業費《ふるさと再生基金》** 332万円
 - ・子どもからお年寄りまで幅広い年代で実現可能なレクリエーション、軽スポーツの機会を設け、生きがいつくりと体力アップのサポートを実施
- 幼児の体力向上支援事業費** 392万円
 - ・幼児期からスポーツに触れ合う機会を提供し、子どもの体力を向上させるための講習会を実施
- 強化指定交付金** 404万円
 - ・中学校、高校運動部を強化指定し、強化合宿や遠征等を中心とした活動を充実するための支援
- 日本一指導者づくり事業費** 870万円
 - ・指導者養成事業や優秀指導者配置事業により優秀な指導者を養成
- 日本一づくり特別強化事業費** 182万円
 - ・全国において好成績が見込まれる競技種目（高校野球、駅伝）について、岐阜県スポーツ科学トレーニングセンターと各競技団体とが連携を図りながら重点的に強化
- 高地トレーニング実践強化事業費** 411万円
 - ・高地トレーニングによる競技力の向上とトレーニング方法の確立、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアの活用及びPRの実施
- 総合型地域スポーツクラブ支援事業費（再掲）** 1,327万円
 - ・総合型地域スポーツクラブの設立・育成・定着を支援
- ロンドン五輪ホッケー予選大会開催費補助金** 1,500万円
 - ・ロンドン五輪男女ホッケー予選大会に対する補助

- スポーツフェア開催費負担金 1,000万円
 - ・カンガルーカップ国際女子オープンテニスほか関係競技団体による約50イベントの開催を支援
- スポーツイベント開催費 620万円
 - ・全国高等学校選抜スキー大会、全国高等学校選抜ホッケー大会の開催を支援
- 県民総参加スポーツ推進事業費 300万円
 - ・生涯スポーツ社会を実現するため、県民総参加型・地域密着型のスポーツ大会を支援
- ジュニアグロウアップ作戦事業費 1,255万円
 - ・小学校1年生から中学校3年生の中から優秀な選手を選抜して行う、合同練習等を支援
- 指定管理者制度の導入
 - ・サービスの向上、効率的な維持運営のため、県有スポーツ施設に指定管理者制度を導入

8 「ぎふ清流国体」に向けた取組の充実

- 国民体育大会選手団派遣費補助金 7,129万円
 - ・広く県民の間にスポーツを普及させ、スポーツの振興を図るとともに、ぎふ清流国体に向け、より高いレベルの大会で競技力向上を図るため、選手・役員の派遣を支援
- 国民体育大会東海地区大会選手団派遣費補助金 219万円
 - ・広く県民の間にスポーツを普及させ、スポーツの振興を図るとともに、ぎふ清流国体に向け、より高いレベルの大会で競技力向上を図るため、選手・役員の派遣を支援
- 国民体育大会東海地区大会開催費負担金 260万円
- 競技拠点整備事業費 327万円
 - ・「ぎふ清流国体」に向け、岐阜城北高校旧藍川校舎の体育館、武道場を体操競技の練習拠点として活用
- 国体関連施設整備費 1億9,332万円
 - ・岐阜メモリアルセンターほかの整備

9 生涯学習の推進

- 放課後子ども教室推進事業費補助金（再掲） 2,200万円
 - ・地域の方々の参画を得ながら、放課後の子どもの健やかな活動場所の確保を目的とした「放課後子ども教室」を実施する市町村（中核市である岐阜市を除く）を支援

平成24年度予算項目別一覧表

(単位：千円)

区 分	H23年度当初予算額	H24年度当初予算額	比 較 増 減
教育総務費	21,199,943	21,457,342	257,399
教育委員会費	9,184	9,184	0
事務局費	3,477,894	3,342,030	▲ 135,864
教職員人件費	16,052,148	16,474,221	422,073
教育指導費	689,473	691,297	1,824
恩給及び退職年金	235,374	201,871	▲ 33,503
進学奨励費	252,556	263,198	10,642
教育財産管理費	483,314	475,541	▲ 7,773
小学校費	60,408,317	59,257,754	▲ 1,150,563
中学校費	35,848,486	35,215,395	▲ 633,091
高等学校費	35,641,158	34,172,202	▲ 1,468,956
高等学校総務費	30,951,747	30,582,679	▲ 369,068
高等学校管理費	1,768,013	1,760,011	▲ 8,002
教育振興費	98,720	94,580	▲ 4,140
学校建設費	2,822,678	1,734,932	▲ 1,087,746
特別支援教育費	11,941,717	13,501,367	1,559,650
特別支援教育総務費	11,435,239	11,484,512	49,273
特別支援教育振興費	413,969	554,592	140,623
学校建設費	92,509	1,462,263	1,369,754
社会教育費	1,830,596	1,389,328	▲ 441,268
社会教育振興費	47,828	47,874	46
文化財保護費	467,640	660,091	192,451
芸術文化振興費	12,807	12,810	3
社会教育施設費	1,302,321	668,553	▲ 633,768
保健体育費	1,542,253	1,493,102	▲ 49,151
学校健康教育費	357,073	367,245	10,172
体育振興費	367,222	380,376	13,154
体育施設費	817,958	745,481	▲ 72,477
合 計	168,412,470	166,486,490	▲ 1,925,980

第 3 部 管 理

第 1 章 学校管理

第 1 節 平成24年度公立学校施設整備事業の計画

平成24年度における国の公立学校施設整備事業は、昨年の東日本大震災を踏まえ、防災機能強化事業が創設されたほか、太陽光発電の整備に関する事業が拡充され、新たに蓄電池整備などが補助対象となるなど、特に防災機能強化における制度の拡充がなされた。

当該事業にかかる平成24年度予算額は、前年度に比べ441億円増の1,246億円（うち復興特別会計667億円）で、平成23年度第3次補正予算の1,627億円と合わせて、平成24年度の地方公共団体における事業計画にかかる所要額を確保したとされている。

本県においても、平成24年度の公立学校施設整備事業は、県立特別支援学校の整備も含め、市町村立小中学校の校舎等の地震補強事業を中心に、新增改築事業、大規模改造事業などが計画されている。

第 2 節 公立小・中学校

1 小 学 校

年 度	学 校 数			児 童 数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 児 童 数
	本 校	分 校	計				
24	373	1	374	116,629	4,624	40 (35)	25.2
23	375	0	375	119,232	4,689	40 (35)	25.4
22	376	0	376	121,457	4,678	40 (35)	26.0
21	379	0	379	122,741	4,689	40 (35)	26.2

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単式学級		40人（ただし第1、2学年は35人）
複式学級	1年生を含む2の学年 それ以外の2の学年	8人
		15人
特別支援学級		8人

児童に基本的な生活習慣や学習習慣をより確実に身に付けさせるために、今年度も昨年度同様「小学校1年生及び2年生における少人数学級編制」を実施した。

平成13年度から順次実施している少人数指導と合わせ、個に応じたよりきめ細かい指導ができるための効果的な教職員の配置に努めている。

本年度の小学校教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	1	11	13	21	24	31	36
2	2	12	14	22	26	32	37
3	4	13	15	23	27	33	38
4	5	14	17	24	28	34	39
5	7	15	18	25	29	35	41
6	8	16	19	26	30	36	42
7	9	17	20	27	31	37	43
8	10	18	21	28	32	38	44
9	11	19	22	29	33	39	45
10	12	20	23	30	35	40	46

2 中学校

年 度	学 校 数			生 徒 数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 生 徒 数
	本 校	分 校	計				
24	186	1	187	59,968	2,014	40(35)	29.8
23	187	1	188	60,264	2,018	40(35)	29.8
22	190	1	191	60,199	2,024	40	29.7
21	190	1	191	60,789	2,022	40	30.1

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単 式 学 級	40人(ただし、第1学年は35人)
複 式 学 級	編制しない
特別支援学級	8人

本年度の中学校教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	4	11	18	21	33	31	49
2	6	12	19	22	35	32	51
3	7	13	20	23	36	33	52
4	8	14	22	24	37	34	54
5	9	15	24	25	39	35	55
6	10	16	25	26	40	36	56
7	12	17	27	27	42	37	57
8	14	18	29	28	43	38	58
9	15	19	31	29	45	39	60
10	17	20	32	30	47	40	61

3 学校の新設・統廃合

戦後の学制改革によって発足した小・中学校は、その後さまざまな経緯を経て、より良いものへと整備充実が図られてきている。

本県においては、昭和28年市町村合併促進法の制定以来、適正な規模によって教育効果の向上を図る意味から学校の統廃合が進み、平成24年4月1日現在、小学校374校、中学校187校となった。統廃合による適正規模として、学級数が12から18、通学距離は小学校4キロメートル、中学校6キロメートル以内とされているが、学校規模を重視する余り、無理の生じないよう地域住民の理解と協力を得て行うよう配慮している。

学校新設・統廃合・位置変更一覧

(H23. 4. 2～H24. 4. 1)

■ 小・中学校の新設・廃止・統合

番号	年月日	設置者	旧学校名	新学校名	形式
1	H24. 3. 31廃止 H24. 4. 1新設	岐阜市	明德小学校	岐阜市立 明郷小学校	廃止新設
2	H24. 3. 31廃止 H24. 4. 1新設	岐阜市	本郷小学校		廃止新設
3	H24. 3. 31廃止 H24. 4. 1統合	下呂市	湯屋小学校	下呂市立 小坂小学校	廃止統合
4	H24. 3. 31廃止 H24. 4. 1新設	岐阜市	伊奈波中学校	岐阜市立 岐阜中央中学校	廃止新設
5	H24. 3. 31廃止 H24. 4. 1新設	岐阜市	明郷中学校		岐阜市立 岐阜清流中学校
6	H24. 3. 31廃止 H24. 4. 1統合	美濃市	美濃北中学校	美濃市立 美濃中学校	廃止統合

■ 小学校の位置変更

番号	年月日	設置者	学校名	変更前	変更後
1	H23. 9. 9	飛騨市	河合小学校	飛騨市河合町 角川974番地2	飛騨市河合町 角川91番地2

4 施設の概況

(1) 保有建物の構造別の状況

小・中学校の保有建物の構造別の状況は、平成18年度と平成23年度を比較すると次のとおりである。

公立小・中学校保有建物面積の構造別内訳表（全国対比） （単位㎡）

区分	年度	学 校								
		鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木造		計		
校舎	岐阜県	23	%		%		%		%	
			18	1,451,402	95.3	44,311	2.9	27,057	1.8	1,522,770
		1,458,832	96.0	43,083	3.0	18,215	1.0	1,520,130	100	
全 国	23	76,901,000	96.1	2,013,000	2.5	1,111,000	1.4	80,025,000	100	
		18	81,378,000	96.0	2,092,000	2.0	1,466,000	2.0	84,936,000	100
屋 体	岐阜県	23	210,655	60.0	134,732	38.3	6,292	1.8	351,679	100
		18	202,569	57.0	147,695	42.0	3,253	1.0	353,517	100
全 国	23	8,592,000	52.5	7,586,000	46.3	198,000	1.2	16,376,000	100	
		18	8,722,000	49.0	8,770,000	49.0	270,000	2.0	17,762,000	100
寄宿舎	岐阜県	23	—	—	—	—	—	—	—	
		18	—	—	—	—	—	—	—	
全 国	23	17,000	89.5	1,000	5.3	1,000	5.3	19,000	100	
		18	15,000	83.0	1,000	6.0	2,000	11.0	18,000	100
区分	年度	中 学 校								
		鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木造		計		
校舎	岐阜県	23	888,255	96.0	30,410	3.3	10,571	1.1	929,236	100
		18	888,998	96.0	30,329	3.0	10,339	1.0	929,666	100
全 国	23	44,686,000	95.9	1,507,000	3.2	412,000	0.9	46,605,000	100	
		18	47,311,000	96.0	1,582,000	3.0	541,000	1.0	49,434,000	100
屋 体	岐阜県	23	180,847	76.0	50,352	21.0	3,532	2.0	234,731	99
		18	175,139	75.0	56,886	24.0	3,218	1.0	235,243	100
全 国	23	6,314,000	58.4	4,219,000	39.7	88,000	0.8	10,621,000	100	
		18	6,313,000	55.0	4,872,000	43.0	92,000	1.0	11,277,000	99
寄宿舎	岐阜県	23	0	0.0	549	64.1	308	35.9	857	100
		18	910	33.0	549	20.0	1,286	47.0	2,745	100
全 国	23	77,000	76.5	13,000	12.7	12,000	11.8	102,000	100	
		18	99,000	69.0	24,000	17.0	20,000	14.0	143,000	100

（注）平成23、18年度とも5月1日現在

(2) 国庫負担(補助)事業の状況

ア. 平成23年度公立学校施設整備国庫負担(補助)事業状況は次のとおりである。

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担(補助)事業実績

区 分	学校数	国庫負担 (補助)面積(m ²)	国庫負担 (補助)金(千円)	負 担 率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	3	2,622	283,089	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	2	1,586	152,345	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	3	1,159	115,055	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	3	1,273	105,832	1/2
危険建物の改築事業	8	13,891	1,221,824	1/3, 5.5/10
不適格建物の改築事業(適性配置等)	12	6,231	464,447	1/3, 5.5/10
地震防災対策事業(耐震補強、改築)	57	120,189	1,701,919	2/3, 1/2
大規模改築事業(老朽、障害、安全等)	54	68,188	912,470	1/3
屋外教育環境整備事業	3	21,690	25,208	1/3
学校体育諸施設整備事業	4	1,277	63,861	1/3
学校給食施設整備事業	2	1,306	179,999	1/2, 1/3
太陽光発電等導入事業	14	181(kw)	237,701	1/2
幼稚園の整備(新增築・改築・改造等)	4	1,493	27,358	1/3
合 計	169	240,905	5,491,108	

イ. 平成24年度事業計画

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担(補助)事業実績

区 分	学校数	国庫負担 (補助)面積(m ²)	国庫負担 (補助)金(千円)	負 担 率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	5	3,570	282,534	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	3	761	57,919	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	5	973	84,804	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	1	322	28,277	1/2
危険建物の改築事業	7	7,058	778,432	1/3, 5.5/10
不適格建物の改築事業(適性配置等)	12	6,757	539,604	1/3, 5.5/10
地震防災対策事業(耐震補強、改築)	65	125,640	2,082,254	2/3, 1/2
大規模改築事業(老朽、障害、安全等)	35	42,650	822,219	1/3
大規模改築事業(空調)	12	18,572	102,853	1/3
防災機能強化事業	41	27,321	174,247	1/3
屋外教育環境整備事業	7	1,917	119,659	1/3
学校体育諸施設整備事業	6	21,107	51,022	1/3
学校給食施設整備事業	2	287	35,372	1/2, 1/3
太陽光発電等導入事業	19	398(kw)	199,246	1/2
幼稚園の整備(新增築、改築、改造等)	3	1,484	29,615	1/3
合 計	223	258,419	5,388,057	

第3節 公立高等学校

1 全日制課程

(1) 学校・学科の設置状況

平成24年度における公立高等学校（全日制）の数は、

県立高等学校	61校	} 計63校となっている。
市町村立高等学校	2校	

これを設置学科別にみると、

- ア 普通科（理数科及び英語科を含む。）のみを設置する学校 — 県立28校
 - イ 職業学科のみを設置する学校 — 県立17校、市町村立2校
 - ウ 普通科と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校 — 県立8校
 - エ 普通科と職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立2校
 - オ 職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立2校
 - カ 総合学科のみを設置する学校 — 県立4校
- となっている。

(2) 学 区

ア 普通科、理数科

普通科、理数科については、昭和49年度から「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」によって県内を教育事務所単位の6学区に分け、学区内の高等学校のみへ出願することとしている。

ただし、学区の境界付近にあって、生活関係、通学関係などから、隣接する学区内の高等学校の方がより密接な関係にあるとみられる一部の地域については、調整地域として、隣接学区内の指定された高等学校へも出願できる。その他、通学困難な山間へき地に住む場合など特別な事情のある者は、県教育委員会の承認があれば他学区の高等学校へも出願できることにしている。

この6学区制の実施によって、調整地域や山間へき地などの特例を除いては、他学区への出願が認められなくなったため、学区外通学者が減少し、それまで問題の多かった下宿、遠距離通学の弊害がかなり解消され、地元高等学校へという機運が定着してきた。なお、学区制と同時に岐阜・大垣両市において昭和49年度以来実施されてきた学校群制度は昭和58年度に廃止した。

このような経緯等も踏まえ、また、現在、6学区制による通学区域は県民に定着していることから、一般選抜ではこれを基本としながら、生徒の学校選択肢を拡大する観点から、平成14年度より、特色化選抜に限って居住する学区に応じ、隣接学区へ出願できるよう学区の弾力化を図った。

なお、単位制普通科は全県1学区としている。

イ その他の学科

農業、工業、商業、生活産業、英語、情報、音楽、美術の各学科及び総合学科については、それぞれの学科の特色を認めて全県1学区とし、どの高等学校でも自由に出願できることとしている。

2 定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は次のようになっている。

設置状況	設置者	県立	市立
定時制課程のみ		1校	1校
全日制課程と定時制課程の併置		6校	1校
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置		1校	
定時制課程と通信制課程の併置		1校	

平成8年度から、華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制課程を単位制に改編し、平成10年度からは、他の県立高校の定時制課程も単位制に改編した。また、平成18年度に、中津川市立阿木高等学校も単位制に改編された。

定時制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、一般社会人の生涯教育の場としての役割を担うなど社会の要請に応えていくことも期待されている。この流れを受け、平成12年度から華陽高等学校を発展充実させ、Ⅰ部（午前）・Ⅱ部（午後）・Ⅲ部（夜間）の3部に分けて募集する3部制単位制高等学校として「華陽フロンティア高等学校」を開校した。平成16年度には、県内2校目の3部制単位制高等学校として「東濃フロンティア高等学校」を開校した。

3 通信制課程

現在、県内には華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置している。

4 入学定員と進学率

平成24年3月の県内の中学校卒業予定者数が、昨年度より344名増加するため、県立全日制において240名の定員増とする入学定員の設定を行った。

岐阜高等学校、長良高等学校、加納高等学校、羽島北高等学校、岐阜総合学園高等学校、県立岐阜商業高等学校、本巣松陽高等学校、大垣商業高等学校、加茂高等学校で各40名（1学級）定員を増し、郡上北高等学校、東濃高等学校、飛騨高山高等学校で各40名（1学級）定員を減じた。

平成24年度公立高等学校入学定員は次のとおりである。

課程	設置者	県立	市立	合計
全 日 制		14,840	480	15,320
定 時 制		600	120	720
通 信 制		320	0	320
合 校 計		15,760	600	16,360

県内中学校卒業生の高校進学率（通信制を除く）については、平成7、8年度をピークとして低下傾向にあり、平成14年度には、94.0%となったが、平成15年以降は増加し、現在では95%をやや上回っている。

県内中学校卒業生の高校進学率（通信制を除く）

区 分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
岐 阜 県（％）	95.6	95.7	95.8	95.9	96.0	95.6	95.5	94.6	94.6	94.9
全 国 平 均（％）	95.0	95.3	95.7	95.8	95.9	95.9	95.9	95.8	95.9	95.8
比 較	0.6	0.5	0.1	0.1	0.1	△0.3	△0.4	△1.2	△1.3	△0.9
区 分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
岐 阜 県（％）	94.0	94.6	95.4	95.4	95.6	95.3	95.6	95.1	94.8	95.3
全 国 平 均（％）	95.8	96.1	96.3	96.5	96.5	96.4	96.4	96.3	96.3	96.4
比 較	△1.8	△1.5	△0.9	△1.1	△0.9	△1.1	△0.8	△1.2	△1.5	△1.1

5 県立高等学校の施設の概況

(1) 施設の概況

区 分	一般校舎保有面積				産振校舎保有面積				合 計
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	
面積㎡	568,143	49,264	2,172	619,579	157,496	22,503	278	180,277	799,856
比率%	91.7	8.0	0.3	100.0	87.4	12.5	0.1	100.0	-

学校数 63校（定時制、通信制を含む）

区 分	屋 内 運動場	プー ル	校 地 面 積			
			建物敷地	運動場	実 験 実習他等	計
面積㎡	118,508	21校 9,787	1,144,977	1,233,046	1,647,649	4,025,672

(2) 平成23年度の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額（千円）	うち国庫補助（千円）
校 舎 等 整 備	26	1,846,017	1,918
産 振 校 舎	0	0	0
体 育 施 設 整 備	3	630,419	0
そ の 他	2	88,808	0
合 計	31	2,565,244	1,918

※金額は、事務費も含めた全事業費

(3) 平成24年度の整備予定

事 業 名	学 校 数	金 額（千円）	うち国庫補助（千円）
校 舎 等 整 備	46	1,797,589	3,369
産 振 校 舎	0	0	0
体 育 施 設 整 備	0	0	0
そ の 他	1	8,286	0
合 計	47	1,805,875	3,369

※金額は、事務費も含めた全事業費

6 授業料等

平成22年4月から、全日制・定時制・通信制課程の授業料については、原則不徴収となっている。

区 分		全日制課程	定時制課程	専攻科	通信制課程
授 業 料	年 額	118,800円	32,400円	118,800円	1 単位
	月 額	9,900	2,700	9,900	310円
入 学 考 査 料		2,200	950	2,200	—
入 学 金		5,650	2,100	5,650	500

7 修学支援

経済的理由により修学が困難な大学生・高等学校生等を対象に、以下の奨学金制度により、奨学金の貸付けを行っている。

1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）
2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
3. 岐阜県高等学校奨学金
4. 岐阜県子育て支援奨学金

※上記1から4の複数の奨学金制度を利用することはできません。

種 類	1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）	2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）																													
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること （新入生の方は高校3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること （家計支持者の全収入がおおむね1,000万円以下） ※収入基準は家族構成により異なる。	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること （新入生の方は中学3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること （家計支持者の全収入がおおむね800万円以下） ※収入基準は家族構成により異なる。																													
対象校種	大学 短期大学 高等専門学校	高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程																													
貸付月額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高 専</td> <td>県選奨生奨学金 のみの場合</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>日本学生支援機構 奨学金併用者</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 学</td> <td>県選奨生奨学金 のみの場合</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>日本学生支援機構 奨学金併用者</td> <td>16,000円</td> </tr> </table>	高 専	県選奨生奨学金 のみの場合	18,000円	日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円	大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円	日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">自宅通学</td> <td colspan="2">自宅外通学又は 通学費高額負担者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国公立 高校</td> <td rowspan="2">選択</td> <td>18,000円</td> <td rowspan="2">選択</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立 高校</td> <td rowspan="2">選択</td> <td>30,000円</td> <td rowspan="2">選択</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>47,000円</td> <td>52,000円</td> </tr> </table>		自宅通学		自宅外通学又は 通学費高額負担者		国公立 高校	選択	18,000円	選択	23,000円	30,000円	35,000円	私立 高校	選択	30,000円	選択	35,000円	47,000円	52,000円
高 専	県選奨生奨学金 のみの場合		18,000円																												
	日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円																													
大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円																													
	日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円																													
	自宅通学		自宅外通学又は 通学費高額負担者																												
国公立 高校	選択	18,000円	選択	23,000円																											
		30,000円		35,000円																											
私立 高校	選択	30,000円	選択	35,000円																											
		47,000円		52,000円																											
利 息	無 利 息																														

種 類	3. 岐阜県高等学校奨学金	4. 岐阜県子育て支援奨学金																											
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること （世帯全員の全収入がおおむね350万円以下） ※収入基準は家族構成等により異なる。	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・生徒自身が第3子以降であること 																											
対象校種	高等学校 中等教育学校の後期課程 高等専門学校	高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程 高等専門学校																											
貸付月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学又は 通学費高額負担者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等専門学校</td> <td colspan="2">18,000円</td> </tr> <tr> <td>国公立高校</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者	高等専門学校	18,000円		国公立高校	18,000円	23,000円	私立高校	30,000円	35,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学又は 通学費高額負担者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等専門学校</td> <td colspan="2">18,000円</td> </tr> <tr> <td>国公立高校</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">入学支度金（希望者のみ） 75,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者	高等専門学校	18,000円		国公立高校	18,000円	23,000円	私立高校	30,000円	35,000円	入学支度金（希望者のみ） 75,000円		
	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者																											
高等専門学校	18,000円																												
国公立高校	18,000円	23,000円																											
私立高校	30,000円	35,000円																											
	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者																											
高等専門学校	18,000円																												
国公立高校	18,000円	23,000円																											
私立高校	30,000円	35,000円																											
入学支度金（希望者のみ） 75,000円																													
利 息	無 利 息																												

第4節 特別支援教育

1 特別支援学校の現況

(1) 特別支援学校

昭和54年度から養護学校への就学が義務化されたのを機に学校の整備が急速に進み、平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、県立の養護学校10校が校名変更した。平成20年4月に2校、平成21年4月に2校が新設され、平成22年4月には、1校が一括移転、さらに平成23年4月に1校が新設され、現在公立19校（うち2校は分校）が設置されている。

・岐阜県立岐阜盲学校

視覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科、保健医療科及びこれらの上に、修業年限3年の専攻科医療科が設置されている。保健医療科及び医療科の標準的な目標は次のとおりである。

保健医療科…保健医療に関する知識と技術を学習し、あん摩マッサージ指圧の業務に従事しようとする者を養成する。

医療科（専攻科）…医療に関する知識と技術を学習し、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの業務に従事しようとする者を養成する。

平成15年3月、岐阜市北野町に新校舎が完成し、9月より新校舎で授業を開始した。

・岐阜県立岐阜壘学校

聴覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として3年教育の幼稚部と、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科が設置されている。さらにこれらの上に、修業年限2年の専攻科が設置され、情報処理科、理容科の2学科が設置されている。

・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校された。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立揖斐特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校された。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立大垣特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和49年4月に開校された。小学部、中学部に加え、昭和55年4月には高等部が設置された。平成19年3月高等部（北校舎）校舎が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立大垣特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立海津特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校された。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立郡上特別支援学校

県内で初の知的障がい者及び肢体不自由者（知・肢併置）のための養護学校として平成17年4月に開校された。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立郡上特別支援学校と校名変更をした。狭隘化のため平成21年4月に高等部を移転し、那比校舎とした（小学部、中学部は大和校舎）。

・岐阜県立中濃特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和53年4月に開校された。知的障害児施設県立ひまわりの丘第1・第2学園と提携した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成3年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立中濃特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立可茂特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成23年4月に開校された。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立東濃特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和55年4月に開校された。小学部、中学部に加え、昭和59年4月には高等部が設置された。平成19年4月に岐阜県立東濃特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に可茂分教室を設置し、平成23年3月に可茂特別支援学校の開校に伴い閉校した。

・岐阜県立恵那特別支援学校

昭和49年4月に恵那市立緑ヶ丘養護学校が県立に移管された。平成19年4月に岐阜県立恵那特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に高等部が設置された。平成22年4月に恵那市岩村町に一括移転し、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者のための総合化された特別支援学校として、小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立飛騨特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和54年4月に開校された。知的障害児施設山ゆり学園と提携した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成2年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨特別支援学校下呂分校

知的障がい者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校された。高等部が設置されている。

・岐阜県立関特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和41年4月に開校された。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成14年3月新校舎本館が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立関特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由のための養護学校として昭和54年4月に開校された。肢体不自由児施設県立希望が丘学園と提携した学校で、小学部、中学部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立長良特別支援学校

慢性疾患、筋ジストロフィー、重度重複障がいのある病弱者のための養護学校として昭和53年4月に開校され、小学部、中学部に加え昭和57年度に高等部が設置された。国立病院機構長良医療センターと提携した学校である。平成19年4月に岐阜県立長良特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校

病弱者のための養護学校として昭和54年4月に開校された。高山赤十字病院と提携した学校分校で、小学部、中学部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校と校名変更をした。

・岐阜市立岐阜特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和38年4月に開校され、小学部、中学部が設置された。また、高等部は、昭和55年4月岐阜市下川手に開校されたが、平成5年4月には、岐阜市小西郷に新築移転された。平成16年1月小学部、中学部も高等部所在地へ移転した。平成20年4月に岐阜市立岐阜特別支援学校と校名変更をした。

・各務原市立各務原養護学校

知的障がい者のための養護学校として昭和61年4月に開校され、高等部が設置されている。平成17年3月（旧）岐阜大学農学部跡地へ新築移転した。

義務教育段階における特別支援学校及び特別支援学級の障がい別在学者数（平成24.5.1現在）

区 分	特別支援学校			特別支援学級				
	小学部 児童数	中学部 生徒数	学級数	小 学 校		中 学 校		児 童 生徒数計
				学級数	児童数	学級数	生徒数	
視覚障がい	12	10	9	1	1	0	0	1
聴覚障がい	26	20	15	12	17	4	5	22
肢体不自由	136(4)	71(1)	87	23	38	11	14	52
知的障がい	442(1)	412(1)	217	297	1,132	143	560	1,692
病 弱	65(8)	42(2)	53	2	7	1	1	8
言語障がい				0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい				230	727	116	327	1,054
合 計	681(13)	555(5)	381	565	1,922	275	907	2,829

（注）児童・生徒数中（ ）内の数は訪問教育児童・生徒数…内数

(2) 県立特別支援学校の概況

区 分	一般校舎保有面積				産振校舎保有面積				合 計
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	
面積㎡	69,815	5,302	0	75,117	467	0	0	467	75,584
比率%	90.0	10.0	—	100	100	0	—	100	

学 校 数 17校（分校2校含む）

区 分	屋 内 運 動 場	プ ール	校 地 面 積			
			建物敷地	運動場	そ の 他	計
面積㎡	10,456	水面積 6校 1,310	173,654	107,389	38,388	319,431

(3) 平成23年度県立特別支援学校施設の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
飛騨北部特支整備	1校	14,390千円	—
飛騨南部特支整備	1校	16,516千円	—
可茂特支(体育館・プール)整備	1校	367,358千円	75,029千円

(4) 平成24年度県立特別支援学校施設の整備計画

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
飛騨北部特支整備	1校	710,742千円	162,282千円
飛騨南部特支整備	1校	634,755千円	61,451千円
岐阜希望が丘特支整備	1校	44,602千円	—
岐阜南部特支(仮称)整備	1校	9,873千円	—

2 特別支援教育

本県では、特別支援教育の振興を図るために、次のように計画的かつ積極的に取り組んでいる。

(1) 特別支援学校の整備

- 昭和53年度 県立中濃養護学校(知的障害)及び県立長良養護学校(病弱)を設置した。
- 昭和54年度 県立岐阜希望が丘養護学校(肢体不自由)及び県立飛騨養護学校(知的障害)・同高山赤十字病院分校(病弱)(昭和61年4月1日高山日赤分校と校名変更)を設置した。
- 昭和55年度 県立東濃養護学校(知的障害)を設置した。また、県立大垣養護学校及び岐阜市立岐阜養護学校に高等部を設置した。
- 昭和57年度 県立長良養護学校に、昭和59年度には県立東濃養護学校に高等部を設置した。
- 昭和61年度 各務原市立各務原養護学校高等部(知的障害)を設置した。
- 平成2年度 県立飛騨養護学校に高等部を設置した。
- 平成3年度 県立中濃養護支援学校に高等部を設置した。
- 平成14年度 県立関養護学校を改築整備した(一部供用開始後平成15年度に全面供用開始)。
- 平成15年度 県立岐阜盲学校を移転改築した(9月)。
- 平成17年度 県立郡上養護学校を設置した。
- 平成20年度 岐阜本県特別支援学校、海津特別支援学校を設置した。また恵那特別支援

学校に高等部を、東濃特別支援学校に可茂分教室をそれぞれ設置した。

平成21年度 揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校を設置した。また郡上特別支援学校高等部を八幡町那比に移転した。

平成22年度 恵那特別支援学校を恵那市岩村町に一括移転した。

平成23年度 可茂特別支援学校を美濃加茂市牧野に設置した。

(2) 特別支援学級の整備

平成24年度は、小学校で21学級増、中学校で7学級増の結果、小学校565学級、中学校275学級、計840学級となった。

(3) 通級による指導教室

平成18年度より新設したLD、ADHD等を対象とする教室に加えて平成19年度より自閉症を対象とする教室を設置し充実を図った。

(4) 教育行政組織の改編

平成18年4月から学校政策課特別支援教育室を特別支援教育課とし、特別支援教育を強化する体制を整えた。

(5) 発達障がい者等支援体制整備推進会議

特別支援教育の推進のため、関係部局間の総合的な支援体制を確立し、課題と方策について幅広く協議するために幼・小中高特校長会長、PTA代表、福祉・医療関係者、障害者団体、関係他部局課長等から構成される「岐阜県特別支援教育連携協議会」として、平成17年3月に設置した。この協議会の発足に伴い、「岐阜県障害児就学指導委員会」は廃止し、就学指導についての専門部会を協議会の下に設置した。平成21年度より名称を変更。

(6) 子どもかがやきプラン推進委員会

「一人一人の可能性を引き出す自立支援教育『子どもかがやきプラン』」の推進にあたり、専門家や保護者、地域の関係者など県民の意見を十分に把握しながら、児童生徒数の推移、財政状況を踏まえ、特別支援学校の適切な整備方針をはじめとする岐阜県における特別支援教育の充実に向けた検討を行うことを目的として、「子どもかがやきプラン推進委員会」を平成18年4月に設置した。

(7) 子どもかがやきプラン

平成21年3月に「地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する」を基本理念として『子どもかがやきプラン』を改訂した。

第5節 へき地教育

本県は、県土の約8割が森林におおわれ、山間へき地には小規模な集落が数多くある。過疎化した山間へき地における学校教育の振興対策の一環として、学校統合、学級編制の改善などを行ってきたが、なお、2つの学年の児童で編制する学級（複式学級）を持つ学校が存在する。

1 へき地教育の振興

へき地校へ、昭和33年から新任校長を、昭和37年から中堅教員を計画的に配置するなど教職員組織の改善を図ってきた。また、昭和38年度以降の年度末人事異動に際しては、県内6ブロックを中心とした広域にわたる人事交流を実施している。

一方、学級編制については、昭和44年度に4以上5以下の学年の児童で編制する学級及びすべての学年の児童・生徒で編制する学級の解消を図り、更に、昭和45年度においては、3の学年の児童で編制する学級の1学級の児童数を15人に、また2の学年の児童・生徒で編制

する学級の1学級の児童・生徒数を22人に引き下げた。その結果、児童・生徒数の減少にもかかわらず学級増、教員増となり、へき地教育が充実されてきた。なお、昭和49年度においては5ヵ年計画で3の学年複式学級の解消、2の学年複式学級の基準引き下げなどを実施し、昭和56年度に、更に小学校1年生を含む複式学級の編制を12人から10人に引き下げた。そして昭和62年度は、2の学年複式学級基準を小学校19人、中学校11人に引き下げ、昭和63年度には、更に小学校18人、中学校10人に基準を引き下げている。平成5年度からスタートした第6次改善計画に伴い、平成11年度からは小学校1年生を含む複式学級編制基準を8人に、その他の小学校複式学級編制基準を16人に引き下げ、更に平成23年度からは、小学校1年生を含む2の学年以外の小学校複式学級編成基準を15人に引き下げた。

中学校については、平成7年度より複式学級を編制しないことを原則として実施している。

(1) 新任校長の計画配置

この方策は、昭和33年度人事から実施した。それまでの新任校長の人事は、ほとんど同一郡市内で充足するのが慣習のような状態であったが、それを見直し全県の視野に立って校長人事を行い、「人事上のへき地」へも新任校長を配置することとした。

へき地に赴任した校長は、地域の人々と触れ合いを大切にし、地域に溶け込んで、教育の推進に取り組むこととなった。

そのことによって、学校教育は、地域の期待や信頼に裏打ちされ、大きな成果を上げることとなった。

全県的に選出された優秀な人材が期待されてへき地に赴任し、希望と意気に燃えて学校運営に当たることにより、清新な気風を吹き込むとともに、地域教育の振興に寄与している。

(2) 中堅教員のへき地派遣制度

この制度は、昭和37年度人事異動から実施した。

へき地学校教員組織の充実のために、新任教員・新任校長の計画配置を実施してきたが、昭和36年度に至り、中学校生徒の急増に伴う全県的な教員不足を補う意味で、へき地教員の確保と、教育組織の充実強化を目的として、この制度の実施に踏み切ったものである。

この制度が実施されて50年目を迎え、すでに2,000人以上の中堅教員が派遣され、それぞれ計画どおり復帰している。当初は多くの摩擦があり、困難にも感じられたが、今日では進んで赴任するまでになり、各市町村教育委員会の理解も深まって円滑に行われていることは、まことに喜ばしいことである。過去の実績からみて、受入側の理解と協力、派遣された中堅教員の自覚と努力によって、ますますその意義を深め、この制度がへき地教育振興に大きく貢献していくことが期待されている。

中堅教員派遣年度別人事

37～39年度—235人	51年度—56人	63年度—44人	12年度—38人
40 " —78 "	52 " —44 "	元 " —36 "	13 " —36 "
41 " —71 "	53 " —48 "	2 " —37 "	14 " —25 "
42 " —70 "	54 " —47 "	3 " —42 "	15 " —25 "
43 " —90 "	55 " —34 "	4 " —40 "	16 " —8 "
44 " —80 "	56 " —34 "	5 " —48 "	17 " —37 "
45 " —55 "	57 " —24 "	6 " —47 "	18 " —32 "
46 " —65 "	58 " —27 "	7 " —41 "	19 " —21 "
47 " —84 "	59 " —42 "	8 " —49 "	20 " —15 "
48 " —64 "	60 " —45 "	9 " —46 "	21 " —14 "
49 " —42 "	61 " —30 "	10 " —39 "	22 " —14 "
50 " —58 "	62 " —40 "	11 " —46 "	23 " —12 "
			24 " —7 "

2 へき地指定校

へき地手当支給学校

教育 事務 所名	郡市	級 地	小 学 校	中 学 校		計	
				本校	分校		
西濃	大垣市	(準)	時	1		1	
	揖斐郡	2	坂内	1	坂内	2	
美濃	関 市	1	板取	1	板取	2	
	郡上市	1	高鷲北	1		3	
		2	石徹白、小川	2			
可茂	加茂郡	(準)	神湊	1	神湊	1	
		1	久田見、蘇原、黒川、東白川	4	黒川、東白川、八百津東部	3	12
		2	潮見、佐見	2	佐見	1	
東濃	中津川市	1	加子母	1	加子母	1	2
	恵那市	(特)			恵那北	1	7
		(準)	上矢作	1			
		1	中野方、飯地、串原	3	串原、上矢作	2	
飛騨	高山市	(準)	岩滝	1			8
		1	朝日	1	朝日	1	
		2	荘川、本郷、枋尾	3	荘川、北陵	2	
	飛騨市	(準)	河合、宮川	2			4
		2	山之村	1	山之村	1	
	下呂市	(準)	上原	1			5
		1	菅田、東第一、馬瀬	3	馬瀬	1	
大野郡	2	白川	1	白川	1	2	
小 計				31		17	
合 計				31		17	48

(注) (準) は、準へき地

3 寄宿舎の開設

教育効果の向上を目指して、小・中学校の統合が進められているが、その結果、遠距離のため通学が困難となるので、寄宿舎を開設してきた。

寄宿舎には、一年間を通じて開設する通年寄宿舎と、積雪時期中のみ開設する季節寄宿舎があるが、平成23年度はいずれも開設していない。

4 スクールバス・教員宿舎等の整備

へき地指定校等で学校を統合したことなどにより、通学にスクールバスを購入したり、へき地学校勤務教員の宿舎を建設する市町村に対して、国では、補助金等を交付している。

第6節 教職員の人事

1 概 要

児童・生徒に教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を確保するため、教育行政機関は、必要な教育条件の整備を図らなければならない。その中でも、教育の成否は、教育者に負うところが大きいことからみて、教職員の人事管理は、特に重要である。教職員の人事管理は、それぞれの地域の、それぞれの学校における教職員組織の適正化を図るとともに、教職員の資質能力を高めることを目指して行われ、児童・生徒に対する教育効果の向上を図るものである。このような観点から行われる教職員の人事は、具体的には、採用、転任、昇任、退職などの任用行為として行われ、また、職務上及び身分上の必要な指導として行われるものである。

本県の場合、教職員の人事が比較的円滑適正に行われているのは、教職員を中心とする教育関係者が本県教育の推進者としての自覚をもって、県民の教育に対する要請にこたえようとしているからである。

2 教職員定数

(1) 小・中学校

平成24年度小・中学校の教職員定数は、小学校7,551人、中学校4,562人、合計12,113人でその内訳は次のとおりである。

種別	学校別	小 学 校	中 学 校	計
校 長		368	186	554
教 頭		394	208	602
主 幹 教 諭		11	23	34
教 諭		5,852	3,683	9,535
養 護 教 諭		384	195	579
事 務 職 員		385	204	589
充 指 導 主 事		44	6	50
栄 養 教 諭		81	45	126
学 校 栄 養 職 員		32	12	44
計		7,551	4,562	12,113

(2) 高等学校・特別支援学校

本年度教職員定員数は、県立学校5,395人(高等学校3,900人、特別支援学校1,495人)市立定時制高等学校31人、市立特別支援学校136人、計5,562人で、内訳は次のとおりである。昨年度に比べて31人増となった。

平成24年度高等学校・特別支援学校教職員定数

区 分	高 等 学 校	特別支援学校	合 計
校 長	64	17	81
教 諭 等	(11) 3,159	(34) 1,400	(45) 4,559
養 護 教 諭	97	32	129

区 分	高 等 学 校		特 別 支 援 学 校		合 計
実 習 助 手		290		24	314
寄 宿 舎 指 導 員		—	(△4)	71	(△4) 71
事 務 (一 般)		222	(1)	56	(1) 278
事 務 (図 書)	(△2)	54		—	(△2) 54
学 校 栄 養 職 員		5		8	13
実 習 補 助 員		9		—	9
学 校 用 務 員	(△5)	30	(△2)	6	(△7) 36
調 理 師		1	(△2)	10	(△2) 11
ボ イ ラ 技 士		—		—	0
運 転 士		—		—	0
看 護 師		—		3	3
介 護 員		—		4	4
計	(4)	3,931	(27)	1,631	(31) 5,562

- (注) 1 () の数は、平成23年度からの増減数である。
2 市立定時制高等学校の定数31(校長1、教員30)を含む。
3 市立特別支援学校の定数136を含む。

3 平成24年度人事異動

(1) 小・中学校

ア 本県教育の振興を期し、県民の学校教育に対する期待に応えるとともに全県的な教育水準の維持向上を目指して、市町村教育委員会の主体性・自律性が生かされ、特色ある学校づくりが推進されるよう一層公正な異動を行い、人事の刷新を図る。

(ア) 管理職

- 市町村の実態及び各学校の実情を考慮するとともに、市町村教育委員会の主体性・自律性をふまえ、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあつては、地域の実態や特色を生かした学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。
- 校長及び教頭の任用については、その職責の重要性に鑑み、管理者としてふさわしい人間性豊かで創造力と指導力に富む人材を幅広く登用し、適所に配置する。特に、男女共同参画社会の実現に鑑み、優秀な女性管理職の登用を積極的に進める。

(イ) 一般教員

- 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、市町村教育委員会や校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、経験年数、健康状況及び教育能力等を勘案して、個性が生きるよう適材を適所に配置する。
また、教職員のチームワーク機能を高め、「教員が子どもとじっくり向き合える時間」を確保するためのマネジメント機能を果たす主幹教諭を34名配置した。
- 教員としての資質の向上と視野の拡大を図るため、職場経験の領域を広げる異動を推進する。
- 教育事務所間・都市間等、広域にわたる計画的な異動を実施する。
- 小学校・中学校の校種間交流や、高等学校や特別支援学校との交流を積極的に推進する。

- e 中堅教員の研修派遣を計画的に実施する。
- f 新規採用者は、教職に対する基礎的な技量を身に付けさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員

a 事務職員

市町村教育委員会と連携を深め、積極的に学校経営に提言する力を発揮できるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

b 栄養教諭・学校栄養職員

市町村教育委員会と連携を深めるとともに、積極的に学校給食や食の指導にかかわることができるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

また、食育を充実させるために、新たに8人の栄養教諭を任用替えするとともに新規で3人を採用し、126人の栄養教諭で食の指導を進めている。

イ 退職と採用

定年による退職者は校長85人、教頭18人、教員83人、勲奨による退職者は、校長3人、教頭6人、教員107人であった。普通退職者は、3月末で78人であった。新規採用者については、平成24年度教員採用選考試験合格者のうち、成績優秀なものから393人を採用した。

ウ 異動人事

4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

平成24年度異動状況

校長等の異動状況

(平成24年度4月)

項目 学校	退職	教頭等→校長	校長→校長	事務局→校長		計	平成23年度
				新任	転任		
小学校	57	45	74	18	12	206	203
				30			
中学校	31	19	40	6	11	107	90
				17			
合計	88	64	114	24	23	313	293
				47			

教頭の異動状況

(平成24年度4月)

項目 学校	退職	教諭等→教頭	教頭→教頭	事務局→教頭		計	平成23年度
				新任	転任		
小学校	22	51	84	8	2	167	172
				10			
中学校	3	35	42	6	2	88	97
				8			
合計	25	86	126	14	4	255	269
				18			

特別支援学校の部主事の異動状況

(平成24年度4月)

項目 学校	退職	新任部主事	部主事→部主事	事務局→部主事		計	平成23年度
				新任	転任		
特別支援	0	0	0	1	0	1	0
				1			

一般教職員異動状況

(平成24年度4月)

区 分			計	平成23年度	
退職者	小 学 校	定 年	61	192	217
		勸 奨	83		
		普 通 等	48		
	中 学 校	定 年	22	76	70
		勸 奨	24		
		普 通 等	30		
計	定 年	83	268	287	
	勸 奨	107			
	普 通 等	78			

区 分			計	平成23年度	
異 動	小 学 校 → 小 学 校		787	1,893	
	中 学 校 → 小 学 校		243		
	特 別 支 援 → 小 学 校		12		
	事 務 局 → 小 学 校		4		
	割 愛 ・ 日 本 人 学 校 → 小 学 校		23		
	小 学 校 → 割 愛 ・ 日 本 人 学 校		32		
	小 学 校 → 中 学 校		247		
	中 学 校 → 中 学 校		495		
	特 別 支 援 → 中 学 校		8		
	事 務 局 → 中 学 校		3		
	割 愛 ・ 日 本 人 学 校 → 中 学 校		17		
	中 学 校 → 割 愛 ・ 日 本 人 学 校		19		
計			1,890		
新 規 採 用 者			(小261、中132) 393	457	
異 動 総 合 計			2,551	2,637	
事 務 職 員	新 任		23	172	182
	転 任		122		
	退 職		27		
学 校 栄 養 職 員	新 任		0	3	8
	転 任		3		
	退 職		0		

平成24年度人事異動総括表

(平成24年度4月)

学 校	職 名	新 任	転 任	退 職	計	平成23年度
小 学 校	校 長	63	86	57	206	203
	教 頭	59	86	22	167	172
	主幹教諭	9	0	0	9	3
	一般職員	261	1,068	191	1,520	1,582
	計	392	1,240	270	1,902	1,960
中 学 校	校 長	25	52	31	108	90
	教 頭	41	46	3	90	97
	主幹教諭	13	3	0	16	8
	一般職員	132	798	74	1,004	992
	計	211	899	108	1,218	1,187
特別支援学校(中学校の内数)		0	20	3	23	15
合 計		603	2,139	378	3,120	3,147

職 名	学 校	新 任	転 任	退 職	計	平成23年度
事務職員	小 学 校	11	69	11	91	133
	中 学 校	12	53	6	71	49
	計	23	122	17	162	182
学校栄養職員	小 学 校	0	2	0	2	7
	中 学 校	0	1	0	1	1
	計	0	3	0	3	8
異動総合計		626	2,264	395	3,285	3,337

エ 県外・海外の計画的人事

(ア) 他県との教員人事交流

昭和46年に、鹿児島県との間に姉妹県としての盟約がなされたこと及び高等学校教員の人事交流の実績があったことから、47年度から鹿児島県との間で、小学校及び中学校の教員各1人計2人の計画的な人事交流を行うこととした。また、平成12年度より平成19年度まで高知県・宮城県との人事交流を行い他県との交流を拡大した。

平成23年度は、のべ12名の教員を震災支援派遣教員として宮城県へ派遣した。今年度は、5名の教員を宮城県へ震災支援派遣教員として派遣している。

(イ) 在外教育施設への計画的派遣

海外日本人子女に、国内と同様の義務教育を行うため、47年度初めて台北、バンコク、ジャカルタ所在の日本人学校へ各1人計3人の教員を派遣した。

勤務期間は原則として3ヵ年で、現在派遣中の者は次のとおりである。

派遣年度	派遣人数	派 遣 先
22	4	イスタンブール、リマ、上海、香港
23	5	高雄、ワルシャワ、上海、ハノイ、杭州
24	7	チューリッヒ、イスラマバード、バンコク、ドバイ、ニューヨーク、ソウル、イスタンブール

(2) 高等学校・特別支援学校

ア 異動方針

(ア) 管理職

- a 各学校の実情を考慮し、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあたっては、特色ある学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。
- b 校長、副校長、教頭及び部主事の任用については、その職責の重要性に鑑み、人間性が豊かで創造力と指導力に富み、自ら率先して行動できる人材を幅広く登用し、適所に配置する。

(イ) 一般教員

- a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、勤務歴、健康状況及び能力意欲実績等を勘案して、適材を適所に配置する。
- b 視野の拡大を通して資質の向上を図る観点から、教員の指導力を生かし高める異動を推進する。
- c 全日制の課程と定時制及び通信制の課程相互間の異動や高等学校と特別支援学校との交流、県立学校と小中学校との交流など、広域にわたる計画的な異動を実施する。
- d 将来学校のリーダーとして期待できる中堅職員の研修派遣を計画的に実施する。
- e 新規採用者は、教職に対する基礎的な資質を身につけさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員等

学校と事務局・知事部局相互間及び学校間の交流に努めるとともに、年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

イ 退職と採用

教員の定年・勲奨による退職者は、校長21人を含む140人であった。普通退職者は、3月末で10人であった。新採用者については、退職補充及び定員増等により平成24年度教員採用試験合格者のうち、成績優秀な者から169人（実習助手を含む）を採用した。

ウ 異動状況

4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

平成24年度定期人事異動総括表

(平成24年4月)

区 分	新任	転任	退職	出向	計	平成23年度
校 長	19	16	21	—	56	57
副 校 長	8	0	0	—	8	11
教 頭	27	28	11	—	66	68
特別支援学校部主事	22	5	0	—	27	24
教 諭	160	340	108	—	608	760

区 分	新任	転任	退職	出向	計	平成23年度
養 護 教 諭	4	11	1	—	16	25
実 習 助 手	5	15	12	—	32	35
寄 宿 舎 指 導 員	0	2	3	—	5	7
事 務 職 員 等	50	63	36	18	167	189
計	295	480	192	18	985	1,176

(注) 1 退職者の定年・勸奨退職者数175人(前年208人)

校 長 21 (20) 特別支援学校部主事 0 (0)
副校長 0 (2) 教 職 員 108 (126)
教 頭 11 (12) 事 務 職 員 等 35 (48)

2 全日制と定時制・通信制との交流36人(前年46人)

定時制・通信制→全日制20 (20) 全日制→定時制・通信制16 (26)

3 事務職員等の知事部局等との人事交流74人(前年91人)

学校→知事部局 18 (20) 教委事務局→学校 3 (9)

学校→教委事務局 6 (6) 知事部局等→学校 47 (56)

エ 県外の計画的人事

(ア) 他県(鹿児島県)との教育人事交流

鹿児島県教育委員会との間に覚書をかかわし、相互に清新の気風の導入を図り、両県教育の振興に資するため、高等学校教員について、昭和45年度から計画的な人事交流を行っている。勤務期間は3ヵ年である。(平成24年度も各1人の人事交流を行った。)

4 教職員の給与、勤務条件等

教職員の給与については(1)以下のとおりであるが、義務教育諸学校の教育職員の給与については、「学校教育の水準の維持向上のため義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(以下「人確法」という。)により、一般の職員の給与水準に比較して優遇措置が講じられ、数次にわたって給与改善が行われた。

第1次改善(昭和49年1月1日実施)

給料表の改善

教育職給料表(三)の全号給について、中堅層以上の教員の改善を中心に所要の改善が行われた。また、教育職給料表(二)についても、所要の改善が行われた。

第2次改善(昭和50年1月1日実施)

(1) 給料表の改善

教育職給料表(三)の全等級について、経験豊かな層の教員の改善を中心とした所要の改善を行い、教頭職の明確化に伴い新たに特1等級を設置し、4等級制とした。

また、教育職給料表(二)についても、所要の改善が行われた。

(2) 義務教育等教員特別手当の支給

新たに義務教育等教員特別手当が設けられ小・中学校の教育職員に等級号給に応じて手当が支給されることになった。また、高等学校等の教育職員についても同様の措置がとられた。

第3次(前期分)改善(昭和52年4月1日実施)

(1) 標準職務表の改善

原則として、校長は特1等級、教頭は1等級に格付けした。

(2) 義務教育等教員特別手当の改正

月額の高額の引き上げが行われた。

- (3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の支給
主任等の職務を行う教員及び学校の管理下における部活動の指導業務に従事した教員に日額の手当を支給することとした。

第3次（後期分）改善

- (1) 義務教育等教員特別手当の改正（昭和53年4月1日適用）
月額の高額を引き上げた。
- (2) 管理職手当の改正（昭和54年1月1日適用）
大規模学校の校長及び教頭の支給割合を100分の2引き上げ、それぞれ100分の14及び100分の12とした。
- (3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の改正（昭和53年4月1日適用）
手当の対象となる主任等の範囲を拡大し、部活動手当の従事時間を4時間程度とした。

第3次（後期積残し分）改善

管理職手当の改正（昭和55年4月1日適用）

管理職手当の支給に係る大規模校としての学級規模を改正した。

その他人確法実施以後に行われた改正等のうち主なもの

- (1) 土曜開庁方式導入に伴う4週6休制（平成元年4月30日実施）
4週間に2回の土曜日を勤務を要しない日とした。ただし、教員等については、52週間につき勤務を要しない日となる26土曜日に担当する104時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。
- (2) 配偶者出産休暇の新設（昭和58年4月1日実施）
配偶者が出産した場合、2日の範囲内で特別休暇を認めることとした。
- (3) 給与の口座振込制度の導入（昭和58年7月1日実施）
職員が希望した場合、給料、期末勉強手当等を口座振込により支給することとした。
- (4) 給料表の改正（昭和60年7月1日実施）
給料表を等級制から級制に改めるとともに、職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を1級として職務の級の序列を編成し直した。
- (5) 妊婦障害休暇の新設（平成元年4月1日実施）
妊婦に起因する障害により就業が著しく困難となる場合、7日の範囲内で特別休暇を認めることとした。
- (6) 夏期の休暇の新設（平成3年4月1日実施）
夏期における盆等の諸行事、心身の健康維持・増進又は家庭生活の充実のため、連続することを原則とする4日間の範囲内で特別休暇を認めることとした。
- (7) 新育児休業制度の導入（平成4年4月1日実施）
従来、女子教育職員等の特定職権の女子職員を対象として設けられていた育児休業制度について、すべての職員を対象として育児休業をすることができることとした。
また、職員が育児休業をせず勤務しつつ子を養育しようとする場合、1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業を新たに認めることとした。
- (8) 完全週休2日制の実施（平成4年8月1日実施）
日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とし、職員の勤務時間は1週間につき40時間とした。
また、日曜日又は土曜日に閉庁する機関に勤務する職員等については、1週間当たりの勤務時間は40時間とした。
なお、教員等については、日曜日及び学校5日制の休業土曜日（毎月の第2土曜日）を勤務を要しない日とすることに加えて、52週間につき勤務を要しない日となる40土曜日に相当する160時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

- (9) 介護休暇の新設（平成7年1月1日実施）
職員が長期にわたり家族等の介護を余儀なくされる場合、連続する3月の範囲内で必要と認められる期間、職務からの離脱を休暇として認められることとした。
- (10) ボランティア休暇の新設（平成9年1月1日適用）
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、一の年において5日の範囲内で特別休暇を認めることとした。
- (11) 職員組合への在籍専従期間を5年から7年にした。（平成9年4月1日適用）
- (12) 旅費の支給を口座振込で実施することとした。（平成9年4月1日適用、ただし、小・中学校は平成10年7月1日適用）
- (13) 多胎妊婦の場合の産前特別休暇の期間を10週間から14週間にした。（平成10年4月1日適用）
- (14) 昇給停止年齢を55歳（当分の間57歳）とした。（平成11年4月1日適用、ただし、経過措置あり）
- (15) 調整手当の異動保障を廃止した。（平成12年4月1日適用）
- (16) 岐阜県職員退職手当条例を一部改正（平成13年4月1日適用）
平成13年度から平成15年度までの間の時限措置として、勲奨により退職する職員に支給する退職手当について特例措置を設けた。
- (17) 大学院修学休業制度を導入した。（平成13年4月1日適用）
- (18) 新再任用制度を導入した。（平成13年4月1日適用）
- (19) 岐阜県職員等旅費条例を大幅に改正した。（平成14年1月1日適用）
- (20) 学校における完全週休2日制を実施した。（平成14年4月1日適用）
- (21) 育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満とした。（平成14年4月1日適用）
- (22) 介護休暇の期間を連続する3月の期間内から連続する6月の期間内とした。（平成14年4月1日適用）
- (23) 子の看護のための特別休暇を一の年において5日の範囲内の期間において認めることとした。（平成14年4月30日適用）
- (24) 当分の間57歳としていた昇給停止年齢を55歳とした。（平成15年4月1日適用、ただし、経過措置あり。）
- (25) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成16年1月1日適用）
20年以上勤続して退職した職員の退職手当の支給率を削減した。
- (26) 岐阜市にかかる調整手当を廃止した。（平成17年1月1日適用）
- (27) 20年以上勤務して退職する職員にかかる特別昇給を廃止した。（平成17年3月31日施行）
- (28) 男性職員の育児参加のために、配偶者の産前産後の期間内において5日の範囲内で取得できる特別休暇を新設した。（平成17年4月1日適用）
- (29) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を新設した。（平成17年4月1日）
- (30) 給与構造改革を実施した。（平成18年4月1日適用）
- ・ 給料月額を平均5%引き下げ、号給を4分割した給料表へ移行
 - ・ 昇給日（1月1日）を年1回に統一し、勤務成績に応じた昇給幅の昇給
 - ・ 地域手当の新設
- (31) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成18年4月1日適用）
新たな「調整額」を加算して退職手当を算出することとした。
- (32) 不妊治療を受ける場合の特別休暇を一の年において6日の範囲内の期間において認めることとした。（平成18年4月1日適用）
- (33) 管理職手当を定額支給とした。（平成19年4月1日適用）
- (34) 休憩時間を廃止した。（平成19年4月1日適用）
- (35) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正（平成19年4月1日適用）
実態に即した旅費計算をするため、県内の市町村区域の起点を細分化した。

- (36) 教育職員手当（部活動手当等）の額を倍増した。（平成20年10月1日適用）
- (37) 義務教育等教員特別手当の改正（平成21年1月1日適用）
月額を最高額を引き下げた。
- (38) 給料表の改正
職務の級に特2級を新設し、4級制から5級制とした。（平成21年4月1日適用）
- (39) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正（平成21年4月1日適用）
給料表の級による区分を廃止した。
- (40) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の制定（平成21年4月1日適用）
現下の厳しい財政状況にかんがみ、職員の給料の月額を抑制することとした。
- (41) 給料表の改正（平成21年12月1日適用）
若年層を除き、給料の月額を引き下げた。
- (42) 義務教育等教員特別手当の改正（平成22年1月1日適用）
月額を最高額を引き下げた。
- (43) 給料の調整額の改正（平成22年1月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (44) 産業教育手当、定時制通信教育手当の改正（平成22年4月1日適用）
支給率を引き下げた。
- (45) 時間外勤務手当の改正（平成22年4月1日適用）
勤務一時間当たりの単価算出方法等を変更した。
- (46) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成22年4月1日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (47) 特別休暇制度の一部改正（平成22年6月30日適用）
子の看護休暇の拡充
一の年において5日までを、子が2人以上の場合には10日までに変更した。
短期介護休暇の新設
一の年において5日まで取得できるようにした。
- (48) 職員の勤務時間の短縮（平成22年8月1日適用）
1日の勤務時間を8時間から7時間45分にした。
- (49) 義務教育等教員特別手当の改正（平成23年1月1日適用）
月額を最高額を引き下げた。
- (50) 給料の調整額の改正（平成23年1月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (51) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成23年4月1日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (52) 給料の調整額の改正（平成23年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (53) 住居手当の改正（平成23年4月1日適用）
自宅にかかる住居手当（単身赴任者にかかるものを含む。）を廃止した。
- (54) 自己啓発等休業制度の創設（平成24年4月1日適用）
大学等の教育課程履修又は外国における奉仕活動のための休業制度の創設
- (55) 特別休暇制度の一部改正（平成24年4月1日適用）
子の看護休暇の対象範囲を中学校就学の始期に達するまでの子のみから家族（配偶者、
父母、配偶者の父母、子）に拡大し、家族看護休暇とした。
- (56) 給料の調整数の改正（平成24年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (57) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成24年4月1日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。

(1) 給料
ア 行政職給料表

平成23年12月1日適用

職員 の 区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800

職員 の 区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400				
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100				
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600				
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	423,300				
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	424,000				
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	424,700				
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	425,200				
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
	86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300				
	87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000				
	88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700				
	89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200				
	90	242,400	296,200	345,100	386,400					
	91	242,900	296,600	345,600	387,000					
	92	243,400	297,000	346,100	387,600					
	93	243,700	297,100	346,300	388,300					
	94		297,500	346,800	388,900					
	95		297,900	347,300	389,500					
	96		298,300	347,800	390,100					
	97		298,500	347,900	390,800					
	98		298,900	348,400						
	99		299,300	348,900						
	100		299,700	349,400						
	101		299,900	349,700						
	102		300,300	350,100						
	103		300,700	350,500						
	104		301,100	350,900						
	105		301,300	351,400						
	106		301,600	351,800						
	107		302,000	352,200						
	108		302,400	352,600						
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200	355,100							
115		304,600	355,500							
116		305,000	355,900							
117		305,200	356,400							
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

イ 教育職給料表（二）

平成23年12月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	484,400
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	485,400
40	221,700	283,600	352,500	407,900	486,400	

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	41	223,600	286,100	354,700	409,600	487,500
	42	225,400	288,700	356,800	411,000	488,500
	43	227,200	291,200	358,900	412,400	489,500
	44	229,000	293,700	361,000	414,000	490,500
	45	230,900	296,000	363,100	415,700	491,600
	46	232,600	298,700	365,200	417,000	492,600
	47	234,300	301,400	367,200	418,600	493,600
	48	236,000	304,100	369,300	420,200	494,600
	49	237,600	306,600	371,200	421,900	495,700
	50	239,300	309,100	373,100	423,300	
	51	241,000	311,600	375,100	424,900	
	52	242,700	314,100	377,100	426,500	
	53	244,100	316,500	379,100	428,200	
	54	245,800	318,700	380,900	429,700	
	55	247,400	320,900	382,700	431,300	
	56	249,100	323,100	384,500	432,900	
	57	250,600	325,400	386,200	434,500	
	58	252,200	327,600	387,900	436,100	
	59	253,800	329,800	389,600	437,600	
	60	255,400	331,900	391,300	439,200	
	61	257,000	334,100	392,600	440,800	
	62	258,600	336,300	394,000	442,400	
	63	260,200	338,500	395,400	443,900	
	64	261,700	340,700	396,700	445,500	
	65	263,200	342,900	398,100	447,200	
	66	264,900	345,100	399,400	448,700	
	67	266,500	347,300	400,800	450,300	
	68	268,200	349,500	402,200	451,900	
	69	269,700	351,500	403,700	453,500	
	70	271,200	353,600	405,000	455,100	
	71	272,700	355,700	406,400	456,700	
	72	274,200	357,800	407,800	458,300	
	73	275,500	359,600	409,100	459,800	
74	276,900	361,500	410,500	460,800		
75	278,300	363,500	411,900	461,800		
76	279,700	365,400	413,300	462,800		
77	281,100	367,400	414,500	463,600		
78	282,300	369,100	415,800	464,600		
79	283,500	370,800	417,100	465,600		
80	284,700	372,500	418,500	466,600		
81	286,000	374,200	419,900	467,400		
82	287,200	375,700	421,200	468,400		
83	288,400	377,200	422,400	469,400		
84	289,600	378,700	423,700	470,400		

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	85	290,900	379,800	425,000	471,200	
	86	292,100	381,200	426,200	472,200	
	87	293,300	382,600	427,400	473,200	
	88	294,500	384,000	428,600	474,200	
	89	295,700	385,300	429,700	475,000	
	90	296,900	386,600	430,800		
	91	298,100	387,900	431,900		
	92	299,300	389,200	433,000		
	93	300,100	390,600	434,100		
	94	301,300	391,800	435,200		
	95	302,500	393,100	436,300		
	96	303,700	394,400	437,400		
再	97	304,700	395,800	438,300		
任	98	305,800	396,800	439,100		
用	99	306,900	397,900	439,900		
職	100	308,000	399,000	440,700		
員	101	308,900	399,900	441,500		
以	102	310,000	400,900	442,100		
外	103	311,100	402,000	442,700		
の	104	312,200	403,100	443,300		
職	105	312,800	403,900	443,800		
員	106	313,700	404,900	444,400		
	107	314,500	405,900	445,000		
	108	315,300	406,900	445,600		
	109	316,200	407,800	446,200		
	110	316,700	408,700			
	111	317,200	409,600			
	112	317,700	410,500			
	113	318,300	411,100			
	114	318,800	411,900			
	115	319,300	412,700			
	116	319,800	413,500			
	117	320,400	414,300			
	118	320,900	415,100			
	119	321,400	415,800			
	120	321,900	416,600			
	121	322,400	417,200			
	122	322,800	417,700			
	123	323,300	418,200			
	124	323,800	418,700			

平成23年12月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	125	324,400	419,100			
	126	324,800	419,600			
	127	325,200	420,100			
	128	325,600	420,600			
	129	325,900	421,000			
	130	326,300	421,500			
再	131	326,700	422,000			
任	132	327,100	422,500			
用	133	327,300	422,900			
職	134	327,500	423,400			
員	135	327,800	423,900			
以	136	328,100	424,400			
外	137	328,400	424,800			
の	138	328,600	425,300			
職	139	328,900	425,800			
員	140	329,200	426,300			
	141	329,400	426,700			
	142	329,700				
	143	330,000				
	144	330,300				
	145	330,600				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考（一）この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（三）

平成23年12月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	459,800
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	460,700
40	220,800	252,700	351,500	376,000	461,600	

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	462,500
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	463,400
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	464,300
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	465,200
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	466,100
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	467,000
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	467,900
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	468,800
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	469,700
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	
	53	243,100	286,100	373,900	395,500	
	54	244,800	288,700	375,400	396,800	
	55	246,400	291,200	376,900	397,900	
	56	248,100	293,700	378,400	399,100	
	57	249,600	296,000	379,900	400,600	
	58	251,100	298,700	381,300	401,800	
	59	252,600	301,400	382,700	403,100	
	60	254,100	304,100	384,100	404,400	
	61	255,700	306,600	385,000	405,700	
	62	257,200	309,100	386,200	406,800	
	63	258,700	311,600	387,400	408,200	
	64	260,100	314,100	388,600	409,600	
	65	261,400	316,500	389,700	410,800	
	66	263,000	318,700	390,900	411,900	
	67	264,600	320,900	391,900	413,100	
	68	266,100	323,100	393,000	414,300	
	69	267,800	325,400	394,200	415,300	
	70	269,300	327,600	395,300	416,500	
	71	270,800	329,800	396,400	417,700	
	72	272,300	331,900	397,600	418,900	
	73	273,600	334,100	398,700	419,800	
	74	274,900	336,300	399,800	420,600	
	75	276,200	338,500	400,900	421,400	
	76	277,500	340,700	402,000	422,200	
	77	278,900	342,700	402,900	422,900	
	78	280,100	344,600	403,900	423,700	
	79	281,300	346,500	404,900	424,500	
	80	282,500	348,400	405,900	425,300	
	81	283,800	350,200	406,800	426,100	
	82	285,000	352,000	407,600	426,800	
	83	286,200	353,800	408,400	427,400	
84	287,400	355,600	409,200	428,100		

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	85	288,500	357,100	410,000	428,800	
	86	289,500	358,800	410,800	429,500	
	87	290,500	360,500	411,600	430,200	
	88	291,500	362,100	412,400	430,900	
	89	292,600	363,800	413,200	431,600	
	90	293,500	365,100	413,900	432,300	
	91	294,400	366,500	414,600	433,000	
	92	295,300	367,900	415,300	433,700	
	93	295,800	369,400	415,800	434,200	
	94	296,600	370,700	416,500	434,900	
	95	297,400	372,000	417,200	435,600	
	96	298,200	373,300	417,900	436,300	
再	97	299,100	374,300	418,400	436,800	
任	98	299,900	375,300	419,000	437,500	
用	99	300,700	376,300	419,600	438,200	
職	100	301,500	377,300	420,100	438,900	
員	101	302,400	378,400	420,600	439,400	
以	102	302,900	379,400	421,200	440,100	
外	103	303,400	380,400	421,800	440,800	
の	104	303,900	381,400	422,300	441,500	
職	105	304,100	382,300	422,700	442,000	
員	106	304,500	383,200	423,300		
	107	304,800	384,100	423,900		
	108	305,100	385,100	424,400		
	109	305,300	386,000	424,900		
	110	305,600	387,000			
	111	305,900	388,000			
	112	306,200	389,000			
	113	306,400	389,600			
	114	306,600	390,500			
	115	306,800	391,400			
	116	307,100	392,300			
	117	307,400	393,200			
	118	307,700	394,000			
	119	308,000	394,800			
	120	308,300	395,600			
	121	308,400	396,300			
	122	308,700	397,100			
	123	309,000	397,900			
	124	309,300	398,700			

平成23年12月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	125	309,500	399,400			
	126		400,100			
	127		400,800			
	128		401,500			
	129		402,200			
	130		402,900			
	131		403,600			
	132		404,300			
	133		404,600			
	134		405,200			
	135		405,800			
	136		406,400			
	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
144		410,800				
145		411,200				
146		411,800				
147		412,400				
148		413,000				
149		413,400				
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考（一）この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(2) 退職手当

退職手当は、常勤職員として6ヶ月以上在職し、退職（死亡による場合を含む。）した場合に、その者（死亡による場合はその遺族）に支給される。

（退職理由別支給率表）

勤続年数	自己都合	・定年 ・勸奨 ・公務外死亡	勤務公署移転	・整理 ・公務上死亡 ・公務上傷病	公務外傷病
年				(2.7a)	
1	0.600	1.000	1.250	1.5(3.6a)	1.000
2	1.200	2.000	2.500	3.0(4.5a)	2.000
3	1.800	3.000	3.750	4.5(5.4a)	3.000
4	2.400	4.000	5.000	6.0(5.4a)	4.000
5	3.000	5.000	6.250	7.500	5.000
6	3.600	6.000	7.500	9.000	6.000
7	4.200	7.000	8.750	10.500	7.000
8	4.800	8.000	10.000	12.000	8.000
9	5.400	9.000	11.250	13.500	9.000
10	6.000	10.000	12.500	15.000	10.000
11	8.880	13.875	13.875	16.650	11.100
12	9.760	15.250	15.250	18.300	12.200
13	10.640	16.625	16.625	19.950	13.300
14	11.520	18.000	18.000	21.600	14.400
15	12.400	19.375	19.375	23.250	15.500
16	15.390	21.375	21.375	24.900	17.100
17	16.830	23.375	23.375	26.550	18.700
18	18.270	25.375	25.375	28.200	20.300
19	19.710	27.375	27.375	29.850	21.900
20	23.500	30.550	30.550	32.760	24.440
21	25.500	32.630	32.630	34.476	26.520
22	27.500	34.710	34.710	36.192	28.600
23	29.500	36.790	36.790	37.908	30.680
24	31.500	38.870	38.870	39.624	32.760
25	33.500	41.340	41.340	41.340	34.840
26	35.100	43.212	43.212	43.212	36.504
27	36.700	45.084	45.084	45.084	38.168
28	38.300	46.956	46.956	46.956	39.832
29	39.900	48.828	48.828	48.828	41.496
30	41.500	50.700	50.700	50.700	43.160
31	42.700	52.572	52.572	52.572	44.408
32	43.900	54.444	54.444	54.444	45.656
33	45.100	56.316	56.316	56.316	46.904
34	46.300	58.188	58.188	58.188	48.152
35	47.500	59.280	59.280	59.280	49.400
36	48.700	59.280	59.280	59.280	49.400
37	49.900	59.280	59.280	59.280	49.900
38	51.100	59.280	59.280	59.280	51.100
39	52.300	59.280	59.280	59.280	52.300
40	53.500	59.280	59.280	59.280	53.500
41	54.700	59.280	59.280	59.280	54.700
42	55.900	59.280	59.280	59.280	55.900
43	57.100	59.280	59.280	59.280	57.100
44	58.300	59.280	59.280	59.280	58.300
45	59.280	59.280	59.280	59.280	59.280

(調整額区分表)

調整額区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
行政職	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2・1級
教育職		4級 役職加算 20%	4級 左記以外で 管理職手当 3種 又は 5種	4級 左記以外で 管理職手当 6種 3級 役職加算 15%	3級(左記 以外) 特2級 2級 役職加算 10%(経験34年 (大卒)以上)	2級(左記 以外) 役職加算 10%(経験27年 (大卒)以上)	2級 役職加算 5% 1級 役職加算 5%	2級 1級 ともに 左記以外
調整月額	50,000	45,850	41,700	33,350	25,000	20,850	16,700	0

(手当の計算)

退職手当額 = 基本額 + 調整額

ア 基本額 退職日給料月額 × 支給率

ただし、定年前早期退職者で次の条件をすべて満たす者にあつては、退職日給料月額に次の額を加算する。

<条件>

- ・ 勲奨、整理、公務上死亡又は公務上傷病による退職
- ・ 勤続25年以上
- ・ 年齢50歳以上

<退職日給料月額に加算される額>

退職日給料月額 × (0.02 × 定年までの残余年数)

イ 支給率

勤続期間と退職理由(自己都合、勲奨、定年等)に応じた退職理由別支給率表の支給率

ウ 勤続期間

職員となった月から退職した月までの引き続き期間の年数(1年未満の端数月数は切り捨て、ただし、6月以上1年未満のときは1年)

県に採用する前に他県等で公務員の期間があり、勤続期間の通算規定により退職手当を受給することなく引き続き県に採用となった場合には、当該期間を勤続期間に含める。

また、勤続期間中に休職、停職又は育児休業等の期間がある場合には、その期間の2分の1(育児休業の期間の終期が平成4年4月1日以降の者については、子が満1歳に達するまでの期間は3分の1)の月数を勤続期間から除算する。

エ 調整額

在職期間中の各月にその者が属していた調整額区分の応じた調整月額のうち、額の多いものから60月分の調整月額を合計した額。

(3) その他の手当等

教職調整額

教職の特殊性に基づいて昭和47年1月から支給されることとなったものであり、教職員給料表の適用を受ける職員で1級、2級又は特2級にある者に、その給料月額の100分の4に相当する額が支給される。なお、教職調整額は、地域手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、期末手当、勤勉手当、休職者の給与及び退職手当の算定の基礎とされる。

給料の調整額

特別支援学校で教育に直接従事することを本務とする職員及び小・中学校で特別支援学級を担当し、特別支援学級に直接従事することを本務とする職員に支給される。

支給額＝給料表及び職務の級に応じた調整基本額×調整数

管理職手当

次の表に掲げる職の職員（管理又は監督の地位にある職員）に対して、その職に対応する区分の額（月額）が支給される。

区分	職
一種	教育次長（人事委員会の認めるものに限る。）、参与、図書館長、博物館長、美術館長
二種	教育次長、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、本庁の課長、教育主管、教育事務所長、図書館副館長、文化財保護センター所長、博物館副館長、美術館副館長、現代陶芸美術館長、現代陶芸美術館副館長
四種	総括監理監、管理監、教育施設整備監、厚生企画監、研修企画監、社会教育対策監、高山陣屋管理事務所長、博物館部長、美術館部長、現代陶芸美術館部長
六種	教育事務所の課長、校長、副校長（人事委員会が定めるものにあつては五種又は三種）、事務部長、図書館総務課長
七種	学校事務主幹、教頭（人事委員会が定めるものにあつては六種）
八種	部主事

手当額

区分	行政職				教育(二)			教育(三)	
	9級	8級	7級	6級	4級	3級	2級	4級	3級
一種	128,900	118,900							
二種		95,100	90,600	85,200					
三種					74,900			72,300	
四種			67,900	63,900					
五種					65,500			63,300	
六種				51,100	56,200	55,500		54,200	53,800
七種				42,600		46,200			44,800
八種							34,100		

扶養手当

被扶養者の年間所得見込額が130万円に満たない場合、次の額（月額）が支給される。

- ・配偶者13,200円
- ・配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円
- ・扶養親族である子のうち特定期間（満15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間をいう。）にある子がいる場合には、手当の月額に当該子1人につき5,000円を加算。

地域手当

当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定めた地域に在勤する職員に支給地域に応じて次の額が支給される。(県内の支給地域は、岐阜市、大垣市、多治見市及び美濃加茂市であり全て6級地(3%)である。)

(給料の月額+扶養手当+管理職手当)×支給割合

住居手当

ア 自ら住居するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員に、次のとおり支給される。

- ・月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の額から12,000円を控除した額

- ・月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の額から23,000円を控除した額の2分の1(16,000円を限度)を11,000円に加算した額。

イ 単身赴任手当支給職員で、配偶者等が居住する借家・借間の家賃を支払っている職員に、上記のアの額の2分の1が支給される。

通勤手当

通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等により通勤することを常例とする職員並びに交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員に、月額55,000円(自動車等により通勤することが常例とする職員は34,900円)を限度として支給される。(通勤距離2km以上であること。)

ただし、異動等により通勤の実情に変更が生ずることとなった職員で、新幹線鉄道、高速自動車国道等の利用が通勤の実情の改善に相当程度資するもので、その特別料金等を負担することを常例とする職員については、その特別料金等の2分の1(1月当たり20,000円を限度)を加算して支給される。

単身赴任手当

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対し、距離の区分に応じて23,000円～68,000円が支給される。

時間外勤務手当・休日勤務手当

正規の勤務時間を超えて、又は、休日等に、勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の125～100分の175に相当する額が支給される。

同一週を超える週休日の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えた時間については、100分の25～100分の50に相当する額が支給される。

宿日直手当

1回につき4,200円(半日勤務日の宿日直は6,300円)、学寮当直(人事委員会の定めるもの)の場合は1回につき7,200円、半日勤務日の当直は10,800円(人事委員会の定めるものを除く学寮当直の場合は1回につき5,900円、半日勤務日は8,850円)が支給される。また、農業高校における生物管理のための宿日直については、宿直勤務1回につき5,100円(半日勤務日の宿直勤務にあっては8,050円)日直勤務1回につき5,900円が支給される。

特殊勤務手当

職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とするものに対し、その勤務した実績に応じて次のとおり支給される。
 ア 小・中学校において2の学年を1学級として担当する業務 日額290円、3の学年を1学級として担当する業務 日額350円

イ 主任等の業務を行う教員（教育業務連絡指導手当） 日額200円

ウ 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で

- ・児童・生徒の保護又は災害若しくは復旧の業務 日額6,400円
ただし、被害が特に甚大な非常災害で、児童・生徒の救援業務に従事した場合、日額12,800円

- ・児童・生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務 日額6,000円

- ・児童・生徒に対する緊急の補導業務 日額3,000円又は6,000円

エ 修学旅行、林間学校等で（学校が計画実施するものに限る。）に児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 日額3,400円

オ 学校体育団体、教育研究団体等の主催する競技会等において、児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 日額3,400円

カ 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童・生徒に対する指導業務で、週休日等に従事した時間が引き続き2時間程度であるとき 日額1,200円（4時間程度であるとき2,400円）

キ 週休日等において高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 日額900円、ただし、平日において勤務時間に引き続いて半日程度従事したとき450円

ク 全日制又は昼間の定時制と夜間の定時制との業務 勤務1時間1,200円

ケ 本務以外に通信教育の添削指導を行ったとき 月額3,850円（35通以下のとき110円×通数）

コ 本務以外に通信教育の面接指導を行ったとき 勤務1時間1,200円

サ 農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員が、教育指導業務として農作物等の病害虫防除のために行う農薬の散布作業に従事したとき 日額290円

へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する学校に勤務する職員に、給料及び扶養手当の月額合計額に次の支給割合を乗じた額が支給される。

準へき地	1級地	2級地	3級地
4%	8%	12%	16%

へき地手当に準ずる手当

職員がへき地等学校（へき地、準へき地、特別の地域に所在する学校）へ異動し、異動に伴って住居を移転したときから3年間（引き続き異動直後の学校に勤務し、人事委員会の定める条件に該当する者には更に3年間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4（6年目については100分の2）に相当する額が支給される。

寒冷地手当

寒冷地域に勤務する職員及び寒冷地域又は人事委員会の指定する区域内に居住する職員で指定公署に勤務する者に対し、11月から翌年3月までの間、次の表の区分に応じた額が支給される。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族である職員	その他の世帯主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

産業教育手当

農業又は工業の課程を置く高等学校で実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する教員及び当該実習科目について教諭の職務を助ける実習助手に給料月額100分の5（定時制通信教育手当を支給される者は100分の3）に相当する額が支給される。

定時制通信教育手当

高等学校で定時制課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長及び教員に給料月額100分の5（管理職手当を支給される者は100分の4）に相当する額が支給される。

期末手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員（基準日又は退職（死亡）時における無給休職者、刑事休職者、停職者又は非常勤職員等を除く。）に給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額に、次の支給割合と期間率を乗じた額が支給される。

支給日	6月30日	12月10日	計
支給割合	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の137.5 (100分の117.5)	100分の260 (100分の220)

(注) () は、職員の任用に関する規則別表行政職の表中本庁部長及び本庁次長の欄に掲げる職（参事の職にあつては人事委員会の承認を得た職に限る。）に相当する職（以下「管理・監督職員」という。）

在職期間	6ヶ月	5ヶ月以上 6ヶ月未満	3ヶ月以上 5ヶ月未満	3ヶ月未満
期間率	100分の100	100分の80	100分の60	100分の30

(注) 在職期間の算定については、休職（公務傷病による休職、結核休職等は除く。）の期間、育児休業の期間、大学院修学休業の期間の2分の1を、停職、専従休職等の期間を除算する。

勤勉手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員（基準日又は退職（死亡）時における休職者（公務傷病による休職、結核休職等は除く。）、停職者又は非常勤職員等を除く。）について、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、この額に職の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額に、次の成績率と期間率を乗じた額が支給される。

成績率の範囲
100分の135（管理・監督職員にあつては100分の175）を超えない範囲

期 間 率

勤 務 期 間				割 合
6ヶ月				100分の100
5ヶ月15日	以上	6ヶ月	未満	100分の95
5ヶ月	〃	5ヶ月15日	〃	100分の90
4ヶ月15日	〃	5ヶ月	〃	100分の80
4ヶ月	〃	4ヶ月15日	〃	100分の70
3ヶ月15日	〃	4ヶ月	〃	100分の60
3ヶ月	〃	3ヶ月15日	〃	100分の50
2ヶ月15日	〃	3ヶ月	〃	100分の40
2ヶ月	〃	2ヶ月15日	〃	100分の30
1ヶ月15日	〃	2ヶ月	〃	100分の20
1ヶ月	〃	1ヶ月15日	〃	100分の15
15日	〃	1ヶ月	〃	100分の10
15日	未満			100分の5

(注) 勤務期間から停職、休職（公務傷病による休職、結核休職を除く。）、非常勤職員等であった期間、勤務しないことにより給与を減額された期間及び私傷病による休暇が週休日及び休日を除き30日を超えるときはその勤務しなかった全期間を除算する。

5 教職員の免許

(1) 免許状の授与

免許事務は、教育職員の身分に関するものであるため慎重に行っており、毎月25日までに受理した申請書類については、末日付けで授与できるように処理している。

特に、臨時免許状については、その有効期間が、授与を受けてから3年間となっているため、臨時免許状を所有することによって任用されている者は、その期間内に正規の資格を取得するように指導している。更に、引き続き臨時免許状の授与を受ける場合は、必ずその有効期間の満了前に申請手続きを行い、その期間満了に伴う不測の事態が起こらないようにも指導している。

平成23年度の授与件数は、次のとおりである。

平成23年度免許状授与等件数

免許状の種類			件 数	免許状の種類			件数
小 学 校	専	修	65	特別支援学校	専	修	2
	1	種	684		1	種	32
	2	種	109		2	種	50
中 学 校	専	修	66	特別支援学校 (自立教科等)	1	種	2
	1	種	674				
高 等 学 校	専	修	110	特別支援学校 (領域追加)	専	修	2
	1	種	752		1	種	0
							11

免許状の種類			件数	免許状の種類			件数
幼稚園	専	修	3	臨時免許	幼稚園	—	
	1	種	243		小学校	—	
2	種	446	中学校		—		
養護教諭	専	修	3		高等学校	3	
	1	種	11		特別支援学校	—	
2	種	84	書換え・再交付		343		
栄養教諭	1	種	40	計		3,771	
	2		10				

(2) 免許状の失効

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ・教育職員免許法第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至ったとき。
- ・公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ・公立学校の教員であって地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

平成23年度の失効件数は、次のとおりである。

失効した免許状 7件

(3) 免許状の取上げ

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- ・国立学校又は私立学校の教員が、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・国立学校又は私立学校の教員であって、教育職員免許法第10条1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・条件附採用期間中又は臨時的に任用された公立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

平成23年度の取り上げ件数は次のとおりである。

取上げ免許状 0件

(4) 免許教科外教科担任の認可

一定の要件の下で、その学校長と教諭の連名による申請により、その教科についての免許状を有しない教諭がその教科を担当することを、一年に限って許可している。

平成24年度の許可件数は、次のとおりである。

平成24年度免許教科外教科担任の許可件数

学校区分 \ 教科	国語	社会	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭
中 学 校	19	25	/	/	44	6	3	14	70	0	95	81
高 等 学 校	1	/	4	11	8	0	0	1	0	0	/	2
特 別 支 援 学 校	1	2	0	0	2	2	0	3	2	0	8	1
計	21	27	4	11	54	8	3	18	72	0	103	84
学校区分 \ 教科	外国語	書道	看護	情報	農業	工業	商業	福祉	宗教	工芸	職業	計
中 学 校	13	/	/	/	/	/	/	/	0	/	0	370
高 等 学 校	4	2	1	63	0	11	4	15	0	1	/	128
特 別 支 援 学 校	0	0	0	0	0	4	1	1	0	1	0	28
計	17	2	1	63	0	15	5	16	0	2	0	526

(5) 特別非常勤講師の届出の受理

学校教育の効果的な実施のため特に必要がある場合は、各教科の領域の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、またはクラブ活動について、教員免許状を有しないが、専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持っている社会人を、特別非常勤講師として届出により任用している。

平成24年度の届出は、小学校26件、中学校13件、高等学校172件、特別支援学校66件であった。

(6) 免許状の取得のための事業

昭和24年の教育職員免許法の施行以来、免許法認定講習などにより、教職員の資質の向上を図るとともに、免許取得の機会を設けてきた。

平成23年度において免許状を取得させるために実施した事業は、次のとおりである。

① 免許法認定講習

岐阜県教育委員会免許法認定講習

期 間 8月1日から8月19日まで

場 所 岐阜大学教育学部

岐阜盲学校

岐阜県シンクタンク庁舎

科 目 教科に関する科目、教職に関する科目

特別支援教育に関する科目

平成23年度免許法認定講習実施状況

講 座 数	受講承認者数
教 科 に 関 す る 科 目 2講座	36
教 職 に 関 す る 科 目 5講座	406
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目 2講座	202
計 9講座	644

6 教職員団体

- 岐阜県教職員組合
- 養老郡教職員組合
- 揖斐郡教職員組合
- 高山市教職員組合
- 飛騨市教職員組合
- 岐阜県学校教職員組合
- 岐阜県公立小中学校事務職員組合
- 岐阜県職員組合
- 岐阜公立学校教職員組合

- 岐阜市学校職員組合
- 羽島市学校職員組合
- 各務原市学校職員組合
- 瑞穂市学校職員組合
- 本巣市・北方町学校職員組合
- 羽島郡学校職員組合
- 大垣市学校職員組合
- 不破郡学校職員組合
- 安八郡学校職員組合
- 美濃市学校職員組合
- 郡上市学校職員組合
- 関市学校職員組合
- 美濃加茂市学校職員組合
- 加茂郡学校職員組合
- 可児郡市学校職員組合

第7節 公立幼稚園

平成18年に改正された教育基本法において、「幼児期の教育」の重要性が明確に位置付けられ、地方公共団体は、その振興に努めることが定められた。

本県においても、教育基本法に基づく岐阜県の教育振興基本計画として、平成20年12月に「岐阜県ビジョン」を策定した。そして、その重点目標の一つに「幼児期からの教育の充実」を掲げ、取り組むべき施策として、幼児教育の振興を図るための具体的な施策を示した計画の策定等が位置付けられた。

平成20年10月に「岐阜県幼児教育の在り方検討委員会」を設置し、県内の学識経験者、幼稚園や保育所関係者、保護者、主任児童委員、市町村関係者等幅広い立場から今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討を進めた。平成21年10月に提言を受けたが、これを踏まえて、岐阜県の幼児教育の課題を解決し、振興する方策を示した総合的な計画として、岐阜県幼児教育アクションプラン「ぎふっこ」すこやかプランを平成22年3月に策定した。

本プランの具現に向け、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携、発達の課題に即した教育・保育の充実、特別支援教育の体制整備、教員や保育士の資質及び専門性の向上、幼稚園や保育所、認定こども園と家庭や地域社会との連携等の推進が図られつつある。

公立幼稚園の現況

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1 園 当 たり 学 級 数 B / A	本 教 員 数 C	1 園 当 たり 教 員 数 C / A	園 児 数 D	1 園 当 たり 園 児 数 D / A
平成元年度	93	318	3.42	450	4.84	8,168	87.8
平成2年度	93	316	3.40	449	4.83	7,866	64.6
平成3年度	93	318	3.42	445	4.78	7,588	81.6
平成4年度	94	308	3.28	450	4.79	7,024	74.7
平成5年度	93	305	3.28	447	4.81	7,084	76.2
平成6年度	93	310	3.33	463	4.98	6,969	74.9
平成7年度	93	304	3.27	469	5.04	6,793	73.0
平成8年度	93	306	3.29	484	5.20	6,789	73.0
平成9年度	93	309	3.32	481	5.17	6,603	71.0

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1 園 当 た り 学 級 数 B / A	本 教 員 数 C	1 園 当 た り 教 員 数 C / A	園 児 数 D	1 園 当 た り 園 児 数 D / A
平成10年度	90	261	2.90	469	5.21	6,535	72.6
平成11年度	90	261	2.90	472	5.24	6,325	70.3
平成12年度	90	262	2.91	480	5.33	6,365	70.7
平成13年度	91	261	2.87	494	5.43	6,344	69.7
平成14年度	91	299	3.29	506	5.56	6,349	69.8
平成15年度	90	304	3.38	516	5.73	6,320	70.2
平成16年度	93	295	3.17	515	5.54	6,074	65.3
平成17年度	87	268	3.08	481	5.53	5,438	62.5
平成18年度	87	263	3.02	501	5.76	5,358	61.6
平成19年度	87	284	3.26	512	5.89	5,287	60.8
平成20年度	87	283	3.25	535	6.14	5,101	60.7
平成21年度	82	266	3.24	528	6.43	4,873	59.4
平成22年度	82	256	3.12	546	6.65	4,771	58.1
平成23年度	82	250	3.04	534	6.51	4,586	55.9

(学校基本調査による)

幼稚園数・就園率

年 次	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
幼稚園数	200	200	202	201	201	200	200	197	197	197
就園率(本県)%	58.5	58.9	58.8	58.2	58.1	57.5	58.2	56.8	57.1	55.0
就園率(全国平均)%	64.0	64.9	64.1	63.8	63.4	63.2	63.8	62.5	62.2	61.0

年 次	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
幼稚園数	198	197	196	200	193	192	192	188	188	188	188
就園率(本県)%	55.6	54.5	53.4	53.3	51.5	48.4	47.8	47.6	47.5	48.0	47.9
就園率(全国平均)%	61.6	60.6	59.3	58.9	58.5	57.7	57.2	56.7	56.4	56.2	55.3

県乳幼児年齢別推計人口

(平成23年10月1日現在岐阜県人口動態統計調査結果—県統計課—)

年齢(歳)	0	1	2	3	4	5
人口	17,445	16,854	17,250	18,070	17,918	18,241

第8節 私立学校

1 幼稚園

平成24年5月1日現在、幼稚園106園が設置されており、在籍園児数は18,839人である。幼稚園に対する助成制度としては、幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会等に対して補助金等を交付する。

私立幼稚園教育振興費補助金 3,550,130千円(うち教育改革推進特別補助金 660,000千円)
 私立幼稚園連合会補助金 270千円

私立幼稚園PTA連合会補助金 180千円
 私立幼稚園子育て支援事業費補助金 360千円

2 小・中学校

平成24年5月1日現在、小学校2校、中学校9校が設置されており、在籍児童・生徒数は小学校377人、中学校1,587人である。

3 高等学校

平成24年5月1日現在、全日制課程15校、通信制課程3校が設置されており、在籍生徒数全日制課程11,143人、通信制課程897人である。

高等学校に対する助成制度としては、高等学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、授業料軽減補助金等を交付する。

私立高等学校教育振興費補助金（小・中学校分を含む。）	4,499,195千円
（うち教育改革推進特別補助金	627,400千円）
私立高等学校等就学支援補助金	1,786,000千円
私立高等学校等授業料軽減補助金	184,393千円
私立高等学校修学バックアップ貸付金	38,000千円
岐阜県選奨生奨学金	86,646千円
岐阜県子育て支援奨学金	45,000千円
社団法人岐阜県私学振興会補助金	450千円

4 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

平成24年5月1日現在、学校法人立25校、その他法人立3校、個人立1校の計29校があり、在籍生徒数は3,607人で専修学校の分野別内訳は、次のとおりである。

[専門課程]

服飾・家政関係	8	医療関係	8	教育・社会福祉	1
衛生関係	3	工業関係	4		
商業関係	2	文化・教養関係	2		

[高等課程]

服飾・家政関係	4	衛生関係	1	工業関係	1
---------	---	------	---	------	---

[一般課程]

服飾・家政関係	7	衛生関係	1
---------	---	------	---

(2) 各種学校

平成24年5月1日現在、学校法人立7校、その他法人立15校、個人立12校の計34校であり、在籍生徒数は3,265人である。

学校の種類別内訳は、次のとおりである。

洋裁・和裁	3校	珠算・簿記	11校
編物・手芸	1校	自動車運転	6校
看護	7校	その他	6校

(3) 助成制度

専修学校・各種学校の教育振興を図るため、教育振興費補助金を交付する。

私立専修学校等教育振興費補助金	163,118千円
（うち教育改革推進特別補助金	37,990千円）
私立専修学校・各種学校連合会補助金	2,100千円
（うち個性を伸ばす教育奨励事業費補助金	1,400千円）

5 その他

- ・文部科学省所轄の私立学校は、大学9校、短期大学10校の計19校がある。
私立大学協会補助金 90千円
私立短期大学協会補助金 90千円
- ・私立学校教職員共済法により、組合員及び学校法人等の掛金軽減のため、日本私立学校振興・共済事業団に対して85,463千円を補助する。
- ・私立学校教員の福利向上を図るため、社団法人岐阜県私学教職員退職金社団の退職金資金積立に要する経費に対して146,474千円を補助する。
- ・私立学校教職員の資質向上、私学教育の振興を図るため、岐阜県私学団体連合会の研修等に要する経費に対して270千円を補助する。
- ・市町村が行うブラジル人等子弟に対する交流支援のための事業に対して3,000千円を補助する。

第2章 調査統計

1 教育調査統計

教育の効果をあげるためには、教育の実態を正確に把握し、その進むべき方向を明らかにする必要がある。

このため、各種教育調査統計を実施しているが、教育総務課所管に係るものの概要は、以下のとおりである。

2 平成23年度の教育調査統計

文部科学省の実施する調査を基礎とし、県の教育行政に必要な資料を得るため、次の統計調査を実施した。

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、平成22会計年度の教育費について財源別、支出項目別に学校教育費、社会教育費、教育行政費について調査した。教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係についてもあわせて調査した。また、地方教育行政調査を実施した。

(2) 社会教育調査

社会教育行政機関（県、市町村、社会教育組合）及び公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の職員数や施設並びに前年度の事業実施状況について調査した。

3 平成24年度の教育調査統計計画

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、平成23会計年度の教育費について財源別、支出項目別に学校教育費、社会教育費、教育行政費について調査する。教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係についてもあわせて調査する。

(2) 子どもの学習費調査

公立の幼稚園、小・中学校、高等学校に通学させている保護者が支出した教育費を、学校教育のために支出した経費、補助学習やけいごのために支出した経費及び学校や教育関係団体に納付、寄与した経費に区分し調査する。

第3章 広報・広聴活動

1 概況

教育委員会の行う広報・広聴活動は、教育施策や方針及び当面する教育問題に対しての教育委員会の考え方の周知徹底を図るとともに、県民及び教育関係者の教育に対する意見要望等を聴取することを主としている。

2 平成23年度の事業

(1) 広報活動

ア 平成23年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5版246ページ、岐阜県の教育の現状として教育行政全般の解説。1,000部発行し、主として県内教育機関に配布した。また、第9部「教育機関等」以降は、県教育委員会ホームページに掲載した。

イ 教育便覧「2012年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行

A 4版8ページ年1回、1,000部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布した。

ウ その他の広報活動

知事部局広報課発行の広報紙「岐阜県からのお知らせ」や、テレビ・ラジオ「ぎふ県だより」（岐阜放送）等の番組、新聞紙面、県教育委員会ホームページ等を活用して各種教育情報を発信した。

エ 報道機関への資料提供

教育委員会決定事項や各種会議の結果、事業などの重要事項を記者発表した。

また、各種の催事案内等軽微な事項については、記者クラブへ資料を提供し、報道を依頼した。発表及び資料配付件数は次の通り。

種別	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
記者発表		2	0	0	0	2	0	1	2	3	1	1	1	13
資料配付		13	13	11	26	14	23	32	28	14	12	16	22	224
計		15	13	11	26	16	23	33	30	17	13	17	23	237

(2) 広聴活動

教育行政施策立案の参考にするため、地域住民や教育関係者等から意見、要望等を聴く広聴活動として次のとおり開催した。

ア スクールミーティング

開催日	開催場所	参加者(人数)	意見交換の主なテーマ
5月12日	各務原市立 那加第一小学校	6年生児童(31)	生命を大切にす教育
5月30日	県立瑞浪高校	若手教員(5)	学び直し、中高の接続について
5月31日	県立掛斐高校	教員(5)	教員の中高交流について
6月 3日	県立中津商業高校	生徒会長、部活動部長 (6)	中津商業高校の特色について
6月10日	県立岐南工業高校	部活動部長(8)	部活動について
6月17日	大垣市立 西部中学校	3年生徒(35)	命を大切にす教育
10月 5日	羽島市立 正木小学校	若手教員(9)	若手教員の育成について
10月11日	県立多治見高校	1年生徒(10)	教員の中高交流について
11月15日	瑞浪市立南小学校	P T A 役員 地域ボランティア 薬剤師 学校関係者(18)	災害時における対応のあり方について
11月17日	岐阜市立 三里小学校	若手教員(6)	若手教員の育成について
12月16日	山岡総合 給食センター	給食調理員(3) 栄養教諭、生産者	地産地消の取組 地域性を生かした学校給食
1月12日	県立恵那農業高校	3年生徒(4)	高校生活を通して得られたもの
1月17日	関市立関商工高校	3年生徒(12)	高校生活を通して得られたもの

イ 教育モニター情報連絡会議

4回開催(岐阜地区、西濃地区、可茂・東濃地区、美濃・飛騨地区で1回ずつ実施)

3 平成24年度の事業計画

(1) 広報活動

ア 平成24年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5版約250ページ、300部発行。岐阜県の教育の現状と教育行政全般の解説。

イ 教育便覧「2013年度版岐阜県教育のすがた」(日英併記)の発行

A 4版8ページ年1回、1,000部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布する。

ウ 「平成25年度学校教育の指針（仮称）」（リーフレット）の発行

A 4版4ページ、23,000部発行。全教職員に配布

エ その他の広報活動

県教育委員会ホームページ、知事部局広報課の広報紙「岐阜県からのお知らせ」、放送（ラジオ、テレビ）、新聞紙面等を活用して各種教育情報を発信する。

オ 報道機関への資料提供

記者発表…県政記者クラブに対して教育委員会決定事項、各種会議結果、事業等の重要事項について発表する。

資料配布…県政記者クラブに対して、各種の事業・催事案内、通知、刊行物を配布する。

(2) 広聴活動

教育施策に反映させるため、県民及び教育関係者等から発見、要望を聴くため広聴会を次のとおり開催する。

ア スクールミーティング

学校における課題やニーズを把握し、「子どもの視線」での教育施策を推進するため、教育長が学校現場を訪問する折に、児童生徒や教職員、学校評議員などの意見交流の場を設ける。

イ 教育モニター情報連絡会議

4回開催（岐阜地区、西濃地区、可茂・東濃地区、美濃・飛騨地区で1回ずつ実施）

第4章 表彰

1 岐阜県教育委員会表彰

(1) 各界功労者表彰

岐阜県の教育、学芸、体育その他文化の向上発展に関し、功績顕著な県内の団体及び個人に対して表彰を行う。

教職員の表彰は、次の項目のいずれかに該当するものに対して行う。

- 1 職務に関し、有益な実験研究をし、著書の発行をし、その他学術、技芸、芸術及び体育の振興を図り、教育文化の進歩に貢献してその功績が顕著であるとき。
- 2 公務員として、その職責を遂行するため常に研究と修養に努め、教育または事務能力の刷新向上に努力し、その業績が抜群であるとき。
- 3 天災等に際し特別の功労があったとき。
- 4 その他特に表彰することを適当と認められる美事善行があり、他の模範であるとき。

表彰は、上記項目に該当するものは、市町村（組合）の教育委員会及び県教育委員会事務局の各課長の推薦により、教育長を委員長とする表彰選考委員会で審査し、教育委員会の会議において決定する。

推薦は、原則5月末日まで行うものとし、表彰は8月中に行う。

第63回岐阜県教育功労者表彰

・学術、技芸、芸術及び体育の振興を図り、その成績優良なもの 12名・2団体

氏名	備考
清水 進	県の史料調査、近世史研究に貢献
一重ケ根鶏芸保存会	飛騨地区の伝統文化の継承、普及等に貢献

氏名	備考
安藤 日出武	県重要無形文化財「黄瀬戸」の保持者
土屋 勉	人形浄瑠璃の保存・継承、振興に貢献
長滝の延年保存会	伝統芸能の継承、振興に貢献
早川 万年	岐阜県文化財保護審議会委員
八賀 晋	岐阜県文化財保護審議会委員
勅使河原 孝	岐阜県卓球協会 副会長兼理事長
遠山 惣平	岐阜県陸上競技協会 副会長
平野 恭弘	岐阜県ライフル射撃協会 名誉会長
佐藤 芳文	岐阜県バレーボール協会 副会長
長沢 繁	岐阜県アーチェリー協会 理事長
宮嶋 三郎	岐阜県バスケットボール協会 副会長
橋本 孝市	揖斐川町体育協会 理事

- ・多年社会教育に従事し、その功績顕著なもの 1名

氏名	備考
矢島 武	日本ボーイスカウト岐阜県連盟名誉会議員

- ・美事善行のあるもの又は特に表彰することを適当と認められるもの なし
- ・多年学校における保健管理の振興に尽くしたもの 27名
式典 平成23年8月31日 岐阜県図書館 特別応接室（永年勤続対象者除く）
名称 第63回岐阜県教育功労者表彰

平成23年度退職教員表彰

多年勤務に精励し、他の模範であった教職員のうち、平成24年3月31日付けの退職の該当者に対し、岐阜県教育委員会表彰規則により表彰を行った。

476人（県立学校147人、中学校86人、小学校240人、事務局3人）

(2) 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する職員（岐阜県職員表彰規程（昭和29年岐阜県訓令甲第9号）に基づく表彰に該当すると認められる者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員で多年にわたりその職責を尽くし、他の模範として推奨に値するものを表彰する。

職員が次の各号のいずれかに該当すると県教育委員会が認める場合は、これを表彰する。

- 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）第44条の5第1項及び第2項並びに第44条の6第1項に規定する学校に勤務する校長及び教員で勤続10年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合
- 2 勤続20年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合
- 3 勤続30年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合
- 4 その他特に表彰することが適当である場合

表彰は、毎年8月中に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

表彰は、市町村の教育委員会並びに県教育委員会事務局の本庁の各課長、各教育事務所長及び各教育機関の長の推薦により行う。

第63回岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

- ・勤続30年以上に達し他の模範であるもの 611人
(県立学校141人、中学校134人、小学校307人、事務局等29人)
- ・勤続20年以上に達し他の模範であるもの 556人
(県立学校117人、中学校143人、小学校254人、事務局等42人)

2 岐阜県教育委員会教育長表彰

(1) 学校部活動等指導功労者表彰

学校部活動等の振興・発展を図るため、学校部活動等の指導者で次の項目に該当するものを表彰した。

- 1 全国規模以上の大会等で、優勝又はこれに準ずる成績を収めた部等を育成した者
- 2 同一種目の部等を永年指導し、部活動等の振興発展に顕著な功績が認められる者

優秀部育成者 3人(高等学校3人)
永年指導者 12人(高等学校12人)

計 15人

式典 平成24年3月6日 岐阜県図書館

(2) 競技会等成績優秀者表彰

教育・文化・スポーツの振興・発展を図るため、全国的又は国際的規模の競技会、コンクール等において優秀な成績を収めた次の項目に該当する個人又は団体を表彰した。

- 1 全国規模以上の大会等において、入賞又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体で、岐阜県文化・スポーツ功績賞又は岐阜県民荣誉大賞の受賞に至らなかったもの。
- 2 岐阜県文化・スポーツ功績賞又は岐阜県民荣誉大賞の対象となる競技会等に準ずる大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体

成績優秀者 106件(一般50件、高校生42件、中学生13件、小学生1件)
成績優秀団体 48件(一般26件、高等学校20件、中学校2件)

計 154件

式典 平成24年3月6日 岐阜県図書館

第5章 教育改革

1 「岐阜県における教育改革の行動指針(平成13年7月版)」の策定

教育委員会では、平成8年度以降、各種委員会、協議会等における議論や提言を踏まえ、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を目指した教育改革を推進してきた。そうした中、平成13年7月には、岐阜県の目指す教育の全体像を明らかにするため、「岐阜県の教育改革プログラム」を付加した「岐阜県における教育改革の行動指針(平成13年7月版)」を策定した。

「岐阜県における教育改革の行動指針」では、次の理念と目標にしたがいがい、「個性」と「責任」をキーワードにして、教育改革の方向を示した。

<理念>

- ① 個性を伸ばすために多様な学習機会を提供し選択の自由を拡大するとともに、自己責任の原則を明確にする。
- ② 教育の活性化を図るため、教育諸機関の間に競争原理の導入を図る。

<目標>

- ① 豊かな人間性と社会性、倫理観を重視した全人教育（心の教育）
- ② 個性を伸ばす教育（個性化教育）
- ③ 多様で高度な参加型の生涯学習社会

具体的には、次の6つの項目を改革の施策の柱として、公立学校の学校教育、社会教育、文化及びスポーツ教育を通じて、教育改革を推進する。

- ① 教育の選択機会を拡大する「学校制度改革」
 - ・ 選択肢の少ない学校制度のあり方を見直し、学校選択の幅の拡大と新しいタイプの学校の整備を推進する。
 - ・ 各学校や教育委員会等が、それぞれの教育方針等を明確に掲げて、積極的に情報提供を行いながら、創意工夫を生かして特色ある学校づくりを推進する。
- ② 地域住民の参画と学校裁量の拡大による「学校運営改革」
 - ・ 閉鎖的と指摘される学校運営のあり方を改め、社会に開かれた学校づくりを目標に住民の意見を聴き、評価を受け、住民に働きかけ協力を求めることにより、地域住民の学校運営への参画を推進する。
 - ・ 校長の権限と責任を明確にしながら、各校が自らの判断と責任で、特色ある学校づくり・活力ある学校づくりに取り組めるよう、学校裁量権限を拡大し自主的・自律的な学校運営を推進する。
- ③ 教職員の資質向上を図る「研修等の改革」
 - ・ 教職員の倫理観・使命感・指導力を高め、社会的視野を広げるため、採用や研修について改革を進め、教員の資質の向上に努める。
- ④ 社会の変化に対応する「個性化教育の推進」
 - ・ 義務教育段階においては個性化教育の推進の土台として、基礎・基本を確実に身につけさせることを重視する。
 - ・ 社会の変化に対応できる基本的な力として主体的・創造的な学習能力を高め、情報リテラシーや英語によるコミュニケーション能力等をはぐくむ。
 - ・ 画一的と指摘される教育のあり方を見直し、魅力ある教育の選択肢を拡大し、各人の資質や能力の優れた面を育てるとともに、選択に対する自己の責任をも認識させつつ、一人ひとりの個性を伸ばす個性化教育を推進する。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会の連携による「心の教育の推進」
 - ・ 青少年の規範意識の低下や問題行動に対処し、自らを取り巻く人・社会・自然と共生できる人材を育てるため、倫理観や信賞必罰の道理を教え、豊かな人間性・社会性をはぐくみ、また、日常生活に必要な知識・技能を習得させる。
 - ・ それらを促すため、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を明確にしつつ連携協力して、家庭や地域の教育力を向上し、様々な自然体験・社会体験の充実、いじめ・不登校への取組の強化等を推進する。
- ⑥ 社会教育・文化・スポーツによる「県民生きがいづくりの推進」

- ・多様化する県民ニーズに的確に対応し、健康で夢と活力ある県民の暮らしを支援するため、社会の変化に対応した社会教育を推進し、青少年の文化活動の振興と文化財の保護・活用を図る。

2 「岐阜県における教育改革の行動指針」策定以降の取組

行動指針の改革プログラムに沿って、教育施策を展開してきたが、平成14年8月には教育の全国大会である「教育改革in岐阜」において、これまでの教育改革の成果を全国に発信し、岐阜県が先駆的に取り組んできた教育施策を「岐阜モデル」として紹介した。平成16年4月には、情報公開と説明責任を果たすため、教育施策とその年度ごとの数値目標を示し、教育長のスーパー・マニフェストとして県民に公開した。この年はまた、これまでの教育施策を検証し、次の段階に向けた総括をするため、教育委員会・知事部局の全関係課において、教育改革の成果の総点検を行った。教育改革プログラムに従い、それぞれの分野でどのような成果があったのかをデータで示すことにより、施策の有効性を検証した。その結果は、平成16年12月開催の「岐阜県教育協議会」、同じく12月開催の県議会「人づくり対策特別委員会」、平成17年3月開催の「岐阜県教育改革懇談会」で説明し、ご意見をいただいた。また、「教育トッデイ」に特集記事として掲載して教職員に配布するとともに、県教育委員会のホームページに掲載し、県民からもご意見をいただいた。

3 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定

平成17年2月から、県民の目線で県政全般にわたる総点検を全庁的に実施してきた。教育委員会においても、全ての教育施策について、県民との意見交換、政策総点検県民委員会による審議、職員による自己点検などを通じて、政策の方向性や施策・事務事業の点検・見直しを進めた結果、児童生徒の学力向上、少人数教育、特別支援教育、ふるさと教育、学校の安全確保、文化・スポーツの振興など、今日の教育が直面する様々な課題が明らかになるとともに、政策総点検結果報告において、県民の期待や願いを反映した政策の方向性と施策・事務事業のあるべき姿が示された。政策総点検の結果を平成18年度以降の教育施策に反映するとともに、県民との意見交換や政策総点検フォローアップ委員会における審議などを通じて、政策の進捗状況、継続課題の検討状況、新規課題への対応状況等について点検・検証する「政策総点検フォローアップ」を引き続き実施してきた。

平成18年度は、岐阜県のみならず全国的にも、いじめや未履修の問題など教育をめぐる様々な問題が相次いで発生した。このため、平成19年6月に、各界の有識者により構成される「明日の岐阜県教育を考える県民委員会」を設置し、改めて岐阜県の教育を総点検し、岐阜県の教育が目指すべき基本的方向や今後推進すべき施策などについて幅広く議論を進めてきた。県民委員会における延べ50時間にわたる議論の成果を、「明日の岐阜県教育を考える県民委員会～中間とりまとめ～」として平成19年3月末にまとめた。また、平成18年12月の教育基本法改正により、地方公共団体における教育振興基本計画の策定が盛り込まれたことを受け、岐阜県においても、県民委員会での議論等も踏まえながら、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。平成21年度以降は、「岐阜県教育ビジョン」の進行状況を点検評価しながら、施策の推進に取り組んでいる。

第6章 研 修

第1節 平成23年度の事業

1 施設・設備の概要

総合教育センター

- ・ 所在地 岐阜市藪田南5-9-1
- ・ 設置年月 昭和45年4月

2 平成23年度の事業概要

教育委員会では、学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質や能力に負うところが大きいことから、すべての教員の資質と指導力の向上を図るため、教員研修の充実に努めている。平成12年度には、教科指導、教員研修、教育研究の一体化を図るため、研修管理課と学校支援課の2課の協働による教員の資質向上に努めた。平成18年度には、新たな教育課題に対する組織強化・組織再編、定数削減等の方針により、学校支援課が学校政策課と統合し県庁へ移転し、研修管理課は教育研修課へと名称変更した。平成20年度には、則武情報分室を、平成22年度には小児分室を閉鎖するが、その業務を総合教育センターへ縮小、移設し現在に至っている。

総合教育センターの事業は、このような経緯から教育現場と直結した研修体系を確立しており、特に初任者研修、大学連携、情報教育、企業研修等は全国的にも高い評価を得ている。また、毎年の事業内容見直しにより、授業力向上研修、マネジメント研修、特別支援教育に関わる研修、情報教育の関わる研修等、社会の変化や学校現場のニーズに応える講座を随時開設し、学校現場の教員への支援を積極的に行っている。

平成23年度には、総合教育センターの重点方針として(1)教職員の資質向上、(2)情報教育の充実に掲げ、研修の基本方針を「教員相互の学び合い(「総合教育センターの研修」+「校内研修の活性化」)とし、教育現場と直結した教員研修の構築と充実に一層努めた。

(1) 研修事業

ア 基本認識

岐阜県教育ビジョンの重点目標である「子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切に、きめ細かな教育の推進」に向け、児童生徒が自己の夢や目標を実現できるよう、より質の高い教育を行っていくために、教員の資質や指導力の向上を図る。また、児童生徒の情報リテラシーや情報モラルの育成など情報教育の充実に努める。

イ 重点

(ア) 教職員の資質向上

(イ) 情報教育の充実

ウ 基本研修講座 42講座

参加人数 幼稚園113人 小学校994人 中学校730人

高等学校・特別支援学校846人

合計2,692人

エ 専門研修講座 180講座

参加人数 合計3,861人

オ 特別研修

(ア) 重点講話 6月29日、10月5日

(2) 教員派遣事業

ア 教員海外派遣（独立行政法人教員研修センター主催）

教育課題研修指導者海外派遣プログラム（11日程度）32人

教職員等海外派遣研修（英語教育コース：6ヶ月）（文部科学省主催）

中学校教諭1人・アメリカ

イ 教職員等中央研修（独立行政法人教員研修センター主催）

校長1人5日間、副校長・教頭等8人15日間、中堅職員15人25日間

派遣先：独立行政法人教員研修センター（茨城県つくば市）

ウ 生徒指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）

中・高校生生徒指導主事2人、16日間

エ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修

派遣先：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（神奈川県横須賀市）

専門研修（特別支援教育中堅教育養成研修）3人、約2か月

その他の特別支援教育関係講習会に5人派遣

オ 産業教育派遣研修

産業・情報技術等指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）

高等学校3人、中学校3人

産業教育実習助手、高等学校1人

カ 岐阜県長期内地派遣研修

公立学校教員8人、国立大学等教育機関及び総合教育センターへ3か月間

キ 教頭等民間派遣研修

教頭、教務主任等9人、民間企業等へ1か月

(3) 教育情報事業

教育関係の資料は、図書26,118冊、教育研究資料46,683冊、雑誌46,415冊、視聴覚資料1,950点、その他新刊の教科書及び昭和40年以降の教科書16,087冊などを所蔵している。それら資料は、総合教育センターのホームページからの検索が可能であり、資料情報提供の範囲が拡大されている。

(4) 科学教育等の事業

ア 岐阜県児童生徒科学作品展

県内小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象に科学教育の振興を図るため、第55回児童生徒科学作品展を10月29日から10月30日の2日間開催した。出品点数は、各地区展に出されたものを含めると4,157点であった。

科学研究の一層の充実に資するため、科学作品展集録「科学の芽」第38集を刊行し、県内小・中・高・特別支援学校及び関係教育機関に配付した。

イ 科学教育シンポジウム

小・中・高等学校における理科教育の在り方について、先導的な研究を基に討議を行うため、毎年シンポジウムを開催してきた。平成23年度は、『実感を伴った理解を図る理科指導の創造』（小学校）を主題として、平成24年1月30日に開催し、県内から多数の参加があり、①教材教具、②指導計画・学習過程、③指導と評価という3点から研究内容を深めた。

第2節 平成24年度の計画

1 基本認識

教育委員会基本方針の中にある「子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切に、きめ細かな教育を推進」し、児童生徒が自己の夢や目標を実現できるよう、より質の高い教育を行っていくために、教員の資質向上を図る。また、児童生徒の情報リテラシーや情報モラルの育成など情報教育の充実を図る。

2 総合教育センター事業の内容

(1) 基本コンセプト

教職員の資質向上 「学び合い」（センター研修の充実＋校内研修の活性化）

(2) 重点方針

教職員の資質向上

① 教員研修の基本構想

学校のニーズや個々の教員の課題に応じた講座を開設するとともに、校内研修への支援を一層充実させ、岐阜県教育推進者として必要な資質・能力の育成を図る。

- （校長は）学校経営方針に基づく校内での人材育成を図るため、校内研修の活性化を図り、自己啓発面談により計画的に講座の受講を勧める。
- （教員は）自己啓発のためのプランに基づき、教員相互の学び合いや講座の受講などを通して意欲的に研修する。

② 講座開設の基本方針

- 初任者研修など経年研修による若手教員の育成
- 教科の研修による授業力向上（「基礎学力定着サポートプラン」への対応）
- 多様な専門研修による防災対応など喫緊の課題への対応
- 出前講座などによる校内研修への支援

(3) 重点施策

①初任者研修等経年研修の充実

- ・教員のライフステージに即した教員研修モデルの改善を図り、継続的で効果的な研修を実施する。（初任者研修 25日→20日（H24～）、2年目、4年目研修の実施（H25～））
- ・「一人の子どもを連続した視点で育てる」ために小中高特の校種を超えた研修を充実させる。
- ・センター、教育事務所、市町村の役割を明確にし研修を実施すると共に、TV会議システムを積極的に活用し、研修機会の増加を図る。

②教科の研修による授業力向上（「基礎学力定着サポートプラン」への対応）

- ・初任者研修、6年目、12年目研修に、基礎学力の定着を図る研修を位置付け、基本研修対象者に基礎学力の定着を図るための指導力を高める研修を実施する。（初任者研修は、教育事務所において、授業研修を実施）
- ・「基礎学力定着講座」と「課題解決・専門性向上講座」に分けて、目的、講座対象者の焦点化を図り、基礎学力の定着を図るための指導力を高める研修を実施する。
- ・「少人数指導向上講座（算数）」を学校支援課と連携を取り研修を実施する。

③常勤講師や非常勤講師の指導力を高める研修の充実

- ・算数授業力UP講座（年間3日間）を実施し、授業実践に生きる研修を年間を通して継続して行う。

- ・学級経営力・教科指導力UP講座（夏季休業中に1日）を実施し、午前中に学級指導や道徳指導について、午後から、国語と算数の教科指導についての実践的な研修を行う。
- ・管理職に対して、各学校で実状に応じて若手教員（初任から6年目）と講師を含んだチームを作り、互いに授業を見合ったり、ベテラン教員からアドバイスを受けたりして、指導力を高める校内研修を実施するよう勧める。

④防災対応など喫緊の課題への対応

- ・新任校長研修において、危機管理研修を充実させると共に、防災対応に関する研修を新たに位置付ける。また、具体的な事例をもとに、演習など体験的な学習に重点を置いた研修内容にする。
- ・重点講話（第1回）に、防災教育を切り口にした学校危機管理の講座を実施する。

⑤学校で教員を育成するための校内研修活性化の支援

- ・ベテラン層の貢献（学校課題解決、知識・技術の継承）、ミドルリーダーの成長、校外研修成果の校内での広がりなどによって、教員が学び合う関係を強化できるようにする。
- ・高校、特別支援学校が、学校活性化プログラム等により、より充実した校内研修が推進できるよう、研修についての出前等相談を随時受け付ける。
- ・基礎学力定着のための授業改善研修を新たに位置付けるなど出前講座の拡充を図る。

⑥教員のICT活用指導力の向上を目指した情報研修の充実

- ・授業に活用して指導できる教員を育成するICT活用研修を充実する。
- ・情報モラルに関する教員研修等を充実する。
- ・研修室の機器を活用し、研修内容の一層の充実を図る。

(4) 総合教育センターの講座開設の工夫

〈受講しやすく、研修内容が身に付くために行ったセンター講座の改善〉

- ・H16年度より廃止された「研修講座一覧表」を、新たに作成し、各学校へ配布する。（小中はポスター形式、高特は電子データにて配布）（H24年度以降）
- ・アフタヌーン講座を増設する。（H24年度以降）
- ・講座実施要項を出張根拠とし、確定メールを廃止する。（H23年度以降）
- ・講座参加者の名札を各学校使用のものとする。（H23年度以降）
- ・受講機会の拡充のために、一部講座を前期と後期に開設する。（H20年度以降）
- ・「受講受け付け」の弾力的運用（定員に余裕のある講座で実施2週間前までの随時受付を実施）を図る。（H22年度以降）
- ・講座の内容がわかりやすいよう、すべての講座にサブタイトルを付けるとともに、受講者アンケートに寄せられた「受講者の声」や新規講座の「ここがウリ」を紹介し、受講を促す。（サブタイトルH20年度、「ここがウリ」H21年度以降）
- ・講座情報の配信・ホームページで公開する。
- ・講座内容は、講義だけでなく、演習や模擬授業等も取り入れ、実践に結びつくよう工夫する。
- ・研修成果が学校で反映できるよう、講座の終わり方を工夫する。（H20年度以降）
- ・常勤講師の力量向上を図るために講座を拡充する。（H20年度以降）
- ・非常勤講師の力量向上を図るために自主研修の機会を提供する（H20年度以降）
- ・研修する教員を応援するために（必要に応じ）研修情報のマスコミへの提供
- ・土曜講座開設（H19年度以降）、出前講座（H19年度以降）、イブニング講座（H21年度以降）

(2) 内容

(詳細は、岐阜県総合教育センターHP <http://www.gifu-net.ed.jp/gec/>へ)

*同一の趣旨(例「小学校初任者研修」「高等学校初任者研修」等)内容(例「体験学習指導者講座お米づくり」「体験学習指導者講座花づくり」「体験学習指導者講座くらしと森林」等)は一つの項目としてまとめてあります。

ア 基本研修(経験年数に応じた講座・職務に応じた講座 42講座)

講座名(略称)	対象
初任者研修	幼 小 中 高 特
3年目研修	小 中 高 特
6年目研修	小 中 高 特
12年目研修	小 中 高 特
常勤講師研修	小 中 高 特
新任校長研修	小 中 高 特
新任教頭研修	小 中 高 特
新任部主事研修	特
新任主幹教諭研修	小 中
新任教務主任研修	小 中 高 特
新任生徒指導主事研修(高・特)	高 特
新任進路指導主事研修(高・特)	高 特
特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修(小)	小
特別支援学級新任担当教員研修(中)	中
特別支援学校新任担当教員研修(特)	特

イ 専門研修(専門性を高める講座 123講座)

講座例(略称)	対象
基礎学力定着講座	小 中 高 特
課題解決・専門性向上講座	小 中 高 特
少人数指導向上講座(算数)	小
算数授業力UPシリーズ	小
楽しくて授業に役立つ観察実験ものづくり講座	小 中 高 特
小学校理科観察実験技能向上講座	小 特
理科教育講座(小)(中)(高)	小 特
小学校外国語活動指導力アップ講座	小 中 高 特
英語表現指導力向上講座	高 特
和楽器実技研修講座	小 中 高 特
民謡実技研修講座	小 中 高 特
絵画実技研修講座	幼 小 特
武道指導講習会(中高 保健体育)	中 高

講座例（略称）	対象
運動部活動指導者研修会（ソフトボール）	中 高 特
運動部活動指導者研修会（ハンドボール）	中 高 特
道徳教育実践力アップ講座	幼 小 中 高 特
道徳教育実践力アップ講座（実践編）	小 中 高 特
人権教育講座	小 中 高 特
特別活動実践力アップ講座	小 中 高 特
学級担任が行う楽しい発声及び合唱指導	小 中 高 特
総合的な学習の時間実践講座	小 中 高 特
キャリア教育講座	小 中 高 特
国際理解教育講座	小 中 高 特
外国人児童生徒への指導力向上講座	幼 小 中 高 特
学校図書館機能充実講座	小 中 高 特
教員のための著作権講座	小 中 高 特
学校教職員全体で取り組む食に関する指導の講座	小 中 高 特
話し方向上講座	保幼 小 中 高 特
感性を育む幼児教育講座	保幼
心と体を育む幼児教育講座	保幼
幼稚園・保育所と小学校との連携講座	保幼 小
保育力向上講座（幼児教育）	保幼 小
学級経営・HR経営力向上講座（1）（2）	小 中 高 特
講師の学級経営力・教科指導力UP講座	小 中 高 特
学校組織マネジメント講座（1）（2）（3）	小 中 高 特
リーダーシップとマネジメント	保幼 小 中 高 特
生徒指導実践力アップ講座	小 中 高 特
危機管理講座	幼 小 中 高 特
集団の力を最大限に引き出すファシリテーション基礎講座	幼 小 中 高 特
校内研修推進リーダー研修	小 中 高 特
リーダーのためのコーチング講座	幼 小 中 高 特
市町村研修指導者研修	小 中 高 特
カウンセリングマインド入門講座～e-Learningによる研修～	小 中 高 特
はじめての教育相談	小 中 高 特
教育相談への技法活用講座	小 中 高 特
虐待について知っておくための講座	幼 小 中 高 特
「いじめ」問題対応講座	小 中 高 特
知っておきたい自殺予防講座	小 中 高 特
不登校対応講座	小 中 高 特
連携がわかる！不登校対応講座	小 中 高 特

講座例（略称）	対象
キレる児童生徒の対応講座	幼 小 中 高 特
養護教諭のための健康相談講座	小 中 高 特
児童生徒のメンタルヘルス(事例検討) 講座	小 中 高 特
児童生徒のメンタルヘルス講座	小 中 高 特
保健室や相談室からのチーム支援講座	小 中 高 特
児童生徒の心のケアのための講座	小 中 高 特
教育相談システムづくり講座	小 中 高 特
特別支援教育講座	幼 小 中 高 特
医療的ケア専門研修	高 特

ウ 専門研修（情報教育関連講座 27講座）

講座例（略称）	対象
パワポの達人（プレゼンソフト中級）	小 中 高 特
生徒の理解度をアップさせる教材作成入門	小 中 高 特
制御実習入門	小 中 高 特
プレゼンテーションソフト入門	小 中 高 特
ネットワーク入門	高 特
Androidアプリ作成入門	高 特
課題解決自主研修～利用上の悩み相談にのります～	小 中 高 特
プレゼンテーションソフト入門（e-Learningによる研修）	小 中 高 特
表計算ソフト入門(含e-Learningによる研修)	小 中 高 特
表計算ソフトVBA入門(含e-Learningによる研修)	小 中 高 特
情報モラル指導基礎講座	小 中 高 特
情報モラル入門(e-Learningによる研修)	小 中 高 特
表計算ソフトを活用した校務の効率化	小 中 高 特
表計算ソフト応用	小 中 高 特
ホームページ作成基礎	小 中 高 特
ビデオ制作基礎	小 中 高 特
学校情報管理	小 中 高 特
県立学校情報化推進担当者研修	高 特
はじめての情報化推進担当者	高 特
ホームページ作成	小 中 高 特

エ 専門研修（体験研修 4講座）

教職員、児童生徒を対象に外部機関や農業高校等との連携により、体験的・実践的な食農教育の研修を実践し、食育・環境教育・ふるさと教育の推進を図る。

講座例（略称）	対象
体験学習指導者講座（お米づくり，花づくり，くらしと森林）	小 中 高 特
食と農の体験学習研修～児童等の体験学習の姿から学ぶ～	小 中 高 特

オ 専門研修（連携講座 15講座）

講座例（略称）	対象
博物館活用講座	小 中 高 特
美術館活用講座	小 中 高 特
図書館活用講座	小 中 高 特
先端科学技術体験講座	幼 小 中 高 特
エコ・サイエンス体験講座	幼 小 中 高 特
文化財保護センター活用講座	小 中 高 特

カ その他の研修講座

○特別研修（2講座）

講座例（略称）	対象
第1回重点講話2012 「子どもの命を守るための学校危機管理」 ～防災を切り口にして～	保幼 小 中 高 特
第2回重点講話2012 「驚くほど学力が伸びる授業づくり」 ～生徒指導困難校を改革した大袋（おんた）システムの奇跡～	保幼 小 中 高 特

キ 自主研修土曜講座（6講座）

講座例（略称）	対象
特別支援教育講座～専門性を高める土曜講座～	幼 小 中 高 特
表計算ソフト入門～関数トレーニング～	小 中 高 特
プレゼンテーションソフト入門	小 中 高 特
表計算ソフトを活用した校務の効率化	小 中 高 特
第1回土曜ステップアップ講座 ～子どもの自己肯定感を高める集団・学級づくりの在り方～	保幼 小 中 高 特
第2回土曜ステップアップ講座 ～発達障がいに対する理解と支援の在り方～	保幼 小 中 高 特

ク 出前講座（14講座）

講座例（略称）	対象
授業研究会活性化研修	小 中 高 特
学校組織マネジメント	小 中 高 特
特色ある学校づくりのための戦略と手法	小 中 高 特
学校評価活用研修	小 中 高 特
メンタリング研修	小 中 高 特
ファシリテーションスキルアップ研修	小 中 高 特
楽しく進める外国語活動の授業づくり	小 中
学級担任が行う楽しい発声を及び合唱指導	小 中
学校における教育相談	小 中 高 特
高等学校における特別支援教育	高 特
発達障がいへの理解と教育的対応	小 中 高 特
社会自立を目指した障がいのある子どもへの支援	小 中 高 特
情報モラル教育とセキュリティー	小 中 高 特
授業改善セット研修（小・国語、算数）	小

第4部 学校教育

第1章 平成24年度学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校教育指導の「方針と重点」を次のように策定する。

1 幼稚園教育指導の方針と重点

岐阜県における幼稚園教育指導の基本的な構え

本県の幼稚園教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、幼児の心身の調和のとれた発達を助長することを期して進められてきた。特に、数年来、幼稚園・家庭・地域社会が一体となった開かれた幼稚園づくりや、幼児の主體的な活動を促す環境構成の工夫により、自ら活動する意欲や態度が育ちつつある。

一方、幼児を取り巻く環境の変化は、幼児の心や体に大きな影響を及ぼしている。そして、子育て環境の変化に伴い、育児に不安を感じる保護者の増加や家庭・地域社会の教育力の低下等問題も生じている。このような中で、幼稚園における幼児教育の充実や子育て支援が求められている。

また、教育基本法の改正により、幼児期の教育の重要性が規定されるとともに、学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を経て、以下の2点の方針に基づき幼稚園教育要領の改訂が行われた。

- ① 発達や学びの連続性及び生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促すこと。
- ② 子育ての支援と教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動については、その活動内容や意義を明確にすること。

これらの趣旨を踏まえ、岐阜県は「岐阜県教育ビジョン」及び「岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定し、本県の目指す教育の理念や方向性等を明らかにしている。

こうしたことに基づき、各幼稚園では、幼児一人一人の発達に応じて「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを総合的に育むことを目指し、家庭や地域社会と一体となって幼児の健全育成に努めなければならない。

県教育委員会は、その具現に向けて、以下の方針と重点を基に、市町村教育委員会や幼稚園が行う教育指導に対する指導・助言に努める。

一方 針一

- ◇一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導をする
- ◇幼稚園の教育目標の具現に徹する幼稚園経営をする

一重 点一

幼稚園経営

全教職員が協力して活力ある幼稚園経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち指導性を発揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営体制を確立する。
- ・幼稚園教育要領を遵守するとともに、幼児の心身の発達と幼稚園や地域の実態に即応した創意ある教育課程を編成し実施する。
- ・幼児の安全確保を最優先に考え、全教職員が危機意識をもち、幼稚園内外における環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ・幼稚園の教育方針について家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を幼稚園経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた幼稚園づくりを推進する。
- ・家庭や地域社会と連携して、障がいのある幼児の早期支援システム構築や子育て支援の体制づくりを行うなど、地域における幼児期の教育センターとしての役割を果たす。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、園内研修を組織的・計画的に実施する。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践を通して、園の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・園経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼保小の連携を図り、幼児期の諸問題を解決するための研修等を行う。

幼稚園指導

発達の課題に即し、遊びを通した総合的な指導をする

- ・一人一人の幼児理解を深め、発達や学びの連続性を考慮した指導計画を作成するとともに、評価に基づき常に指導計画の改善を図る。
- ・身近な環境に進んで関わり、心身の調和のとれた発達の基礎を培う活動が展開できるよう、幼児理解に基づき意図的・計画的に環境の構成を工夫する。
- ・基本的な生活習慣の形成を図り、幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の教育を充実する。
- ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができるように活動を工夫する。
- ・集団生活のきまりの大切さに気付き守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識の芽生えを培う指導・援助をする。
- ・障がいのある幼児一人一人の発達の特性を理解し、障がいの状態に応じて適切に指導・援助する。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・ 幼児や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰の根絶や虐待防止に努め、人間尊重の気風がみなぎる幼稚園づくりを推進する。
- ・ 幼児が遊びの中で十分に体を動かすとともに、友達と関わり感動と喜びを味わうことができるよう活動を展開する。
- ・ 幼稚園・家庭・地域社会が協力し合い、身近な人や自然と触れ合う体験活動を充実する。
- ・ 発達や学びの連続した教育活動ができるよう、保育所等や小学校との連携を深め、円滑な接続を図る。
- ・ 幼児と向き合うとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。

2 小・中学校教育指導の方針と重点

岐阜県における小・中学校教育指導の基本的な構え

本県の学校教育は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を期して進められてきた。特に、数年来、学校・家庭・地域社会が一体となった開かれた学校づくりや、個性を伸ばす教育の充実によって、活力のある児童生徒の姿が多く見られるようになってきた。

一方、社会の急激な変化等に伴い、児童生徒の自立の遅れや問題行動の多様化、学習意欲や体力の低下など、様々な課題が生じている。このため、各学校において、健やかな体の育成を基盤として、自他の生命を尊重する心や規範意識を養うなど心の教育の充実を図るとともに、児童生徒一人一人に確かな学力を身に付けることが求められている。

また、教育基本法の改正や学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を経て、以下の3点の方針に基づき学習指導要領の改訂が行われた。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これらの趣旨を踏まえ、岐阜県は、「岐阜県教育ビジョン」を策定し、本県の目指す教育の理念や方向性等を明らかにしている。

こうしたことに基づき、各学校においては、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指し、家庭・地域社会と一体となって児童生徒の健全育成に努めなければならない。特に、児童生徒一人一人を一層大切にするとともに、将来、社会人として自立できる学力を身に付けるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する必要がある。

県教育委員会は、これらのことの具現に向けて、以下の方針と重点を基に、市町村教育委員会や学校が行う教育指導に対する指導・助言に努める。

一方 針一

- ◇一人一人に「生きる力」を育む指導をする
- ◇学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

一重点一

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち指導性を発揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する。
- ・学習指導要領を遵守するとともに、学校や地域の特色等を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・児童生徒の安全確保を最優先に考え、全教職員が危機意識をもち、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ・学校の教育方針などについて家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究・校内研修を組織的・計画的に実施する。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践と自己啓発面談を通して、学校の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・学校経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修等を行う。
- ・経験年数や職務等に応じて、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、児童生徒にICT活用や情報モラルについて指導する力を高める研修を行う。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育的なニーズに対応するために組織的・計画的に研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育てる

- ・指導内容の系統を踏まえ、児童生徒の発達の段階や一人一人の学力・学習状況を把握し、指導目標と評価規準を明確にして、指導内容の重点化や教材の精選を図る。
- ・一人一人が主体的に学習することができるよう、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、それらを活用する学習を充実し、学ぶ喜びを感じられるよう評価を工夫するとともに、個の学習状況に応じたきめ細かな指導を充実する。
- ・児童生徒の発達の段階に応じた各教科の学び方を身に付け、学び合う学習集団へと質を高めるとともに、学習習慣を確立する指導を充実する。

道徳教育

自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる

- ・学校における道徳教育の方針を明確にし、道徳教育推進教師を中心として全教師が参画する指導体制の充実を図る。
- ・道徳の時間を要として教育活動全体を通して道徳性を養われるよう小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達段階や特性を踏まえるとともに、道徳の時間と他の教育活動との関連を明確にし、指導計画を工夫改善する。
- ・道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力が育成されるよう、道徳の時間のねらいを明確にするとともに、心に響く魅力的な教材の選定、指導過程の工夫、発問の吟味などを行い、生き方についての考えを深める道徳の時間の充実に努める。
- ・豊かな体験を通して道徳性が養われるよう、家庭や地域社会と連携し、「1家庭1ボランティア」等に取り組むなど、地域ぐるみの道徳教育を推進する。

外国語活動

外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地を養う

- ・一人一人にコミュニケーション能力の素地が養われるよう、指導目標と指導内容を明確にするとともに、児童の実態や学習段階等を考慮し、2学年間を通じた指導計画を工夫改善する。
- ・学級担任が主体となり、外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを体験する活動を設定するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿が具現されるよう指導方法を工夫する。
- ・互いに認め合い、一人一人が安心してコミュニケーション活動に参加できる学習集団の育成に努めるとともに、全教職員で効果的な指導が行われるよう学習環境や指導体制を整える。

総合的な学習の時間の指導

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらい、小・中学校の接続を踏まえ、目標や内容、育てようとする資質や能力及び態度、各教科等との関連を一層明確にし、課題意識が連続発展するよう全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせるよう、体験活動と言語活動を意図的に設定し、探究活動の充実を図る。
- ・育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し適切な評価を行い、指導・援助の充実を図る。

特別活動

所属感を高め、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・各学校の重点目標を明確にし、児童生徒の実態や発達段階を考慮して、他の教育活動や内容相互の関連を図るとともに、児童生徒が自己（人間）の生き方についての考えを深め、新たな目標がもてるよう指導計画を工夫改善する。

- ・児童生徒が自発的、自治的な活動（いじめ問題への取組等）を展開し、集団や社会の一員として自己を生かすことができるよう指導と評価を工夫改善する。
- ・学級の諸課題を解決する活動を通して、よりよい人間関係や学級集団としてのまとまりを育て、学級経営の充実を図る。

生徒指導

共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる

- ・自己を見つめ、自主的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう、児童生徒の関わり合いを大切にした学級経営と授業の充実を図る。
- ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることができるよう指導を徹底する。
- ・信頼と愛情に基づく児童生徒の共感的な理解に徹し、日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、校内全ての教職員があらゆる機会を捉えて行う教育相談を充実する。
- ・不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、携帯電話メールやインターネットによる性非行、「ネット上のいじめ」等）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に重点的に取り組み、指導を徹底する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、幼・保・小・中学校間や高等学校及び関係機関等との情報共有と行動連携を強化する。

進路指導

自己の生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる

- ・社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育が推進できるよう校内の指導体制を確立するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画、題材系統図及び年間指導計画を工夫改善する。
- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との連携を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに、事前や事後の指導を充実する。
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンスの機能を充実する。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態及び食生活等の生活習慣や心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、児童生徒の発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び各学年・学校間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力が育つよう、体育・健康に関する具体的な指導内容を明確にし、各教科等の特質及び相互の関係を踏まえつつ、それぞれ

の目標やねらいの実現を目指した指導方法を工夫するとともに、個に応じた指導を充実する。

- ・健康・安全に関する管理・教育を効果的に進めるために、管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を講じ健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

特別支援教育

一人一人の教育的ニーズに応じ、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる

- ・管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心として特別支援学校等と連携を図り、一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、全教職員が組織的に指導する。
- ・保護者や関係機関との連携の下、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、一貫した支援を行う中で、一人一人が能力や特性を発揮し、主体的に活動できるよう指導内容や指導方法、評価を工夫改善する。
- ・ねらいを明確にした指導計画に基づき、交流及び共同学習を計画的、継続的に実施し、相互理解を深めるとともに社会性や豊かな人間性を育むことができるよう指導する。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・児童生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動の根絶に努め、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・児童生徒の主体的な取組と、相互の関わり合いを重視し、児童生徒が感動と喜びを味わうことができるよう、教育活動を展開する。
- ・学校・家庭・地域社会が協力し合い、「環境教育」「ふるさと教育」「国際理解教育」等を推進し、自然や人と触れ合う体験活動を充実する。
- ・児童生徒が新しい学習・生活環境に適應できるように、異校種間の連携（幼稚園や保育所等と小学校との連携、小学校と中学校との連携、中学校と高等学校との連携等）を深めるとともに、児童生徒の発達の段階を考慮した指導を充実し、円滑な接続を図る。
- ・児童生徒が情報モラルを身に付け、自他の権利を尊重しながら、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるよう指導の充実を図る。
- ・児童生徒と向き合うとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。

□「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」の開催に当たって、特に配慮したいこと

- ・「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」及び関連事業を通して、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をもつ地域社会人としての自覚を深める。

3 高等学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会は、高等学校教育指導の「方針と重点」を次のように策定する。

本県の学校教育は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成を期して進められてきた。これにより、学校・家庭・地域社会が一体となった開かれた学校づくりや、個性を伸ばす教育の充実によって、活力ある生徒の姿が多く見られるようになった。

一方、時代や社会の変化に伴い、生徒の自立の遅れや問題行動の多様化、学習意欲や体力の低下など、様々な課題が生じている。このため、各学校において、健やかな体の育成を基盤として、自他の生命を尊重する心や規範意識を養うなど心の教育の充実を図るとともに、生徒一人一人に確かな学力が身に付くようにきめ細かな教育を推進することが求められている。

こうしたことを踏まえ、岐阜県は、「岐阜県教育ビジョン」を策定し、本県の目指す教育の理念や方向性を明らかにした。

また、教育基本法の改正や学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を経て、学習指導要領の改訂が行われ、以下の3点が改訂の基本方針とされた。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これらのことに基づき、生徒の関心や能力等が一層多様化してくる高等学校では、今後も特色ある教育を一層推進して「生きる力」を育むことを目指し、家庭・地域社会と連携を図り生徒の健全育成に努めなければならない。

— 方 針 —

- ◇一人一人に「生きる力」を育む指導をする
- ◇学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

— 重 点 —

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち指導性を発揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する。
- ・学習指導要領を遵守するとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえて移行措置を適切に実施し、学校や地域の特色を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・生徒の安全確保を最優先に考え、全教職員が危機意識をもち、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

- ・学校の教育目標や課題の改善策等を明らかにして、家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究・校内研修を組織的・計画的に実施する。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践と自己啓発面談を通して、学校の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・学校の組織力を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修等を行う。
- ・経験年数や職務等に応じて、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、生徒にICT活用や情報モラルについて指導する力を高める研修を行う。
- ・特別な支援を必要とする生徒の教育的なニーズに対応するために組織的・計画的に研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育てる

- ・系統的な学習や発展的な学習が効果的にできるよう、各教科・科目等について相互の関連を図り、指導目標と評価規準を明確にし、指導内容の重点化や教科の精選を進める。
- ・一人一人について、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成がバランスよく実現できるよう、基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動や言語活動を充実するとともに、指導方法や評価を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・学習する意義や目的を自覚し、自ら課題を見付け解決することができるよう、全校体制による授業改善を進める。

総合的な学習の時間の指導

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、各学校の目標や内容、育てようとする資質や能力及び態度、各教科等との関連を一層明確にし、全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせて問題を解決する資質や能力が育つよう言語活動を設定し、体験的・問題解決的な学習活動の充実を図る。
- ・生徒が自己の学習活動を評価し改善することができるよう、育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し、指導・援助の充実を図る。

特別活動

所属感を高め、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・各学校の重点目標を明確にし、他の教育活動や内容相互の関連を図り、入学から卒業までを見通した指導計画となるよう工夫改善する。
- ・生徒が自発的、自治的な活動を展開し、いじめ問題や非行防止などへの取組に参画することや、話し合い活動を充実することで、集団や社会の一員としての自覚を深め、自己を生かす能力が育つよう指導・援助する。
- ・学校生活への適応や、望ましい人間関係の形成及び人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動全体を通じて行われるよう指導を充実する。

生徒指導

共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる

- ・社会の一員としての自覚を深め、自らの行動に責任をもち、主体的に判断し、行動することができる態度や、積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・全教育活動を通して一人一人が自己の存在感や所属感を味わうことができるとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう、指導を徹底する。
- ・信頼と愛情に基づく共感的な理解に徹し、日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、全校体制による教育相談を充実する。
- ・問題行動（いじめ、暴力行為、性非行、薬物乱用、携帯電話やインターネットによる事案等）や不登校については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- ・生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、高等学校間や幼保・小・中学校及び関係機関等の情報の共有と行動連携を強化する。

進路指導

自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる

- ・生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、中学校での指導を踏まえ、入学から卒業までを見通した全体計画、年間指導計画を改善し、計画的、組織的な進路指導体制を確立する。
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態及び食生活等の生活習慣や心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、生徒の発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び各学年・異校種間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力が育つよう、体育・健康に関す

る具体的な指導内容を明確にし、各教科等の特質及び相互の関連を踏まえつつ、それぞれの目標やねらいの実現を目指した指導方法を工夫するとともに、個に応じた指導を充実する。

- 健康・安全に関する管理・教育を効果的に進めるために、管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を講じ、健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- 生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動が絶対に起こらないようにするなど、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- 生徒が主体的に取り組み、感動と喜びを味わう教育活動を展開する。
- 社会連帯の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的実践力を高めるために指導体制の充実を図る。
- 生徒一人一人の実態の把握と理解に努め、個に応じた指導の充実を図る。また、高等学校の学習内容に円滑に接続するため、必要に応じて義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る。
- 「環境教育」「ふるさと教育」「国際理解教育」等を推進し、自然や人と触れ合う体験活動を充実する。
- 生徒が新しい学習・生活環境に適応できるよう、異校種間の連携や交流を深め、円滑な接続を図る。
- 特別の支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・援助に努める。
- 生徒が情報モラルを身に付け、自他の権利を尊重しながら、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるよう、指導の充実を図る。
- 生徒と向き合うとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材等の共有化、データベース化や事務の効率化等を進める。

□「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」の開催に当たって、特に配慮したいこと

- 「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」及び関連事業を通して、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をもつ地域社会人としての自覚を深める。

4 特別支援学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会は、特別支援学校教育指導の「方針と重点」を次のように策定する。

本県の学校教育は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成を期して進められてきた。これにより、学校・家庭・地域社会が一体となった開かれた学校づくりや、個性を伸ばす教育の充実によって、活力ある幼児児童生徒の姿が多く見られるようになった。

一方、幼児児童生徒の障がいは重度・重複化、多様化しており、特別支援教育を一層推進することが求められている。

また、教育基本法の改正や学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を経て、学習指導要領の改訂が行われ、以下の3点が改訂の基本の方針とされた。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これらの趣旨を踏まえ、岐阜県は、「岐阜県教育ビジョン」を策定し、本県の目指す教育の理念や方向性を明らかにしている。

こうしたことに基づき、各学校においては、生命を尊重する心や規範意識を養い、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育むことを目指し、一人一人に応じたきめ細かな指導を徹底させながら、確かな学力の育成と、個性を伸ばす教育の充実を一層図るとともに、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、幼児児童生徒の健全育成に努めなければならない。

－方針－

- ◇一人一人に「生きる力」を育む指導をする
- ◇学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

－重点－

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち指導性を発揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する。
- ・学習指導要領を遵守するとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえて移行措置を適切かつ確実に実施し、学校や地域の特色を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・「個別の教育支援計画」の充実や「特別支援教育コーディネーター」の効果的活用等により、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- ・健康で安心・安全な学校教育を受けられるよう、医療的ケアの実施体制を整備する。
- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒に対して、将来の自立に向けて一貫した支援を行うため、学校への訪問支援や保護者への相談支援を積極的に行う。
- ・幼児児童生徒の安全確保を最優先に考え、全教職員が危機意識をもち、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携を強化するなど、危機管理体制を確立する。
- ・学校の教育方針などについて家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究・校内研修を組織的・計画的に実施する。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践と自己啓発面談を通して、学校の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・学校の組織力を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修等を行う。
- ・経験年数や職務等に応じて、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、児童生徒にICT活用や情報モラルについて指導する力を高める研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育てる

- ・児童生徒の発達の段階や学習状況を踏まえて、一人一人に応じた指導のねらいと評価の観点を明確にし、きめ細かな指導を充実する。
- ・児童生徒の興味・関心を喚起し、自発的な学習を促すよう、体験的な学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用した問題解決的な学習を重視するとともに、必要な言語環境を整え、言語活動を充実し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した指導内容、指導方法や評価、教材・教具を工夫改善する。

道徳教育

強く明るく生きようとする意欲と温かい人間関係を醸成する

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自己を見つめる力や社会生活上のきまりを身に付け、強く明るく生きようとする意欲と態度を育てる。
- ・経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、道徳的判断や行動ができるように指導するとともに、他を思いやり、励まし合うなど、心の触れ合いを大切にして、温かい人間関係を醸成する。

外国語活動(小学部)

外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地を養う

- ・一人一人にコミュニケーション能力の素地が養われるよう、指導目標と指導内容を明確にするとともに、児童の実態や学習段階等を考慮し、2学年間を通じた指導計画を作成する。
- ・学級担任が主体となり、外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを体験する活動を設定するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿が具現されるよう指導方法を工夫する。
- ・お互いに認め合い、一人一人が安心してコミュニケーション活動に参加することができる学習集団の育成に努めるとともに、全校で効果的な指導が行われるよう学習環境や指導体制を整える。

総合的な学習の時間の指導

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、各学校の目標や内容、育てようとする資質や能力及び態度、各教科等との関連を一層明確にし、全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせるよう、一人一人の障がいの状態に応じた体験活動と言語活動を意図的・計画的に設定し、探究活動の充実を図る。
- ・児童生徒が自己の学習活動を評価し改善することができるよう、育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し、指導・援助の充実を図る。

特別活動

所属感を高め、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・児童生徒が自発的、自治的な活動を展開し、集団や社会の一員として自己を生かすことができるよう、指導方法と評価を工夫改善する。
- ・小学校・中学校・高等学校の児童生徒や地域の人々との交流及び共同学習を積極的に推進し、社会性や豊かな人間性を育てる。

自立活動

障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立を目指す指導を充実する

- ・幼児児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を高めることができる指導内容や指導方法を工夫する。
- ・的確な実態把握の下、幼児児童生徒、保護者のニーズを踏まえ、関係機関等と連携し、個別の指導計画を作成し、活用する。
- ・各教科、道徳、外国語活動（小学部）、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を保ち、教育活動全体を通して自立活動の効果的な指導を行う。

生徒指導

信頼と愛情を基盤とした児童生徒理解に徹し、自己指導能力を育てる

- ・主体的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう、児童生徒の関わり合いを大切にした学級経営と授業の充実を図る。
- ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう指導を徹底する。
- ・一人一人が安心して充実した学校生活を送れるよう、障がいの状態を正しく把握し、全校体制による日常的な教育相談を充実する。
- ・問題行動（いじめ、携帯電話やインターネットによる事案等）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、特別支援学校間や幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び関係機関等との情報共有と行動連携を強化する。

進路指導

自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択決定できる能力や態度を育てる

- ・家庭及び地域や福祉、労働等関係機関との連携を十分に図り、計画的、組織的な進路指導・就労支援体制を確立する。
- ・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するため一人一人に応じた「個別の教育支援計画」及び「個別の移行支援計画」を活用する。
- ・一人一人が、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。
- ・地域や産業界の協力・連携により、産業界等における長期間の実習を積極的に実施し、社会的自立・職業的自立に向けた実践力を育てる。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態及び食生活等の生活習慣や心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び各学年・学部間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力が育つよう、体育・健康に関する具体的な指導内容を明確にし、各教科等の特質及び相互の関連を踏まえつつ、それぞれの目標やねらいの実現を目指した指導方法を工夫するとともに、個に応じた指導を充実する。
- ・健康・安全に関する管理・教育を効果的に進めるために管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を講じ、健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・幼児児童生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動が絶対に起こらないようにするなど、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実させ、幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培う。
- ・学校・家庭・地域社会が協力し合い、自然や人と触れ合う体験活動を充実する。
- ・学校間、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び関係機関等と積極的に連携し合い、一人一人を支援する。
- ・幼児児童生徒と向き合うとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。

第2章 各分野の教育

第1節 生徒指導

本県では、平成18年度の中津川市と瑞浪市において重大な事件が発生した。これにより、「命を大切に教育の充実」や「小中高における校種間の情報連携強化の必要性」、「いじ

めほどの学校でも、どの子にも起こり得る」ということを再認識するとともに、「いじめは人間として許されない」「いじめられている子どもは、守り抜く」ということを全教職員が一丸となって取り組む必要を痛感し、さまざまな取組をしてきた。

しかしながら、基本的な生活習慣にかかわる諸問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況が見られる。また、インターネットや携帯電話を媒介とした周りの目に見えにくいネット問題等、昨今の学校における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたり、学校外における少年非行の多様化も進んでいる。

これらの背景には、高度情報化や都市化、少子化等による家庭、学校、地域などを含めた社会全体の急激な変化の中で、子どもや大人の意識や行動が変化してきていることが考えられ、これまでの家庭、学校、地域の個別の教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなってきた状況もある。

こうした状況を踏まえ、家庭、学校、地域が互いに連携し、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティーづくりに取り組む。また、生徒指導は、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、児童生徒の一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指していく。

＜小・中学校＞

1 平成24年度の重点

生徒指導の充実、学校教育推進の重要課題となっており、「小・中学校学校教育指導の方針と重点」において、次のことを大切にしている。

〔指導の重点〕

＜共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる＞

- ① 自己を見つめ、自主的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
 - ・自己を見つめ、自主的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度を育てる。
 - ・積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ② 一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう、児童生徒の関わり合いを大切にした学級経営と授業の充実を図る。
 - ・一人一人が自己の目標に意欲的に取り組むよう指導する。
 - ・存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう児童生徒の関わり合いを大切にした学級経営と授業の充実を図る。
- ③ 全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることができるよう指導を徹底する。
 - ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重する指導を徹底する。
 - ・倫理観や規範意識を向上させることができるよう指導を徹底する。
- ④ 信頼と愛情に基づく児童生徒の共感的な理解に徹し、日常のわずかな変化を捉え、適切な対応ができるよう、校内の全ての教職員があらゆる機会を捉えて行う教育相談を充実する。

- ・信頼と愛情に基づく児童生徒の共感的な理解に徹する。
 - ・日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、校内の全ての教職員があらゆる機会を捉えて行う教育相談を充実する。
- ⑤ 不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、携帯電話メールやインターネット等による性非行、「ネット上のいじめ」等）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に重点的に取り組み、指導を徹底する。
- ・不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、携帯電話メールやインターネット等による性非行、「ネット上のいじめ」等）については、全教職員が危機意識をもつ。
 - ・管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に重点的に取り組む。
- ⑥ 児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、幼・保・小・中学校間や高等学校及び関係機関等との情報共有と行動連携を強化する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進する。
 - ・幼・保・小・中学校間や高等学校及び関係機関等との情報共有と行動連携を一層強化する。

2 施 策

(1) 事業の推進

① 生徒指導研究推進市町村の指定

<文科省指定> ア 生徒指導総合連携推進事業（瑞穂市）

② 生徒指導研究委託市町村・学校の指定

<県 指 定> ア 生徒指導緊急サポートチーム派遣事業（要請時）

<文科省指定> ア スクールカウンセラー設置事業（187中学校・54小学校）

イ 小中連携による教育相談力強化事業（1市）

③ その他

- ・教育相談専門医による巡回教育相談
- ・専門医による臨床事例研究会

(2) 組織体制づくり

① 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に小中担当6名）

② 不登校対策指導主事の配置（6教育事務所に6名併任。地域担当生徒指導主事が併任）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ・小中高生徒指導連携強化委員会（教育事務所ごとに年3回）
- ・子どもを地域で守り育てる県民運動（教育事務所ごとに年3回）
- ・生徒指導主事連絡協議会（小中は教育事務所ごとに年1回）
- ・中学校高等学校生徒指導連絡会（教育事務所ごとに年1回）
- ・小中新任生徒指導主事講座（教育事務所ごとに年1回）
- ・総合教育センターの講座

＜高等学校＞

1 平成24年度の重点

共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる

- (1) 社会の一員としての自覚を深め、自らの行動に責任をもち、主体的に判断し、行動することができる態度や、積極的に自己を生かす能力を育てる。
- (2) 全教育活動を通して一人一人が自己の存在感や所属感を味わうことができるとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう、指導を徹底する。
- (3) 信頼と愛情に基づく共感的理解に徹し、日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、全校体制による教育相談を充実する。
- (4) 問題行動（いじめ、暴力行為、性非行、薬物乱用、携帯電話やインターネットによる事案等）や不登校については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- (5) 生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、高等学校間や幼保・小・中学校及び関係機関等との情報の共有と行動連携を強化する。

2 施策

- (1) 高等学校等生徒指導主事連絡協議会……年2回（各高等学校生徒指導主事対象）
- (2) 高等学校等生徒指導（教育相談担当者）連絡協議会……年1回（各高等学校教育相談担当者対象）
- (3) 地区別生徒指導連絡協議会……各地区年4～6回（各高等学校生徒指導主事対象）
- (4) 地区別教育相談連絡協議会……各地区年4～5回（各高等学校教育相談担当者対象）
- (5) 小中高生徒指導連携強化委員会……各地区年3回（小・中・高生徒指導主事対象）
子どもを地域で守り育てる県民運動……各教育事務所ごとに年3回
- (6) 専門医巡回教育相談……23高等学校で実施
- (7) 生徒指導緊急サポートチーム派遣事業（要請時）

第2節 進路指導

1 平成24年度の指導の重点

教育指導の方針と重点の中で「自己の生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる」（小・中学校）、「自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる」（高等学校）を重点として掲げ、児童生徒が自己の能力適性などを十分踏まえた自己理解を深め、将来の生き方を見通した自己実現ができるよう、発達の段階に応じた計画的・組織的な進路指導の実践を推進している。

なお、次の点について一層の充実を図る必要がある。

- ・社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育が推進できるよう、校内の指導体制を確立するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画、題材系統図及び年間指導計画を工夫改善する。（中学校）

- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との関連を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに、事前や事後の指導を充実する。(中学校)
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。(中学校・高等学校)
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。(高等学校)
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。(高等学校)

2 平成23年度の事業

学習指導要領の趣旨を生かし、特に、総合教育センターにおける教員研修との連携を図りつつ、中学校、高等学校の進路指導部会や他の関係諸機関との実質的な協力態勢のもとに、全県的な規模において進路指導の充実・強化を図った。

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教員研修センター主催平成23年度キャリア教育指導者養成研修への参加
中学校・高等学校の進路指導担当者計3人を派遣した。
- ・国立教育政策研究所主催平成23年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会への参加

小学校・中学校・高等学校の進路指導担当者計3人と県教育委員会進路指導担当指導主事2人を派遣した。

- ・県教育委員会主催高等学校初任者研修における進路指導研修の実施
各校での研修において、進路指導の目的・意義等に関する研修を行い、進路指導の重要性についての理解を深め、徹底を図った。
- ・県教育委員会主催高等学校進路指導主事連絡協議会の実施
各校の進路指導主事を対象に開催し、当面する諸問題について研究協議し、特に、学校における進路指導の望ましい在り方についての研究を深めた。
- ・各教育事務所における小・中学校進路指導主事等実践講習会の実施
小学校の進路指導担当者及び中学校の進路指導主事が地区ごとに集まり、進路指導の改善・充実について研究協議を行い、研修を深めた。

(2) 進路情報資料の作成配布

中学生のための進路情報資料として「岐阜県高校ガイドブック」を作成し、岐阜県総合教育センターのホームページに掲載した。

(3) 小中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会

中学校においては、進路部会における各地区の研修体制の確立を目指すとともに、望ましい進路指導の在り方を究明するため研究会を開き、その成果を刊行した。

高等学校においては、研究協議会・研究大会を開催し、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進めるとともに、その成果をまとめて部会報「進路」

(31号)を刊行した。

3 平成24年度の計画

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教員研修センター主催平成24年度キャリア教育指導者養成研修への参加
中学校・高等学校の進路指導担当者等計3人を派遣し、進路指導に必要な専門的知識と技術を習得させ、県及び各学校における進路指導の中核となる者としての資質の向上を図り進路指導の充実に資する。
- ・国立教育政策研究所主催平成24年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会への参加
小学校・中学校・高等学校の進路指導担当者計3人と県教育委員会進路指導担当指導主事1人を派遣する。
- ・各教育事務所における小・中学校進路指導主事等実践講習会の開催
キャリア教育の基本的な考え方や進路指導の改善、充実の在り方について研究協議する。
- ・県教育委員会主催高等学校進路指導主事連絡協議会の開催
各高等学校における進路指導主事を対象として開催し、望ましい進路指導の在り方を研究協議する。

(2) 進路情報の提供

中学生のための進路情報として「岐阜県高校ガイドブック」を作成しホームページに掲載する。

中学生・保護者・中学校の教職員に岐阜県の高等学校についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供する。

(3) 小・中学校教員研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会

中学校においては、進路指導の望ましい在り方を研究する。また、高等学校においては、研究協議会・研究大会などを開催し、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進める。

(4) 高校生インターンシップ推進事業

県立高等学校と地域の産業界が連携し、すべての高等学校の生徒に対し就業に関わる体験的な学習（インターンシップ）を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力や問題を解決する資質や能力、人間としての調和のとれた豊かな人間性などの生きる力を育成する。

第3節 科学教育

1 現 況

科学教育担当教員の資質・能力の向上を図るため、理科及び数学の研修講座を総合教育センターにおいて開催している。

設備については、昭和29年から施行された理科教育振興法によって整備を進めており、パーソナル・コンピュータを含めた算数・数学設備についても国庫補助を得て充実が進められている。算数・数学設備、理科設備については平成14年に小学校、中学校、平成15年に高等学校の基準改訂が行われた。

昭和44年度から49年度にかけて、理科・数学教育のために岐山高等学校のほか6校に理数科が設置され、平成9年度には多治見高等学校と中津高等学校に自然科学コースが設置された。平成17年度には、理数科設置校の不破高等学校が単位制普通科へ移行し、大垣東高等学校に理数科が設置された。平成19年度には中津高等学校の自然科学コースは募集停止となり、単位制普通科へ移行した。平成22年度5月現在7校の理数科設置校がある。

(1) 理科教育講座

小・中学校及び高等学校の理科担当教員に対し、教材開発・教科指導法、実験・実技指導法について研究及びその成果を発表することを通して研修することを目的として実施している。期間は6月から1月までに4日間、場所は総合教育センターにて実施している。40年以上に渡る教科研究団体との連携のもと受講者の旺盛な研究意欲と充実した研修内容があいまって、先進的な実践がなされ県内の理科教育の振興に大きな役割を果たしている。

(2) 各種講座

小・中・高等学校の理科及び算数・数学担当教員に対して、学習指導要領の理解、教科指導法等について、経験年数に応じた内容で指導力の向上を図ることを目的としている。受講対象は、小・中・高等学校の初任者、3年目、6年目、12年目を迎える理科及び算数・数学担当教員であり、経験年数毎に設定された日数（2～5日間）を、総合教育センター、及び岐阜大学等で実施している。

(3) C S T（理数系教員養成拠点構築事業）

岐阜大学との連携によって、小・中学校の理科教育において中核的に活躍する人材（C S T）を持続的に養成し、若手教員や一般教員の理科の指導力の向上を図ることを目的とした事業である。平成21年度からJ S T（科学技術振興機構）の支援により運営実施している。

具体的には、大学学部生を対象とした「初級コース」、理科教育の実践を積んだ若手教員を対象とした「中級コース」、即戦力として地域で理科教育の指導ができるベテラン教員を対象とした「上級コース」の各養成プログラム、総合教育センターでの理科教育講座等の受講を通じて、優れた授業実践を踏まえた実践論文の作成を積み上げている。

理数科

設置年数	設置校	24年度の募集定員	設置年数	設置校	24年度の募集定員
44年度	岐山高等学校	80人	48年度	吉城高等学校	40人
45 〃	恵那高等学校	80	49 〃	関有知高等学校	40
46 〃	各務原高等学校	40	平成17年度	大垣東高等学校	40
47 〃	加茂高等学校	40			

自然科学コース

設置年数	設置校	24年度の募集定員
平成9年度	多治見高等学校	40人

(4) 理数科・自然科学コース設置校研究協議会

県内の理数科・自然科学コース設置校によって、理数科・自然科学コース設置校研究協議会をもち、理数科や自然科学コースの運営、教科指導などについて研究協議を行っている。また、今後の理数科教育の充実に資するため、理数科指導の手引を作成している。

(5) 理科設備及び算数・数学設備

ア 理科設備

昭和29年に施行された理科教育振興法に基づき、小・中・高等学校における理科教育設備の整備に努めている。国庫補助率は2分の1で平成23年度末における充実状況は下表のとおりである。

イ 算数・数学設備

算数・数学教育のため、昭和45年度から整備に努めている。国庫補助率は2分の1で平成23年度末における充実状況は下表のとおりである。

理科教育振興法に基づく理科、算数・数学設備現況 (平成23年度)

学校種別	補助区分	条 分	
		理 科 設 備	算 数 ・ 数 学 設 備
小 学 校		39.8%	16.2%
中 学 校		24.4	5.5
高 等 学 校		13.1	2.8
特別支援学校	中学部 高等部	3.4	3.2
特別支援学校	小学部	11.4	12.5

2 平成24年度の計画

(1) 教科指導力向上講座（理科）

小・中学校の教員を対象に、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図る授業改善を目的とした「基礎学力定着講座」、小・中・高等学校の理科担当教員を対象に、教科の本質的な課題や日頃からの実践課題についての解決を図ることを目的とした「課題解決・専門性向上講座」を総合教育センターで実施する。それぞれ、5月から7月の前期に1回（1日）、10月から12月の後期に1回（1日）実施する。

(2) 各種講座

小・中・高等学校の理科、算数・数学担当教員を対象に教科指導法を主として総合教育センターで実施する。（講座名などは教育研修課の章に掲載）その他、幼・小・中・高等学校の一般教員を対象に体験することを主として県内関係施設を利用して実施する。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

平成20年度に理科教育設備整備費等補助金交付要綱が制定された。

平成23年度の国庫助成金の交付状況は次のとおりである。

各学校の理科設備及び算数・数学設備については平成23年度も引き続き整備充実に努める。

理科教育振興法に基づく平成23年度国庫補助金交付状況

(単位：千円)

補助区分 学校種別	9 条 分		合 計
	理 科	算数・数学	
小 学 校	6,984	210	7,194
中 学 校	7,380	63	7,443
高 等 学 校	0	0	0
特別支援学校	0	0	0
計	14,364	273	14,637

(4) 科学教育等の事業

<科学教育シンポジウム>

ア 目 的

21世紀に生きる生徒に「生きる力」を培うため、授業実践をもとにして、今後の理科教育の在り方を研究する。

イ 研究テーマ

「科学と人間生活」の目標である自然と人間生活とのかかわり及び科学技術が人間生活に果たしてきた役割について理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに科学に対する興味・感心を高めることができる身近な実験、観察の研究

ウ 内 容

- ・ 研究員による研究発表及び今後の理科教育の在り方に関する講演
- ・ 期日 平成25年1月28日(月) 場所 岐阜県総合教育センター

<児童生徒科学作品展>

ア 目 的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励することにより、自然科学への関心を高め、科学教育の振興を図る。

イ 重 点

- (ア) 自主的に科学作品に取り組む児童生徒層の拡充
- (イ) 作品展及び収録「科学の芽」第39集の刊行と科学研究の普及
- (ウ) 児童生徒の優秀作品を身近に参観できるような機会の設定

ウ 内 容

- (ア) 第56回岐阜県児童生徒科学作品展中央展の開催
小・中学校児童生徒の作品は、各地区で開催される地区展での優秀賞受賞作品、高等学校及び特別支援学校の生徒の作品は、中央展での入選作品を展示する。
 - ・ 期日 平成24年11月3日(土)～11月4日(日)
 - ・ 場所 岐阜県図書館研修室
- (イ) 第56回岐阜県児童生徒科学作品展収録「科学の芽」第39集の刊行(平成25年2月下旬刊行予定)

第4節 産業教育

1 現 状

小学科の設置状況 平成24年度入学生用（県立高等学校）

大学 科名	小学科名	学 校 数		大学 科名	小学科名	学 校 数		
		全日制	定時制			全日制	定時制	
農業に関する学科（14科）	生産科学科	2		商業に関する学科（12科）	商業科	1	2	
	園芸科学科	3			流通ビジネス科	1		
	動物科学科	1			国際コミュニケーション科	1		
	生物生産科	1			ビジネス会計科	1		
	園芸デザイン科	1			情報処理科	4		
	食品流通科	1			経営情報科	1		
	流通科学科	2			ビジネス科	4		
	食品科学科	3			会計システム科	1		
	生物工学科	2			総合ビジネス科	1		
	林業工学科	1			会 計 科	1		
	森林科学科	2			ビジネス管理科	1		
	造園科	1			ビジネス情報科	3		
	環境科学科	3			生活産業に関する学科（6科）	生活環境科	1	
	環境園芸科	1				服飾デザイン科	1	
工業に関する学科（18科）	機 械 科	6		食 物 科		1		
	自 動 車 科	1		生活文化科		5		
	電 気 科	5		福 祉 科		3		
	電 子 科	3		生活福祉科	3			
	情報技術科	1		情報に関する学科（1科）	情 報 科	2		
	電子機械科	5						
	建 築 科	1						
	土 木 科	1						
	建設工学科	4						
	セラミック科	1						
	建築インテリア科	1						
	デザイン科	1						
	電気システム科	2						
	デザイン工学科	1						
応用技術科	1							
設備システム科	1							
化学技術科	2							
工業技術科		2						

2 平成23年度の事業

- (1) 施設・設備の整備
 - ・高等学校施設・設備

施設名	整備額	学校名
特別装置	64,844千円	岐阜農林高校、多治見工業高校、武義高校、高山工業高校、岐阜城北高校、可児工業高校

- (2) 指導事業等
 - ・飛び出せスーパー専門高校生推進事業（県）

3 平成24年度の計画

- (1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）	備考
	特別装置	78,660	7校
	岐阜県の産業人育成支援事業	15,920	

高等学校産業教育施設・設備費

- (2) 教員の研修
 - ・教育課程研究協議会（文部科学省）
 - ・教育課程講習会（県）8月16日・17日
 - ・産業教育実地研修（県）
 - ・長期内地派遣研修
 - ・産業教育教員研修（実技講習会、職業教育関係学科主任等連絡協議会）の実施
 - ・独立行政法人教員研修センター実地研修（産業・情報技術等指導者養成研修）派遣
 - ・農業クラブ、家庭クラブ指導者養成講座（7月）

第5節 飛び出せスーパー専門高校生推進事業

専門高校等が、岐阜県の国際競争力を高め、企業のリーダーとして活躍できる高度な産業人を育成するため、地域と連携しながら専門教科を生かした学習活動を行い、職業人として高度な資質能力を育成し、本県産業をリードする高い地位と役割を担う次代の優れた産業人の育成を図る。

各地区で合同発表会を開催し、学習活動の成果や産業教育の魅力を中学生や地域の産業界に情報発信する。

- (1) 2年間の継続事業
- (2) 地域の方を含めた運営推進委員会設置
- (3) 各地区で合同発表会実施
- (4) 平成24、25年度の実践校

[岐阜地区]

岐阜総合学園高校、岐阜工業高校、岐阜商業高校、岐阜城北高校

[東濃地区]

恵那農業高校、多治見工業高校、中津商業高校、瑞浪高校

第6節 へき地教育

1 現 況

本県におけるへき地学校数は、小学校31校、中学校17校であり、これらへき地学校の数はここ数年来、学校の統合などによって徐々に減少しつつある。なお、本県においては、へき地学校とほとんど変わらない教育条件のなかに置かれている小規模学校がかなり多い。教育活動の面においては、へき地及び小規模学校は、それぞれの学校のもつ課題を明確にとらえ、さまざまな困難な条件を克服しながら、一人一人の児童生徒を育てる教育に情熱を傾け、積極的に実践を進めている。

2 平成23年度の主な事業その他

- (1) へき地・複式教育初任者教員研修会（教育事務所ごとに実施）
 - ・へき地・複式教育に携わる初任教員を対象に、へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、へき地・複式教育に対する理解を深めるとともに、その資質の向上を図る。
- (2) 「岐阜県のへき地教育」の刊行
 - ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布する。

3 平成24年度の計画

- (1) 指導の重点
 - ア 地域の特性を生かした教育課程の編成
 - 教育目標の具現を図る教育課程の編成に努めるとともに、郷土を愛し郷土と連携を図る教育活動を展開する。
 - 学校をとりまく自然や文化を生かした創意ある教育課程を編成し、一人一人に「生きる力」を育む教育活動を展開する。
 - イ 少人数学級、小規模校のよさを生かした経営
 - 感動のある学校生活を過ごせるような学習指導、生活指導の充実を図る。
 - 一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感を味わうことができるような学級経営を充実する。
 - 一人一人の児童生徒を全教職員の協力体制によって育てるよう工夫する。
 - ウ 児童生徒のよさを生かす授業の工夫改善
 - 指導方法の工夫改善を図る。
 - ・自ら学ぶ意欲を高め、主体的に学ぶ力を身に付ける指導を充実する。
 - ・一人一人のよさや可能性を把握し、個の学習状況に応じたきめ細かな指導方法を工夫する。
 - ・教育機器を有効に活用し、思考力・判断力・表現力を育てる。
 - 複式学級における学習指導方法を工夫する。
 - ・各学年の指導のねらいを明確にして、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る。

- ・単位時間の授業構造を工夫し、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導・援助をする。
 - 指導の記録を意図的、累積的に残し、活用できるようにする。
 - エ 集団活動のよさを生かす指導の工夫
 - 全校活動をはじめとする各種の集団活動を学校教育計画に位置付け、適切な指導に努める。
 - 他地域の学校との交流を取り入れるなど集団学習を工夫し、その指導を充実する。
 - 社会見学などを通じた集団による学習体験を大切にする。
- (2) 事業の概要
- ア 教員の研修
- ・へき地・複式教育初任教員研修会
 - へき地教育に関わる初任教員を対象に研修を各教育事務所ごとに行う。
 - ・全国へき地教育研究大会に代表が出席する。
- イ 指導資料の作成
- へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布する。

第7節 定時制・通信制教育

1 現 況

県内に設置されている定時制・通信制課程は、従来は学年制であった。平成8年度から華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制・通信制課程が、平成10年度から他の県立高等学校の定時制・通信制課程が単位制に改編し、現在すべての県立定時制・通信制課程が単位制になっている。平成18年度から、県内唯一の昼間定時制高校である中津川市立阿木高等学校も単位制になった。県内に通信制課程をもつ公立高等学校は2校あるが、いずれも定時制課程との併置校である。

定時制・通信制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、学び直しの場合、あるいは、一般社会人の生涯学習の場合等、多様な生徒の修学の場合として新たな役割を担っている。最近是不登校経験者など、特別な支援が必要な生徒も増加しており、これらの動きに応えるため、定時制・通信制課程の体制を整えている。

(1) 学校の設置及び定員数の状況

平成24年度のそれぞれの学校数は次のとおりである。平成18年度で多治見北高等学校定時制は、閉課程となった。

		普通科	工業科	商業科	生産科学科 総合生活科	合 計
定時制	県立	5校	2校	2校		9校
	市立		1校		1校	2校
通信制	県立	2校				2校

(2) 入学者選抜の実施状況

定時制課程の入学者選抜は、11校で実施した。

	特色化選抜	一般選抜	合 計	昨年度との増減
実施校数	11校	11校	—	—
出願者数	622人	179人	801人	79人減
合格者数	476人	136人	612人	2人増

通信制課程の入学者選抜は、華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校で実施された。出願者は昨年度より、54人減の106人で、合格者は26人減の99人であった。

2 定時制・通信制教育での諸制度の活用

定通併修は、平成10年度から華陽高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校の定時制課程で開始された。平成13年度からは、華陽フロンティア高等学校通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校、多治見北高等学校の定時制課程の間で、斐太高等学校通信制課程と高山高等学校定時制課程の間で行われた。平成16年度には、大垣商業高等学校が華陽フロンティア高等学校通信制課程との間で開始したが、岐阜商業高等学校は自校三修によりとりやめた。平成17年度の飛騨高山高等学校の誕生により、斐太高等学校と高山高等学校の間で行われていた定通併修は、同一高等学校内での制度になった。華陽フロンティア高等学校ではラップトップスクールも活用して、生徒の便宜を図っている。

3 定時制・通信制教育実施のための諸事業

平成17年度の「三位一体」改革により、国庫補助事業であった事業が、県の単独事業として実施されることになった。

(1) 設備整備の充実

国庫補助金の税源移譲対象事業となり、平成21年度から高等学校管理費に統合された。

(2) 教科書等の購入の支援

定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等の学習費負担の軽減を図るため、平成23年度は定時制課程では教科書購入費に約743千円を、通信制課程では教科書及び学習書購入費に約445千円を助成した。

(3) 修学奨励費の貸与

修学奨励費貸与事業は、学習意欲が旺盛であるが所得が少ない生徒に貸与されるもので、卒業した生徒は返還義務が免除されることになっている。平成23年度は、修学奨励費貸与事業費8,064千円が、定時制課程41人、通信制課程7人に貸与された。

4 平成24年度の施策の重点

(1) 創意ある教育課程の編成と学習指導の充実

単位制の利点を生かして、自校以外での学習の成果を単位認定する諸制度を活用した、弾力的な教育課程の編成と運用を研究する。また、日々の授業では、基礎学力の定着を目指し、指導法の改善に努めるとともに、学習内容の精選と重点化を図り、学習指導の効率化に努める。

- (2) 生徒指導等の充実と強化及び「学びの再チャレンジ」の推進
教師と生徒の対話の場を積極的に設けるなどして、多様な生徒の実態に応じた生徒指導の充実に努めるとともに、学びの再チャレンジができる教育環境づくりに努める。
- (3) 生徒の負担の軽減
修学奨励費を貸与し、有職生徒等に教科書及び学習書（通信制課程のみ）の購入費を助成して学習費の負担軽減を図る。

第8節 幼稚園教育

1 現 況

幼稚園教育は、一人一人の幼児の成長に応じて、また、その生活経験に即して遊びを通じた総合的な指導を行い、望ましい人間形成の基礎を養う重要な使命と任務をもつものである。

本県の幼稚園教育は、関係者の努力によって内外とも漸次充実してきた。今後更に、幼稚園教育の振興充実を図っていくには、質的な充実を考えていくことが肝要である。

現在本県の幼稚園教育は公立82園（休園2）、私立106園（休園6）＜平成24.4.1現在＞で行われている。また、私立幼稚園は、学校法人立となっている。

本県における現況と問題点の主なものは、次のとおりである。

(1) 在園期間

市町村の実態に応じ在園期間はいろいろである。（次の数は公立幼稚園数）

1年（5歳児のみ）	30園
2年（4、5歳児）	12園
3年（3、4、5歳児）	40園

(2) 学級規模

幼児教育振興プログラムに基づき、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばし、個への援助が十分行き届くように1学級あたりの園児数が考慮されつつある。

(3) 教員の適正配置

専任園長が74園に配置されているが専任養護教諭のいないところがほとんどである。それぞれの役割を果たし、園経営の効果を高めるためには、教員の適正配置を考える必要がある。

(4) 教職員の待遇

公立幼稚園においては、吏員として採用され、給与体系についても岐阜市を除き、吏員と同じになっている。

また、公私間にも格差があり、昇級期間、昇給額など多種多様で今後の課題でもある。また、教員の新旧交替も目立ち、勤務年数も短いため、研究内容も継続的・発展的なものとしての深まりが弱い。このことから、研修の強化とともに教職員の待遇面の向上を図り、よりよい人材の確保に努力する必要がある。

(5) 教員研修

本県の研修事業は次の2の(1)の表に示すとおりであり全て公私立合同で研修会を行っている。

なお、教育課程研究協議会においては、保育所からの参加も呼びかけている。

(6) 通園方法・通園距離

公立幼稚園における通園方法として、保護者と共に通園する場合が多いが、通園距離により、スクールバスを利用して通園している園が13園ある。

2 平成24年度の計画

(1) 幼稚園教員研修事業

① 新規採用教員研修（園外研修）

事業の名称	対象	人数	期間	期日	会場
幼稚園等 新規採用 教員研修	幼稚園等 の新規採 用 教 員	119	園外10日 園内10日	5月21日 6月21日 7月24日 8月28～30日 10月11日 ※地域区別研修を除く	岐阜県総合教育セン ター等

②幼稚園教育課程研究協議会

対 象		期 日	会 場	内 容
岐阜 飛驒	園 長 ・ 教 諭 ・ 保 育 士 等	8月22日(水)	岐阜県 総合教育センター	【趣 旨】 幼稚園教育課程の編成及び実施に伴う指 導上の諸問題についての専門的な講義や研 究協議を通して、幼稚園教育の振興・充実 を図る。 【内 容】 全体会：講話及び説明、 分科会：研究協議 【参加者】 公立幼稚園 教員の1/3 私立幼稚園 1園2名まで 保育所 1園2名まで
西濃		8月23日(木)	揖斐川町 谷汲文化会館	
美濃 可茂 東濃		8月21日(火)	可茂総合庁舎	
(国) 中央協議会		12月10日(月) ～11日(火)	東 京 都	【趣 旨】 幼稚園教育に関する講義やシンポジウム を行うとともに、都道府県協議会の成果を 発表・意見交換し、全国的規模において研 究協議を行う。

(2) 幼児教育推進事業

①市町村モデル地域指定

モデル地域：北方町、大垣市、関市、坂祝町、中津川市、高山市

研究内容：岐阜県幼児教育アクションプラン「ぎぶっこ」すこやかプランの具現に向
けて、市町村の教育委員会を指定し、幼稚園や保育所等と小学校の連携の
方法や子育てネットワークの構築の方法等について調査研究及び実践的な
取組を推進する。

②公私立共同研究

推進研究団体：岐阜県幼稚園教育研究協議会

研究内容：「発達や学びをつなぐ幼児教育」の推進に向け、教育・保育の充実や幼稚
園の機能を生かした子育て支援、小学校との連携、特別支援教育の充実等
にむけて、調査研究及び実践的な取組を推進する。

第9節 特別支援教育

1 現 況

障がいのある児童生徒に対する教育機関には、特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）あるいは、小・中学校に設置されている各障がい別（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱、弱視）の特別支援学級がある。また、平成5年度から通常の学級に在籍する軽度の言語障がい児、情緒障がい児などに対して、「通級による指導」を実施しており、平成18年度より新たにLD、ADHD等についても通級の対象に加えることになった。なお、障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を実施している。

小・中学校における特別支援学級については、学校と地域社会との緊密な連携のもとに、特別支援教育に対する正しい理解と協力を深め、障がいの重度・重複化、多様化に応じたきめ細かな教育が行われている。

市町村教育委員会を中核とした就学指導委員会は100パーセントの設置率である。その組織や機能を確立し、特別支援教育の必要性の理解を得るとともに、児童生徒の能力・特性等に応じた適正な就学指導の推進を図っている。

学習指導面においては、児童生徒の障がいの種類や発達段階及び能力・特性等を生かした個別の指導計画を作成し、具体的な生活場面において役立つ知識、技能及び態度の学習により、その定着を図っている。

教員は研修会や講習会に積極的に参加し、自己研修を図るとともに、児童生徒の実態に応じた教育内容の改善を図り、教育実践を通して指導力の向上に努めている。また、学校経営の中で特別支援教育の組織の確立を図り、教員の有機的なつながりのもとでの児童生徒一人一人の実態に即した、手厚く、きめ細かな教育を行っている。

1 平成24年度の計画

(1) 就学指導地区研究協議会

ア 目 的 障がい児の就学指導等に従事する担当者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児の適正な就学指導を推進する。

イ 実施計画（各教育事務所ごと）

岐阜	5月18日、9月26日	可茂	6月19日、9月21日
西濃	6月5日、9月24日	飛騨	6月6日、10月18日
美濃	6月19日、9月21日	東濃	6月12日、9月19日

ウ 対 象

市町村教育委員会就学指導担当者等

(2) 子ども自立支援トータルサポート事業

ライフステージごとの重要課題を焦点化した支援を行うとともに、障がいのある子どもが自立し社会参加するため、就学前から高等学校卒業まで一貫した特別支援教育の推進を図る。

ア 幼稚園から高等学校までを貫く自立支援

特別支援学校のセンター的機能を充実することによって、各ライフステージでの支援がきめ細かくなされるようにする。

- ① 特別支援教育支援体制の整備
県及び各地域に医療・保健、福祉、労働、教育等の関係機関からなる特別支援教育連携協議会を設置し、地域の現状や課題を把握すると共に、今後の方向性を明らかにし、各市町村において関係機関の連携強化を推進する。
 - ② 特別支援学校センター的機能（相談・研修機能）の充実
特別支援教育全般において、特別支援学校が幼・小・中・高等学校を支援し、センター的機能を果たすため、相談機能、研修機能、交流教育機能、連携機能等を充実する。
 - ③ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上
県内の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の新任特別支援教育コーディネーターを対象に、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。
- イ 各ライフステージにおける自立支援の充実
- (ア) 就学前における自立支援
就学前に障がいの早期発見、早期支援を行うための支援体制を整備し、スムーズな就学を促す。
 - (イ) 小中学校における自立支援
就学前に早期発見した児童の障がい特性に応じた様々なニーズに対応するためのサポートシステムを構築し、適切な支援を行うとともに、小中学校の児童生徒や保護者に対する発達障がいについての理解啓発を推進する。
 - (ウ) 高等学校における自立支援
発達障がい等について高等学校教員が理解を深めるとともに、高等学校の支援体制を整備する。また、中学校や就労先との円滑な接続による一貫した支援を実現する。
 - (エ) 特別支援学校における自立支援
障がいの重度・重複化、多様化に対応した学校や地域が活用できる教育コンテンツのデータベースを構築し、地域の特別支援教育におけるセンター的機能を充実する。
 - (オ) 就労移行における自立支援
軽度知的障がいのある生徒のニーズに応じた高等特別支援学校整備に向け教育課程や作業学習の実践研究を行うとともに「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大を図り、就労支援ネットワークを構築する。
- (3) 特別支援教育医療的ケアサポート事業
特別支援学校に在籍する重度の障がいのある児童生徒が、学校の授業や校外学習等に安全に参加できるよう医療的ケアの実施体制を整備する。また、教職員や看護講師を対象とした研修会を実施する。
 - (4) 高等学校発達障がい専門家緊急派遣事業
高等学校の発達障がいのある生徒について、初期段階で学校の要請により、専門家を派遣し、専門的な立場から個別面接や対応策の助言を行うことにより、高等学校における指導体制を確立するとともに、問題行動の未然防止や解決を図る。
 - (5) 特別支援教育指導資料等の作成
岐阜県の特別支援教育（平成24年度）（特別支援教育指導資料No. 55）

第10節 学校図書館教育

1 現 況

(1) 平成23年度の状況

平成23年度は、

- ① 教科の学習に生きる利用指導の充実
 - ② 読書の喜びと生涯学習につなぐ読書指導の充実
- の2点を重点として推進してきた。

①については、教科等の学習に役立ち、一人一人の興味・関心に対応できる図書資料・非図書資料の整備充実とその利用の仕方の一層の推進について指導・助言をしてきた。②については、各学校における一斉読書等の取組や推薦図書の設定について啓発を行ってきた。また、各地区での図書館サミットや学校図書館教育優秀賞の実施により、参考となる取組を紹介してきた。

その結果、授業で使用する図書資料を整備し、それらを活用した教科指導の実践が増えてきた。また、全校一斉読書や読書意欲を喚起する読書環境の整備に力を入れる学校が多くなってきた。

(2) 平成23年度地区別学校図書館教育優秀賞

<岐阜地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	岐阜市立白山小学校	優 秀 賞	各務原市立鶴沼第二小学校
最優秀賞	瑞穂市立本田小学校	優 秀 賞	山県市立富岡小学校
最優秀賞	本巣市立一色小学校	優 秀 賞	本巣市立本巣小学校
優 秀 賞	岐阜市立鏡島小学校	優 秀 賞	瑞穂市立牛牧小学校
優 秀 賞	岐阜市立厚見小学校	奨 励 賞	山県市立美山小学校
優 秀 賞	羽島市立中央中学校	奨 励 賞	北方町立北方中学校
優 秀 賞	各務原市立川島小学校		

<西濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	大垣市立静里小学校	優 秀 賞	揖斐川町立北方小学校
最優秀賞	大垣市立小野小学校	優 秀 賞	池田町立温知小学校
最優秀賞	海津市立海西小学校	優 秀 賞	大垣市立星和中学校
優 秀 賞	大垣市立中川小学校	奨 励 賞	大垣市立川並小学校
優 秀 賞	海津市立今尾小学校	奨 励 賞	大垣市立多良小学校
優 秀 賞	養老町立上多度小学校	奨 励 賞	揖斐川町立清水小学校
優 秀 賞	養老町立笠郷小学校	奨 励 賞	揖斐川町立春日小学校
優 秀 賞	関ヶ原町立関ヶ原小学校	奨 励 賞	大野町立大野中学校

<美濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	美濃市立大矢田小学校	優良賞	郡上市立八幡中学校
優秀賞	美濃市立美濃北中学校	奨励賞	関市立緑ヶ丘中学校
優秀賞	郡上市立口明方小学校	奨励賞	郡上市立八幡小学校
優良賞	関市立南ヶ丘小学校	奨励賞	郡上市立相生小学校
優良賞	関市立武儀西小学校	奨励賞	郡上市立八幡西中学校
優良賞	郡上市立川合小学校		

<可茂地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	白川町立黒川小学校	優秀賞	白川町立黒川中学校
優秀賞	白川町立白川中学校	優秀賞	白川町立佐見中学校
優秀賞	美濃加茂市立伊深小学校	奨励賞	美濃加茂市立蜂屋小学校
優秀賞	可児市立桜ヶ丘小学校	奨励賞	美濃加茂市立三和小学校
優秀賞	白川町立白川北小学校	奨励賞	可児市立兼山小学校
優秀賞	白川町立蘇原小学校	奨励賞	白川町立佐見小学校
優秀賞	御嵩町立御嵩小学校	奨励賞	坂祝町立坂祝中学校
優秀賞	七宗町立上麻生中学校		

<東濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
総合優秀賞	中津川市立西小学校	優秀校	土岐市立泉小学校
優秀校	瑞浪市立瑞浪小学校	優秀校	瑞浪市立瑞陵中学校
優秀校	中津川市立高山小学校	優秀校	中津川市立福岡小学校
優秀校	恵那市立岩邑小学校	奨励賞	土岐市立土岐津小学校
優秀校	多治見市立養正小学校	奨励賞	瑞浪市立日吉中学校
優秀校	多治見市立笠原小学校	奨励賞	中津川市立第二中学校
優秀校	多治見市立南ヶ丘中学校		

<飛騨地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
総合優秀賞	下呂市立宮田小学校	奨励賞	高山市立江名子小学校
総合優秀賞	高山市立北稜中学校	奨励賞	高山市立新宮小学校

賞	学校名	賞	学校名
優秀賞	高山市立丹生川小学校	奨励賞	高山市立国府小学校
優秀賞	下呂市立湯屋小学校	奨励賞	飛騨市立古川小学校
優秀賞	高山市立久々野中学校	奨励賞	飛騨市立河合小学校
優秀賞	飛騨市立神岡中学校	奨励賞	白川村立白川小学校
		奨励賞	下呂市立萩原北中学校

※各賞は地区ごとに決定される。

2 平成24年度の指導の重点

学校教育における図書館教育の位置付けを明確にし、教育課程の展開に寄与する組織的、計画的な活用に努めるとともに、児童生徒の健全な教養の育成に努める。

(1) 教科の学習に生きる利用指導の充実

各教科の年間指導計画に基づき、授業に生きる図書資料、非図書資料の計画的な収集整備を進める。また、図書館での調べ学習を位置付けた単元指導計画を作成し、児童生徒の自ら学ぶ力を育成する。

(2) 読書の喜びと生涯学習につなぐ読書指導の充実

蔵書量の増加や適切な蔵書構成比率の確保を図るとともに、読書生活を充実させる「良書」の活用の仕方を広める。また、個々の児童生徒の興味・関心に応じた読書指導を展開し、望ましい読書習慣の形成に努める。

3 平成24年度の計画

(1) 学校図書館講座

総合教育センターの講座として、小学校、中学校、高等学校担当者を中心に、開催する。司書教諭あるいは図書館担当者の役割等についての講座内容とする。

(2) 学校図書館教育優秀賞

地区ごとに実施し、総合優秀賞、優秀賞、奨励賞等を決定する。(審査期間:平成24年9月から平成25年2月まで)

第11節 学校人権教育

1 現 況

(1) 岐阜県人権教育基本方針（平成23年12月5日教育長決定）の概要

- ・これまでの同和教育及び人権同和教育の成果の踏襲
- ・様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の育成
- ・全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進
- ・個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養う教育・啓発の推進

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進
- ・重要な人権問題の一つである同和問題への一層の理解
- ・様々な人権問題の解決を目指した普遍的文化的構築
- ・学校・家庭・地域社会が一体となった計画的、継続的な人権教育の推進

(2) 人権教育で培う「3つの力」

行 動 力：日常生活の中の人と人との関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- ・差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
- ・相手の立場を尊重した行為

自己啓発力：生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- ・相手の立場に立った共感的理解
- ・自己の心の弱さに気づき、それを克服しようとする意欲

認 識 力：身近な生活の中にある不合理なことや差別事象をとらえたり、見抜いたりすることができる力

- ・確かな根拠に基づく科学的思考や判断
- ・差別の構造や歴史的経緯の理解

2 平成24年度の計画

(1) 研究指定校、総合推進地域事業を中心とする研究推進

ア 文部科学省指定

研究指定校 … 下呂市立下呂小学校

総合推進地域 … 関市（緑ヶ丘中校区）

イ 人権教育協議会研究協力校

郡上市立明宝小学校、郡上市立明宝中学校、県立郡上北高等学校

(2) 人権教育推進事業の充実（市町村が行う人権教育関係事業への補助金交付）

ア 地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業

イ 人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業

ウ 人権教育の具体的な実践研究に関する事業

エ 人権教育に関しての相談活動の推進に関する事業

(3) 指導資料の作成

人権教育の推進のための具体的な指導の在り方を研究し、各小・中・高等学校において活用できる資料を作成する。

(4) 研修会の充実

ア 小・中学校人権教育教員研修会

県内全ての小：中学校から、各校1人以上が参加する。

教育事務所名	期 日	教育事務所名	期 日
岐 阜	10月25日・10月30日	可 茂	10月17日・10月24日
西 濃	10月10日・10月17日・10月24日	東 濃	6月5日
美 濃	10月17日・10月31日	飛 騨	6月7日

イ 人権教育幹部研修会

県内全ての小・中学校の校長・人権教育担当者など、人権教育を推進する上での幹部を対象とする。

岐阜教育事務所 4回

西濃教育事務所 2回

美濃教育事務所 4回

可茂教育事務所 5回

東濃教育事務所 2回

飛騨教育事務所 1回

ウ 高等学校、特別支援学校人権教育教員研修会

県内全ての公立・私立の高等学校、特別支援学校から、前期・後期それぞれ各校1人以上が参加する。

エ 高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会

県内全ての公立高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が、高等学校等における人権教育の在り方について研修する。

オ 総合教育センター研修講座

総合教育センター研修講座に、人権教育の研修を位置付ける。

第12節 道徳教育

1 現 況

本県の小・中学校における道徳教育は、昭和33年度から教育課程に位置付けられ、その全面実施以降、当初の混乱、動揺期を経て、次第に安定化、定着化の方向をたどり、今日では充実期を迎えている。特に昭和56年度より、道徳教育徹底指導事業を継続推進し、3年間を一つのサイクルとして県内全学校及び市町村教育委員会訪問を計画的に行い、道徳教育の充実を図っている。

しかしながら、社会の変化に伴い、児童生徒の「心の教育」に関する様々な課題も指摘されており、各学校や地域ぐるみによる、より充実した道徳教育の推進が期待される。

そこで、本県では、第7期までの21年間の成果と課題を踏まえ、第8期の平成14年度から16年度の3年間「地域ぐるみの道徳教育推進事業」として、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の充実を図った。第9期の平成17年度から平成19年度は、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実と学校・家庭・地域社会の計画的な連携による道徳教育の推進を、第10期の平成20年度から平成22年度は、道徳教育の要となる道徳の時間における指導のより一層の充実と重点を置いた道徳教育の推進を、第11期の平成23年度からにおいてもこれを継続し、一層の充実を図ってきた。

2 平成24年度指導の方針と重点

小・中学校教育指導の方針と重点では、道徳教育の重点として、「自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる」を設定した。あらゆる機会と場をとらえ、この具現のための力点を定め、指導・助言に努めている。

高等学校における道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」と学習指導要領に規定されている。高等学校教育指導の方針と重点では、「全教育活動を通して、特に配慮したいこと」として、「社会

連帯の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的实践力を高めるために指導体制の充実を図る。」と設定しており、その具現のため指導・助言に努めている。

本年度は、「道徳教育徹底指導事業」の第11期の第2年目であり、道徳教育振興会議の開催、県内全小・中学校及び全市町村教育委員会訪問指導、道徳教育指導資料の作成などを通して、その充実を図る。

(1) 道徳教育徹底指導事業

第11期3カ年計画の2年目に当たる。

(ア) 県内全小・中学校及び全市町村教育委員会への計画的な訪問

計画に基づき指導主事が各市町村教育委員会及び各小・中学校を訪問し、市町村及び学校における道徳教育の推進について指導・徹底を図る。

(イ) 道徳教育指導資料の作成

(ウ) 道徳教育振興会議の開催

・道徳教育を先進的に実践し、その成果を普及するための「道徳教育振興会議実践協力校」を設置（平成23～24年度の実践協力校：美濃加茂市立大矢田小学校、笠松町立笠松中学校、関有知高等学校）

・「1家庭1ボランティア」運動の県民運動としての推進及び実践ミニフォーラムの開催

(2) 講習会・研修会（教育課程研究協議会）

県内の各教育事務所が、地域の実態に即応しつつ、計画的に実施している講習会、研修会の研修内容の中に、道徳教育に関する内容を盛り込み、その充実を図っている。ここでは参加者の層に応じて、実践的、具体的な課題を取り上げ、その解明を通して指導力の向上に努めている。

(3) 訪問指導

学校支援課、各教育事務所が実施する各市町村教育委員会及び各小・中学校の訪問指導では、特に、道徳教育の計画・実施、道徳の時間の指導の充実及び家庭、地域社会との連携について見届け、当面する諸問題の解明を図るべく指導・助言をしている。

(4) 研究団体

岐阜県小中学校教育研究会の道徳部会は、本県の道徳教育を推進する研究組織である。発足以来県の指導行政と一体となって先進的な取組みを進め大きな成果をあげ、今日に至っている。

第13節 国際理解教育

1 農業高校生海外実習派遣事業

農業高校生9名を7月18日から8月8日までブラジル及びオランダに派遣し、体験的学習を通してブラジル及びオランダ農業の実態や日系農業移住者の優れた実践的経営を学ばせ、広い視野に立って積極的に農業に取り組む農業の担い手育成に資する。

2 外国語指導助手（ALT）招致事業

特色ある学校づくりを目指すため、英語又は国際理解関連学科、コース、系列設置校等、および国際化に対応した教育を推進する高等学校12校に重点的に外国語指導助手を配置する。

第14節 情報教育

1 平成24年度の計画

(1) 研修講座の実施

- ・教員のICT活用指導力の評価基準（文科省）のチェック項目全てについて、県内教員が「わりにはできる」又は「ややできる」と回答することを目標に、授業におけるICT活用に関連する講座を幅広く実施する。
- ・教員の自主的研修や校内研修への支援のため、土曜講座・出前講座を実施する。
- ・学校の情報管理体制確立のため、「県立学校情報化推進担当者研修」を継続して実施する。
- ・基本研修（初任者、3年目、6年目、12年目、新任校長、新任教頭、新任教務主任、新任生徒指導主事、新任進路指導主事）及び全ての情報研修（専門研修）で情報セキュリティに関する内容を深めた講座を実施する。

(2) 学校間総合ネット

学校間総合ネットは、学校・学年・学級の枠を越えて情報が交流し、児童生徒や教員が「連帯」して新たな価値を創造するための総合的な教育情報ネットワークである。学校間総合ネットの拠点（データセンター）として円滑な管理運用を行うとともに各接続機関への活用支援を実施する。

(3) 岐阜県まるごと学園

① 目的

児童生徒に多様な学習機会となるデジタル教材を、インターネットを通じて提供するとともに、情報機器を活用した「分かる授業・楽しい授業」を一層推進するために、学校間総合ネットを活用して県内の学校に岐阜県の優れた教育資源を提供する。

② 内容

インターネットや学校間総合ネットを活用したデジタル教材の配信。

- ・教職員の作成した教材の公募と配信。
- ・児童生徒の制作した作品の公募と配信。
- ・教育機関等から提供された教材の配信やリンク案内。

第15節 子ども支援

1 児童生徒の優れた能力と個性の伸長を図る支援

(1) 事業名 能力開花支援事業（平成23年度で廃止）

(2) 目的

芸術・文化、スポーツ、科学、IT、企業活動、心の教育等の様々な分野で活躍する県内の優れた指導者を学校等の要請に応じて派遣し、豊かな体験活動や多様な学習機会を提供することにより、児童生徒の優れた能力を引き出し伸ばす個性化教育を推進する。

(3) 内容

- 能力開花支援事業に登録された講師を派遣することにより、児童生徒の優れた能力を引き出し伸ばす支援
 - ・学校の授業や行事等における指導・助言

- 能力開花支援事業に登録された講師を派遣することにより、教職員等の教育に対する見識を高めることを通して、児童生徒の優れた能力を引き出し伸ばす支援
 - ・学校が主催する事業における指導・助言

(4) 平成23年度の実績

- 講師登録者数 989人（県内在住講師のみ）
- 講師派遣回数 31回
- 指導対象者数 3,073人（児童生徒2,026人、教職員等1,047人）
- 派遣校数 高等学校14校、特別支援学校17校
（平成21年度より、対象を県立学校のみに限定）

○ 実施例

- ・講話（生き方指導、福祉、国際理解、心の教育、性教育等）
- ・演奏会（音楽体験等）
- ・総合的な学習の時間等、授業での学習指導
- ・校内の教職員研修（不登校生徒への対応、人権教育、発達障がい等）

(5) 平成24年度について

岐阜県総合教育センターHPにおいて登録講師一覧を掲載し、各学校の個別の予算による講師の依頼等の問い合わせについて担当者が対応する。

2 幼児・児童生徒に関する教育相談

(1) 目的

幼稚園、学校、保護者及び関係機関との連携を密にした教育相談を推進する。

(2) 重点

- ア 不登校、いじめ等に関する相談活動
- イ 障がい児等の発達・就学等に関する相談活動

(3) 相談の内容

- ア 不登校に関する相談
- イ いじめに関する相談
- ウ 学校生活に関する相談
- エ 家庭生活に関する相談
- オ 特別支援教育に関する相談
- カ 心理諸検査の実施及び指導助言
- キ 学校教育相談の在り方に関する相談
- ク 進路に関する相談
- ケ その他教育全般に関する相談

(4) 相談事業の概要

- ア 来所相談
 - ・相談日時 月曜日～金曜日の9：00～18：00（予約制）
- イ 電話相談
 - ・いじめ相談24 365日24時間対応
 - フリーダイヤル 0120-740-070

- ・教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）

月曜日～金曜日の 8：30～17：15

フリーダイヤル 0120-745-070

ウ 教育相談実践研修会

- ・年 8 回（6 月～2 月）

- (5) 平成23年度の教育相談実施回数（主訴別回数）

※総合教育センター及び各教育事務所における相談

主 訴 別	来所相談	電話相談	合 計
不登校に関する相談	612	379	991
いじめに関する相談	33	382	415
学校生活に関する相談	422	480	902
家庭生活に関する相談	149	244	393
特別支援教育に関する相談	451	161	612
そ の 他 の 相 談	197	1,047	1,244
合 計	1,864	2,693	4,557

- ・前年度に比べ、来所相談回数・電話相談回数ともにほぼ横ばいである。内容的には来所相談においては、不登校に関する相談が多く、電話相談においては、いじめに関する相談が多くなっている。特別支援に関する相談の割合は減少しているが、不登校やいじめの背景に発達障がいのあるケースは増えている。
- ・同じ児童生徒について繰り返し相談のあるケースが多く、内容も複雑化・深刻化している。

第3章 指導計画

第1節 平成24年度研究開発事業等

本県における学校教育は、各学校はもとより、各地域及び研究団体の熱意ある研究によって年々充実し、その成果も着実にあがってきている。

<小・中学校>

1 教育研究推進の基本的方向

- (1) 一人一人の教員の資質と指導力の向上を図り、各市町村及び各学校の主体的研究を促進する。
- (2) 国が指向する研究課題には文部科学省の研究指定校や研究開発事業指定地区をそれぞれ指定して本県の教育水準の向上を図る。

平成24年度研究指定校及び指定市町村 <学校支援課・特別支援教育課・社会教育文化課・スポーツ健康課関係>

予 算：「委」は、委託事業 「支」は、支出委任事業 「補」は、補助事業 「直接委」は、国と市町村の直接委託事業
「指定」は、県や団体が講師派遣や物品など直接に予算執行する事業

指 定 年 度：□は、23年度（又はそれ以前）からの継続事業で24年度に終了する事業

■は、23年度（又はそれ以前）からの継続事業で25年度も継続予定事業

☆は、24年度新規事業

★は、23年度（又はそれ以前）からある事業で新規指定学校又は指定市町村等

指定学校等：※印は前回、※※印は前々回、※※※印は前々々回、※※※※印は、前々々々回の実施地域

区分	課	番号	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨	
文 部 科 学 省 ・ 国 立 教 育 政 策 研 究 所 指 定	学 校 支 援 課	1	★23～24	学校運営 支援事業 の推進	直接 委	※※		関市		※※※	※※	
			★24～26	教育研究開発事業	直接 委					多治見市 ※※※	※	
			☆24	英語力の検証と指導改善を図るための英語力等外国語能力強化地域の形成	委					高校		
			★24	スクールカウンセラー等活用事業	補	全中学校（一部の小学校）						
			■19～	「いじめ相談24」電話相談事業	補	いじめ電話相談に電話相談員を配置						
			★24	幼児教育の改善・充実調査研究	直接 委	※※※						
			★24	幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）	補	羽島市	大垣市 養老町				瑞浪市	
			★24	児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業	講師 派遣		※※	※※	※※			※※
			★24	生徒指導・進路指導総合推進事業	委	羽島市 ※						
			★24～25	人権教育 開発事業	委	※	※※	※※※※	※※※※	※※※※	※※※※※	下呂市 （下呂小）
			□22～24	人権教育総合推進地域事業	委	※※		関市 （緑ヶ丘中校区）	※※※※	※		
		ス ポー ツ 健 康 課		1	★24	栄養教諭を中核とした食育推進事業	委	※		※※	※※※	恵那市
2	★24			学校給食の衛生管理等に関する調査研究	支	県が指定する学校及び学校給食施設30箇所程度						
社 文 課		1	■19～	放課後子ども教室推進事業	補	瑞穂市(H19のみ) 羽島市、各務原市 山県市、萩南町	神戸町 池田町 (H22～)	郡上市 関市(H20～)	坂祝町、川辺町 東白川村 御高町	恵那市 中津川市	飛騨市(H19,20) 白川村(H20～)	

区分	課	番号	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨	
県	学校支援課	1	□23～24 ★24～25	道徳教育振興会議実践協力校	指 定	笠松中	関ヶ原中	大矢田町	※	※	河合小	
		2	★24～25	幼児教育推進事業	委	北方町 ※	大垣市 ※	関市 ※	坂祝町 ※	中津川市 ※	高山市 ※	
		3	★24～25	人権教育協議会研究協力校 (岐阜県人権教育協議会) 小①中①高①		※※	※	明宝小 明宝中 郡上北高 ※※※				
		4	★22～24	愛鳥モデル推進校 (地球環境課)	指 定	八木山小 22～24 ※	※※			※※ ※※※※		
		5	★24	緑と水の子ども会議 (林政課)	指 定	実施希望校（県内77小・中・高・特別支援学校）						※
	特別支援教育課	1	□23～24	子ども自立支援トータルサポート事業（就学前）	委	※	神戸町	美濃市	※	恵那市	※	
	スポーツ健康課	1	☆24～25	防災教育推進事業	委	岐阜地区 合渡小	西濃地区 西江小	美濃地区 郡上東中 和良小 西和良小	可茂地区 上之郷小	東濃地区 第一中	飛騨地区 北稜中 本郷小 栲尾小	
	団体等事業	スポーツ健康課	1	★23～24	生きる力をはぐくむ菌・口の健康づくり推進事業（日本学校歯科医師会）	補	※	静里小	※※※	※※	※※※※	
			2	★23～24 ★24～25	学校歯科保健推進指定校 (岐阜県歯科医師会)	委	※ ※※	掛妻郡	※※※		※※※※	高山市
			3	★24	岐阜県学校保健研究大会 (岐阜県学校保健会)	指 定	※	安八郡	※※		※※※	※※※※
学校支援課		1	★24	人権推進校 (岐阜地方法務局人権擁護課)	委	※	大野町南小	博愛小 明宝中 ※	中部中	下石小 加子母小 ※	白川小 ※	
		2	★24～25	金銭教育研究校（県金融広報委員会 県環境生活部環境生活政策課）	委	※※※※※	※※	※	東白川小		※※※	※※※※

<高等学校>

1 教育研究推進の趣旨

高等学校における学校運営及び教育指導における当面の課題について実践的に解明し、もって本県における高等学校教育の改善・充実に資する。

2 研究指定校

学校支援課、国立教育政策研究所及び文部科学省が指定する。

(1) 研究期間

指定期間は1～5年とする。

(2) 研究指定校の運営

ア 研究指定校は、研究課題について実践的な研究を行う。

イ 研究指定校は、校内における研究体制を整備し、計画的・継続的に研究を進める。

ウ 研究指定校は、研究の成果を公表するなどして、県内の高等学校における教育指導の改善・充実に参考にする。

3 平成24年度文部科学省研究指定事業等

(1) スーパー・サイエンス・ハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研 究 主 題
岐 山 高 校	理 数 系 教 育	H23～H24	国際性豊かな科学技術系人材としての資質を育むための理数系教育環境の構築
恵 那 高 校		H24～H28	科学の手法と真の国際性を兼ね備えた人材の育成
岐阜農林高校			国際感覚を身に付けた科学技術系人材を育てるシステムの開発

(2) 新学習指導要領の趣旨を踏まえた学力向上等の方策に関する調査研究

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研 究 主 題
加 納 高 校	学 力 向 上	H24	様々な言語活動によって思考力、判断力、表現力を育成する具体的な指導方法と評価方法の研究

(3) グローバル・コミュニケーション能力育成支援事業

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研 究 主 題
各務原高校 大垣西高校 関 高 校 中津高校	外 国 語 教 育	H24	新学習指導要領の実施を促進する指導方法の実践研究を通してグローバル人材の育成を図る

4 学校活性化プロジェクト推進事業

(1) 目的

学校課題を踏まえ、創意工夫した先進的プロジェクトを具現することにより、生徒の個性を伸ばし、学校の活性化を図るとともに、県内の各学校にその成果を周知し、成果の活用に資する。

(2) 内容

ア 実施方法

学校の現状分析や理念（目標）を踏まえ、生徒や保護者、教職員、学校評議員、学校関係者評価委員、地域の意見等を集約し、学校評価で明らかにした学校課題の解決に向けて企画立案した、先進的な学習活動等を対象事業とする。また、目指す教育の内容等を明確に示しそれを具現化する教育活動等を対象事業とする。学校は、次に掲げる教育実践の領域例を参考に企画立案した事業を実施することにより、学校組織の活性化を図る。

- ① 地域に根ざした学校づくり（ふるさと教育、環境教育、学校間連携を含む）
- ② こころの教育（豊かな体験活動を含む）
- ③ 確かな学力の育成・教員の指導力向上
- ④ キャリア教育
- ⑤ スペシャリスト養成
- ⑥ 国際教育（多文化共生）

イ 教育委員会は、審査の結果を踏まえ採択するプロジェクトを決定し、各学校に通知する。

ウ 学校は、採択されたプロジェクトを教育課程の中に位置付け、プロジェクト推進のための組織を整備するとともに、実施計画書に基づき適正に執行する。

エ 学校は、事業の実施状況をホームページ等に適時掲載し、事業のPRに努める。

オ 学校は、事業の成果と課題を明確にして学校関係者評価を行い、次年度以降の各学校の取組に生かす。

5 ステップアップカリキュラム研究開発推進事業

(1) 目的

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図り、高等学校の学習内容に円滑に接続するための教育課程及び指導方法等を研究開発する。

(2) 研究指定校（平成22年度～平成24年度）

- ・羽島高等学校
- ・土岐紅陵高等学校

(3) 調査協力校（平成23年度～平成24年度）

- ・山県高等学校
- ・不破高等学校
- ・関有知高等学校
- ・東濃高等学校

(4) 内容

基礎学力定着サポートプランに基づき、研究指定校等において下記の実践研究を行い、その成果を検証するとともに、成果の普及を図る。平成23年度は、研究指定校において、教育課程の実践、学校独自教材を活用した実践を行い、調査協力校においては、研究指定校の実践等を基に取組の研究開発を行った。平成24年度は、研究指定校及び調査協力校において、教育課程の実践・改善や学校独自教材の実践・改善を行う。

(5) 実践研究の事例

ア 特色ある教育課程等の研究

- ① 各教科・科目の中に、義務教育段階での学習内容を学習する機会を置く。
- ② 必履修科目の標準単位数を増加して配当する。
- ③ 義務教育段階での学習内容に関する学校設定科目を設置する。
- ④ 10分間程度の短い時間を活用して、義務教育段階での学習内容の定着を図る。
- ⑤ 学校独自教材

第2節 訪問指導

<小・中学校>

1 平成23年度の事業と実績

(1) 学校支援課指導主事

ア 指導訪問の重点

(ア) 指定校等の訪問指導

指定の趣旨に即し、研究を推進するための学校訪問を重視する。

(イ) 研究団体の領域、支部育成のための指導

各部会の主体的な活動を強化し、研修の実績を高めるため、計画の段階から、その方針や施策について指導・助言し、研修意欲を盛り上げる。

(ウ) 幼稚園教育向上のための教員研修の重視

幼稚園教育の重要性に伴い、その教育に携わる教員の研修を重視する。

(エ) 人権教育振興のための教員研修の充実と地域の実情把握

イ 実施（回数は延回数）

(ア) 研究指定校訪問 60回

(イ) 研究団体等訪問 90回

(2) 教育事務所指導主事

ア 学校支援課の訪問と一体となってその成果を高めるとともに、各管内の実情に応じた重点施策を設定して訪問指導をする。

イ 実施

各教育事務所合計 8,829回

2 平成24年度の重点と具体策

(1) 事業の目的

本事業の実施により、「幼稚園、小・中学校教育指導の方針と重点」の具現を図るとともに、国や県の教育行政の重点諸施策を効果的に推進し、もって本県の教育水準の向上を図る。

学校支援課は、主として県内の市町村教育委員会、幼稚園、小・中学校の実態を把握して教育行政の諸施策に反映させる。

教育事務所教育支援課（以下、教育支援課という）は、主として管内の市町村教育委員会、幼稚園、小・中学校の教育活動の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図ることを目的として訪問を実施する。

(2) 事業内容

ア 指導訪問

(ア) 市町村教育委員会訪問

市町村教育委員会の職務内容のうち、学校教育に関する事項について必要な指導、助言又は援助を行う。また、当該教育委員会の方針と重点の策定等に当たって必要な指導・助言を行う。

(イ) 学校訪問

市町村教育委員会の要請等に基づき、幼稚園、小・中学校を訪問し、「方針と重点」に照らして、学校の抱えている諸課題に対して、具体的に指導・助言又は援助を行う。

指定校等の訪問に当たっては、当該校の主体的な取組を尊重しつつ、指定の趣旨に基づき、意図的、計画的な指導・助言又は援助を行う。

(ウ) 管理職等の教育団体への訪問

市町村教育委員会、校長会、教頭会等関係団体の要請に基づき訪問し、管理職としての教育指導力の充実・強化のために必要な指導・助言又は援助を行う。

学校支援課は、全県レベルの会を訪問することを原則とし、全県の動向や実態を把握することも兼ねる。

教育支援課は、管内、市町村レベルの会を訪問することを原則とする。

(エ) 市町村教育委員会、教育研究団体主催の研修事業訪問

要請に基づいて市町村教育委員会及び岐阜県小・中学校教育研究会が主催する研修事業において指導・助言を行う。

なお、学校支援課、教育支援課の在り方は、(ウ)に準ずる。

(3) 事業の実施に当たって

ア 訪問事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の要請に基づくことを原則とするが、教育事務所等の計画による訪問も実施する。

特に、学校訪問の内容・回数については、教育事務所としての施策の構想・展望に加えて指定校等の有無、その他の実情を勘案し、事前に当該市町村教育委員会と十分協議して決定する。

イ 学校訪問は、専門分野の指導・助言又は援助を通して、当該校の全体的な教育指導力の向上を図ることを主眼とする。

そのため、日程の組み方、研究会の運営等については、事前に当該市町村教育委員会並びに当該校と連絡協議を深めておく。

ウ 各幼稚園、小・中学校の主体的な取組を援助し、励まし、勇気付けるとともに、訪問の在り方を工夫し、数少ない訪問の機会を効果的に生かすよう努める。

エ 国立大学法人附属学校、岐阜市の教育実習校等は、その使命から県内の教育界へ及ぼす影響を考慮し、訪問については教育事務所と十分連絡をとりあう。

オ 指定校等の訪問については、教育事務所が主体となって計画的に実施し、その回数は実態に応じて教育事務所決定する。

<高等学校>

1 平成23年度の事業と実績

(1) 学校支援訪問

全日制・定時制・通信制の全ての公立高等学校を対象に、学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談及び授業参観・授業研究等を通して情報収集し、今後の施策に生かすとともに、各学校が抱える課題の解決や教科等の指導の充実に向けての支援を行った。要請訪問については、研究団体や各学校からの要請を受け、それぞれの教育上の問題解決のための支援をした。

<実施状況>

- ・計画訪問 公立高等学校 25校
- ・要請訪問 公立高等学校 18校

2 平成24年度の重点と具体策

(1) 学校支援訪問

ア 訪問の趣旨

学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法を改善し、教科指導、LHR、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等を充実することにより、自校の抱える課題を解決できるよう指導・援助を行う。

イ 訪問の概要

① 基本方針

全日制・定時制・通信制の高等学校を対象に、計画訪問及び要請訪問を実施する。

② 訪問の形態・方法等

(ア) 計画訪問では、全ての公立高等学校を3年に1回計画的に訪問し、学校組織及びその運営方法の改善並びに教科指導、LHR、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等の充実を図るための指導・援助を行う。

(イ) 要請訪問では、学校の主体性を重んじ、学校組織及びその運営方法の改善並びに教科指導、LHR、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等の充実を図るための訪問を、各学校からの要請に応じて行う。

(ウ) 上記以外に、教育研究会各分会等からの要請に応じて訪問する。

第3節 教育課程講習会

1 小・中学校

平成23年度教育課程研究協議会

ア 目的

新小・中学校指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、移行期間の教育課程の実施・改善に生かす。

イ 主 催

岐阜県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 参 加 者

小・中学校とも各教育事務所管内の全教育職員（校長を含む）の3分の1程度とする。

エ 実施方針

- ・3か年計画の第2年次とする。
- ・各教育事務所ごとに、1日の日程で実施する。
- ・各教育事務所ごとに、地区研究協議会の実施計画を作成し、効果的な運営を図る。

<教育事務所ごとの実施期日>

教事\校種		小学校	中学校	教事\校種		小学校	中学校
岐阜	岐 阜 市	7 / 27	7 / 26	西 濃	7 / 28	8 / 10	
	岐阜市外	7 / 27	8 / 1				
美 濃	7 / 29	7 / 26	可 茂	7 / 29	7 / 26		
東 濃	7 / 29	7 / 26	飛 驒	7 / 28	7 / 27		

オ 部 会

管理職を対象とする学校経営部会、各教科部会、道徳部会、外国語活動部会（小学校のみ）、総合的な学習の時間部会、特別活動部会、特別支援教育部会を基本とする。（部会は、各教育事務所の実態に応じて決定する）

2 高等学校

(1) 平成23年度高等学校教育課程講習会・研究会

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施した。平成23年度の参加者は810人で、公立高等学校の教員のほか、私立学校関係者も参加した。

ア 主 催 岐阜県教育委員会、岐阜県高等学校教育研究会

イ 参 加 者 各教科担当者のうち、公立高等学校においては、全教員の約4分の1が参加した。

また、私立学校からは適宜参加した。

ウ 期 日 8月17日（水）・18日（木）の2日間

エ 部会、会場及び参加者数（公立・私立を含む）

部 会	会 場	参加者数（人）
総則・特別活動	岐南工業高等学校	75
国 語	総合教育センター	84
地理歴史・公民	岐阜総合学園高等学校	70
数 学	東海学院大学	92

理 科	岐山高等学校・岐阜大学	68
保 健 体 育	長良川スポーツプラザ	72
外 国 語	シンクタンク庁舎	113
芸 術	総合教育センター	18
生 活 産 業	大垣桜高等学校	40
情 報	テクノプラザ	30
農 業	岐阜農林高等学校	29
工 業	岐阜工業高等学校	59
商 業	岐阜商業高等学校	60

オ 講 師

学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び高等学校教育研究会関係部会長等が当たった。

(2) 平成24年度教育課程講習会・研究会の実施計画

ア 目 的

新高等学校学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、移行期間の教育課程の実施へ生かす。

イ 主 催 岐阜県教育委員会、岐阜県高等学校教育研究会

ウ 参 加 者 各教科担当教員のうち約800人

エ 期日・会場 8月16日（木）・8月17日（金）

オ 研究部会 総則・特別活動、国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

カ 講 師 学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会が依頼する者。

3 特別支援学校

平成24年度特別支援学校教育課程研究協議会

ア 目 的

特別支援学校教育課程に関する研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図り、特別支援学校教育の改善・充実に資する。

イ 主 催

岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 特別支援学校教員のうち約200人

エ 期日・会場

8月7日（火）関特別支援学校・8月9日（木）東濃特別支援学校・8月10日（金）岐阜本巣特別支援学校

オ 講 師

特別支援教育課の指導主事及び県教育委員会が推薦した者とする。

第4節 年間研修計画

1 平成24年度幼・小・中学校研修事業の運営

(1) 学校支援課

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
1	へき地・複式初任教員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校の参加者が多いことから、日程、内容、会場について配慮する。(他地区と合同で実施してもよい) ・管内の実情に応じて運営の方法を工夫する。 	へき地、複式学校に初めて勤務する教員	1日	教育事務所で定める
2	小・中学校新任生徒指導主事講座	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事の職務、生徒指導上の問題への対応についての研修を行う。 	新任生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
3	小・中生徒指導主事連絡協議会主事講座	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事としての任務の理解と管内における取組及び諸問題について協議・交流を行う。 ・各教育事務所において運営に当たる。 	小中生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
4	小・中・高生徒指導連携強化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態に応じた具体的な連携方法を協議研究し、生徒指導体制の強化を図る。 ・小・中・高の校長等、市町村教委関係者及び関係諸団体(含PTA)の代表で構成する。 ・各教育事務所において運営に当たる。 ・「子どもを地域で守り育てる県民運動推進会議」を兼ね、地域ぐるみの教育ネットワークづくりに取り組む。 	生徒指導関係者	3日	教育事務所で定める
1	小学校教育課程研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から3年計画で行う。(2年次) ・参加者は小中とも各教育事務所管内全教育職員の3分の1程度とする。 ・学習指導要領の趣旨を踏まえた実践が充実するよう配慮する。 	教育事務所 で定める	1日	教育事務所で定める
2	中学校教育課程研究協議会		教育事務所 で定める	1日	教育事務所で定める
3	幼稚園教育課程研究協議会(講習会)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中に行う。 ・各地区の実情に応じて、保育所の保育士の参加を受け入れる。 	公・私立幼稚園教諭の該当者、希望する保育士	1日	[岐阜・飛騨] [西濃][東濃・可茂・美濃]
4	教科書無償給与事務連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び希望する学校の担当者が参加する。 	市町村及び学校の担当者	半日	教育事務所で定める
5	生徒指導推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の青少年育成団体のリーダー、PTA、教育行政関係者等が協働し、思いやりのある人間関係づくりを目指す取組を行うことができるよう協議する。 	生徒指導関係者	2日程度	県で定める

(2) 特別支援教育課

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
1	就学指導地区研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学指導等の進め方を協議する。 ・地区によっては、地区特別支援教育連携協議会と同日開催とする。 	市町村の就学指導担当者	半日を2回	教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
2	特別支援教育コーディネーター研修会	・発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。	新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター (幼・小・中・高・特)	原則日2回	教育事務所で定める

(3) スポーツ健康課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	小学校体育実技講習会	・各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ・中央講習会参加者の伝達講習として実施する。 ・実施種目については、現在の段階では未定。	体育主任、又はそれに準ずる者(各校1～2名)	2日 注)内1日は自校での伝達	教育事務所で定める。
2	中学校体育実技講習会	・2日間で武道とダンスの実技と指導方法を取り扱う。 ・西濃地区で実施する。	各校体育担当教員(1～2名程度)	2日	教育事務所で定める。
3	武道指導講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうち武道の指導経験の浅い教員(希望者)を対象とする。 ・初めて武道を経験する生徒への指導方法等を中心に実技研修を実施する(剣道・柔道のいずれかを選択)。 ・県内全地区を対象とする。	中学校及び高等学校の保健体育担当教員の希望者	1日	県で定める。
4	運動部活動指導者研修会	・指定する2種目(ハンドボール・ソフトボール)について、指導力を高めたい教員(希望者)を対象に、効果的な指導方法を研修する。 ・県内全地区を対象とする。	中学校、高等学校及び特別支援学校の希望者	各1日	県で定める。
5	学校安全教室推進講習会	<ul style="list-style-type: none"> 生活安全・防災安全・交通安全の対応等、安全管理・安全教育及び管理職の危機管理対応の内容について研修する。 H24は午前中を交通安全及び防犯、午後を防災の内容とする。 防災については、災害図上訓練に関する講義及び演習、気象情報等の収集及び活用等を研修し、各学校における防災教室等の指導者を養成する。 各教育事務所で実施する。 文部科学省による支出委任事業5及び6を同日開催とする。 	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教頭及び市町村教育委員会担当者	1日	教育事務所で定める。
6	防災教室推進講習会				
7	防災教育研究会	<ul style="list-style-type: none"> 防災教育に関する有識者の講義、宮城県震災復興支援教員と有識者によるパネルディスカッション等により、地域の実情や学校の実態に応じた防災体制の構築及び管理・教育の充実を図る。 H24県新規事業「防災教育推進事業」の一環として実施する。 	学校関係者(幼・小・中・高・特支)市町村教育委員会及び市町村防災担当者 地域の防災関係者(いずれも希望者)	半日	県で定める。

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
8	学校安全ボランティア組織養修会	<ul style="list-style-type: none"> 最新の警備情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法等について研修する。 学校と学校安全ボランティア相互の連携の在り方について交流する。 2教育事務所（岐阜・飛騨）で実施する。 	幼・小・中の学校関係者、学校安全ボランティア及び市町村教育委員会担当者	半日	教育事務所で定める。
9	保健安全会	<ul style="list-style-type: none"> 小、中学校の保健主事・養護教諭を対象とする。 健康教育の現状と課題を踏まえ、保健主事の役割について研修する。 養護教諭の専門性及び求められる資質について研修する。 	養護教諭（午前） 保健主事（午後）	1日	教育事務所で定める。
10	性に関する指導指導者研修会	<ul style="list-style-type: none"> エイズ、性に関する指導についての正しい理解と教育の在り方を内容とする。 美濃地区で実施する。 	小・中・高・特別支援学校の担当者（各校1名）	半日	教育事務所で定める。
11	薬物乱用防止教室講習会	<ul style="list-style-type: none"> 「薬物乱用」の現状と課題、指導の在り方の研修をする。 全地区を対象に実施する。 	小・中・高・特別支援学校の関係職員 学校薬剤師・学校医・学校歯科医等の関係者（いずれも希望者）	1日	県で定める。
12	市町村教育委員会・県立学校給食担当 者 会	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の学校給食に関する事業概要の説明等により、給食管理及び食に関する指導の在り方を内容とする。 衛生管理の徹底等について研修する。 	市町村教育委員会の学校給食担当者1～2名	半日	県で定める。
13	栄養教諭 研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育活動全体を通した食に関する指導、個別の相談指導、家庭や地域との連携・調整の在り方等について研修する。 	栄養教諭	1日	県で定める。
14	栄養教諭・学校栄養職員 研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> 給食管理・衛生管理の徹底を図る。 学校給食を中核とした食に関する指導の在り方について研修する。 	栄養教諭及び学校栄養職員	1日	県で定める。
15	学校給食調理従事員衛生管理 講 習 会	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒防止のための衛生管理の徹底を図る。 	調理従事員（各市町村1～5名）	半日	県で定める。

(4) 教育研修課

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
1	幼稚園等新規採用教員研修	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知（通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル）を踏まえて実施する。 学校支援課に新設される「幼児教育チーム」や人づくり文化課と連携を密にして研修を行う。 就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 園内研修は、園長・研修指導員（公立）、園長等（私立）により行う。 	公・私立幼稚園等の新規採用教員 ※保育所で1年以上の経験がある者は任命権者の判断で除く。	園内 10日 園外 10日	岐阜県総合教育センター4日 教育事務所3日 関私立中池少年自然の家(2泊3日)

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
2	初任者研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知(通達文及び初任者研修実施要項都道府県)を踏まえて実施する。 「初任者研修の手引(指導者用)」に掲載した実施要項や計画書や報告書を基に実施する。 計画書や報告書については、全て公印を省略する。教育事務所の提出文書については、初任者研修主事会の資料に含める。 初長連、初指連は管内の実情に応じて実施する。 連携校研修は教育事務所が行う。(「連携校研修実施の依頼」や「連携校研修実施期日決定」の文書の作成や発送) 	初任者	校内 180時間 校外 20日	岐阜県総合教育センター3日 教育事務所9日 市町村教委4日 国立乗鞍青少年交流の家 (3泊4日)
3	新規採用養護教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭の職務を理解し、職務の遂行に必要な専門的かつ実践的な研修を行う。 校内研修は、原則として養護教諭の退職者が指導者となり、計画的に行う。 	新規採用 養護教諭	校内 15日 校外 12日	岐阜県総合教育センター等 国立乗鞍青少年交流の家 (3泊4日)
4	新規採用栄養教諭研修 (任用替)	<ul style="list-style-type: none"> 配置校では、研究授業及び授業研究会を行う。 校外研修は、岐阜県総合教育センターで3日間、校外研究授業の会場校で1日の研修を行う。 実施要項はスポーツ健康課と協議の上作成する。 新規採用栄養教諭配置校校長連絡協議会は、各事務所ごとに、初長連・初指連と同一日に行う。 	新規採用 栄養教諭 (任用替)	校内 1日 校外 4日	岐阜県総合教育センター3日 研究授業会場1日
5	新規採用栄養教諭研修 (新卒者)	<ul style="list-style-type: none"> 配置校では、研究授業及び授業研究会を行う。 校外研修は、岐阜県総合教育センターで4日間、校外研究授業の会場校で1日の研修を行う。 実施要項はスポーツ健康課と協議の上作成する。 配置校校長、指導者連絡会議を実施する。 	新規採用 栄養教諭 (新卒者)	校内 15日 校外 9日	岐阜県総合教育センター4日 研究授業会場1日 国立乗鞍青少年交流の家(3泊4日)
6	3年目研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> 「3年間で一人前の教員を育てる」という新任教員養成の構想に基づき実施する。 任期付採用の1年は、教職経験年数にカウントしない。 校外研修では、岐阜県総合教育センターで情報に関する研修を行う。 校内研修では、学習指導と学級経営に関する研修を行う。 	3年目教員 ※教職経験が満2年を経過した教員及び前年度までの該当者で当該研修を未受講の教員	校内 2日 校外 1日	岐阜県総合教育センター1日
7	6年目研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> 教科教育にかかわる研修の1日は、主として岐阜大学で実施する。 校外研修は3日間行い、1日は岐阜県総合教育センターで全体研修(学習指導及び各種教育活動)を行い、2日間は教科ごとに研修を行う。 夏季休業中の教科ごとの研修に現場の実践者の発表等による参加は求めない。(免許状更新講習の開始に伴う、負担軽減のため) 	6年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当該研修を未受講の教員	校内 5日 校外 3日	岐阜県総合教育センター 岐阜大学等3日

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
8	6年目研修 (養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> 校外研修4日間のうち、2日間は岐阜県総合教育センターにおいて職務にかかわる研修を行う。また1日を岐阜大学における健康相談にかかわる研修に、他1日を受講者代表による授業公開及び授業研究に充てる。 校内研修については指導案を作成して、保健教育の授業を実施する。 	6年目 養護教諭 ※教職経験が 満5年を経過 した養護教諭 及び前年度ま での該当者で 当研修を未受 講の養護教諭	校内 1日 校外 4日	岐阜県総合教育センター2日 岐阜大学 1日 授業公開者勤務 校 1日
9	12年目研修 (幼稚園等) [10年経験者研修]	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 学校支援課に新設される「幼児教育チーム」や人づくり文化課との連携を密にして研修を行う。 就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 	12年目教員 ※教職経験が 満1年を経過 した教員及び 前年度までの 該当者で当研 修を未受講の 教員	園内 10日 園外 8日	岐阜県農業大学1日 岐阜県総合教育センター2日 選択研修会場 5日
10	12年目研修 (小・中学校) [10年経験者研修]	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 平成21年度より教員免許更新制が実施されることを踏まえ、研修内容及び日数を精選するとともに、計画書・報告書の様式等を変更し、研修対象員の負担に配慮をする。 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施に係る関係告示の整備等について(通知)」を踏まえ、21年度より校外研修の日数を5日間短縮した。 「大学研修」(岐阜大学、聖徳学園大学、朝日大学)の5日間と「研修計画の作成にかかわる研修」の2日間は削除した。 「選択研修」については、選択の幅を広げるとともに、4日間から6日間に日数を増やした。 選択研修6日間のうち、2～3日以上を地域貢献活動に充てる。 	12年目教員 ※教職経験が 満11年を経 過した教員及 び前年度まで の該当者で当 研修を未受講 の教員	校内 20日 校外 10日	岐阜県総合教育センター2日 教育事務所 2日 選択研修会場 6日
11	12年目研修 (養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修を5日間行い指導者は原則として管理職とする。 校外研修7日間のうち、3日間は岐阜県総合教育センターで全体研修を行い、4日間を「個々の課題に基づいた研修(選択研修)」に充てる。 	12年目 養護教諭 ※教職経験が 満11年を経過 した養護教諭 及び前年度ま での該当者で 当研修を未受 講の養護教諭	校内 5日 校外 7日	岐阜県総合教育センター3日 選択研修会場 4日
12	新任校長研修	<ul style="list-style-type: none"> 県の教育長の講話を位置付けるため、(悉皆研修では唯一)岐阜市も参加をする。 実践講話は校長会に依頼をする。 「学校組織マネジメント」や、今日的な課題である「特別支援教育」「教育相談」「情報モラル」「人権同和教育」「危機管理」等の内容を盛り込む。 	新任校長 ※平成23年度 における新任 校長及び前年 度までの該当 者で当研修を 未受講の校長	校外 3日	岐阜県総合教育センター

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
13	新任教頭研修	<ul style="list-style-type: none"> 「学校経理事務」は事務職員部会と、「メンタルヘルス」は教職員課との連携を図り、人選をする。 「学校組織マネジメント」での研修を実践に生かすため、5月と11月に実施をする。 今日的課題である「児童虐待防止」等の内容を盛り込む。 	新任教頭 ※平成23年度における新任教頭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教頭	校外 2日	岐阜県総合教育センター
14	新任部主事研修	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部の校務をつかさどる」の職務が適性に執行できるよう、実務向きの研修内容とする。実践交流においては特別支援学校経験者の本研修受講終了済部主事を助言者（3名）として招聘する。 今年度も、前年度同様児童虐待についての講義を取り入れ、その予防について研修をする。 	新任部主事 ※平成23年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事	校外 2日	岐阜県総合教育センター
15	新任主幹教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> 校外研修2日間の内、第1日は全体研修、第2日は選択研修を行う。 選択研修では、岐阜県総合教育センターが行う「学級・HR経営力」「学校経営」「特別研修」「土曜講座」の中から1講座を受講する。 	新任 主幹教諭	校外 2日	岐阜県総合教育センター
16	新任教務主任研修	<ul style="list-style-type: none"> 2年目の教務主任の実践発表を位置付ける。 研修の2日目は、教育課程の編成にかかわる研修が中心となる。 	新任 教務主任 ※平成23年度における新任教務主任及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任	校外 2日	岐阜県総合教育センター
17	特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修	<ul style="list-style-type: none"> 校外研修3日間の内、1日目は小・中・特別支援学校が合同で実施する。 2日目・3日目は小（特学・通級）と中（通級）、中（特学）と特別支援学校が合同で実施する。 	該当者 ※小中学校の特別支援学級新任担当者及び通級指導教室新任担当者及び特別支援学校新任担当者及び前年度までの該当者で当研修を未受講の担当者	校内 1日 校外 3日	岐阜県総合教育センター
18	常勤講師研修	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度より各教育事務所の主催とした。各教育事務所の要請に応じて教育研修課は講義を受け持つ。 市町村教委との連携を密にして研修を行う。 	初任研及び常勤講師研の未受講の常勤講師非常勤講師の希望者	校外 2日 又は 1日	各教育事務所で定める

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場																
19	小学校実技講習会	<p>・ 小学校の音楽、図画工作、家庭の3教科について、主として実技の指導に関する研修を行い、指導の改善、充実に図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>音楽</th> <th>図画工作</th> <th>家庭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>美濃・可茂、東濃</td> <td>西濃、飛騨</td> <td>岐阜</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>西濃、飛騨</td> <td>岐阜</td> <td>美濃・可茂、東濃</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>岐阜</td> <td>美濃・可茂、東濃</td> <td>西濃、飛騨</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 美濃と可茂は合同で実施する。</p>		音楽	図画工作	家庭	H23	美濃・可茂、東濃	西濃、飛騨	岐阜	H24	西濃、飛騨	岐阜	美濃・可茂、東濃	H25	岐阜	美濃・可茂、東濃	西濃、飛騨	該当免許を有しない授業担当者(希望者)	1日	教育事務所で定める
	音楽	図画工作	家庭																		
H23	美濃・可茂、東濃	西濃、飛騨	岐阜																		
H24	西濃、飛騨	岐阜	美濃・可茂、東濃																		
H25	岐阜	美濃・可茂、東濃	西濃、飛騨																		

◇岐阜教育事務所
教育支援課

月	名称	対象	研修内容	期間	会場地
4 6 11 1	生徒指導・不登校対策担当者会	市町教育委員会・少年センターの生徒指導担当者及び不登校者対策担当者	各学校の生徒指導・不登校対策充実に向けての支援の在り方の実践交流等	4月26日 6月15日 11月15日 1月25日	岐阜総合庁舎 岐阜県総合教育センター
5	進路指導主事等実践講習会	小学校（岐阜市は除く）の進路指導担当者 中学校（岐阜市は除く）の進路指導主事	進路指導主事等の役割、キャリア教育推進のための基本的な考え方	5月24日	岐阜市教育研究所
		小学校（岐阜市内）の進路指導担当者 中学校（岐阜市内）の進路指導主事		5月25日	岐阜市教育研究所

◇西濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4	西 濃 地 区 教 頭 研 修 講 座	管内小・中学校 全校全教頭	教頭としての学校経営の 在り方	4月12日	西濃総合庁舎
5	小・中学校新任 生徒指導主事講座	小・中学校新任 生徒指導主事	生徒指導主事の役割と任務 生徒指導上の問題への対応	5月9日	西濃総合庁舎
5	小・中学校生徒指導 主事連絡協議会	小・中学校生 徒指導主事全員	生徒指導主事としての職務と 生徒指導上の課題	5月9日	西濃総合庁舎
6	進路指導主事等 実践講習会	中学校進路指 導主事 小学校（進路 指導）担当者	進路指導主事・進路指導担 当の任務と小・中学校の9 年間を見通した進路指導の 在り方等	小・中 6月6日	西濃総合庁舎
8	西 濃 地 区 小・中学校外国語教育 連 携 研 修 会	小学校（外国 語活動推進の 担当者） 中学英語主任	小学校における外国語活 動の基本理念、小・中連 携の在り方、各中学校区 における外国語活動・外 国語科指導の実践交流	8月24日	西濃総合庁舎

◇美濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校生徒指 導主事連絡協議会	小・中学校の 生徒指導主事 全員	・生徒指導上の課題への対応 ・生徒指導体制・教育相談 体制の確立に向けて	5月15日 5月16日 5月17日	郡上市大和庁舎 美濃市中央公民館 関市役所
6	小・中学校新任 生徒指導主事講座	小・中学校の 新任の生徒指 導主事全員	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題への対応	6月5日	中濃総合庁舎
6	小・中進路指導主事等 実践講習会	小学校進路指 導 担当全員 中学校進路指 導 主事全員	・小中9年間を見通した キャリア教育をふまえた 進路指導の在り方	6月20日	中濃総合庁舎

◇可茂教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中生徒指導主事等連絡協議会	小・中生徒指導主事全員 ・主幹教諭	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の課題への対応等	5月17日	可茂総合庁舎
5	小・中学校新任生徒指導主事講座	新任小・中生徒指導主事全員	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題の対応	5月17日	可茂総合庁舎
5	小・中学校進路指導主事等実践講習会	小学校(進路指導担当)、 中学校進路指導主事	・小中学校9年間を見通した進路指導の在り方 ・進路指導主事としての職務の理解、及び「生き方指導」としての進路指導の在り方	5月31日	可茂総合庁舎
6	へき地・複式初任教員研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する教員	・小規模の特性を生かした教育実践、へき地・複式学級における学習指導	6月6日	佐見中小学校

◇東濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校新任生徒指導主事	・生徒指導主事としての職務 ・生徒指導上の課題への対応	5月18日	恵那総合庁舎
6	進路指導実践講習会	中学校進路指導主事 小学校各1名	・キャリア教育の推進と望ましい進路指導の在り方	6月19日	恵那総合庁舎
10	へき地・複式初任教員研修会	へき地・複式校各1名 初めてへき地・複式の小・中学校に勤務する教員優先	・へき地・複式学校における学校・学級経営ならびに学習指導の在り方	10月30日	加子母小・中学校
4 6 9 3	主幹教諭連絡会議	主幹教諭、市教育委員会生徒指導担当	・機能的な生徒指導の在り方	4月19日 6月21日 9月28日 3月15日	恵那総合庁舎 坂本中学校 北陵中学校 恵那総合庁舎

◇飛騨教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	新任生徒指導主事講座	小・中学校新任生徒指導主事	生徒指導主事としての知識と技能の修得と活用	5月10日	飛騨総合庁舎
5	小・中学校生徒指導主事研修会	小・中学校生徒指導主事・主幹教諭	・不登校、いじめの未然防止のための実践研究と協議	5月10日	飛騨総合庁舎
5	へき地・複式初任教員研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する者	・へき地・複式学校における教科指導の在り方と実践交流	5月18日	飛騨市立宮川小
7	進路指導実践講習会	小学校の特活主任 中学校進路指導主事	・進路指導主事の役割と任務 ・勤労観・職業観の育成に向けた実践研修と小中連携による進路指導	7月6日	飛騨総合庁舎
8	教育相談実践講習会	教育相談主任 (経験3年以下) ※希望者も可	・教育相談実践交流と教育相談事例演習・交流	8月1日	飛騨総合庁舎
10	教育相談実践研修会	小中教育相談主任全員 ※希望者も可	・教育相談の専門知識・技能の習得と資質向上	10月19日	飛騨総合庁舎

2 平成24年度高等学校・特別支援学校関係研修計画

学校支援課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
生徒指導主事 連絡協議会	生徒指導主事等	135	3	5月1日 5月11日 2月7日	県庁大会議室
進路指導主事 連絡協議会	進路指導主事等	125	1	5月31日	岐阜県総合教育センター
高等学校、特別支援学校 人権教育担当者連絡会	人権教育担当者	135	1	8月1日	岐阜県総合教育センター

学校支援課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
高等学校教育課程講習会 (各教科等)	全教員の4分の1	約800	2	8月16・17日	関係学校等
職業教育関係学科主任等 連絡協議会	農・工・商・生の学科主任等	150	1	1月24日	岐阜県総合教育センター

スポーツ健康課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
高等学校・特別支援学校 保健担当者会議	保健主事・養護教諭	240	1	5月25日	わかくさプラザ

特別支援教育課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特別支援教育コーディネーター研修会	幼・小・中・高・特の新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター	各50人程度	2	圏域ごとに決定	圏域ごとに開催

教育研修課関係

事業の名称	対 象	人 数	期 間	期 日	会 場
初 任 者 研 修	初任者	高108 特49	校内180時間 校外20日	8月1日～4日 8月7日～10日 (宿泊研修2団に分かれ実施) その他	岐阜県総合教育センター 国立乗鞍青年交流の家 各地域の教育センター等
3 年 目 研 修	3年目教員	高87 特47	3日	6月20日 7月26～8月10日 のうち1日 11月16日	岐阜県総合教育センター等
6 年 目 研 修	6年目教員	高75 特39	校内5日 校外3日	7月5日 8月21日 11月2日 (校外研修)	岐阜県総合教育センター等 岐阜大学等1日
1 2 年 目 研 修	12年目教員	高49 特15	校内20日 校外10日	5月9日 10月18日 11月8日 その他	岐阜県総合教育センター 及び各地域の施設

第4章 平成24年度公立高等学校入学者選抜

1 日 程

- ・岐阜県立高等学校入学者選抜の方針決定 平成23年4月27日
- ・特色化選抜・連携型選抜出願期間 平成24年2月2日～2月6日
- ・岐阜県立高等学校出願承認願締切 平成24年2月1日
- ・通学区域外高等学校出願承認願締切（特色化選抜） 平成24年1月13日
- ・特色化選抜検査期日 平成24年2月9日（10日）
- ・連携型選抜検査期日 平成24年2月10日
- ・特色化選抜・連携型選抜結果通知 平成24年2月16日
- ・全日制一般選抜出願期間 平成24年2月27日～3月2日
- ・全日制一般選抜変更期間 平成24年3月5日～3月7日
- ・通学区域外高等学校出願承認願締切（一般選抜） 平成24年2月3日
- ・全日制一般選抜における学力検査期日 平成24年3月13日
- ・全日制一般選抜における面接等実施期日 平成24年3月13日又は3月14日
- ・全日制一般選抜合格発表 平成24年3月19日
- ・定時制一般選抜出願期日 平成24年3月21日
- ・定時制一般選抜検査期日 平成24年3月23日
- ・定時制一般選抜合格発表 平成24年3月27日

2 学力検査

特色化選抜		全日制一般選抜	
2月9日(木)		3月13日(火)	
9:30~10:30	検査 A	9:30~10:15	国語
11:00~12:00	検査 B	10:35~11:20	理科
		11:40~12:25	英語
		13:15~14:00	数学
		14:20~15:05	社会

3 出願者と合格者の状況

学校別状況表は、教育統計資料編に掲載
(全日制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	特色化選抜・連携型選抜			一般選抜			合格者 総数
			募集人数	出願者数	合格者数	募集人数	出願者数	合格者数	
普通	県立	8,080	3,984	8,323	4,079	4,045	4,337	3,907	7,942
理数	県立	360	180	350	175	193	179	182	349
英語	県立	40	20	23	20	20	12	20	40
農業	県立	960	480	1,181	480	480	573	476	956
工業	県立	1,680	840	1,717	840	846	901	826	1,660
	市立	160	80	185	80	80	92	80	160
	計	1,840	920	1,902	920	926	993	906	1,820
商業	県立	1,680	840	1,702	840	842	847	821	1,659
	市立	320	160	368	160	160	181	160	320
	計	2,000	1,000	2,070	1,000	1,002	1,028	981	1,979
生活産業	県立	760	380	801	391	369	412	357	748
情報	県立	120	60	132	59	62	64	61	119
音楽	県立	40	40	26	26	14	1	1	27
美術	県立	40	40	59	40	0	—	—	40
総合	県立	1,080	540	1,009	540	540	513	496	1,036
総計	県立	14,840	7,404	15,323	7,490	7,411	7,839	7,147	14,576
	市立	480	240	553	240	240	273	240	480
	計	15,320	7,644	15,876	7,730	7,651	8,112	7,387	15,056

(注1) 「帰国生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が8、合格者数が8で外数である。

(注2) 「外国人生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が14、合格者数が9で外数である(阿木高校を含む)。

(注3) 一般選抜の募集人員は、入学定員から特色化選抜及び連携型選抜の合格者数を減じた者の数に特色化選抜入学辞退者数を加えたものである。

(注4) 合格者総数は特色化選抜の入学辞退者を減じた数である。

(注5) 「特色化選抜・連携型選抜」の募集人員は特色化選抜のみの数値である。

(定時制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	特色化選抜・連携型選抜			一般選抜			合格者総数
			募集人数	出願者数	合格者数	募集人数	出願者数	合格者数	
普通	県立	440	440	422	321	120	92	64	384
農業	市立	40	20	27	20	20	9	9	29
工業	県立	80	80	83	61	20	32	20	80
	市立	40	40	17	13	27	22	19	32
	計	120	120	100	74	47	54	39	112
商業	県立	80	80	51	41	40	20	20	60
生活産業	県立	40	20	22	20	20	4	4	24
総計	県立	600	600	556	423	180	144	104	524
	市立	120	80	66	53	67	35	32	85
	計	720	680	622	476	247	179	136	609

(注1) 一般選抜の募集人員は、入学定員から特色化選抜の合格者数を減じた者の数に、特色化選抜合格辞退者数を加えたものである。

(注2) 合格者総数は特色化選抜の合格辞退者を減じた数である。

第5章 教育研究団体

1 現況

教育研究団体は、県内の幼稚園・小・中・高・特別支援学校の教員が、それぞれ日常の教育実践の向上を目指して組織的に研究活動を行っている自主団体である。教員の専門職としての資質を高めることや、指導力の向上を目指すことが研修の内容となっている。

□幼稚園教育研究会

県内の公立幼稚園の教員により組織され、三つの地区ブロックに分かれて研究を進めている。日常の園の教育実施による具体的な問題とともに、特に、心豊かにたくましく生きる子の育成に重点を置いている。

□小中学校教育研究会

本研究会は、県内の大部分の教員が参加する30の支部と31の部会をもって組織され、本県小・中学校教育推進の母体となっている。支部活動は、地域の実態に根ざした実践活動を通し着実に研究を積み重ねている。また、各部会は、それぞれ長い歴史をもち、日常の学習活動と結び付いた具体的な実践研究を行っている。本年度の全県テーマは、「知・徳・体の調和のとれた、たくましい児童生徒の育成をめざす学校教育の創造」○知識・技能の習得や活用とともに言語活動を基盤とした思考力・判断力・表現力の育成を図る指導改善の推進○倫理観の育成や規範意識の定着を図る教育の充実○児童生徒の「生きる力」をはぐむ教職員の資質・能力を高める研修の充実であり、その質的向上に取り組んでいる。研究団体による主体的な改善への取組が行われるよう、次の観点から指導・助言を行う。

- ・一人一人の主体的な自己啓発の意欲の向上と、共同体制による研究活動を一層活発なものにする。
- ・各種部会が主体的に運営されるように、望ましい組織や研究内容となるよう指導・助言をする。
- ・ブロック研究や、郡市合同研究の組織化について積極的に指導・助言する。
- ・各種部会の研究がそれぞれの学校の教育実践に反映されるように積極的に指導・助言をする。

□高等学校教育研究会

全県単位による24の部会が組織され、それぞれ教科や各種教育における専門的な内容と指導方法の研究を意欲的に進め、全県的な高等学校教育の推進に努めている。

2 平成24年度の研究主題

- (1) 公立幼稚園教育研究会
心豊かにたくましく生きる子の育成
- (2) 小中学校教育研究会

平成24年度 全県テーマ

<p>知・徳・体の調和のとれた、たくましい児童生徒の育成をめざす学校教育の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知識・技能の習得や活用とともに言語活動を基盤とした思考力・判断力・表現力の育成を図る指導改善の推進 ○倫理観の育成や規範意識の定着を図る教育の充実 ○児童生徒の「生きる力」をはぐくむ教職員の資質・能力を高める研修の充実

平成24年度 支部テーマ

支部名	研 究 テ ー マ
岐阜市	知・徳・体の調和がとれ、自己実現をめざす授業の創造 ～9年間でめざす子どもの姿を見通した指導のあり方～
羽島市	生きる力を培う教育を求めて ～個性を生かし、確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育の実践～
各務原市	ともに学び合い 心豊かに たくましく生き抜く子の育成
山県市	「心豊かで、たくましく生きる児童生徒の育成」 ～分かる授業・心にひびく授業の充実～
瑞穂市	豊かな心を持ち、自ら学び自ら考える力を身に付け、たくましく生きる幼児・児童・生徒の育成
本巣市	知・徳・体の調和のとれた、将来に夢をもってたくましく生き抜く児童生徒の育成
羽島郡	豊かな心を持ち、自ら学ぶ児童生徒の育成 ～個性を生かす教育と資質能力を高める研修の充実～
本巣郡	知・徳・体の調和のとれた、たくましい子どもの育成をめざす、園・学校教育の育成 ～知識・技能の習得や活用とともに思考力・判断力・表現力を図る指導改善の推進～
大垣市	未来に夢と希望を持ち、今をひたむきに生きる子どもの育成
海津市	知・徳・体の調和のとれた、たくましい児童生徒の育成 ・学び方を身につけさせ、確かな学力を育てる授業 ・他を思いやる心をはぐくみ、倫理観や規範意識を高める指導
養老郡	確かな学力の定着を図るとともに、豊かな心と健やかな体を育てる教育活動の充実

支 部 名	研 究 テ ー マ
不 破 郡	「ふるさと不破」を誇りとして、未来を切り拓く子どもの育成
安 八 郡	知・徳・体の調和のとれた、たくましい児童生徒の育成 ○思考力・判断力・表現力を育むための知識・技能の習得・活用と言語活動を充実させた「授業作りの推進」 ○規範意識や人権意識の定着を図り、倫理観を育成する「心の教育の充実」 ○教職員が自ら資質・能力を高める「自己を磨く研修の充実」
揖 斐 郡	知識・技能の習得と活用を図り、思考力・判断力・表現力を育成する教育の充実
関 市	自主性・創造性を高める教育 ～仲間と共に主体的に取り組む授業づくり～
美 濃 市	一人一人を大切にしている指導法の追究 ～基礎・基本の定着と言語活動の充実をめざして～
郡 上 市	豊かな人間性と社会性の育成を目指す教育活動の研究 ～確かな学力の定着と個性を生かす指導法の追究～
美濃加茂市	一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ教育活動の充実 ～自己にきびしく、人にやさしい、心身ともにたくましい子の育成を目指して～
可 児 市	自分の良さを発揮し、たくましく生きる子どもの育成をめざして
加 茂 郡	自ら学び自ら考える意欲を持ち、一人一人の個性が生きる指導の充実 ○子ども一人一人が自ら学んでいく姿勢の実践的 pursuit ○仲間との学びの中で個を高める実践的研究 ○教職員としての資質・能力を高める研修の充実
可 児 郡	心あたたかく たくましい子の育成
多 治 見 市	一人一人が自己充実感をもつ指導 ～できる・わかる喜びを味わい、自信がもてる授業をめざして～
土 岐 市	子どもを大切にし、学ぶ楽しさのある授業を行い、「生きる力」をはぐくむ
瑞 浪 市	子どもが生きる授業
恵 那 市	基礎的な力を培い、確かな学力を高める授業
中 津 川 市	21世紀を生きる確かな学力を身につけた児童・生徒の育成
高 山 市	知・徳・体の調和のとれた、たくましく生きる児童・生徒の育成をめざす教育活動の実践
飛 騨 市	豊かな心と生きる力をはぐくみ、確かな学力を培う教育活動の創造 (1) 地域に根ざし、自ら考え、学び合える指導の工夫 (2) 教職員としての資質・専門性を高める研修の充実
下 呂 市	主体的・創造的に生きる力を培う教育を目指して
大 野 郡	ひとりだちをめざして学び続ける児童・生徒の育成

平成24年度 部会テーマ

部 会 名	研 究 テ ー マ
小 国 語	生きてはたらく国語の力をのばすために ～一人一人の言語能力を育てる国語科指導～
小 社 会	社会的事象の意味を意欲的に追究し、自らの生き方をつくり出す子が育つ社会科学習～仲間と繰り返し、社会的な見方や考え方を深める姿をめざして～
小 算 数	子どもの思考力・表現力を高める指導のあり方
小 理 科	実感を伴った理解を図る理科学習の創造
小 生 活	気付きの質を高め、自立への基礎を養う生活科学習 ～仲間と高まり合いながら自分のよさを自覚し、意欲と自信をもって生活できる児童をめざして～
小 音 楽	楽しさと確かさの中に美しさを求める音楽教育 ～音楽のよさを感じ、つながりを生かして思いを豊かに表現する授業～ ～教師自らの音楽性と指導力を高める研修の充実～
小 図 工	心をえがく 色・形 ～つくりだす喜びを味わい、確かな力を培う学習の在り方～
小 家 庭	自分の成長を家族とのかかわりの中で実感し、自らの生活を創り出す子の育成
小 体 育	運動の楽しさを味わう体育学習の創造
中 国 語	明日に生きる言語能力の育成 ～身につけた言語能力の高まりを実感する言語活動の充実～
中 社 会	自主性を育て、思考と認識を深める社会科指導 ～「習得」と「活用」を意図した指導計画と指導方法の工夫～
中 数 学	数学の楽しさを実感させる数学教育の創出 ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る指導の在り方 ・数学的な見方や考え方を活用することのよさを実感させる指導の在り方
中 理 科	自然を科学的に探究する能力や態度を育む理科指導の在り方
中 音 楽	音楽の仕組みを探り、追求の楽しみを実感する授業
中 美 術	心をえがく 色・形 ～「心」をとらえ、「つけたい力（造形表現力）」を明確にした美術実践～
中 保 体	「運動／集団」学習の指導過程に関する研究 ①運動習熟および社会的発達の効果的な指導の在り方を求めて ②個に応じた望ましい指導の在り方を求めて
中 技 家	生活に生かすことができる確かな実践力の育成 ～課題解決にせまる「見方・考え方・感じ方」～
小 中 英 語	外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地・基礎を養う指導を求めて ～コミュニケーションを図る楽しさを体験する効果的な指導と評価の在り方～ ～英語の4技能を関連付け、総合的に育成する指導の在り方～

部 会 名	研 究 テ ー マ
情 報	「生き方」を育む情報教育のあり方 ～「情報活用能力の育成」を目指した授業実践と校務の情報化のあり方～
図 書 館	学びの力と豊かな心 ～学校教育の中核としての学校図書館をめざして～
特別支援	学びあい育ちあい、自立と社会参加をめざす子どもたち すべての子どもたちに楽しい学びと心豊かな生活を
道 徳	夢や希望を抱き、たくましく生きる児童・生徒を育てる道徳教育はどうあるべきか
特活進路	仲間とのかかわりの中で夢を育む生き方指導
国際理解	国際社会に貢献できる児童生徒の育成をめざす国際理解教育の創造 ～地球市民として国際感覚を磨く授業実践の支援をめざして～
環 境	豊かな人間性をはぐくむ環境教育のあり方
養 教	養護教諭としての専門性を高めるために ～生涯にわたって健康に生きる力を育てる健康教育のあり方～
事 務	子どもたちの豊かな育ちを実現する学校事務 ～学校経営に主体的に参画しよう～
栄 養	「生きる力」をはぐくむ食に関する指導をめざして ～学校給食を活用して～

第6章 教科書の採択

1 平成25年度使用の教科用図書の採択

- 小・中学校（特別支援学校の小・中等部を含む。）用教科用図書の採択について
平成25年度に使用する小学校用教科用図書、中学校用教科用図書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条および同法施行令第14条の定めるところにより採択する。
- 特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、毎年度採択替えができるが、内容、価格等を十分検討し、県教育委員会の指導、助言を得て適正な採択を行わなければならない。
- 高等学校用教科書については、無償措置法に定める採択に当たったの方法等についての適用はないが、各高等学校に設置された教科書審議会で選定された教科用図書の報告を受け、県教育委員会が採択を行っている。
全ての県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書審議会には、学校外の学識経験者等を委員として加えている。

2 平成24年度教科書センター及び分館

センター名	郵便番号	所在地	設置施設	設置校種
中央	500-8384	岐阜市藪田南5-9-1	岐阜県総合教育センター内	小・中・高・特
岐阜	500-8368	岐阜市宇佐4-2-1	岐阜県図書館内	小・中・高
瑞穂分館	501-0224	瑞穂市稲里28-1	瑞穂市図書館内	小・中
各務原分館	504-0911	各務原市那加門前町3-1-3	各務原市中央図書館内	小・中
笠松分館	501-6083	羽島郡笠松町常盤町6	笠松中央公民館(図書室)内	小・中
岐南分館	501-6013	羽島郡岐南町平成7-38	岐南町図書館内	小・中
西濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃教育事務所内	小・中・高・特
南濃分館	503-1251	養老郡養老町石畑	養老中央公民館内	小・中
神戸分館	503-2306	安八郡神戸町北一色821-1	神戸町立図書館内	小・中
大垣分館	503-0911	大垣市室本町5-51	大垣市立図書館内	小・中
海津分館	503-0654	海津市海津町高須605	海津市海津図書館内	小・中
揖斐川分館	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方15-1	揖斐川町図書館内	小・中
美濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	美濃教育事務所内	小・中・高・特
郡上分館	501-4222	郡上市八幡町島谷207-1	郡上市はちまん図書館内	小・中
関分館	501-3802	関市若草通2-1	関市まなびセンター内	小・中・高
可茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	可茂教育事務所内	小・中・高・特
美濃加茂分館	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1	みのかも文化の森内	小・中
可見分館	509-0214	可見市広見570-5	可見市立図書館内	小・中
白川分館	509-1105	加茂郡白川町河岐1728	美濃白川楽集館内	小・中
御嵩分館	505-0116	可見郡御嵩町御嵩1389-1	中山道みたけ館内	小・中
東濃	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	東濃教育事務所内	小・中・高・特
多治見分館	507-8650	多治見市笠原町2082	多治見市教育研究所内	小・中・特
中津川分館	508-0032	中津川市栄町1-1	中津川市教育委員会事務局内	小・中・特
瑞浪分館	509-6195	瑞浪市上平町1-1	瑞浪市教育研究所内	小・中・特
恵那分館	509-7492	恵那市岩村町545-1	恵那市教育委員会事務局内	小・中・特
土岐分館	509-5122	土岐市土岐津町土岐口2154-9	土岐市図書館内	小・中・高・特
飛騨	506-8688	高山市上岡本町7-468	飛騨教育事務所内	小・中・高・特
高山分館	509-3505	高山市一之宮町3100	高山市教育研究所内	小・中・高
下呂分館	509-2517	下呂市萩原町萩原1166-8	下呂市はぎわら図書館内	小・中・高・特
飛騨分館	509-4222	飛騨市古川町本町2-22	飛騨市図書館内	小・中・高
白川分館	501-5629	大野郡白川村鳩谷614-1	白川村立白川小学校内	小・中

・展示の期間や曜日は、会場（教科書センター）によって異なります。

3 平成24年度使用教科書

県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校が使用している教科用図書は、下記の岐阜県総合教育センターのホームページ上で公開している。

ホームページアドレス：

<http://www.gihu-net.ed.jp/ssd/sien/kyoukasho/kyoukasho/kyoukasho01.htm>

○ 小学校：平成24年度使用教科書一覧

種目	岐阜	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨
国語	光村	光村	光村	光村	光村	光村
書写	光村	東書	光村	東書	東書	光村
社会	東書	東書	東書	東書	東書	東書
地図	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国
算数	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本
理科	東書	東書	東書	東書	東書	東書
生活	東書	東書	東書	東書	東書	東書
音楽	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸
図画工作	日文	日文	日文	日文	日文	日文
家庭	開隆堂	東書	東書	開隆堂	開隆堂	東書
保健	東書	東書	東書	東書	東書	東書

○ 中学校：平成24年度使用教科書一覧

種目	岐阜	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨
国語	光村	光村	光村	光村	光村	光村
書写	教出	光村	東書	東書	東書	光村
社会	地理的分野	東書	東書	東書	東書	東書
	歴史的分野	東書	東書	東書	東書	東書
	公民的分野	東書	東書	東書	東書	東書
地図	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国
数学	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本
理科	東書	東書	東書	東書	東書	東書
音楽	一般	教芸	教芸	教芸	教出	教芸
	器楽合奏	教芸	教芸	教芸	教出	教芸
美術	日文	日文	日文	日文	日文	日文
保健体育	学研	東書	東書	東書	東書	学研
家庭・ 技術	技術分野	東書	東書	東書	東書	東書
	家庭分野	開隆堂	開隆堂	東書	東書	東書
英語	三省堂	東書	東書	東書	三省堂	東書

○ 高等学校

県立高等学校は、各学校ごとに選定し、県教育委員会が採択している。

- 特別支援学校
県立の特別支援学校は、高等学校と同様に採択している。
- ◇ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）
国語…83種 生活・社会…41種 算数・数学…41種 生活・理科…30種
生活・保体…20種 生活・職家…21種 外国語(英語)…14種 音楽…26種
図工・美術…48種
- ◇ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書
国語…6種 社会…4種 算数・数学…4種
理科…2種 英語…1種 音楽…3種

第5部 社会教育

第1章 平成24年度 社会教育の方針と重点

一方 針

◇ 子どもたちが、将来社会で自立していけるように、また、地域の自然、歴史、伝統文化などに触れ親しみ、ふるさとに愛着と誇りをもてるように、地域づくり、人づくりを推進する。

- ・家庭・学校・地域社会がそれぞれの果たすべき役割を十分認識しながら、互いに連携・協力し合い、自律的で心豊かな人づくりを推進する。
- ・豊かな心と創造性をはぐくむために、読書活動の推進、文化芸術活動の振興、文化財・伝統芸能の保存と活用、県民に親しまれる社会教育文化施設の運営に努める。

一重 点

□ 家庭・学校・地域社会が連携し、社会全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりの推進

(1) 地域における主体的な社会教育活動の支援

地域における社会教育を推進するため、社会教育団体との連携を図り、活動の活発化への支援を行う。

- 課題を明確にした研修会や研究会の推進
 - ・地域別公民館・社会教育委員等の研修会の実施
 - ・社会教育主事等研修の実施
 - ・県社会教育委員の会の開催
 - ・県社会教育推進大会開催の支援
- 社会教育団体との連携の強化
 - ・公民館連合会、社会教育委員連絡協議会、子ども会等との連携の強化

(2) 家庭教育の推進

家庭教育への関心を一層高めるため、自ら学び実践できるよう啓発や各種研修会の開催を推進する。

- リーダー層への指導の徹底
 - ・家庭教育学級リーダー研修の実施
 - ・新任教頭研修や新任校長研修における、家庭教育支援に関する研修の実施
- 地域や企業における家庭教育に対する気運の醸成
 - ・企業内家庭教育研修の実施
- 子どもの基礎学力定着のための家庭学習の充実
 - ・「家庭学習の充実」をテーマにした家庭教育学級の開催（各学校や地域）の支援

- (3) 学校の教育活動を支える体制づくりの推進
 地域で学校の教育活動を支える体制づくりを推進するため、学校支援の中核を担う指導者の育成や資質向上を図る。
 ○学校支援地域本部事業の効果や成果等の普及
 ・重点普及地区（H24：美濃・飛騨地区、H25：岐阜・可茂地区、H26：西濃・東濃地区）
- (4) 子どもたちを見守りはぐくむ環境づくりの推進
 地域で子どもたちを見守りはぐくむ環境をつくるため、市町村で行う放課後子どもプラン推進事業を支援する。
 ○指導者や担当者等の資質向上を図る研修会の充実
 ・危険予知に関するワークショップや、子ども理解に関する課題別ケーススタディ研修等の内容の充実
 ○市町村で行う放課後子どもプラン推進事業の支援
 ・関係市町村で開催する研修会の支援等
- (5) 子どもたちの豊かな人間性をはぐくむ活動の推進
 子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、子どもたちの読書活動を推進し、また、子どもたちの多様な体験活動が行われるよう支援する。
 ・市町村の読書活動推進計画の策定の推進と策定後の具体的活動の普及
 ・県内外の体験活動施設に関する情報の提供

□ 県民に親しまれ、多様な学習活動を支える社会教育文化施設の充実

- (1) 多様な学習活動を支える図書館サービスの充実
 県民の自主的な学習活動を支援するため、県図書館が核となり、その専門性、広域性を生かし、相互貸借の充実や書誌情報等の共有など、県外図書館や市町村図書館、学校図書館等との連携強化を図ることで、県内全域にわたる図書館サービスの向上につなげる。
- (2) 文化施設における、心の豊かさが実感できる企画運営の推進
 県民の自主的な学習活動を支援するため、県有文化施設において、教養を高めるための魅力ある企画事業の運営に努めるとともに、学校の利用や親子での参加が広がるよう、教育普及事業の充実を図る。また、郷土に対する愛着と誇りをもてるよう、ふるさについて学ぶ機会を提供する。
 ・企画展示、所蔵品展示事業の開催
 ・出前授業、体験教室、講演会の開催
 ・「岐阜～ふるさとを学ぶ日」の周知と県有4文化施設の無料開放の実施

※知事部局等と連携した社会教育の推進と文化芸術活動の振興

- 家庭の教育力の向上
 ・基本的な生活習慣や心豊かな子どもの育成にかかわる学習機会の充実や、子育てを支援する教育環境の整備を関係機関と連携して推進する。
- 地域社会の教育力の向上
 ・青少年の体験活動やボランティア活動の機会や参画する機会の提供、情報提供の充実

を図る。

- ・青少年育成関係団体の主体的活動の支援を関係機関と連携して推進する。

○県民の生きがいづくり

- ・児童生徒や県民一人一人が読書活動や、文化芸術活動の振興、文化財・伝統芸能の保存と活用などを通して、心の豊かさが実感でき生きがいがあるよう関係機関との連携を強化する。

第2章 重点事業の概要

第1節 総合指導

社会教育の振興に果たす県の役割は、市町村を包括する広域の地方公共団体として学習情報の提供、学習成果の評価、関係機関・団体等のコーディネートや学習相談を行う人材の養成等の広域連係及び市町村を補完する地方公共団体として支援を行うことにより、県全域の社会教育水準の向上を図ることにある。また、自然愛護や互助の態度、郷土愛のかん養に努める。そのため、次の事項を重点的に推進する。

1 読書活動の推進

(1) 団体育成

県民の読書活動の推進を図るために岐阜県読書推進運動協議会の次の事業を支援する。

また、子どもゆめ基金助成金（子どもの読書活動助成）の活用を広報・啓発する。

- ・岐阜県読書フェスティバル
- ・岐阜県読書感想文コンクール
- ・読書活動研修会

(2) 子どもの読書活動の推進

「岐阜県子どもの読書活動推進計画」（第二次）に従い、家庭・地域・学校が連携しながら、子どもの想像力を広げ、読解力や論理的に考える力、多様な表現力などをはぐくむ読書活動の推進に努める。また、市町村における子どもの読書活動推進計画策定を支援する。

- ・子どもの読書活動の重要性や意義の啓発
- ・読書活動を行う機会や場の充実
- ・優れた取組事例の紹介

2 青少年の地域活動や自然体験活動の促進

青少年の地域活動を企画するには、青少年の関心や地域の実態に即した創意ある活動内容を工夫し、実践意欲の向上に努めることが大切である。そのため地域の課題を把握し、豊かな地域づくりに貢献できる活動が展開できるよう指導・援助する。

また、学校等で活用できる宿泊施設の情報や、地域資源を活かした体験活動プログラムをホームページ上で紹介し、本県の豊かな自然、歴史、文化、人々にふれる体験や集団共同生活体験などの多様な体験活動の充実に向けた取組みを進める。

3 関係機関の連携強化

社会教育委員や公民館職員及び社会教育団体との連携を図り、地域に根ざした学習活動を促進する。

4 指導者研修の内容充実

多様化し、高度化する住民の学習要求に的確に応えるとともに、社会教育推進に関する知識・技能を備えた社会教育担当職員を養成・確保するため、「社会教育主事等研修」及び「司書等研修」等の内容充実に努める。

5 地域課題の解決を目指す総合的社会教育事業の充実

社会教育にかかわる地域課題の解決には、市町村がその実態に応じた計画的、集中的施策を推進する必要がある。そのため「地区別社会教育委員研修会」等において、具体的な事業成果を交流し、全県的な社会教育水準の向上に努める。

第2節 家庭教育

1 家庭教育学級リーダー研修会の内容充実

家庭教育推進活動に関わるリーダー等が家庭教育推進活動のねらい及び岐阜県の子どもの現状と課題を理解し、保護者の実態に応じた運営ができるように研修会を開催する。

2 企業・事業所と連携した家庭教育の支援

家庭の教育力向上を図るため、企業・事業所と連携し、社員研修等の場を活用して、家庭教育の学習機会の充実に努める。

- ・企業内家庭教育研修
- ・(社)岐阜県経済同友会等、経済団体との協定に基づく家庭教育講座の講師派遣

第3節 地域教育

1 地域による学校支援の充実

小学校区または中学校区において、地域のコーディネーター、学校支援ボランティアの人材を発掘・育成し、地域全体で学校の教育活動を支援するための体制づくりを推進する。

2 放課後子どもプランの推進

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する「放課後子ども教室」と、共働きの家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」との連携と円滑な実施に向けた支援や指導者等の研修等を行い、市町村における放課後子どもプランの着実な推進を図る。

第4節 社会教育施設

社会教育の拠点となる図書館や公民館等の社会教育施設においては、その在り方や果たすべき機能を明確にし、必要な支援及び情報提供を行うことにより、県民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら実生活に即した文化的教養を高め得るような環境を醸成する。

県内公立社会教育施設一覧（平成24年4月1日現在）

施設の種類	設置主体	県立	市町村立	その他	計
公民館		0	304	2	306
図書館		1	69	0	70
博物館		4	9	9	22
青少年教育施設		0	25	1	26
視聴覚ライブラリー		1	6	1	8

第5節 成人教育

成人による社会教育活動への参加は、単に学習者自身の向上にとどまらず、学習姿勢そのものが、地域社会や家庭、特に青少年の健全育成に及ぼす影響は大きいといえる。そのため、高齢者を含むすべての成人が、社会教育の意義を理解し、学習活動や地域社会の諸活動に積極的に参加するよう、次の事項を重点的に推進する。

1 公民館事業の推進

市町村の住民のため、實際生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業が効果的に実施できるよう次の事業を行う。

また、行政主導による学習機会の提供にとどまらず、社会教育関係団体の自主企画・運営及びNPO、企業、自治公民館等とのネットワークによる事業展開を支援するため特色ある公民館活動等の事例を収集し情報提供を行う。

(1) 地区別公民館研修会

教育事務所管内を1地区1会場として開催し、公民館活動の一層の定着強化及び各公民館の研究実践を情報交流しあい、公民館関係職員の資質向上を図るための研修会を行う。

(2) 第4回 岐阜県社会教育推進大会

- 期 日 平成24年9月21日(金)
- 会 場 大垣市スイトピアセンター

2 P T A活動の奨励

教育をめぐる価値観の多様化や安全・安心な地域づくりの実践など、時代の変化に対応するため、家庭・学校・地域社会の一層の連携強化を図ることが急務であり、そのためのP T A活動を積極的に推進する必要がある。また、地域における様々な体験活動や奉仕活動など、具体的な実践活動を通して、家族や地域の人々とのふれあいを深めるなど、児童生徒の社会参加を促進するためのP T Aの諸活動に対して支援する。

(1) 岐阜県P T A連合会活動の奨励

県内小中学校のP T Aの発展を推進し、児童生徒の健全な成長を図るための諸活動を支

援する。

(2) 岐阜県高等学校PTA連合会活動の奨励

県内高等学校並びに特別支援学校（高等部）PTAで組織され、それぞれの単位PTAの連絡協調を図るとともに、その健全な発達を促進するための活動に対して支援する。

第6部 文 化

第1章 平成24年度文化振興の方針と重点

文化は人々に感動や喜びをもたらし、人生を豊かにするうえで大きな力となるものです。また、文化は、豊かな心や感性を育み、人間が人間らしく生きるために不可欠なものであると考えます。

今日、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求める傾向を反映し、社会全体として文化振興や心豊かで文化性に富む地域社会づくりへの関心が高まっているとともに、学校、家庭、地域社会が一体となった子育てや生涯学習の場の提供が強く求められています。

このような中で県教育委員会は、全ての県民が文化に対する関心や理解を深めるとともに文化を尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養していくために文化振興の方針と重点を次のように定めます。

一 方 針 一

豊かな心を育み感動の輪を広げる文化の振興

地域の歴史文化、伝統、自然などを活用し、子どもたちがふるさとに愛着と誇りを持てる「ふるさと教育」を推進する。

豊かな心と創造性を育むために、文化芸術活動の振興、文化財・伝統芸術の継承と活用、県民に親しまれる文化施設の運営を推進する。

一 重 点 一

文化芸術活動の振興

- ・ 幼児・児童生徒の創作活動の奨励と発表機会の充実
- ・ 幼児期から発達段階に応じて優れた文化芸術を体験できる機会の充実
- ・ 学校等が推進する文化芸術活動への支援

文化財や伝統芸能の未来への継承と活用

- ・ 文化財や伝統芸能の保存・伝承・活用の支援
- ・ 文化財や伝統芸能に関する調査研究等の推進
- ・ 文化財愛護思想の普及

県民に親しまれる文化施設

- ・ 県民のニーズを的確に把握し、真に心の豊かさを実感できる企画運営や情報提供の推進
- ・ 教育資源として活用される施設運営の推進
- ・ 文化の拠点として機能する施設・設備の充実

第2章 芸術文化活動の振興

第1節 事業の概要

1 幼児・児童生徒の創作活動の奨励と発表機会の充実

多くの幼児、児童生徒が参加できる創作活動を奨励するとともに、その発表の機会を充実するように努める。

◎ 県美術展青年部・少年部の開催

県内の幼児・児童生徒の美術活動の振興と発展を目的に開催しており、本年度で66回を数える。平成23年度（第65回）は岐阜県美術館での開催後、高山移動展（飛騨・世界生活文化センター）と多治見移動展（岐阜県現代陶芸美術館）を開催した。また、応募数及び入選数は次の通りであった。

(1) 第65回岐阜県美術展 青年部 応募点数及び入賞・入選点数

部 門	応募点数	優 秀 賞	入 選	展示点数
絵 画	172	7	43	50
デ ザ イン	240	8	57	65
立 体 造 形	37	3	10	13
書 道	675	24	136	160
写 真	178	7	40	47
計	1,302	49	286	335

(2) 第65回岐阜県美術展 少年部 応募点数及び入賞・入選点数

部 門	区 分	応募点数	優 秀 賞	入 選	展示点数
絵 画 ・ デザイン	幼・保	6,722	33	186	219
	小学校	11,909	57	346	403
	中学校	7,288	32	192	224
	小 計	25,919	122	724	846
書 写	幼・保	242	3	13	16
	小学校	2,062	27	132	159
	中学校	559	8	36	44
	小 計	2,863	38	181	219
合 計		28,782	160	905	1,065

2 幼児期から発達段階に応じて優れた芸術文化に触れる機会の充実

創造性と情操及び芸術活動への参加意欲を高めるために、幼児期から発達段階に応じて優れた芸術文化に触れる機会の充実に努める。

(1) 岐阜県美術展 青年部・少年部の開催（前出）

(2) 子どものための優れた舞台芸術体験事業（巡回公演事業）の開催（文化庁との共催）

優れた舞台芸術の巡回公演等を鑑賞し、芸術文化団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体との共演に参加し、優れた舞台芸術に触れることにより、子どもた

ちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養い、コミュニケーション能力の向上に資するとともに、文化芸術における優れた才能の芽を育てる。

□平成23年度実績：巡回公演事業 17校で開催

3 学校等が推進する文化活動への支援

心豊かな児童生徒の育成を図るため、学校等が推進する文化活動及びその組織の充実・拡大を支援する。

(1) 高等学校文化部活動の育成

高等学校の文化部活動の推進・強化を図るとともに、将来の本県文化の担い手を育成し、県全体のレベルアップに努めるため、文化部活動に対し助成を行う。また、全国高等学校総合文化祭への本県代表校の派遣を助成する。

(2) 子どものための優れた舞台芸術体験事業（派遣事業）の開催（文化庁との共催）

一流の芸術家の派遣による講話、実技披露、実技指導を体験することによる、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養い、コミュニケーション能力の向上に資するとともに、文化芸術における優れた才能の芽を育てる。

□平成23年度実績：派遣事業 15校で開催

4 その他の芸術文化振興を図るための事業

(1) ユネスコ活動の振興 (2) 著作権思想の普及 (3) 国語をめぐる諸問題に関すること

第2節 平成24年度事業計画

事業名		月 日	会 場
第66回岐阜県美術展	青年部	6/14～17	岐阜県美術館
	少年部	6/21～24	岐阜県美術館
第66回岐阜県美術展移動展	高山会場	6/30～7/8	飛騨・世界生活文化センター
	多治見会場	7/14～22	岐阜県現代陶芸美術館
文化庁 「次代を担う子ども の文化芸術 体験事業」	巡回公演事業	6月～12月	小学校14校
	派遣事業	4月～2月	小学校6校 高等学校5校
	「子ども・夢・アートアカデミー」	5月～2月	未定
高等学校 総合文化祭	岐阜県高等学校総合文化祭総会開会式	10/14	可児市文化創造センター ala
	マーチングバンド・バトントワリング・フェスティバル	8/25	下呂交流会館
	囲碁・新人大会	10/14	可児市文化創造センター ala
	文芸部交流会・文芸コンクール	10/21	ハートフルスクエアG
	吟詠剣詩舞発表会	10/6	墨保さくら会館
	民俗芸能発表会	11/4	瑞穂市総合センター
	吹奏楽発表会	10/28・11/4	土岐市文化プラザ・羽島市文化センター
	自然科学系部活動研究発表・交流会	11/3	岐阜市日光コミュニティーセンター
	書道展	11/6～11	岐阜県美術館
	演劇・地区合同公演（6公演）	11/10～12/2	岐阜市市民会館 他
	合唱・連合音楽会	11/10	多治見市文化会館
	放送コンテスト新人大会	11/10	岐阜市市民会館
	美術・工芸展	12/6～9	セラトピア土岐
	写真展	10/30～11/4	岐阜県美術館
	ギター・マンドリン邦楽合奏コンクール	11/10	大野町総合町民センター
	将棋・新人岐阜県大会	10/14	可児市文化創造センター ala
	地域研究・パネル合同展示発表会	10/14	可児市文化創造センター ala
	百人一首かるた交流会	H25. 2/11	大垣市中川ふれあいセンター
	第36回全国高等学校総合文化祭 富山大会	8/8～12	富山県内
特別支援学校文化祭	11/13～18	県民ふれあい福寿会館	

第3章 文化財保護

第1節 事業の概要

文化財は我が国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできない貴重な国民の財産である。長い歴史の中で、幾多の戦火や災害にあいながらも多くの文化財が今日まで保護継承されてきたのは、国民の文化財に対する愛情と保存へのたゆまぬ努力のたまものである。

しかし、昨近の生活様式の多様化により、貴重な伝統的建造物や有形・無形の民俗文化財、伝統的な工芸技術が急速に消滅しつつあり、また、史跡・名勝・天然記念物・埋蔵文化財などは、観光事業・宅地造成・農地開発など諸種の開発事業により、毀損や消滅の危険にさらされている。

幸い、県民の間には文化財の保護と次世代への継承に対する認識と理解が深まり、文化財愛護の思想も浸透しつつある。貴重な文化財を正しく次代に伝承するために、関連機関と連携を密にしながら保護・保存及び活用に努めていく。

1 指定文化財件数

種 別	国指定	県指定	種 別	国指定	県指定
国 宝	7	—	史跡・天然記念物	—	1
重要文化財	143	472	名 勝	3	5
重要無形文化財	4	5	名勝及び天然記念物	2	
重要有形民俗文化財	14	43	特別天然記念物	3	
重要無形民俗文化財	9	59	天 然 記 念 物	34	196
史 跡	23	158	計	242	939

(平成24年4月1日現在)

※他に 地域を定めず指定した特別天然記念物及び天然記念物 8

重要伝統的建造物群保存地区 5

登録有形文化財 188(建造物 187、美術工芸品 1)

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 12

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1

○平成23年度の指定・登録

< 県指定・認定 >

星宮信仰資料(郡上市/重要文化財)

「志野」保持者 林正太郎(土岐市/重要無形文化財)

< 国指定 >

垂井一里塚(垂井町/史跡)※追加指定

< 国登録有形文化財 >

旧櫻井銘木店	店舗兼主屋	岐 阜 市
旧櫻井銘木店	土蔵	同
都筑家住宅	主屋	下 呂 市
旅館かみなか	本館	高 山 市
旅館かみなか	土蔵	同
大丸屋大脇家住宅	主屋	中津川市

2 埋蔵文化財届出事務

(1) 届出件数

平成23年度の埋蔵文化財に係わる提出書類の受付件数は、次のとおりである。

※（ ）の中は文化財保護法の条文を示す。

提出書類	提出者	件数
埋蔵文化財発掘調査の届出（法第92条）	発掘調査主体（大学、財団等）	3
埋蔵文化財発掘の届出（法第93条）	民間開発業者	612
埋蔵文化財発掘の通知（法第94条）	国等の機関	164
遺跡発見の届出（法第96条）	土地所有者・占有者等（民間）	0
遺跡発見の通知（法第97条）	土地所有者・占有者等及び県市町村教委（国等の機関）	14
埋蔵文化財発掘調査の報告（法第99条）	発掘調査主体（県市町村教委）	29
埋蔵物発見届（文化財認定）（法第108条等）	発見者→警察署	112
出土文化財譲与申請書（法第107条）	譲与を受ける者	21
発掘調査終了報告書	発掘調査主体	278
件数合計		1,233

(2) 県内の発掘調査

平成23年度に県・市町教育委員会等が実施した埋蔵文化財の発掘調査は次のとおりである。

番	遺跡の名称	時代	種類	市町村名
1	荒尾南遺跡	縄文～古墳、平安～中世	集落跡、その他の墓、生産遺跡	大垣市
2	砂田・総作遺跡、権現遺跡	古墳～近世	散布地、集落跡	多治見市
3	桐野1号古墳	古墳	古墳	可児市
4	山神古墳	古墳	古墳	可児市
5	湯屋古墳	縄文	集落跡	関市
6	岐阜城跡（確認調査）	中世	城館跡	岐阜市
7	七ツ塚古墳（開発事業（区画整理））	縄文～近世	散布地、集落跡	多治見市
8	領家実相院跡	奈良～中世	社寺跡	大野町
9	円満寺古墳群	古墳	古墳	海津市
10	重竹遺跡	縄文～近世	集落跡	関市
11	池尻大塚古墳	古墳	古墳	関市
12	岩村城跡（遺跡整備）	中世・近世	城館跡	恵那市
13	今渡遺跡	縄文～奈良、中世	散布地、その他の墓	可児市
14	岐阜城千畳敷遺跡（遺跡整備）	中世	城館跡	岐阜市
15	旗本西高木家陣屋跡	中世	城館跡	大垣市
16	妙土窯跡	中世	生産遺跡	多治見市
17	加納城跡	古代～近世	城館跡	岐阜市
18	岩村城跡（学術研究）	中世・近世	城館跡	恵那市
19	桂谷古墳群	古墳	古墳	大垣市
20	桜堂遺跡	中世	散布地	瑞浪市

通番	遺跡の名称	時代	種類	市町村名
21	坊地花ノ木遺跡	奈良～中世	集落跡	関市
22	笠屋石塚遺跡	奈良、中世～近世	集落跡、その他の遺跡(塚)	関市
23	岐阜城千疊敷遺跡、岐阜城跡(確認調査)	中世	城館跡	岐阜市
24	貝津遺跡	縄文、奈良～中世	散布地	美濃市
25	仏生寺上光寺遺跡	弥生～中世	散布地	本巣市
26	宇都宮遺跡	古墳、中世	集落跡	大野町
27	夕田茶白山古墳	古墳	古墳	富加町
28	重竹遺跡	縄文～近世	集落跡	関市
29	七ツ塚遺跡(開発事業(福祉施設))	縄文～近世	散布地、集落跡	多治見市
30	鷲山市場遺跡	古墳～中世	集落跡	岐阜市
31	上県2号古窯跡	中世	生産遺跡	中津川市
32	寺前遺跡	古墳、中世～近世	集落跡	関市
33	昼飯大塚古墳	古墳	古墳	大垣市

3 文化財の調査指導及び保護管理に関する事業

(1) 文化財保存事業

国指定文化財保存事業補助49件、県指定文化財保存事業補助8件のほか、23件の国指定文化財管理費補助を行った。

(2) その他

指定文化財の管理指導、国指定文化財管理、各種団体補助などを実施した。

4 特別天然記念物カモシカ対策に関する事業

平成23年度は以下の事業を行った。

- (1) カモシカ生息巡視－生息巡視員20名を委嘱し、本巣市、揖斐川町、高山市、飛騨市、下呂市、白川村において実施した。
- (2) カモシカ食害対策測定等調査－捕獲したカモシカについて、年齢、雌雄別、妊娠状況などの調査を実施した。
- (3) カモシカ食害対策効果測定調査－下呂市において生息密度、生息環境などを調査した。

5 文化財愛護思想普及に関する事業

- (1) 文化行政担当課長会議－4月27日、市町村の文化行政担当課長と担当職員など、約90名の参加のもと、岐阜県図書館で開催した。
- (2) 文化財保護管理巡視－重要文化財(建造物)、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物などについて、29名の巡視員で行った。
- (3) 文化財愛護標柱の設置－県内に所在する国、県指定の文化財のうち、15件について、文化財愛護標柱を設置した。
- (4) 岐阜県伝統文化継承功績者顕彰－伝統文化の保存・振興に資する活動を永年にわたり行い、その事績が顕著な8人と2団体を顕彰した。
- (5) 無形民俗文化財伝承事業－可児市・中津川市・下呂市・本巣市・瑞浪市・恵那市・養

老町の各市町で伝承教室を開催、後継者不足が著しい地歌舞伎や文楽の太夫師・三味線師等の後継者の育成を行った。

- (6) 第19回飛騨・美濃歌舞伎大会の開催－11月6日、郡上市の「郡上市総合文化センター」に約600名の観衆を集めて開催し、いび祭り子供歌舞伎保存会（揖斐川町）、鳳凰座歌舞伎保存会（下呂市）、可児歌舞伎同好会（可児市）、高雄歌舞伎保存会（郡上市）の各歌舞伎保存会が得意の技を披露した。
- (7) 第16回岐阜県文楽・能大会の開催－11月3日、養老町民会館に約550名の観衆を集めて開催し、付知町翁舞保存会（中津川市）、半原操人形浄瑠璃保存会（瑞浪市）、真桑文楽保存会（本巣市）、室原文楽保存会（養老町）の各保存会が得意の技を披露した。

6 文化財調査記録作成に関する事業

- (1) 岐阜県指定文化財調査報告書第53巻を編集（平成22年度に新たに県が指定した文化財3件について調査結果を公表）した。
- (2) 平成23年度においては、地域統合型GIS「岐阜県遺跡地図」のデータ46件（届出関係）を更新した。

7 鉄砲刀剣類登録に関する事務事業

平成23年度は、岐阜県庁をはじめ各教育事務所内で16回の審査（新作刀審査を含む）を実施し、新規615件・再交付63件の登録と220件の製作承認を行った。

第2節 平成24年度事業計画

平成23年度の事業を引き続き実施するほか、文化財愛護思想の普及や文化財、伝統芸能の調査及び資料収集を推進する。また、国及び県指定文化財等の保護対策の推進、市町村等の文化財や伝統芸能の保存事業を支援する。

第7部 スポーツ

第1章 平成24年度スポーツ推進の方針と重点

－方針－

○「スポーツ王国・ぎふ」づくりの推進

－重点－

1. 生涯スポーツの推進

- ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- ・ぎふ広域スポーツセンターの機能充実
- ・「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」及び県民総参加型のスポーツ大会の実施・充実

2. 競技スポーツの推進

- ・「ぎふ清流国体」での天皇杯・皇后杯の獲得
- ・トップアスリートの育成
- ・指導者の養成及び資質の向上
- ・ナショナルトレーニングセンターの活用

3. 学校における体育・スポーツ

- ・体育授業の充実と運動遊びの奨励
- ・学校運動部活動の活性化・強化
- ・体力づくりの推進

4. スポーツ推進体制（環境）の整備

- ・施設の整備及び運営の充実
- ・スポーツ関係団体等の充実及び連携強化
- ・国際的・全国的スポーツイベントの誘致・開催

第2章 スポーツ推進

平成2年度より「スポーツ王国・ぎふ」の実現を目指し、「県民1スポーツ運動」と「日本一・世界一づくり運動」を展開してきた。

生涯スポーツの推進では、総合型地域スポーツクラブの育成など、地域スポーツクラブを中心に、県民のスポーツ活動の日常化を一層推進し、生涯スポーツ社会の実現を目指す。

競技スポーツの振興では、競技力向上施策を展開し、「ぎふ清流国体」での天皇杯・皇后杯の獲得及びオリンピックなど国際大会で活躍できる日本一・世界一を目指した選手の育成に努める。

第1節 生涯スポーツ

1 現 況

近年における、社会環境・生活環境の変化にともない、県民一人ひとりが各自のライフステージに応じたスポーツ活動を行うことにより、欲求を充足し、心身ともに健康で明るく豊かな生活を築きたいとの願いが強まっている。それは、県民のスポーツニーズの多様化、高度化を示している。

今後、社会情勢を踏まえ、生涯の各時期に体力や年齢、目的に応じて、いつでもどこでも親しむことのできるスポーツの振興を図ることは、本県にとって極めて重要であり、本年度開催される「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」を契機として、県民すべてがスポーツを通じて健康で活力に満ちた生涯スポーツ社会の実現を目指すものである。

2 平成23年度の事業実績

- (1) 県立学校体育施設開放 25校 開放日数1,578日 利用人数 52,133人
- (2) スポーツ推進委員研修会（体育指導委員研修会）
地区別（6地区） 前期6月～7月中の1日 参加者623人
（6地区） 後期10月～11月中の1日 参加者548人
東海四県スポーツ推進委員研究大会、浜松市「アクトシティ浜松」他
2月10・11日 参加者550人

3 平成24年度の施策

- (1) スポーツ指導者の養成・充実
ア 指導体制の整備・充実
イ 指導者の養成と活用の促進
- (2) スポーツ推進組織の充実
ア スポーツ推進体制の整備・充実
イ （公財）岐阜県体育協会との連携強化
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成支援
ア 総合型地域スポーツクラブ育成のためスポーツ関係団体・機関との連携
イ ぎふ広域スポーツセンター（（公財）岐阜県体育協会内）の機能充実
- (4) スポーツ施設の整備と活用の促進
ア 日常生活圏域施設の整備と活用の促進
イ 学校体育施設の計画的開放と活用の促進
ウ 県有スポーツ施設の整備
- (5) スポーツ交流・スポーツイベントの充実
ア 各種スポーツイベントの効果的な実施

4 平成24年度の本事業計画

- | | | | |
|-------------------|-----|----|------|
| ・市町村指導 | 年間 | | |
| ・市町村生涯スポーツ担当者研修会 | 各地区 | 2回 | 計12回 |
| ・各教育事務所スポーツ担当者研修会 | 年2回 | | |
| ・総合型地域スポーツクラブ育成支援 | 年間 | | |
| ・スポーツ推進委員研修会 | 各地区 | 2回 | 計12回 |

- ・ 県立学校体育施設開放 25校
- ・ (財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団関係事業指導 年間
- ・ 岐阜県スポーツ推進審議会 年1回
- ・ 第53回全国スポーツ推進委員研究協議会
- ・ 平成24年度岐阜スポーツ推進委員研究大会 年1回

第2節 競技スポーツ

1 現 況

競技スポーツは、たゆまぬ努力と日々の研鑽によって人間の体力の限界に挑む活動であり、その優れた成果は県民に大きな感動や喜びを与えるとともに、活力と希望をもたらし、さらにはスポーツ推進の先導的な役割を果たしてくれる。

本県では、平成13年度より競技力向上施策を推進し、各種競技団体との連携のもとに、多様な強化事業や指導者養成事業、科学的トレーニング指導等の競技力向上施策を実施している。その結果、国際的・全国的大会において優秀な成績を収める選手が増えてきている。

また、本年開催する「ぎふ清流国体」での天皇杯、皇后杯獲得に向けて、さらなる競技力の向上に努めていく。

2 平成23年度の事業実績

○第66回国民体育大会

天皇杯 4位 (1669.0点) 皇后杯 3位 (958.5点)

競技名	男女総合 (天皇杯)	女子総合 (皇后杯)
ホ ッ ケ ャ	1 位	1 位
フ ェ ン シ ン グ	1 位	2 位
レ ス リ ン グ	2 位	—
弓 道	3 位	1 位
セ ー リ ン グ	3 位	3 位
ラ イ フ ル 射 撃	4 位	3 位
山 岳	4 位	3 位
ボ ウ リ ン グ	4 位	4 位
ボ ー ト	4 位	6 位
馬 術	4 位	8 位
ボ ク シ ン グ	5 位	—
卓 球	6 位	2 位
バ ト ミ ン ト ン	7 位	3 位
ス キ ー	7 位	6 位
体 操	—	5 位
カ ヌ ー	—	7 位
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	—	8 位
ハ ン ド ボ ー ル	—	8 位

※入賞分のみ

◆平成23年度全国高等学校総合体育大会入賞(1～8位)成績(7月28日～8月20日・青森県他)

成績	競技名	団体種目	所属	競技名	個人種目・氏名(年)	所属
優勝	ホッケー 自転車 "	女子 4km団体追抜 トラック学校対抗	岐阜各務野 岐南工 "	新体操	男子個人総合 白井優華(2)	済美
				"	男子スティック 白井優華(2)	"
				"	男子リング 白井優華(2)	"
				フェンシング	女子フルーレ 川村理紗(3)	揖斐
				自転車	3km個人追抜 橋本英也(3)	岐南工
				"	4km速度競走 堀 兼壽(2)	岐阜第一
				水泳(競泳)	男子200m平 加納雅也(3)	県岐阜商
"	男子100m平 加納雅也(3)	"				
2位	新体操 カヌー 自転車 "	女子団体 男子総合 チームスプリント トラック学校対抗 男子総合	済美 八百津 岐阜第一 "	カヌー	男子C-2(500m) 額綱敬太(3)	八百津
				自転車	1kmタイムトライアル 野村真聖(3)	岐阜第一
				"	ポイントレース 川口聖二(3)	岐南工
				ボクシング	ライトフライ級 中村隼大(3)	中京
3位	カヌー 卓球 自転車	男子C-4(500m) 女子団体 男子総合	八百津 富田 岐阜第一	フェンシング	男子フルーレ 伊藤 真(3)	大垣南
				カヌー	男子C-2(200m) 額綱敬太(3)	八百津
				柔道	女子57kg級 野村真聖(3)	篤谷
				"	女子78kg超級 福田あづさ(3)	"
4位	カヌー	男子C-4(200m)	八百津	カヌー	男子C-1(500m) 柘植厚志(3)	八百津
				自転車	ケイリン 長尾拳太(3)	岐阜第一
5位	バスケット 相撲 レスリング ホッケー ボート 卓球 水泳	女子 男子団体 男子団体 男子 男子クォドルプル 女子団体 男子	岐阜女子 岐阜農林 岐南工 岐阜総合 八百津 県岐阜商 大垣東	フェンシング	男子エペ 泉田敦哉(3)	岐阜各務野
				"	女子サーブル 味岡祐奈(3)	羽島北
				ソフトテニス	女子個人 (ペア) 吉田あゆみ(2)	篤谷
				レスリング	50kg級 深尾望月(3)	岐南工
				"	84kg級 青木祐聡(2)	大垣工
				"	66kg級 宮川琢那(3)	岐南工
				柔道	84kg級 洞口幸雄(3)	大垣日大
				ボクシング	66kg級 吉野 隆(3)	中京
				"	ピン級 田中恒成(1)	岐阜工
				"	フライ級 武山祐輝(2)	"
6位	アーチェリー	女子団体	聖マリア	自転車	1kmタイムトライアル 相馬義宗(2)	岐南工
7位				新体操	女子ボール 小出菜子美(2)	済美
				カヌー	男子C-1(200m) 柘植厚志(3)	八百津
				自転車	4km速度競走 渡邊翔太郎(2)	岐南工
8位				新体操	女子個人総合 小出菜子美(2)	済美
				エアトリフィング	53kgトータル 金森直人(3)	海津明誠
				"	53kgスナッチ 金森直人(3)	"
				"	62kgジャーク 山崎宗熙(3)	土岐商
				"	+100kgスナッチ 松岡顕靖(3)	海津明誠
				陸上競技	走幅跳 渡辺 祥(3)	美濃加茂
				体操	男子個人ゆか 鵜飼真弘(2)	中京
				自転車	スクラッチ 森川拳輔(3)	岐阜第一

全国高校総体・年度別入賞数（15～23年度）

※（ ）は冬季大会の入賞数

	年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		順位	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
入賞数	優勝	3(1)	1	3	1	1	0	1	2	4	5	1	1	0	4	5	5	3	8
	2位	2	2	1	3	4	6(1)	0	2	3	1	4	5	3	3(1)	0	7(1)	5	4
	3位	2(1)	3(1)	7	4(1)	7	9	7	8	3	8(1)	1	10(1)	1	4	2	8(1)	3	4
	4～8位	7	13(2)	6(1)	17(2)	8(1)	12(1)	4(1)	11	5(1)	16(1)	7	14(1)	7	14	6	12(1)	9	23
合計		33(5)		42(4)		47(3)		35(1)		45(3)		43(2)		36(1)		45(3)		59	

◆種目別全国大会入賞（1～8位）成績

○平成23年度 第13回全国高等学校女子ウエイトリフティング競技選手権大会
（7月23日～24日・新潟県）

成績	種目名	氏名・学校名
6位	48kg級 総合 スナッチ 5位 ジャーク 9位	石丸 希望（土岐商・3年）
6位	48kg級 スナッチ 総合 10位 ジャーク 12位	水野 友希菜（土岐商・3年）
7位	58kg級 総合 スナッチ 9位 ジャーク 8位	長江 彩加（土岐商・3年）
7位	63kg級 総合 スナッチ 7位 ジャーク 7位	伊藤 沙希（中津・3年）

○平成23年度 第49回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会
（7月28日～31日・広島県つつがライフル射撃場）

成績	種目名	氏名・学校名
優勝	ビームライフル女子団体	済美
3位	〃 男子団体	郡上北
準優勝	ビームライフル男子個人	土屋 陽平（済美・2年）
〃	〃 女子個人	本田 光希（済美・2年）
7位	エアライフル 男子個人	古田 晃希（関有知・3年）
〃	ビームライフル男子個人	村瀬 友哉（郡上北・2年）
〃	〃 女子個人	松巾 亜由（済美・2年）
8位	〃 女子個人	尾関 菜央（済美・2年）

○平成23年度 全国高校ゴルフ選手権大会
（8月4日～8日・三重県津市 COCOPA RESORT CLUB 白山カントリーゴルフコース）

成績	種目名	氏名・学校名
7位	女子・個人の部	鬼頭 桜（美濃加茂・2年）

○第56回全国高等学校軟式野球選手権大会
（8月25日～29日・兵庫県 明石トーカロ球場（明石公園第1野球場）、高砂市野球場）

成績	学校名
優勝	中京

3 平成24年度の施策

- (1) 競技力向上体制の整備・充実
 - ア ジュニアから成年までの一貫した指導体制を整備する。
 - イ 優秀指導者等の招聘による選手強化を促進する。
 - ウ 県スポーツ科学トレーニングセンターを有効活用し、選手等への各種サポート事業や、科学的なトレーニング指導の充実を図る。
- (2) スポーツ推進体制の整備・充実
 - ア 指導者の養成・確保及び資質の向上を図る。
 - イ 各種スポーツ関係団体との連携を強化するとともに、各団体の育成及び充実を図る。
- (3) 国際的・全国的スポーツイベントの誘致・開催
 - ア 全国高等学校選抜スキー大会（ノルディック）の開催を支援する。
 - イ 全日本中学選手権競漕大会の開催を支援する。
 - ウ 高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソンの開催
 - エ ロンドン五輪ホッケー予選大会の開催を支援する

4 平成24年度の主な事業計画

(1) 主な事業

- | | |
|------------------|------------------------|
| ア 国体強化対策事業 | カ 国体特殊器具整備事業 |
| イ 強化指定交付金事業 | キ 日本一指導者づくり事業 |
| ウ ジュニアグロウアップ作戦事業 | ク 高地トレーニング実践強化事業 |
| エ 日本一づくり特別強化事業 | ケ 国体トップアスリート招聘事業 |
| オ 国体特別支援事業 | コ スポーツトレーナー・ドクター活用支援事業 |

(2) 主な大会日程

- | | | |
|-------------------------------|---------------|---------------|
| ・ 県高等学校総合体育大会 | 5月5日～7月1日 | 岐阜メモリアルセンター 他 |
| ・ 東海高等学校総合体育大会 | 6月16日～17日他 | 岐阜県 |
| ・ 全国高等学校総合体育大会 | 7月28日～8月20日 | 新潟県 他 |
| ・ 県中学校総合体育大会 | 7月25日～8月2日 | 岐阜市 他 |
| ・ 東海中学校総合体育大会 | 8月7日～11日 | 静岡県 |
| ・ 全国中学校体育大会 | 8月17日～24日 | 関東ブロック |
| ・ 国民体育大会東海ブロック大会 | 8月18日～19日他 | 愛知県 |
| ・ 国民体育大会本大会 | 9月29日～10月9日 | 岐阜県 |
| ・ 国民体育大会冬季大会（スケート・アイスホッケー競技会） | 25年1月26日～2月1日 | 東京都・福島県 |
| ・ 国民体育大会冬季大会（スキー競技会） | 25年2月16日～19日 | 秋田県 |

第3章 財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

1 平成23年度事業実績

(1) イベント振興事業

平成24年に開催される「ぎふ清流国体」の開催機運を盛り上げるため、平成23年度までの期間、「24国体応援プレイベント」として県民に親しまれるスポーツイベントの開催・誘致に努めた。

① 「24国体応援プレイベントシリーズ」

(ア) 「ソフトボールキャッチボールコンテスト」の開催

岐阜県ソフトボール協会と共催し、県内の小学生を対象に「ソフトボールキャッチボールコンテスト」を開催した。

開催日：平成23年10月15日（土）

会場：岐阜長良川球場

内容：大垣ミナモソフトボールクラブの藤本索子選手の指導をうけ、1チーム9人編成で、1分間にキャッチボールを何回できるかを競った。

参加人数：189人

(イ) 「F C岐阜サッカー教室」の開催

県内初のプロチーム「F C岐阜」との共催による地域社会へのスポーツ文化の浸透、活性化を推進すると共に競技力向上の支援を目的としたサッカー教室を小学生高学年を対象に開講した。

開催日：平成24年1月29日（日）

会場：で愛ドーム

内容：「F C岐阜」の監督及び選手によるハイレベルなプレー・技術指導を体感できるサッカー教室

参加人数：120人

(ウ) 「バレーボール教室」の開催

岐阜県バレーボール協会との共催で、県内の小学生チームを対象に「バレーボール教室」を開催した。

開催日：平成24年3月4日（日）

会場：で愛ドーム

内容：元オリンピック選手の大竹秀之さん、松田明彦さん及び大山加奈さんの指導によるバレーボール教室

参加者数：120人

(エ) 「平成23年度武道フェスティバル in 岐阜」の開催

県内9武道競技団体が一堂に会した「武道フェスティバル in 岐阜」を開催した。演武大会では、8競技団体による迫力ある演武が披露された。また、4日間の期間中に、大会・講習会・練習会などが行われた。

開催期間：平成24年1月14日（土）、15日（日）、21日（土）、22日（日）

会場：で愛ドーム、柔道場、剣道場、相撲場、弓道場、体育室

競技：柔道、剣道、弓道、相撲、銃剣道、空手、なぎなた、少林寺拳法、太極拳

参加者数：延べ2,919人（演武大会1,500人）

② 「生涯スポーツイベント開催事業」

(ア) 「元気であるこまいかキャンペーン」の実施

生涯スポーツ振興策として、誰もが気軽にできるウォーキングキャンペーンを展開。毎月15日を「元気歩きの日」とし、1年間を通して岐阜メモリアルセンター内でスタンプラリーを実施し、当キャンペーンの集大成として11月に「元気で歩こまいかウォーキング大会」を開催した。

また、昨年度に引き続き「連携ウォーキング」と銘打って、県内5地域のウォーキング関連イベントに協賛し、ウォーキングから健康への意識付けを全県的に図った。

○連携ウォーキング

開催日	地域	市町村(場所)	大会名	参加者
6月5日 (日)	中濃	郡上市 (大和町)	長良川清流ウォーク	60人
6月12日 (日)	可茂	美濃加茂市 (健康の森)	ウォークみのかも	84人
8月20日 (土)	飛騨	白川村 (荻町)	第13回ウォークラリー大会	50人
9月23日 (金・祝)	西濃	海津市 (城山小学校)	南濃ウォーキング大会	70人
10月8日 (土)	東濃	多治見市 (星ヶ丘陸上競技場)	うながスポーツの日	100人
10月16日 (日)	中濃	関市 (洞戸事務所)	秋季市民健康ウォーキング	61人
10月23日 (土)	飛騨	高山市 (久々野町)	第5回ふるさと発見てく くウォーキング	200人
10月29日 (土)	可茂	坂祝町 (保健センター)	さわやかウォーキング	28人
12月10日 (土)	東濃	土岐市 (土岐市総合公園)	市民健康ウォーキング	57人

○ロングランスタンプラリー

平成22年10月17日(日)～平成23年9月15日(木)

参加者 1,467人(皆勤者77人)

○元気で歩こまいかウォーキング大会

平成23年11月20日(日)

会場 岐阜メモリアルセンターウォーキングコース(2～3km)

参加者 150人

内容:ウォーキング、軽スポーツ

③ イベント誘致事業

国際的、全国的、全県的なスポーツイベントを積極的に誘致した。また、現在開催されている全国大会等の継続開催に向けて働きかけを行った。

- ・FC岐阜J2リーグ公式戦(4月～3月) 18試合
- ・カンガルーカップ国際女子オープンテニス2011 4月24日(日)～5月1日(日)
- ・がんばろう!日本チャリティー社会人野球大会 4月29日(金・祝)～5月2日(月)

- ・第1回高橋尚子杯ぎふ清流マラソン 5月15日(日)
- ・プロ野球ファーム交流戦(中日VS楽天) 9月4日(日)(雨天中止)
- ・キッズサマーキャンプ2011 8月1日(月)・2日(火)・4日(木)
- ・日本女子ソフトボールリーグ岐阜大会 10月15日(土)・16日(日)
- ・全国高校選抜女子バスケットボール強化大会 1月4日(水)～6日(金)
- ・プロ野球・オープン戦(巨人VS日本ハム) 3月13日(火)
- ・バレーボールV・プレミアリーグ女子
レギュラーラウンド 2月12日(日)
- セミファイナルラウンド 3月16日(金)～18日(日)

④ 情報サービス事業

各情報媒体を活用して財団が実施している事業案内や岐阜メモリアルセンター等で開催されるイベント情報の提供を行った。

- ・情報誌「生涯スポーツ情報」の発行(8月・3月)

⑤ 地域交流事業

「地域ふれあいフェスティバル」の開催

地域住民の交流の場として、岐阜メモリアルセンター周辺校区に施設を開放した。

- ・長良西ドッジボール大会(長良西自治会連合会)

開催日:平成23年6月19日(日)

会場:で愛ドーム

参加者数:300人

- ・長良西スポーツレクリエーション祭(長良西自治会連合会)

開催日:平成24年2月25日(土)

会場:で愛ドーム

参加者数:150人

⑥ 「東日本復興支援事業実行委員会」の負担金

岐阜メモリアルセンター及び周辺で開催された「東日本復興支援事業」の支援を行うとともに、地元の活性化に寄与した。

(2) 生涯スポーツ普及振興事業

「県民1スポーツ運動」と「日本一・世界一づくり運動」からなる「スポーツ『新1・1運動』21」を推進するため、財団が有する機能・ノウハウを発揮して生涯スポーツの普及振興を図った。

① スポーツ教室の開催

県民が自発的にスポーツができる機会を提供するため、年間を通じてスポーツ教室を開催した。

コース名	教室	開催期間	参加人数	参加率(%)
前期コース	おはよう太極拳	5/11～7/13	12(30)	72.1% (227/315)
	おはようウォーキング	5/11～7/13	9(25)	
	健康スイミング	4/21～6/30	16(30)	
	健康テニスA・B	5/12～7/14	57(50)	
	おはようヨーガ	5/11～7/14	28(30)	
	おはようソフトエアロビクス	5/12～7/14	11(30)	

コース名	教 室	開催期間	参加人数	参加率(%)
前期コース	おはようアクアビクス	4/14～6/23	23(40)	
	おはようテニス[水・金]	5/11～7/15	33(30)	
	入門太極拳	5/12～7/14	24(30)	
	チームライフルA・B	7/3～8/28	14(20)	
後期コース	おはよう太極拳	9/7～11/9	15(30)	76.3% (225/295)
	おはようウォーキング	9/7～11/9	9(25)	
	健康スイミング	9/8～11/17	15(30)	
	健康テニスA・B	9/1～11/17	62(50)	
	おはようヨーガ	9/7～11/9	26(30)	
	おはようソフトエアロビクス	9/1～11/17	13(30)	
	おはようアクアビクス	9/1～12/1	35(40)	
	おはようテニス[水・金]	9/2～11/18	31(30)	
	入門太極拳	9/1～11/24	19(30)	
冬期コース	おはよう太極拳	1/11～3/14	16(30)	70.2% (186/265)
	おはようウォーキング	1/11～3/14	8(25)	
	健康テニスA・B	1/12～3/1	39(50)	
	おはようヨーガ	1/11～3/14	30(30)	
	おはようソフトエアロビクス	1/12～3/15	14(30)	
	おはようアクアビクス	1/12～3/22	26(40)	
	おはようテニス[水・金]	1/11～3/2	34(30)	
	入門太極拳	1/12～3/15	19(30)	
8種目34コース実施 参加人数合計638人 参加率72.9%(638/875) 注：()は定員				

② 地域武道振興事業

(財)日本武道館の国庫補助対象事業である「地域社会指導者研修会」及び「地方青少年武道錬成大会」を全国都道府県立武道館協議会との共催事業者として実施した。

(ア)「岐阜県地域社会武道指導者研修会」

武道名：なぎなた

開催日：平成23年7月9日(土)～10日(日)

対象者：一般

参加者：27人

(イ)「岐阜県地方青少年武道錬成大会」

武道名：弓道

開催日：平成23年8月9日(土)～10日(日)

対象者：高校生

参加者：40人

武道名：銃剣道

開催日：平成23年9月10日(土)～11日(日)

対象者：小・中・高校生(東海4県より参加)

参加者：19人

③ トレーニング室の運営

県民の健康志向とスポーツ選手の体力アップ等に対応するため、各種機器を活用したトレーニング方法の指導を行った。

利用者：延べ19,399人（昨年同期：19,806人）

(3) 競技力向上推進事業

「スポーツ王国・ぎふ」を目指す本県の競技力向上の中核施設である岐阜県スポーツ科学トレーニングセンター（SSTC）を拠点として、スポーツ科学に基づいた指導者研修や選手の競技力測定・トレーニング指導を行い、日本のトップクラス更には国際レベルで活躍できる選手の育成を目指し、以下の事業を展開した。

① 指導者養成事業

県内各競技種目の指導者を対象に効果的な研修を実施し、日本一のチームや選手を育てるために不可欠な指導理論や指導方法等を習得した資質の高い指導者の養成を行った。

研修名等	実施期間	参加者予定数等
岐阜県認定スポーツ指導者養成講習会 ※受講期間2年間の1年目	平成23年7月7日 ） 平成24年2月2日	①上級指導者・インテレクチュアルトレーナー講習 受講者 16名（昨年度2名辞退） ②フィジカルトレーナー実習 受講者 5名（今年度1名欠席） ③メンタルトレーナー実習 受講者 5名
「スポーツ王国づくり」研修会	平成23年11月20日	講師：福島大学 白石 豊教授 場所：長良川スポーツプラザ 2階 大会議室 参加者数 84名

② 優秀指導者配置事業

国際的・全国的レベルの競技力を持つ選手やチームを育てた経験を持つ人材を指導者として配置した。

指導者名	種目	競技実績等	指導内容等	指導実績
後藤 寿彦	野 球	元野球日本代表監督	対象：中・高校生 実技指導	7回
山崎 一彦	陸上競技	オリンピック出場（バルセロナ、アトランタ、シドニー）400mハードル	対象：中・高校生 技術・トレーニング指導	5回
山田 青子	バドミントン	オリンピック出場（アテネ） 女子ダブルス トリッキー・ペンダース所属	対象：中・高校生 実技指導	10回
増淵まり子	ソフトボール	オリンピック出場（シドニー） 銀メダリスト 大垣マヒョソフトボールクラブ所属	対象：小学生～成人 実技指導	235回

③ 日本一づくり特別強化事業

多くの県民から期待され「スポーツ王国・ぎふ」を全国にPRできる競技種目を特化し、専門的な指導や科学的トレーニングにより重点的な強化事業を行った。

・野球強化プロジェクト会議

開催実績 平成23年6月1日(水)、平成24年1月31日(火)

- ・ 駅伝強化プロジェクト会議
開催実績 平成23年5月31日(火)、平成24年2月1日(水)
 - ・ 中学生軟式野球強化合宿
平成23年8月3日(水)・4日(木)
- ④ 高地トレーニング実践強化事業
- 「飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア」において高地トレーニングを実施し、選手の競技力向上を図るとともに、高地トレーニングにおける医学的データを収集した。
- ・ スケート 連盟選抜選手 (16名) 7/25～28 4日間
 - ・ クロスカントリースキー 連盟選抜選手 (10名) 8/17～8/21 5日間
 - ・ 陸上競技(中・長距離) 協会選抜選手 (30名) 8/11～14 4日間
 - ・ レスリング 協会選抜選手 (16名) 9/17～20 4日間
- ⑤ スーパージュニアスクール事業
- 新体操において県内各地から卓越した素質のあるスーパージュニア(小学生から高校生まで)を選抜し、スポーツ国際交流員の指導により、少数精鋭による継続的な強化練習を実施した。

種 目	対 象 者	指 導 実 績
新 体 操	小学生～高校生	34回

- ⑥ トップアスリート科学サポート事業
- 平成24年に開催される「ぎふ清流国体」で天皇杯、皇后杯獲得のための選手強化や、オリンピックなどの国際大会で活躍を目指す県内の選手・チームの競技力向上に貢献するため、対象となる競技団体に対し、フィットネスチェックなど6つの専門分野で、サポートを実施した。

また、ぎふ清流国体強化指定選手の中でもジュニア選手、保護者、ジュニア指導者を対象としたジュニアサポート研修会を実施した。

研修会では、ジュニア期に必要な発育・発達に関するスポーツ科学の普及と健全な選手育成を図った。

トータルサポートの実績

(単位：人)

	チェックサポート		アドバイスサポート							
	フィットネス チェック	スキル チェック	メンタルサポート		フィジカルサポート		スポーツボディケア		スポーツ栄養	
			個人	集団	個人	集団	個人	集団	個人	集団
実施人数	1,032	777	188	393	822	2,650	383	116	118	1,435

ジュニアサポート研修会の実績

	開 催 日	会 場	選 手	保 護 者	指 導 者
選手・ 保護者	9月4日(日)	高山ビッグアリーナ	58	20	—
	11月6日(日)	岐阜メモリアルセンター	30	32	—
	11月27日(日)	多治見市総合体育館	23	11	—
指導者	9月19日(月・祝)	高山ビッグアリーナ	—	—	23
	11月20日(日)	岐阜メモリアルセンター	—	—	15
	12月11日(日)	多治見市総合体育館	—	—	16

⑦ スポーツ専門指導員等招聘事業

平成22年度から自主事業として、国体開催種目のスキーをはじめ18種目の競技について、競技力向上を図るに足る専門知識、技術及び指導力を有する指導者を招聘し、県内選手を集中的に指導した。

全国トップレベルの指導を受けることにより、本県の選手及び指導者の強化に係わる意識の醸成と技能の向上を行った。また、少年～成年に対するレベルの高い一貫指導を受けることで、将来を担う選手・指導者の育成に貢献した。

⑧ スポーツ国際交流員配置事業

高度な競技レベルを有する指導者をスポーツ国際交流員として招聘し、県内小中高生等の競技力の向上を図るとともにスポーツを通じた国際交流の促進を図った。

現在招聘しているスポーツ国際交流員

専門種目	交流員名	出身国	招聘期間
新体操	ゲルマノヴァ・ホリスラヴァ	ブルガリア	H20. 8～H23. 8

(4) 県有施設の管理運営事業

当事業団が施設管理者として長年培ってきた経験やノウハウを活用して、最小の経費で最大の利用者サービスを提供できるよう努めた。

① 施設の維持管理

(ア) 岐阜メモリアルセンター

岐阜メモリアルセンターは、平成24年に開催する「ぎふ清流国体」・「ぎふ清流大会」のため、大規模な施設改修工事を実施したが、平成3年の全施設供用開始からすでに21年を経過しており、老朽化に伴うきめ細やかな施設修繕及び改善工事が必要となってきた。このため、利用者に支障を来すことがないよう優先度の高いものから、効率的に施設整備を進めた。

(イ) スポーツ科学トレーニングセンター

岐阜県スポーツ科学トレーニングセンター（SSTC）は、『スポーツ王国・ぎふ』づくりを推進する県の選手強化の拠点施設として、高度な測定機器とコンピュータによるネットワークシステムを駆使し、フィットネスチェック（体力測定）、スキルチェック（動作分析）などを実施し、その結果を基に科学的なトレーニング指導を行い、アスリートの育成を目指した。

測定機器やネットワークシステムの正確性や信頼性を高く維持するため、専門業者と維持管理契約を結び、測定業務が円滑に進むように努めた。

(ウ) 岐阜県長良川球技場（特定者指名）

岐阜県長良川球技場は、県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事のために供する目的で設置され、平成18年4月から指定管理者として当事業団が施設の管理運営を行っている。

厳しい県財政状況により施設管理費の増額も困難なことから、最小の経費で最大の効果を生む施設運営及び利用者サービスの向上を心がけた。

また、利用者が満足していただけるような芝生の管理に努め、今後も利用したいと思われる施設の管理を行った。

② 貸出施設の運営

(ア) 利用者本位のサービスの提供

利用者が「気持ちよく使える施設」と感じていただけるよう、接客サービスの向上（目配り・気配り）と、利用者ニーズの的確な把握と迅速な対応による利用者本位のサービスの提供に努めた。

○接客サービスの向上

・岐阜県団体職員研修協議会主催の接客研修への参加（平成23年12月2日）

○利用者ニーズの把握方法

・利用後のアンケート調査（平成24年2月11日～3月11日）

・「ふれ愛ボックス」（ご意見箱）の設置（常時）

・ホームページの活用（常時）

○ポスター「イベントカレンダー」の発行（6月、9月、12月、3月）

・岐阜メモリアルセンター等で開催されるイベント情報の効率的な提供を行った。

(イ) 施設の安全管理

災害等の緊急事態が発生した場合に、利用者の安全確保を最優先に迅速かつ的確に対応できる体制を構築した。

・消防訓練の実施（平成23年6月14日、9月15日、平成24年1月31日、3月14日）

・普通救命講習会の実施（平成23年12月8日）

・「岐阜県に迫る地震とその対策」講習会の実施（平成24年1月18日）

・AED、担架の設置（常時）

・利用者に対する避難経路の周知（随時）

(ウ) 施設の有効利用

受託管理施設の利用促進を図るため、施設利用者への再利用案内、「県有施設予約システム」を利用したインターネットによる空き状況の提供及び予約受付、イベントカレンダー、生涯スポーツ情報の発行やホームページによるPR活動に努めた。

(5) 駐車場事業

世界イベント村南臨時駐車場の運営

県から借り受けた土地（旧岐阜市立女子短期大学跡地）において有料の臨時駐車場を開設して、「世界イベント村」各施設で行われている大規模イベントに際して、自家用車、団体バス利用者の便宜を図った。

平成23年度実績

開設日数：267日 利用台数：普通車74,449台、バス713台

(6) その他事業

当事業団が実行委員会の事務局を所管している事業の適正な業務運営に努めた。

○スポーツイベントの運営

「ぎふスポーツフェア2011」の運営

主 催：ぎふスポーツフェア2011実行委員会

期 間：平成23年4月16日（土）～5月15日（日）

内 容：各種スポーツの競技会や体験イベント

・カンガルーカップ国際女子オープンテニス2011

・F C岐阜 J 2 公式戦（2試合）

・高橋尚子杯ぎふ清流マラソン

- ・チャリティーマチン社会人野球
- ・日本空手松涛連盟岐阜県空手道選手権
- ・澤田文吉記念棒高跳競技会兼岐阜県春季陸上競技大会
- ・長良川スイミングプラザ無料開放事業 等 計55イベント

来場者数：99,505人

2 平成24年度の事業概要

(1) イベント振興事業

今年度開催される「ぎふ清流国体」・「ぎふ清流大会」の開催機運を高めるため、県民に親しまれるスポーツイベントを開催するとともに、「高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン」の開催支援や「NPO法人岐阜県レクリエーション協会」との連携を図ることにより、広く県民にスポーツの普及振興を図る。

① スポーツイベント開催事業

岐阜県のスポーツ振興拠点として、FC岐阜の選手が指導するサッカー教室やプレミアVリーグ選手によるバレーボール教室などを開催し、競技人口の拡大を図る。また、「ぎふ清流国体」と同時開催される「ぎふ清流大会」の開催機運を高めるため、岐阜県障害者スポーツ協会等と連携して障がい者スポーツフェスティバルを実施する。

予定種目 サッカー・バレーボール・ソフトボール・障がい者スポーツフェスティバル

② イベント誘致事業

国際的、全国的、全県的なスポーツイベントを積極的に誘致する。また、現在開催されている全国大会等の継続開催に向けて働きかけを行う。

主なイベント

- ・カンガルーカップ国際女子オープンテニス
- ・プロサッカーJ2リーグ公式戦
- ・JABAベアブルース杯争奪全国社会人野球大会
- ・高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン
- ・キッズサマーキャンプ
- ・全国高校選抜女子バスケットボール強化大会
- ・プロ野球公式戦及びオープン戦

③ 地域交流事業

ア 地域ふれあいフェスティバル

岐阜メモリアルセンターに隣接する長良西・鷲山・早田3自治会連合会の地域住民の交流の場として、岐阜メモリアルセンターの施設を開放する。

予定事業：地域ふれあいフェスティバル、スポーツ・レクリエーション等事業

イ 施設無料開放事業

長良川河畔で毎年開催される2大花火大会当日に、岐阜メモリアルセンターの施設を一部開放することにより県民の憩いの場として、当施設を多くの方々にPRする。

開放施設：長良川競技場、長良川球場、芝生広場、サンサンデッキ

(2) スポーツ振興事業

事業団が有する機能・ノウハウを発揮して、生涯スポーツを推進（「スポーツ『新1・1運動』21」）する。

① 生涯スポーツ普及振興事業

事業団が管理運営する施設を活用し、県民のスポーツを日常的に行うための一助となるよう、以下の事業を実施する。

ア スポーツ教室の開催

県民が自発的にスポーツができる機会を提供するため、年間を通じてスポーツ教室12種41コースを開催する。

種 目	開 催 期	コ ー ス	定 員	種 目	開 催 期	コ ー ス	定 員
太極拳	前・後・冬	6	各30人	アクアビクス	後・冬	2	各40人
ウォーキング	前・後・冬	3	各20人	スイミング	後・冬	2	各20人
ヨーガ	前・後・冬	3	各30人	ジョギング	冬	1	20人
ソフエアロビクス	前・後・冬	3	各30人	レク・サッカー	前・後・冬	3	各25人
テニス(午前)	前・後・冬	6	各15人	レク・スポーツ	前・後・冬	3	各25人
(夜間)	後・冬	4	各30人	ADL体操	前・後・冬	3	各30人
ヒールライフ	冬	2	各10人	合 計		41	1,030人

イ 地域武道振興事業

(財)日本武道館の国庫補助対象事業である「地域社会武道指導者研修会」及び「地方青少年武道錬成大会」を(財)日本武道館との共催により実施する。

・「岐阜県地域社会武道指導者研修会」

武道名：弓道

開催日：平成24年11月24日（土）～25日（日）

対象者：一般指導者

参加者：40名

・「岐阜県地方青少年武道錬成大会」

武道名：なぎなた

開催日：平成24年12月15日（土）～16日（日）

対象者：小・中・高校生

参加者：70名

(3) 競技力向上推進事業

スポーツ科学に基づいた指導者研修や国体強化指定選手等の体力測定・トレーニング指導を実施し、「ぎふ清流国体」での天皇杯・皇后杯の獲得を目指し、以下の事業を展開する。

① 指導者養成事業

日本一のチームや選手を育てるためには、指導者の指導理論や指導方法等の向上が必要不可欠である。そのため、各競技団体から推薦された指導者を対象にレベルの高い研修を実施して、全国で活躍できるチームや選手をつくることのできる指導者の養成を図る。

具体的には、スポーツ科学トレーニングセンターでの実践的研修や、各種研修会・講習会を開催する。

研修名等	対象者	研修内容等
岐阜県認定スポーツ指導者養成講習会	各競技団体から推薦された者から選考	上級指導者・インテレクチュアルトレーナー養成講習（20名程度） ・メンタル及びトレーニング方法の理論 ・体力測定・評価 ・運動生理学 ・戦術・戦略 フィジカルトレーナー・メンタルトレーナー養成講習（各10名程度） ・フィジカル、メンタルの各部門に関する指導理論と実技・実習
「スポーツ王国づくり」研修会	全国大会で優秀な成績を収めた指導者等	・受講ニーズの高いテーマを設定し講演会・シンポジウムを開催

② 優秀指導者配置事業

国際的・全国的レベルの競技力を持つ選手やチームを育てた経験を持つ人材を指導者として配置し、それぞれの指導者を関係競技団体が実施する練習会や合宿等へ派遣することで、県内の競技力の向上を推進する。

優秀指導者委嘱予定者

指導者名	種目	競技実績等	指導内容
後藤 寿彦	野 球	元野球日本代表監督	対象：中・高校生 実技指導
山崎 一彦	陸上競技	オリンピック出場（バルセロナ、アトランタ、シドニー）400mハードル	対象：中・高校生 技術・トレーニング指導
小林 史和	陸上競技	1500m現日本記録保持者 世界陸上出場（大阪・ヘルシンキ）	対象：中・高校生 実技指導
山田 青子	バドミントン	オリンピック出場（アテネ）女子ダブルストリッキーハンタース所属	対象：中学生～成人 実技指導
増淵まり子	ソフトボール	オリンピック出場（シドニー） 銀メダル獲得	対象：小学生～成人 実技指導

③ 日本一づくり特別強化事業

本県代表のチームや県出身選手の活躍は県民に夢や活力を与えてくれる。多くの県民から期待され「スポーツ王国・ぎふ」を全国にPRできる競技種目を特化し、専門的な指導や科学的トレーニングの導入により重点的な強化事業を行う。

平成24年度の事業内容

種目	対象	内 容
高校硬式野球	中学生・高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀指導者による実践的な指導 ・動作分析による科学的指導 ・中学、高校間の連携、一貫指導体制の確立
都道府県対抗駅伝	中学生・高校生 ・一般	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生から一般まで優秀選手の確保（実業団等への進路づくり） ・高地トレーニングエリア等での合同合宿の実施 ・中学生への重点サポート

④ 高地トレーニング実践強化事業

「飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア」を利用して、県内の陸上中・長距離、スケート、クロスカントリースキー、レスリング等の強化合宿を行い競技力向上を図るとともに、高地トレーニングにおけるコンディショニングチェックやデータ収集・分析による高地トレーニングの科学的サポートを実施する。

⑤ トップアスリート科学サポート事業

ア トータルサポート

今年度開催される「ぎふ清流国体」における天皇杯・皇后杯獲得や、オリンピックなどの国際大会で活躍を目指す県内の選手・チームの競技力向上に貢献することを目的に、「フィットネスチェック、スキルチェック、フィジカルトレーニング、メンタルサポート、スポーツボディケア、スポーツ栄養」の専門分野のサポートを計画的・効率的に実施する。

特に、重点的にサポートする選手やチームには、強化合宿や大会本番での専門分野による帯同サポートを実施する。

イ ジュニアサポート研修会

岐阜県の将来を担うジュニア選手、指導者及び保護者を対象として、発育・発達期に必要な知識や情報、トレーニング方法を学んでもらう研修会を開催し、スポーツ科学の普及と健全なジュニア選手の育成を図る。

⑥ スポーツ専門指導員等招聘事業

今年度開催される「ぎふ清流国体」での総合優勝を目指し、国体開催種目のうち19種目の競技について、競技力向上を図るための専門知識、技術及び指導力を有する指導者を招聘し、県内選手を集中的に指導する。

また、全国トップレベルの指導を受けることにより、少年～成年に対するレベルの高い一貫指導を受けることで、将来を担う選手・指導者の育成に貢献する。

(4) 県有施設の管理運営事業

県から委託を受けて、次の施設の管理運営を行う。

岐阜メモリアルセンター

スポーツ科学トレーニングセンター

岐阜県長良川球技場

① 施設の維持管理方針

長年培ってきた施設管理の経験やノウハウを活用して、最小の経費で最大の利用者サービスを提供できるよう努める。

また、我が国最大のスポーツの祭典である国体の成功に向け、メイン会場としての施設管理に万全を期する。

② 貸出施設の運営

(ア) 利用者本位のサービスの提供

利用者が「気持ちよく使える施設」と感じていただけるよう、接客サービスの向上（目配り・気配り）と、利用者ニーズの的確な把握と迅速な対応による利用者本位のサービスの提供に努める。

- 接客サービスの向上
 - ・授乳室の運営
 - ・接遇研修の実施
- 利用者ニーズの把握と迅速な対応
 - ・「ふれ愛ボックス」（ご意見箱）の設置
 - ・ホームページの活用
- ポスター「イベントカレンダー」の発行（6月、9月、12月、3月）
 - ・岐阜メモリアルセンター等で開催されるイベント情報の効率的な提供を行う。

(イ) 施設の安全管理

災害等の緊急事態が発生した場合に、利用者の安全確保を最優先に迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

- ・消防訓練の実施
- ・普通救命講習会の実施
- ・AED・担架等の設置
- ・利用者に対する避難経路の周知

(ウ) 施設の有効利用

- ・「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の開催について施設利用者に周知するため、本館サービスルーム内にミナモグッズの販売コーナーを設置し、引き続きPR活動を実施する。
- ・国体に必要な施設改修にあたっては、国体後の利用者の利便性を考慮した効果的な設備整備に努める。

(5) 駐車場事業

世界イベント村南臨時駐車場の運営

県から借り受けた土地（旧岐阜市立女子短期大学跡地）において有料の臨時駐車場を開設して、「世界イベント村」各施設で行われている大規模イベントに際して、自家用車、団体バス利用者の便宜を図る。

なお、当事業は収益事業として特別会計で経理する。

収容台数及び利用料金

区 分	収容台数	利 用 料 金
普通車	348台	300円/回
バス	16台	1,000円/回

(6) その他事業

① 「ぎふスポーツフェア2012」の運営

主 催：ぎふスポーツフェア2012実行委員会
期 間：平成24年4月14日（土）～5月13日（日）

- 内 容：各種スポーツの競技会や体験イベント（計56イベント予定）
- ・第65回 J A B A ベーブルース杯争奪全国社会人野球大会
 - ・プロサッカー J 2 リーグ公式戦（F C 岐阜ホームゲーム）
 - ・カンガルーカップ国際女子オープンテニス2012
 - ・高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン
 - ・長良川スイミングプラザ無料開放（一般及び障がい者対象） 他

②「高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン」の支援

主 催：高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会、岐阜陸上競技協会
実行委員会構成：岐阜陸上競技協会、岐阜県、岐阜市、中日新聞社、当事業団
開催日：平成24年5月20日(日)

- 内 容：・ハーフマラソン 9：05スタート
（募集人数）9,000人（参加資格）大会当日18歳以上（参加料）6,000円
- ・3 k m 9：23スタート
（募集人数）1,000人（参加資格）中学生以上（参加料）1,500円

当事業団の役割：会場運営担当…会場設営、運営スタッフ等の管理調整
関連事業担当…ステージ、ブース出展等盛り上げ事業の企画・実施

第8部 健康教育と学校体育

第1章 平成24年度健康教育の方針と重点

県民が生涯を通じて、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送るために、健康教育を推進するとともに、生涯スポーツを振興することが重要な課題である。

これを踏まえ、以下のような方針と重点を設定して、積極的に諸施策の推進に努める。

一方 針一

○運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

一重点一

- 自主的に健康管理する能力や態度の育成
- 運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上
- 健康に関する管理・教育の充実と事故等の未然防止

第1節 学校保健

1 現 況

健康を保持増進し、安全の確保を図ることは、あらゆる教育活動の基盤を培うものであり、健康な心と体で充実した生活を送ることは人生の目的である。

本県においては、関係機関、団体との連携を密にしながら、保健安全についての諸施策を積極的に推進してきた。この結果、学校における保健安全に対する積極的な取組が見られるようになってきた。しかし、児童生徒の健康状態を見ると、アレルギー疾患の対応、生活習慣病の低年齢化、不登校やいじめなどの心の健康問題など新たな課題が生じてきている。

このため、各学校においては、計画的な健康管理の徹底と日常生活に密着した保健・安全教育の充実を図り、自ら健康で安全な生活を営む能力や態度の育成に努めなければならない。これらの推進に当たっては、全校体制による組織的活動の充実強化と、家庭や地域社会と一層緊密な連携を図ることが必要である。

2 平成23年度の事業実績

(1) 学校保健指導

ア 小・中学校、養護教諭郡市代表者会	参加	28人
イ 高等学校・特別支援学校保健担当者会	〃	177人
ウ 小・中学校保健安全講習会（各教育事務所ごとに開催）	〃	1,166人
エ 環境衛生活動優良校・学校歯科保健優良校		66校（園）
オ 歯・口の健康づくり推進指定校（平成23～24年）	大垣市立静里小学校	
カ 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業		21校
キ 薬物乱用防止教室講習会		64人

(2) 児童生徒の健康管理

ア 尿検査（県立学校全員）	受診46,139人（うち要精検1,774人）
---------------	------------------------

- イ 心電図集団検診（県立高校1年＋県立特別支援学校〈小・中・高1年〉）
受診15,707人（うち要精検 709人）
- ウ 胸部X線間接撮影（県立高校1年＋県立特別支援学校〈小・中・高1年〉）
受診15,312人（直接撮影 25人）

(3) 各種団体との連携

- ア 県医師会学校医部会、県歯科医師会母子・学校歯科保健委員会、県学校薬剤師会との連携
- イ 県学校保健会との連携並びに指導助言
- ウ 県教育研究会保健部会との連携並びに指導助言

3 平成24年度の施策

「自主的に健康管理する能力や態度の育成」を重点とし、次に掲げる施策を積極的に推進する。

(1) 全校体制の充実強化

- ア 学校保健計画・学校安全計画の共通理解による組織的な校内体制の確立
- イ 学校保健安全委員会の活性化による学校と家庭、地域社会が連携した健康・安全課題の解決

(2) 指導者の資質の向上

- ア 各種講習会の内容の充実と運営の改善
- イ 保健安全に関する実践的研究の推進
- ウ 医師、臨床心理士、薬剤師、大学の専門教官等の講師派遣

(3) 保健安全指導・管理の充実強化

- ア 保健安全に関する施策の促進
- イ 健康診断と事後措置の徹底
- ウ 疾病異常のある児童生徒の管理と指導の強化
- エ 学校環境衛生検査及び安全点検の実施
- オ 様々な健康課題に対する健康相談の実施
- カ 学校・家庭・地域社会の連携強化

4 平成24年度の主な事業計画

(1) 保健教育の充実

- ア 学校保健活動の振興
 - ・性に関する指導講習会の開催
 - ・薬物乱用防止教室講習会の開催
 - ・生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり
推進事業（大垣市立静里小学校）
 - ・学校歯科保健推進指定校（揖斐郡、高山市）
 - ・学校保健、学校歯科保健優良校等表彰事業
- イ 指導者の資質の向上
 - ・保健安全講習会等の開催
 - ・学校保健安全中央研修会等への受講者派遣

(2) 保健管理の充実

- ア 学校環境衛生活動の推進
 - ・学校環境衛生審査の実施
 - ・優良校の取組の普及啓発

- イ 児童生徒の健康診断
 - ・心電図集団検診の実施
(県立高校1年、県立特別支援学校高等部1年生、
中学部1年生、小学部1・4年生)
 - ・岐阜県方式による学校検尿の実施(県立学校全員)
 - ・結核対策委員会の開催
 - ・胸部X線間接撮影(高校1年生)
- (3) 組織活動の充実
 - ア 学校保健安全委員会の育成強化 ・教育事務所を通じての指導助言
 - イ 関係団体等の連携強化 ・学校保健関係団体等の指導助言
 - ウ 学校保健課題解決支援事業 ・地域における連携体制の強化
- (4) 国庫補助事業の指導
 - ア 要保護児童生徒援助費補助金
 - イ へき地児童生徒援助費等補助金

第2節 学校給食

1 現 況

学校給食は、これまで「児童生徒の心身の健全な発達に資する」ことをねらいとして、学校の教育活動の一環として実施されてきた。このため、本県においては、学校給食の普及はもちろん、栄養のバランスのとれた魅力ある食事の提供と、給食の時間を通して望ましい食習慣の形成や勤労奉仕の精神、連帯感、責任感等の育成が図られるよう努めてきた。この結果、学校給食の実施率は小・中学校とも100%と普及し、食事内容は年々向上してきている。

しかし、近年、食生活の多様化が進み、偏った栄養摂取など児童生徒の食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、学校において食育を推進することが喫緊の課題となっている。同時に、本来食に関する課題を中心となって担うべき家庭においても、保護者自身の食生活の在り方が問題になっている。

このような中、平成17年に食育の推進を国民運動として総合的・計画的に推進するための「食育基本法」が施行され、翌年には「食育推進基本計画」が決定された。また、平成21年には学校給食法が改正され、学校における食育の推進が目的に位置付けられるとともに、学校給食管理に加えて食に関する指導も本務とする栄養教諭が、学校給食を活用した食に関する指導を充実させることについても明記された。

これらを受け、本県においては、「岐阜県教育ビジョン」の重要施策の一つに食育の推進を掲げ、学校給食の果たす今日的役割を認識し、時代に即応した魅力ある学校給食が実施できるよう取り組み、「児童生徒が食に関する正しい知識と適切な判断力を養う」ことができるよう、学校の教育活動全体を通して食に関する指導を行っているところである。特に、学校給食は、食事についての正しい理解と健全な食生活を営むための判断力の育成や望ましい食習慣、社交性や協同の精神、感謝の心や勤労を重んずる態度、食文化についての理解などの場として位置付く大切な教育活動である。したがって、学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて魅力ある給食の時間を設定するとともに、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図っていかなければならない。そのため、食育推進の中核を担う栄養教諭を平成21年度は3人から80人に大幅に増員し、平成23年度は115人、平成24年度は125人に任用・配置を進め、各学校の食に関する指導の全体計画を作成するとともに、家庭や地域との連携による食育推進委員会等の組織体制を整備しているところである。

学校給食施設設備においては、その整備に努力してきたところであるが、学校給食の食事内容の向上や献立の多様化、さらには衛生管理の徹底を図るためにも、一層の充実を図ってきたい。また、学校給食への県内産農産物の活用については、安全安心な食事の提供や食に関する指導の充実を図るために、「学校給食地産地消推進事業」により、県産米、小麦粉、大豆、きのこ類、ぎふクリーン農産物、飛騨・美濃伝統野菜、市町村内野菜・果物等を補助対象品目とし、県内産農産物の一層の需要拡大を図っている。

2 平成23年度の事業実績（資料編参照）

(1) 学校給食指導

ア 研修会の実施

- ・栄養教諭・学校栄養職員研修会 参加者 182人
- ・市町村教育委員会及び県立学校給食担当者会 " 73人

イ 学校及び研究団体の指導

- ・計画及び要請による学校給食等に関する指導・助言

ウ (財)岐阜県学校給食会に対する定期的な運営会議による指導監督

エ 国庫補助事業の指導

- ・要保護・準要保護児童生徒援助費補助

(2) 学校給食の衛生管理指導

ア 市町村の学校給食施設設備に係る指導・助言及び国庫補助事業の適正な指導監督

イ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究（文部科学省委託事業）

- ・市町村学校給食施設26箇所
- ・県立特別支援学校3校

ウ 学校給食衛生管理訪問

- ・県立特別支援学校3校

(3) 学校給食の栄養管理指導

学校給食に従事する栄養教諭、学校栄養職員の栄養管理・調理技術の向上を図るための調理実技講習会の開催

(4) 学校給食の物資管理

給食物資の適正な品質確保と管理の徹底

- ・学校給食用パン抜き取り検査：年3回実施、実施月日6/9、11/17、3/2

(5) 食に関する指導

ア 栄養教諭を中核とした食育推進事業（文部科学省委託事業）

- ・各務原市川島地区

イ 食育推進実践指定校と給食センター

- ・揖斐川町立大和小学校、関市安桜小学校、美濃加茂市給食センター、多治見市立北栄小学校、飛騨市立高山西小学校

ウ 家庭の食育マイスター推進事業

- ・県内全ての小学6年生児童（20,828人）に委嘱状を交付、学校と家庭をつなぐ食育を推進

(6) 学校給食等実態調査

児童生徒の実態及び食に関する指導等の状況把握による「岐阜県の学校給食」作成

3 平成24年度の施策

子どもたちが自ら望ましい食生活を実践できる態度を身に付けることができるよう、学校と家庭をつなぐ食育を重点とし、栄養教諭を中核とした施策を積極的に推進する。

- (1) 学校・家庭・地域が連携した食育推進体制の整備
 - ア 地域の食育推進組織の立ち上げ支援
 - ・岐阜県食育検討委員会における各地域の推進組織・体制の整備に係る実態把握と課題解決
 - イ 家庭における望ましい食生活の実践を支援するための連携づくり
 - ・学校と家庭をつなぐ食育実践プロジェクト「家庭の食育マイスター」推進事業を活用した連携
- (2) 学校の教育活動全体を通して行う食に関する指導の充実
 - ア 幼保小中高を見通した食に関する指導全体計画・年間指導計画の工夫・改善
 - ・教科等の特性を踏まえた関連付けの工夫
 - イ 子どもを通して家庭の食育に対する意識の向上を図るための指導プログラムの作成
 - ・家庭の状況や子どもの生活スタイルに応じた食実践プロジェクトの推進
 - ウ 各地域の推進組織を生かして主体的に取り組む食育実践プロジェクトの普及啓発
 - ・事例収集と実践活用事例集の作成
- (3) 栄養教諭の学校内外におけるコーディネート力の向上
 - ア 学級担任等他の教職員との連携
 - イ 地域の食育関係機関・団体等との連携
 - ウ 調理場形態(単独校・共同)に応じた役割の明確化

4 平成24年度の主な事業計画

- (1) 市町村・学校に対する指導助言
 - ・岐阜県食育検討委員会の設置による実態把握と課題解決
- (2) 給食管理の強化
 - ア 県内産農産物の利用促進
 - イ 学校給食用牛乳飲用の推進
 - ウ 学校給食の衛生管理等に関する調査研究(文部科学省委託事業)の推進
- (3) 食に関する指導の充実
 - ア 指導者の資質の向上
 - ・栄養教諭及び学校栄養職員に対する研修会の開催並びに指導助言
 - イ 栄養教諭を中核とした食育推進事業(文部科学省委託事業)
 - ・指定地域：恵那市山岡地区
 - ウ 家庭の食育マイスター推進事業
 - エ 実践活用事例集の作成
- (4) 学校給食等に関する調査の実施
 - ア 学校給食施設設備調査の実施
 - イ 学校給食等実態調査の実施
 - ウ 「岐阜県の学校給食」の作成

第3節 学校安全・部活動

1 現 況

・学校安全

学校を取り巻く諸環境は、社会情勢に伴い大きく変化している。従来からの交通安全や防犯に加え、災害安全が重要になってきている。特に、学校における防災管理及び防災教育の推進が求められている。

学校安全については、校内の組織体制の充実はもとより、家庭、地域、警察等と密接な連携を図ることが必要である。

また、「自分の安全は自分で守る」という観点から、すべての教育活動を通して、子ども自身の「危険予測能力」・「危険回避能力」・「危険対処能力」等の育成に努めなければならない。

・部活動（運動部活動）

教育活動の一環として行う運動部活動は、スポーツの楽しさに加えて、体力の向上や人間的な成長、友達づくりが充実するなど多くの効果をあげると同時に、学生生活の充実の一助となっている。

一方、運動部活動は多くの課題を抱える状況にある。行きすぎた指導、顧問の実技指導の問題や高齢化、部員数の減少などが取りあげられる。このような状況下において運動部活動の意義を改めて踏まえるとともに、「生きる力」の育成に大きく貢献できる運動部活動の活性化を図る必要がある。

2 平成23年度の実績

(1) 運動部活動

ア 強化運動部指導者派遣事業

対象学校・派遣人数・回数 高等学校 75人・年間24回（1人につき24回）

(2) 学校安全

ア 安全に関する資料や交通事故等に関する資料等の配布

イ 健康教育指導者養成研修（学校安全コース）（中央研修会）

ウ 学校安全教室推進講習会

6月22日	岐阜地区	6月23日	美濃・可茂地区
6月29日	東濃地区	6月30日	飛騨地区
7月1日	西濃地区		

エ 学校安全ボランティア組織養成研修会

期日・場所	7月14日	岐阜地区	9月8日	西濃地区
	9月27日	東濃地区	9月28日	飛騨地区
	10月4日	美濃地区	10月6日	可茂地区

3 平成24年度の施策

(1) 運動部活動

望ましい運動部活動の具現化のために、次の点について配慮する。

ア 体育・保健体育及び体育的行事、運動部活動等の関連を図り、基礎的な体力を培う。

イ 活動目標を明確にし、能力や意欲に応じた指導に努める。

ウ 保護者及び、地域の社会人指導者との連携を図り、活動内容の充実を図る。

(2) 学校安全

学校安全計画を見直し（学校や地域、児童生徒の実態に応じたものに改善）、安全な学校生活を送ることができる環境づくりに心がけると同時に、安全に関する意識の高揚を図る。

- ア 「学校安全 管理・教育の手引」改訂版の活用
- イ 防災教育の推進
- ウ 危機管理体制の見直し
- エ 学校安全ボランティア組織の育成・普及
- オ 交通事故防止の徹底、交通安全教室の推進
- カ 効果的な安全点検の実施

4 平成24年度の主な事業計画

(1) 運動部活動

- ア 運動部活動指導者研修会（ハンドボール・ソフトボール）
- イ 強化運動部指導者派遣事業（高等学校100人・年間24回（1人につき24回））

(2) 学校安全

- ア 学校安全教室推進講習会（交通安全・生活安全・災害安全）
- イ 学校安全ボランティア組織養成研修会
- ウ 健康教育指導者養成研修（学校安全コース）
- エ 安全に関する資料や交通事故等に関する資料等の配布

第4節 学校体育

1 現 状

- 幼児児童生徒に運動習慣を身に付けさせるため、学校の特色ある活動に体力づくりを位置付け推進している学校が増えている。
- 身に付けさせたい資質や能力を明らかにし、指導目標や評価規準を明確にした授業実践や研究会が多くなっている。
- 一人一人が運動の楽しさや喜びを味わうとともに、運動技能や学び方を身に付けることができる指導を充実する必要がある。

2 平成23年度の事業実績

各種の講習会及び事業の実施により、学校体育指導者の資質向上を図ることができた。

(1) 指導者の資質向上

ア 小学校体育実技指導者講習会

岐阜地区	（7月22・23日	参加者	110名）
西濃地区	（7月22・23日	参加者	78名）
美濃・可茂地区	（8月5日	参加者	89名）
東濃地区	（8月5日	参加者	65名）
飛騨地区	（7月23日	参加者	41名）

イ 中学校体育実技指導者講習会

（8月23・24日	美濃・可茂地区	参加者	82名）
（8月25・26日	東濃地区	参加者	81名）

ウ 高等学校体育実技講習会

岐阜・西濃地区 (11月6日 参加者 34名)
中濃・東濃・飛騨地区 (6月27日 参加者 34名)

(2) 児童生徒の体力向上

ア 体力優良校表彰

表彰校数 (小学校 6校 中学校 6校 高等学校 5校)

イ チャレンジスポーツinぎふ

参加数 (1,281チーム)

表彰校数 (小学校 137チーム 中学校 19チーム 特別支援学級 6チーム
高等学校 1チーム)

ウ 児童生徒の体力・運動能力調査

抽出校による新体力テストの実施により、小学校・中学校・高等学校の実態を調査するとともに、その結果をまとめ、各学校における体力づくりの資料として活用できるように工夫した。

3 平成24年度の重点

- (1) 自ら運動に親しむ資質や能力を育て、体力の向上を図る。
 - ・児童生徒が運動技能を身に付け、仲間と一緒に運動する楽しさや喜びを味わうことができるようにする。
 - ・新体力テストなどで把握した実態を基に、発達の段階に即した適切な運動の機会を計画的・継続的に位置付け、体力の向上を図るようにする。
 - ・体育、保健体育科の指導については、運動の特性及び児童生徒の実態を踏まえ、指導のねらいと評価規準を明確にした指導計画を作成する。また、一人一人の学習状況を的確にとらえ、指導と評価の一体化を図った展開を工夫し、個やグループに応じたきめ細かな指導を充実させる。
- (2) 体育、保健体育の時間はもとより、日常生活における運動実践の場を充実させる。
 - ・小学校では、多様な運動経験を大切に、体育の時間や体育的行事等との関連を図った日常的な運動実践の場を充実させる。
 - ・中学校、高等学校では、運動部活動へ意欲的に参加させ、活動に充実感がもてるよう、運営方法や指導方法について工夫する。
 - ・生涯スポーツの基盤づくりと体力の向上を目指し、学校・家庭・地域社会における体育的実践を通して、自ら進んで運動を実践する習慣を身に付けることができるようにする。
 - ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など地域との連携を図ったスポーツ活動の推進に努める。
- (3) 児童生徒の安全を確保するとともに、十分な運動量が確保できるよう、環境整備に努める。

4 平成24年度の主な事業計画

(1) 各種講習会の実施

ア 小学校体育実技指導者講習会 (7月～8月、5地区、各2日間、体づくり運動・ゲームボール運動・表現運動・器械運動・水泳)

イ 中学校体育実技指導者講習会 (8月 西濃地区 2日間、武道 (柔道・剣道から選択)・ダンス)

ウ 高等学校体育実技講習会（6月 中濃・東濃・飛騨地区 柔道・剣道 1日）
（7月 岐阜・西濃地区 体力づくり 1日）

(2) 児童・生徒の体力向上

ア 体力優良校表彰…体力づくりの優れた取組をし、成果を収めている学校を表彰

イ チャレンジスポーツinぎふの各種目の上位校を表彰

(3) 体力運動能力実態調査（4～6月）

ア 小学校…全学年

イ 中学校…全学年

ウ 高等学校…全学年

{ 小学校（抽出校） 66校
中学校（抽出校） 32校
高等学校（全日制） 63校
高等学校（定時制） 11校

「平成24年度版 岐阜県の教育」の後半、「第9部 教育機関等」「第10部 教職員の健康管理と福利厚生」「第11部 奨学事業及び学校安全」「教育関係資料」については、岐阜県教育委員会のHPに掲載してあります。

HP掲載箇所は下記の通り

岐阜県HP トップ>教育・文化スポーツ>教育委員会>広報・広聴>岐阜県の教育

平成24年7月発行

発行 岐阜県教育委員会

編集 岐阜県教育委員会事務局

教育総務課
